



Tokyo University of Agriculture and Technology

2

国立大学法人
東京農工大学

学生便覧

Campus Guide

0

1



7

平成29年度 学年暦

月 日	事 項	備 考
4月 1日 (土)	学年開始、前学期開始	
4月 5日 (水) 5日 (水) 8日 (土)	定期健康診断	
4月 7日 (金)	入学式 (春季)	
4月 10日 (月)	新入生オリエンテーション	
4月 11日 (火)	授業開始	
5月 20日 (土)	水曜日の授業を実施	
5月 31日 (水)	創立記念日	通常どおり授業実施
6月 17日 (土)	木曜日の授業を実施	
7月 17日 (月)	海の日	通常どおり授業実施
7月 22日 (土)	金曜日の授業を実施	
7月 25日 (火) 7月 31日 (月)	前学期調整期間	授業期間内(4月11日～7月24日)に、 学修の評価ができなかった場合に使用 します。
8月 1日 (火) 9月 30日 (土)	夏季休業	
9月 20日 (水)	修了式 (秋季)	
9月 30日 (土)	前学期終了	
10月 1日 (日)	後学期開始	
10月 2日 (月)	授業開始	
10月 4日 (水)	入学式 (秋季)	
11月 3日 (金)	文化の日	通常どおり授業実施
11月 10日 (金) 11月 12日 (日)	学園祭	
11月 23日 (木)	勤労感謝の日	通常どおり授業実施
12月 23日 (土) 1月 4日 (木)	冬季休業	
1月 5日 (金)	授業開始	
1月 30日 (火) 2月 7日 (水)	後学期調整期間(2月2日、2月5日は通常授業のため除く)	授業期間内(10月2日～1月29日、2月2日、2月5日)に、学修の評価ができなかった場合に使用します。 なお、2月6日(火)は金曜日、2月7日(水)は月曜日の授業の調整日とします。
2月 8日 (木) 3月 31日 (土)	春季休業	
3月 27日 (火)	卒業式・修了式	
3月 31日 (土)	学年終了、後学期終了	

注)

1. 年度の途中で日程を変更することがある。
2. 「生物システム応用科学府」(「共同先進健康科学専攻」を除く)では、四学期制を採用する。
ただし、原則的に学府及び学部に応用する学年暦を準用する。
3. 「工学府産業技術専攻」では、学府及び学部に応用する学年暦を原則的に準用するが、夜間及び土曜日の開講を考慮し、多少変更することがある。
4. 「共同獣医学科」では、学府及び学部に応用する学年暦を原則的に準用するが、岩手大学との授業実施の必要性を考慮し、多少変更することがある。

入学おめでとうございます！

学長 大野 弘幸



みなさん、入学おめでとうございます。東京農工大学の教職員を代表してみなさんの入学を心からお祝いします。

大学には自由があります。皆さんは自分をさらに磨き、大きく羽ばたくために本学に入学してきたのですから、思いっきり目標に向かって突き進んで下さい。目標がはっきりしていない人は人生をじっくり考えるのも良いでしょう。同時に自由には責任が伴います。受講科目などを自分で選ぶのはもちろん、毎日の生活の仕方も自分で決めることになります。こうして責任を持って自由を楽しめることが大学の良さで、我々は皆さんが個性的に育つように見守り、かつ適切に助言や指導を行います。自分で選び決定することに不安を抱く人も多いでしょう。でも心配はいりません。本学には学生相談室やチューター制度などがあり、いろいろなアドバイスを貰えます。また、学科やクラブなどの先輩からのヒントも有用でしょう。

さて、みなさんが入学してきた東京農工大学は、1874年に設置された内務省勸業寮内藤新宿出張所農事修学場および蚕業試験掛をそれぞれ農学部、工学部の創基とし、既に140年以上の歴史があります。人類社会の基幹となる農業と工業を支える学問領域を中心として、幅広い関連分野をも包含した全国でも類を見ない「個性が光る科学技術系大学」として発展し、多彩な方面で活躍できる人材を輩出しています。本学は「世界の平和と社会や自然環境と調和した科学技術の進展に貢献するとともに、課題解決とその実現を担う人材の育成と知の創造に邁進する」ことを基本理念としています。ですから、皆さんはこれから様々な講義、演習、実験などを通じて学術の基礎を作り、キャンパスライフを楽しみながら豊かな人間性を育み、かけがえのない友人を作って社会に巣立つことができます。皆さんが思い思いの夢に向かって努力し、夢を現実のものにできるような実力をつけることを、私たち東京農工大学の教職員は応援し支援します。教員も世界で活躍し、第一線で様々な分野をリードしています。研究室に配属されれば皆さんと一緒に世界を相手に最先端の研究を進めることになります。

大学生生活を始めるにあたり、お願いがあります。一つは周りの人たちへの思いやりの心を忘れないでほしいことです。ひとりでは生きていけません。家族をはじめ色々な方々からの支援があって皆さんが学生生活を楽しむことができるということを忘れないで下さい。もう一つは、失敗を恐れずにチャレンジすることです。人生はうまく行かないことばかりです。失敗して色々なことを学び、想定外のことを認識し、それを経験値として蓄え、さらにチャレンジすれば、しなやかで強い社会人になるでしょう。うまく行くことばかりを選ばないで下さい。失敗するから人生は楽しいのです。同じ過ちを繰り返さず、工夫を重ね失敗を克服できれば達成感が得られ、次の目標にチャレンジする意欲が湧いてくるでしょう。

皆さんには心から期待しています。大いに努力して大学生生活を楽しみ、学び、より良い世界の実現を共に目指しましょう。

— 目 次 —

- 東京農工大学憲章
- ハラスメント防止声明
- キャンパスマップ
- キャンパスライフQ&A
- 学務情報システムSPICAのご案内
- 重要なお知らせ（必ず読んでください）
- 大規模地震が発生した場合の心得
- AEDを設置しています！！

I 学 生 生 活

- 相談・手続の窓口** 1
1. 学生サービス担当
 2. 学生支援室等での事務
 3. クラス担任【アドバイザー】
 4. 学生生活委員
 5. オフィスアワー
 6. 個人情報について
 7. 学生の諸証明書交付等
 - (1) 学生証
 - (2) 通学定期乗車券購入証明書
 - (3) 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）
 - (4) 証明書自動発行機
 - (5) 各種証明書の交付
及び各種願出（届出）書の手続き等
 - (6) 住所変更の手続き
 8. 休学、復学、退学の諸手続について
 9. 学校感染症に罹患した場合の授業の取扱いについて
 10. 学内交通について
 - (1) 府中キャンパス構内交通について
 - (2) 小金井キャンパス構内交通について
 11. 修学・生活上の注意等
 - (1) 受験心得
 - (2) 本学における禁煙対策について

- 健康・相談** 13
1. 保健管理センター
 2. 特別修学支援室
 3. 学生相談
 4. ハラスメント相談
 5. 学生保険

- 経済・生活** 20
1. 日本学生支援機構奨学金
 2. 東京農工大学奨励奨学金
 3. 東京農工大学教育研究振興財団奨学金
 4. 地方公共団体・民間団体等の各種奨学金
 5. 授業料の免除及び徴収猶予
 6. アルバイト
 7. 住まい
 - (1) 学寮（男子寮・女子寮）
 - (2) 賃貸アパート等

- 進路・就職** 28
1. 就職
 - (1) 進路・就職指導体制
 - (2) 進路・就職相談室
 - (3) 就職情報コーナー
 2. 進路（就職・進学）ガイダンス
 3. 進路・就職ガイドブック
 4. 求人情報について

- 課外活動** 30
1. 課外活動について
 2. 課外活動上の心得
 3. 学生の行事・催し
 - (1) 農工祭
 - (2) 東京地区国公立大学体育大会
 - (3) 東京地区国公立大学連合文化会・美術展
 - (4) 三大学体育大会
 4. 貸出備品

- 学生生活関係施設等** 34
1. 福利厚生施設
 2. 合宿研修施設
 - (1) 館山荘（アカデミーハウス館山）
 - (2) 工学部合宿研修施設
 3. 体育施設等の使用について
 1. グラウンド
 2. 総合屋内運動場
 3. テニスコート
 4. ゴルフ練習場（府中地区）
 4. 学外共同利用施設
 - (1) 山中共同研修所
 - (2) 草津セミナーハウス
 - (3) 財団法人大学セミナーハウス

- 国際交流関係** 45
1. 国際センター
 2. 国際交流会館
 - (1) 府中国際交流会館
 - (2) 小金井国際交流会館
 - (3) 一橋大学国際学生宿舎
 3. 海外への留学について
 - (1) 短期語学研修
 - (2) AIMSプログラム
 - (3) 交換留学・研究派遣留学

II 学内施設等

1. 図書館	5 1
2. 総合情報メディアセンター	5 8
3. 科学博物館	5 9
4. 農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター	6 0
5. 保育施設	6 3

III 本学の概要

1. 歴代学長／歴代教育担当副学長	6 4
2. 沿革略図	6 5
3. 機構図	6 6
4. 卒業・修了者数	6 7

IV 教職課程について

1. 教育職員免許状取得の意義	6 9
2. 教職課程の設置	
3. 教育職員免許状の取得できる学部・学科等ごとの免許状の種類	
4. 教員免許状取得までの流れ	7 1
5. 教職課程の履修と手続き等	7 2
6. 教育職員免許状の取得のための課程で履修する科目・単位数等	
7. 教育職員免許状の申請・交付	9 7
8. 教職に関する科目の講義要目	
9. 他大学で一種免許状を取得し、 本学大学院で専修免許状の取得を希望する学生	

V 規程集

○学則	9 8
○東京農工大学学部における教育研究上の目的に関する規程	1 4 3
○東京農工大学大学院における教育研究上の目的に関する規程	1 4 6
○学位規程	1 5 1
○早期卒業に関する規程	1 6 5
○研究生規程	1 6 7
○博士特別研究生規程	1 7 0
○科目等履修生規程	1 7 3
○外国人留学生規程	1 7 6
○外国人留学生等の全学共通教育科目履修の特例に関する規程	1 8 1
○学生の派遣、留学及び受入れに関する規程	1 8 3
○科学技術短期留学プログラム実施細則	1 9 0
○学生表彰規程	1 9 4
○学生表彰規程施行細則	1 9 5
○授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程	1 9 9
○「授業料の納付を怠り、督促してもなお納入しない者」 に対する、退学を命ずる時期等に係わる申し合わせ	2 1 8
○ハラスメントの防止及び対策等に関する規程	2 1 9
○ハラスメント防止及び対策ガイドライン	2 2 8
○ハラスメント対応のフロー図	2 3 2
○学生懲戒規程	2 3 3
○学寮規程	2 3 7
○国際交流会館規程	2 4 1

○農学部教育規則	244
○農学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する規程	260
○農学部における授業科目の履修登録単位数の上限 及び成績優秀者に関する細則	262
○工学部教育規則	264
○工学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する規程	281
○工学部における授業科目の履修登録単位数の上限 及び成績優秀者に関する細則	283
○電気主任技術者の資格を取得しようとする者に必要な 授業科目の履修に関する要項	286
○大学院工学府教育規則	287
○大学院農学府教育規則	300
○大学院生物システム応用科学府教育規則	315
○大学院連合農学研究科教育規則	330
○学生生活心得	341

VI 参 考

1. 平成29年度年間カレンダー	343
2. 東京農工大学歌	345
3. 所在地一覧	346

東京農工大学憲章

平成18年7月1日

前文

急激な知の拡大と深化、そして、それらがもたらした技術と社会システムの根底からの変化は20世紀を特徴付けるものの一つであった。21世紀を迎えた今日、このような変化はなお継続し、加速しているように見える。高度な知の生産と学習伝授（教育と研究）は、個人・共同体・国家のすべてにとって歴史上いまだかつてないほどに重大な意義を持つようになり、社会全体が文化的・経済的・環境持続的に発展し続けるための不可欠の要素ともなっている。その中で、大学は先端的な教育研究活動を通して、学術・文化発展の中心をなし、その旗手としての存在と役割はこれまで以上に重要となってくる。

東京農工大学は、1874年に設置された内務省勸業寮内藤新宿出張所農事修学場および蚕業試験掛をそれぞれ農学部、工学部の創基とし、1949年に大学として設置され、前身校を含め130年にも及ぶ歴史と伝統を有する大学である。

東京農工大学は、この建学の経緯から、人類社会の基幹となる農業と工業を支える農学と工学の二つの学問領域を中心として、幅広い関連分野をも包含した全国でも類を見ない特徴ある科学技術系大学として発展し、また、安心で安全な社会の構築や新産業の展開と創出に貢献しうる教育研究活動を行ってきた。

東京農工大学は、自由な発想に基づく真理の探究を目指す教育と研究を展開し、また、科学技術が地球、社会、人類へ及ぼす影響を常に思慮しうる、教養豊かで指導的な研究者・技術者・高度専門職業人を養成するため、その拠って立つ理念と目標を国立大学法人東京農工大学憲章としてここに制定する。

基本理念

東京農工大学は、20世紀の社会と科学技術が顕在化させた「持続発展可能な社会の実現」に向けた課題を正面から受け止め、農学、工学およびその融合領域における自由な発想に基づく教育研究を通して、世界の平和と社会や自然環境と調和した科学技術の進展に貢献するとともに、課題解決とその実現を担う人材の育成と知の創造に邁進することを基本理念とする。

東京農工大学は、この基本理念を「使命志向型教育研究－美しい地球持続のための全学的努力」（MORE SENSE: Mission Oriented Research and Education giving Synergy in Endeavors toward a Sustainable Earth）と標榜し、自らの存在と役割を明示して、21世紀の人類が直面している課題の解決に真摯に取り組む。

教育

東京農工大学は、学生の自主的・自律的な学習活動を尊重し、科学技術系の大学に相応しい学識、知の開拓能力、課題探求能力、問題解決能力を兼ね備えた人材を育成する。

東京農工大学は、科学技術系大学院基軸大学として、豊かな教養・高い倫理観と広い国際感覚を具備し、共生社会を構築して人類社会に貢献できうる先駆的で人間性豊かな指導的研究者・技術者・高度専門職業人を養成し、その社会的輩出に貢献する。

研究

東京農工大学は、人類社会の基幹を支える農学、工学およびその融合領域にかかわる基礎研究から科学技術に直結する応用研究に至る「使命志向型研究」の遂行により、卓越した新しい知の創造を推進する。

東京農工大学は、高い倫理観をもって、持続発展可能な社会の構築に向けた、人と自然が共生するための「科学技術発信拠点」としての社会的責任を果たす。

社会貢献・国際交流

東京農工大学は、学術文化の発展と科学技術教育の基盤形成に参画し、諸研究機関、産業界、地域社会等との連携・交流を推進することで、我が国の科学技術の昂進、産業の振興や地域の活性化と発展に貢献する。

東京農工大学は、世界平和の維持と人類福祉の向上に貢献することを目標に、健全な科学技術の発展に資する教育研究活動の展開とその成果の発信を通じて、諸外国との学術的・文化的交流を深化させ、地球規模での共生持続型社会の構築に貢献する。

運営

東京農工大学は、国立大学法人としての設置目的とMORE SENSEの基本理念を踏まえ、構成員の協働を通して自主的・自律的な運営を行う。

東京農工大学は、環境に配慮し、人権を尊重するとともに、国立大学法人としての公共性を自覚し、計画と評価を通じて、教育研究機関の特性を生かした組織・業務の見直しなど不断の改革を進め、高い透明性と幅広い公開性を原則に社会に対する説明責任を果たす。

ハラスメント防止声明

国立大学法人東京農工大学は、個人の尊厳と学問の自由を損なう差別やいじめのない大学キャンパスの実現をめざし、教育・研究及び就労環境の整備に努めていくことを宣言します。

このたび本学は、本学のすべての構成員が個人として尊重され、快適で安心のできる環境の中で学び、研究し、働く権利を具体的に保障するため、従来のハラスメント防止体制を全面的に見直し、新たにガイドラインを作成し、これに基づいて、ハラスメント防止・対策の規程を定めて「ハラスメント防止・対策委員会」を発足させました。そしてセクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントなど各種のハラスメントをめぐる相談と同委員会への苦情申立てを取次ぐ専門機関として「ハラスメント相談室」を開設しました。この相談室では、専門のハラスメント相談員がハラスメントを受けた悩みや気持ちを受け止め、今後の行動指針と支援を得る方策をアドバイスします。プライバシーに十分配慮しながら相談者の立場に立って相談と苦情申立ての取次ぎに応じます。また、ハラスメント被害や苦情申立ての相談を受けた教職員や関係者からの相談も受け付けます。

本学の構成員はすべて、相手の立場を尊重することに努め、人間関係を損ない、個人の尊厳を傷つけることにならぬよう努める義務を負います。とくに教育・研究の場においては、指導的立場にある者が意図の有無に関わらず指導関係を権力的に濫用（らんよう）することで指導を受ける立場の者からの信頼を裏切り、時に指導を受ける者の教育を受け研究する権利と自由の基盤を損ないます。このようなアカデミック・ハラスメントが、人権侵害行為になりうることを十分認識して、良好な教育・研究及び就労環境をつくるよう努力してください。大学は、ハラスメントを重大な問題として扱います。悪質なハラスメントには厳しい態度で臨み、解雇や退学処分を含む懲戒の根拠とみなすことがあります。各部局の長は、具体的な施策や措置の実施について責任を負います。

ホームページ等にあるハラスメント防止及び対策に関するガイドラインをすべての大学構成員が読んで、対応フロー図、規程を参考にして意識改革と今後の行動指針に活用されることを強く望みます。

国立大学法人 東京農工大学長
大野 弘幸

府中キャンパスマップ



- | | | | | | |
|----|---|----|------------------|----|------------------------------|
| 1 | 1号館(応用生物科学科・地域生態システム学科・環境資源科学科) | 13 | 語学演習棟 | 25 | 保健管理センター |
| 2 | 2号館(生物生産学科・応用生物科学科・環境資源科学科・地域生態システム学科・総合情報メディアセンター) | 14 | 府中図書館 | 26 | 武蔵野荘・50周年記念ホール |
| 3 | 3号館(地域生態システム学科) | 15 | 動物医療センター | 27 | 農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター |
| 4 | 4号館(共同獣医学科) | 16 | 農学部附属硬蛋白質利用研究施設 | 28 | 遺伝子実験施設 |
| 5 | 新4号館(共同獣医学科・農学部附属国際家畜感染症防疫研究教育センター) | 17 | 府中体育館 | 29 | 農学部RI実験研究室 |
| 6 | 5号館(環境資源科学科・地域生態システム学科) | 18 | 総合屋内運動場施設 | 30 | 乳牛舎 |
| 7 | 6号館(生物生産学科・応用生物科学科・環境資源科学科・地域生態システム学科) | 19 | 福利厚生センター | 31 | 府中国際交流会館 |
| 8 | 7号館(共同獣医学科・先端産学連携研究推進センター府中サテライト) | 20 | 大学院連合農学研究科管理研究棟 | 32 | 楓寮(女子寮) |
| 9 | 8号館(応用生物科学科・環境資源科学科) | 21 | 共同先進健康科学専攻 | 33 | 府中第2宿舎(職員宿舎) |
| 10 | 農学部本館(国際センター府中サテライト) | 22 | 運動場附属施設(ゴルフ練習場) | 34 | 府中幸町宿舎(職員宿舎) |
| 11 | 農学部第1講義棟 | 23 | 本部(学生系)・大学教育センター | 35 | 府中第4住宅(職員宿舎) |
| 12 | 農学部第2講義棟 | 24 | 本部管理棟 | 36 | 先進植物工場研究施設 |
| | | | | 37 | 農工夢市場 |
| | | | | 38 | 厩舎 |
| | | | | 39 | 檜寮 |

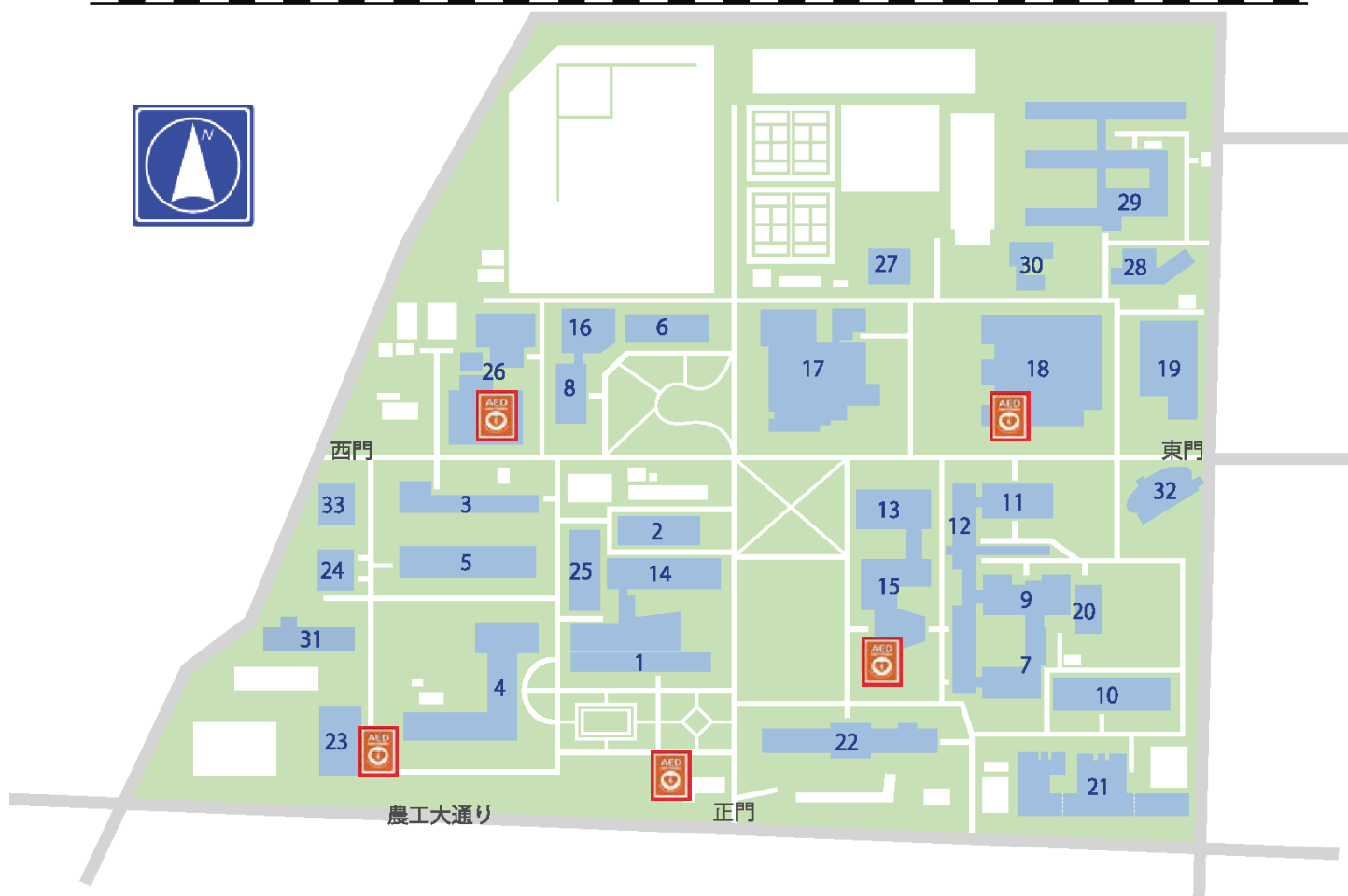
小金井キャンパスマップ



至 武蔵小金井

JR 中央線

至 東小金井



- | | | | |
|---|--|--|--------------------|
| 1 1号館(応用分子化学科・有機材料化学科・化学システム工学科) | 10 10号館(生命工学科・応用分子化学科・情報工学科) | 18 BASE本館(大学院生物システム応用科学府(B ASE)) | 28 小金井国際交流会館 |
| 2 2号館(機械システム工学科) | 11 11号館(生命工学科・機械システム工学科) | 19 工学部総合会館 | 29 櫛寮(男子寮) |
| 3 3号館(電気電子工学科) | 12 12号館(生命工学科・有機材料化学科・機械システム工学科・情報工学科) | 20 CAD/CAM実習施設 | 30 桜寮(女子寮) |
| 4 4号館(有機材料化学科・化学システム工学科・物理システム工学科・産業技術専攻) | 13 13号館(国際センター) | 21 先端産学連携研究推進センター(VBL棟・共同研究施設・インキュベーション施設) | 31 小金井第2宿舎(職員宿舎) |
| 5 5号館(化学システム工学科・電気電子工学科・機器分析センター) | 14 新1号館(応用分子化学科・電気電子工学科) | 22 科学博物館 | 32 140周年記念会館(エリプス) |
| 6 6号館(機械システム工学科) | 15 工学部講義棟 | 23 先端科学実験棟 | 33 次世代キャパシタ研究センター |
| 7 7号館(情報工学科) | 16 中央棟(産業技術専攻・工学部事務部) | 24 環境管理施設 | |
| 8 8号館(総合情報メディアセンター) | 17 小金井図書館 | 25 ものづくり創造工学センター | |
| 9 9号館(機械システム工学科) | | 26 体育館・武道場 | |
| | | 27 工学部RI実験研究棟 | |

Campus Life

Q & A

新しい生活のスタートです。授業、サークル、アルバイト・・・やりたいこと、挑戦してみたいことたくさん。でも「どうしたらいいのかな」ということもたくさんあります。そんな疑問に役立つ情報を紹介します。ぜひ参考にしてみてください。

心とからだ

- 健康診断証明書がほしいのですが 5・13 ページへ
- ハラスメントを受けて困っています。
どこに相談すればよいですか 16 ページへ
- 病気やけがをしたときは、どこにいけばいいの? 13 ページへ

授業・学習

- 授業の取り方が良くわかりません。
どこに聞けば良いの? [各地区学生支援室教務係へ](#)
- 図書館の使い方について教えて 51 ページへ
- 留学を考えています。どこに相談したらいいの? 48 ページへ

キャンパス

- 学内で落とし物、
忘れ物をしたのですが? [各地区学生支援室学生生活係へ](#)
- 学内で拾い物をしたのですが、
どうしたらよいですか? [各地区学生支援室学生生活係へ](#)
- 学内で盗難にあったのですが、
どうしたらよいですか? [各地区学生支援室学生生活係へ](#)
- 教務係と学生生活係って何が違うんですか? 2 ページへ

課外活動

- 生協・総合会館（会議室）って、
自分たちでも利用できるの? 34 ページへ
- ゼミやサークルで合宿をしたいのですが、
安く宿泊できる施設はありませんか? 37・38 ページへ
- 新しくサークルを作りたいのですが、
どうしたらよいですか? [各地区学生支援室学生生活係へ](#)
- 友達を作りたいんですが、
個人で参加できる行事がありますか? 30 ページへ
- サークルで備品を貸して欲しいのですが。 33 ページへ

進路・就職

- 農工大では
どんな資格が取れるの? . . . [各地区学生支援室教務係へ](#)
- 就職について情報がほしいのですが。 . . . [28 ページへ](#)
- 進路のことで個人的に誰かに相談したいのですが。 . . . [28 ページへ](#)

各種手続

- 自動車またはバイクで通学したいのですが。 . . . [9 ページへ](#)
- 授業料を免除してもらいたいのですが、
どうしたらよいですか? . . . [24 ページへ](#)
- 引越をして住所を変更したのですが、
何か手続きは必要ですか? . . . [5 ページへ](#)
- 証明書自動発行機で
どんな証明書が入手できるのですか? . . . [5 ページへ](#)

生活

- 奨学金はどうすれば受けられますか? . . . [20 ページへ](#)
- アルバイトをしたいのだけれども、
どこに行ったらよいのですか? . . . [26 ページへ](#)
- 友達を作りたいのだけれど、
誰に相談すればよいのですか? . . . [15 ページへ](#)
- 学生寮に入りたいのですが。 . . . [27 ページへ](#)
- 人間関係で悩んでいます。
どこに行けばいいのですか? . . . [14 ページへ](#)
- 引越をしたいのだけれど、
マンション・アパートを紹介してもらえませんか? . . . [27 ページへ](#)
- 旅行をするために、チケットを頼みたいのですが、
学内で入手できますか? . . . [東京農工大学生協へ](#)
- しつこい勧誘をどう断ったらいいのか困っています。
【重要なお知らせを必ず読んでください!!】
- 休学もしくは退学を
考えているのですが。 . . . [各地区学生支援室教務係へ](#)
- 授業中にケガをしたのですが、
保険金は支払われますか? . . . [17 ページへ](#)
- 帰省したいので、学割証がほしいのですが。 . . . [5 ページへ](#)

学務情報システムSPICAのご案内

学務情報システム（愛称：SPICA スピカ）とは、皆さんにより便利な学生生活を送っていただくための、学内ネットワークシステムです。本システムでWebによる履修登録や時間割の確認、成績照会などを行います。

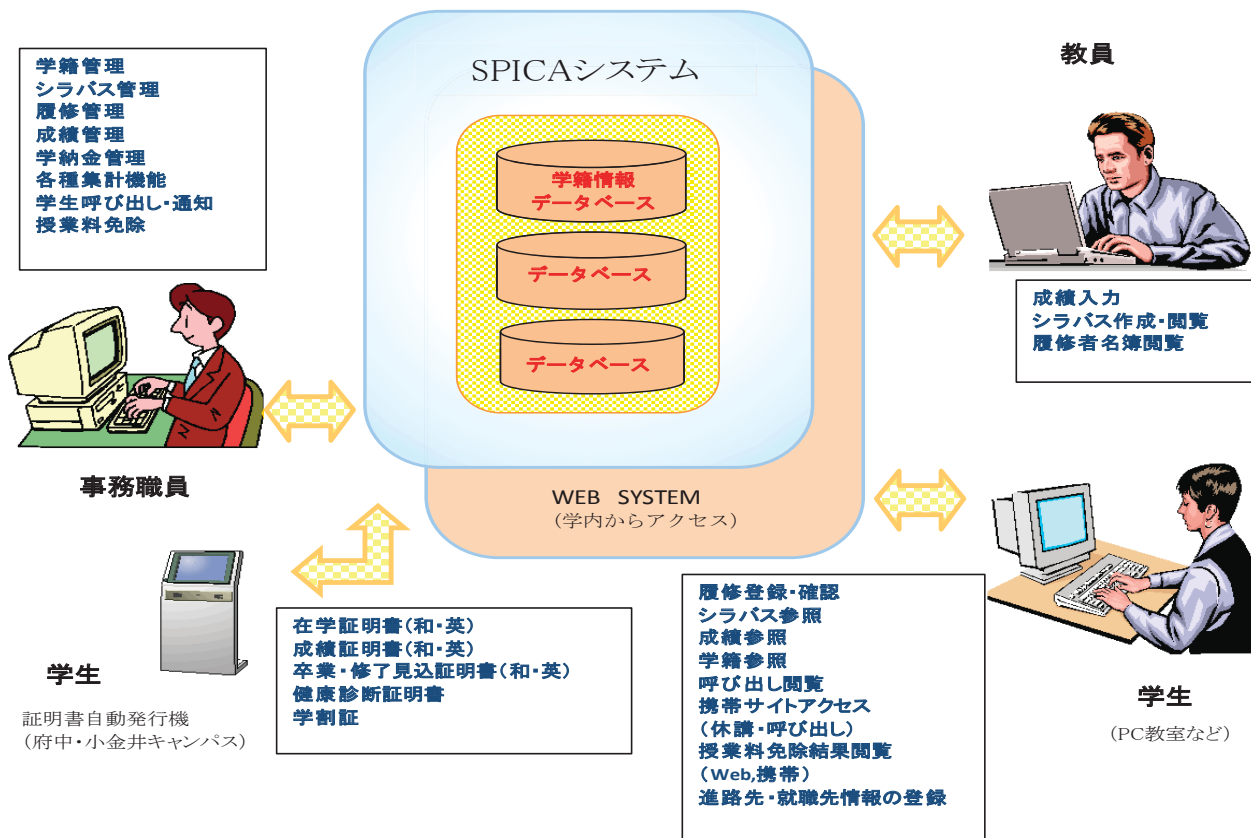
《主な機能》

- ・履修登録
- ・シラバス検索
- ・成績照会
- ・学籍情報照会
- ・休講情報
- ・免除結果照会
- ・各種お知らせ など

《利用環境》

学内・学外からのアクセスが可能です。（但し、学外アクセスの場合、一部機能が制限されることがあります。）

学務情報システム(SPICA)



重要なお知らせ（必ず読んでください）



自分のいのちを大切に！！

毎年自殺者が約24,000人前後となっており社会問題となっています。この中には多くの大学生も含まれています。

進路、学業不振、身体の病気、親子・友人・教員との人間関係、恋愛・失恋・就職失敗等々、様々な悩みがあると思いますが、一人ぼっちで悩み、苦しんでいると死にたくなるような気持ちが募ってきます。あなたは一人ではありません。あなたの回りには、家族や友人をはじめ、大学には教職員や医師、カウンセラーもいます。一人で悩まずSOSを出してください。

友達や知人が「死にたい」と言ったら放っておかないで、誰かに相談してください。あなたに「生きてほしい」と願っている人が多くいることを忘れないでください。



薬物乱用は重大な犯罪！！

薬物乱用は、心と体をボロボロにするだけでなく、家族や友人を巻き込み、あなたの大切な人生を台無しにしてしまいます。「私は大丈夫・・・」、「一度だけなら・・・」、「ちょっとだけなら・・・」、といった安易な考えは危険です。

特に、昨今大学において大麻が蔓延していると社会問題になっています。「ダイエットに効く・・・」、「大麻は大した害はない・・・」など、間違った考えが流布しています。

一人ひとりが薬物乱用の本当の恐ろしさを正しく理解し、絶対に麻薬、覚醒剤、大麻等の薬物に手を出さないという心を養ってください。



イッキ飲みは絶対にやめよう！！

クラス・サークルでの新歓コンパ、追い出しコンパ等、大学生になればお酒を飲む機会が増えてくるでしょう。適量のアルコールは胃液の分泌を促進し食欲を増進させるなど、身体に良い効果もあるようですが、大学生の飲酒で一番注意しなければならないのが、『イッキ飲み』です。

血中のアルコール濃度が最高度に達するまでには、普通飲酒してから30～60分ほどかかります。ところが、大量のアルコールを一時に摂取すると、血中アルコール濃度が急激に上昇し、「ほろ酔い期」も「酩酊期」も飛び越して、一気に「泥酔」「昏睡」の状態にまで進んでしまい、場合によっては呼吸困難などの危険な状態を引き起こします。

これが急性アルコール中毒です。血中アルコール濃度が「0.4%以上」（ビール大瓶10本・日本酒1升）になると、その半数が飲酒後1～2時間後に死亡しています。毎年、全国どこかの大学生が度が過ぎた飲酒で不幸にも亡くなっています。

このような死の危険のある『イッキ飲み』は絶対にやめるべきです。特にお酒の弱い体質の人のイッキ飲みは禁物であることを、本人も周りの人も十分わかまえるべきです。

飲酒の心得

- ☆20歳未満の飲酒は、法律違反です。
- ☆飲めない人に無理強いしない。
(飲ませた方も責任を問われます。)
- ☆体調の悪いときは、無理せず飲まない。
- ☆自分の適量を知り、度を越さない。



重要なお知らせ（必ず読んでください）

CAUTION

サークルを装い勧誘活動を行っているカルト宗教団体に注意！！

団体名や宗教名などを明かさず、「サッカーをやっているサークルだけ一度来てみない?」、「社会人と学生が集まってバレーをしているのだけだ」、「農工大の現役生やOBもいるよ」、「他大学の学生とも交流できるよ」などと言って近づいてきます。

サッカーの元Jリーグ選手やバレーボール元日本リーグ選手、現役のファッションモデルなどの活動を紹介しながらの勧誘も行っています。

練習のあと食事やお茶に誘い、ファミリーレストランへ。スポーツ活動などを通し、仲良くなったところで頃合いを見計らい、徐々に教義の話などが開始されます。

「おかしいな」、「怪しいな」と思ったら迷わずはっきりと断りましょう。



CAUTION

悪徳商法にあなたも狙われている！！

○人に売れば儲かると称し、高額で売りつける「マルチ商法」

○路上で呼び止める「キャッチセールス」

○ハガキや電話で呼び出す「アポイントセールス」

○注文もしないのに商品を送りつける「押しつけ商法」

○先祖の因縁で不幸になるなどという恐怖心をつのらせ、心理的に追い込んで売りつける「靈感商法」など
あの手この手の悪徳商法があなたを狙っています。

もし万一、あなたがこのような問題に直面したら、一人で悩まずに学生支援室学生生活係や学生相談室に相談してください。（本学HPに詳しく掲載中です。）

また、最寄りの消費生活センターなどでも相談すると良い助言が得られます。

なお、違約金を払わずに、無条件で解約できる期間『クーリングオフ』があることも知っておくと良いでしょう。

クーリングオフ制度・・・消費者が、訪問販売や電話勧誘販売などで申込みや契約をした場合、訪問販売法で指定された商品・サービス・権利については、契約書を交付された日から8日以内（マルチ商法では20日以内）なら無条件で解約できる制度です。

CAUTION

クレジットカード（クレジット）の使用に注意！！

最近では、クレジットカードでお金を借りたり、商品を買ったりするケースがふえてきました。クレジットとは私たち消費者の信用のもとに、代金の支払いを後払いにするシステムです。しかし、クレジット契約はサイン一つで商品やサービスが簡単に手に入る便利さの反面、借金の申込みをするのと同じであることを十分理解しておくことが大切です。

また、いわゆる「学生ローン」は、利用手続きの簡易さから安易な気持ちで利用する人がいるようですが、ごくわずかな借金でも高金利支払いのため、雪ダルマ式に増えていきます。

その返済のために他のローンも利用せざるを得なくなり、いつの間にか巨額の返済に追われ、本人の学生はもとより家族の生活にも深刻な影響を及ぼすこととなります。

上記のように近年、学生が巻き込まれる犯罪・トラブル等が増加しています。この社会環境の変化に対応するには、学生自身が犯罪・トラブル等を認知・回避し、万一遭遇した場合においても、迅速かつ適切に対処できる必要があります。

本学では、犯罪・トラブル等についての正しい知識を持ち、安全な学生生活を送る一助とすべく、『東京農工大学学生生活GUIDE』を作成し、新入生全員に配布しています。

大規模地震が発生した場合の心得

東日本大震災は、その被害の甚大さにより、私達は自然災害の恐ろしさをあらためて認識させられました。現時点では、地震がいつ、どこで起こるか予測することは、不可能といっても過言ではありません。しかし、私たち一人一人が、日頃から防災に対する知識と十分な備えをすることで、地震による被害を最小限にすることはできます。

この心得は、大規模地震により重大な災害が発生した場合に、学生のとるべき対応の仕方及び地震発生時の一般的注意を述べたものです。

学生諸君は、この心得を自分のものとしたうえで、大規模地震等に際し、常時携帯をお願いしている「大地震対応マニュアル」に従って、冷静に行動してください。

〔大規模地震が発生した場合の対応〕

1. 学生諸君はまず状況に応じて適切に身の安全を確保してください。その上で、大学からのメール及びホームページによって必要に応じて出される諸君への指示・諸連絡に留意し行動してください。
2. 大学は・インターネット・はがき・ロコミ・現場確認等あらゆる手段を講じて学生諸君の安否等を確認する必要があります。災害が起った場合は、可能な限り自ら下記に従って安否連絡をしてください。
また、安否を確認した他の学生の状況も併せて連絡してください。

○インターネットによる報告 <http://tuat-anpi.jp/>

○インターネットが利用できない場合

・はがきによる連絡 〒183-8538 東京都府中市晴見町3-8-1 東京農工大学学生総合支援課

○研究室配属の学生は指導教員への連絡

大学からの安否等の確認は原則として「学生カード」に基づいて行うこととなりますので、この記載内容が古いと、確認が非常に困難になります。住所等に変更が生じた時は速やかに届け出るよう普段から心がけてください。

3. 交通機関が全面停止の場合は、原則として帰宅を見合わせて学内滞在所に残り、大学からの指示に従ってください。
4. 本学の府中キャンパス及び小金井キャンパスは、広域避難場所に指定されています。広域避難場所は、地域の火災が拡大した場合などに避難する空き地として指定されているものであり、火災が鎮火するまでの数時間程度避難者が滞留する場所とされています。
このことについて学生諸君の理解と協力を求めます。

〔地震発生時の一般的注意〕

1. **グラツときたら、火の始末**
「火を消せ」と声をかけあって、火気使用設備、実験器具等の火元を切ってください。
2. **薬品火災の予防措置のため、薬品棚の扉を閉めてください**
3. **身の安全を図る**
書棚、ロッカー、窓ガラス等から離れ、柱の多い所へ逃げ込むなど、身の安全を図ってください。
4. **ドアを開けて、まず出口を確保する**
建物がゆがんで出口が開かなくなることがあります。逃げ口を失ったら避難できません。
5. **あわてて外に飛び出すな**
外壁、窓ガラス等の落下物でケガをすることが予想されますので、落ちついて行動してください。
6. **火が出たらすばやく消火**
火災が発生したら、落ちついて初期消火にあたってください。
7. **エレベーターは使用禁止**
使用中の者は、直ちに最寄りの階で降りてください。
8. **門や塀などには近よらない**
屋外に出たら、建物、門、ブロック塀など崩れやすいところを避けて避難してください。
また、RI施設、危険物薬品庫、給油設備など危険な施設には、近づかないでください。
9. **避難は徒歩**
避難は徒歩で、できる限り集団行動をとってください。その際ガラスの破片や落下物等に気をつけて避難してください。
10. **協力しあって救護・救援**
「人命第一・安全第一」お互いに助け合って救護・救援活動を行ってください。
11. **正しい情報を知る**
緊急時には、正しい情報をつかみ、的確な行動をとることが重要です。ラジオ、防災行政無線、広報車などから正しい情報を入手し、噂やデマにまどわされずに冷静な行動をとってください。



AEDを設置しています！！



AEDとは

人工呼吸や心臓マッサージは、救命手当の方法としてよく知られています。しかし、このような心肺蘇生法では、リズムを失った心臓を正常に戻すことはできません。酸素を全身へ運ぶ血液の流れを再開させるためには、一刻も早く除細動器と呼ばれる装置で心臓に電気ショックを与える必要があります。

この除細動器の使用はこれまで医師・看護師・救急救命士などにしか許可されていませんでしたが、平成16年7月より、**AED（自動体外式除細動器）**の使用が一般市民にも認められるようになりました。

「心室細動」とは

心室細動とは、心臓の心室が小刻みにふるえた状態になり、脳やからだに血液を送り出すことができなくなるため、数分間続くと死に至る危険な不整脈のことで、早い段階で電気ショックを与えれば回復するが、それが1分遅れるごとに救命率は7～10%ずつ低下するといわれています。

発症から3分以内にAEDが使われた場合、4人の内3人が救えるとの報告もあり、AEDは心臓突然死を防ぐ最も有効な手段といわれています。

救急隊もAEDを備えています。現在、119番通報から救急車の到着まで平均6分かかるとのことで、救急効果が高いとされる3～5分以内に除細動を行えるようにするには、概ね半径100mごとにAEDを設置する必要があるといわれています。

設置場所

本学としても、職員・学生等の安全を確保するため、府中・小金井両キャンパスの下記の場所に各1台、計10台を設置しています。

設置場所については、各キャンパス配置図の  マークを確認してください。


【府中キャンパス】

- ◎本部管理棟守衛室
- ◎体育館
- ◎南門守衛所
- ◎本館宿直室
- ◎FSセンター管理棟1F

【小金井キャンパス】

- ◎体育館
- ◎生物システム応用科学府本館1階
- ◎講義棟
- ◎守衛所（正門）
- ◎先端科学実験棟1F





I
学生生活

はじめに

いよいよ、東京農工大学学生としてのあなたの学園生活が始まります。大きな希望に胸をふくらませて入学したあなたは、大学という今までとは違った雰囲気と新しい環境に早く慣れ、これからの学園での生活設計を十分にたててください。

私達は、あなたがこれからの学業を立派に修められ、また学生生活を豊かに営まれることを念願しております。精神的にも、経済的にも安定した学生生活の中で、豊かな教養を備えたすぐれた社会人に育つためには、正課の授業は学生生活にとって最も重要なものです。しかし、それだけに終わらないで、正課外にもサークル活動や地域における諸活動に積極的に参加して、友人との交流やいろいろな経験を積むことも重要なことです。

相談・手続の窓口

1. 学生サービス担当

本学には、次の事務部が置かれ、府中及び小金井キャンパスに置かれている学生支援室などと協力して、あなたの学生生活全般に関して、個々、時々の実情に即した指導助言・援助活動のための業務にたずさわっています。各事務部は、皆さんが大学在学中充実した学生生活を送られるようにお世話をするサービス機関でもあります。

学生総合支援課、教育企画課、入試課及び国際交流課（留学生係）は、府中キャンパスにあります。

本部の事務部	業務の内容
学生総合支援課	カリキュラム関係、教務事務の総括、学務情報システム 進路・就職指導の総括的業務、学生教育研究災害傷害保険、 学生支援事務の総括、授業料免除の総括的業務、 奨学金、学寮の管理運営、経済相談、合宿研修施設の管理運営、 課外活動、学生行事等
教育企画課	教育改革、教育に係る評価、入試広報、修学支援等
入試課	入学者選抜担当、学生の募集、入学試験の実施等
国際交流課	国際センター、日本語研修生の予備教育・研修生の修学指導、 留学生の受入、留学生の生活上の助言・相談、身分・修学指導、 留学生の奨学金、国際交流会館の管理運営、 短期留学（受入・派遣）、短期留学プログラム等

3. クラス担任【アドバイザー】

あなたの学生生活の相談役となるのがクラス担任です。

クラス担任はクラスごとに教員が担当し、あなたのお世話をします。ですから一身上の問題でも、学習上のことでも、気にかかることは遠慮なく相談してください。クラス担任に面接したいときはクラス担任に直接、あるいは農学部学生は府中地区学生支援室学生生活係、工学部学生は小金井地区学生支援室学生生活係へ申し出てください。

4. 学生生活委員

あなたの、学習上の悩み、経済的問題、個人的問題はもとより学園生活全般の問題について相談に乗ってくれるのが、学生生活委員です。学生生活委員は、各学科毎に決められていますので、相談したいことが生じたときは所属学科の委員の研究室等に遠慮しないで訪れ、問題の解決・改善に努力してください。

また、学生相談室（P 15）も開設していますので利用してください。

5. オフィスアワー

学生が教員の研究室を訪ね、直接話ができる制度が「オフィスアワー」です。授業に関する質問や相談はもちろんのこと、その教員の講義を受講していない学生でも、聞きたいことがあるときには自由に訪ねることができます。

教員があらかじめ特定の時間帯（何曜日の何時から何時までなど）を示し、その時間帯であれば、学生は基本的に予約なしで研究室を訪問できます。

教員は、出張や臨時に会議等が入る場合があります。この場合は、次の機会に訪問するか、電話等で連絡してください。

<授業に関するオフィスアワー>

授業に関するオフィスアワーの時間帯をシラバスの「オフィスアワー・その他」欄に記載しています。シラバスに記載されていない科目のオフィスアワーについては、事前に電話等で予約してください。

シラバスは、本学のホームページで閲覧できます。オフィスアワーの時間帯はシラバスホームページ上で随時更新されますので、訪問の前に確認してください。

(<http://spica.gakumu.tuat.ac.jp/syllabus/SearchMain.aspx?>)

6. 個人情報について

本学では、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」に従って個人情報を適切に取り扱うため、「個人情報保護方針」及び関連規程等を制定し、個人情報の適切な管理に努めております。

本学の教育研究及び運営その他必要な業務に関し、個人情報を収集するときは、適正かつ公正な手段により、その業務に関する必要な範囲内で収集目的を定め、その目的の達成に必要な限度において行っています。

また、外部業者に業務委託する場合は、契約において当該個人情報の適切な取扱いをすることを求め安全な管理を図ります。さらに、収集した情報を第三者に提供する場合には当該第三者の利用目的について慎重に調査し、公益性があると判断される場合に限り、必要最小限の情報に限定して提供することとしています。

7. 学生の諸証明書交付等

(1) 学生証（兼図書館利用者カード）

① 学生証はIDカードになっています。表面が本学学生の身分を証明するものであり、学生は常に学生証を携帯して本学教職員及び鉄道係員等に請求されたときはいつでも提示しなければなりません。裏面は図書館利用者カードになっています。

学生証の有効期限は、最短在籍期間です。有効期限が過ぎたり、また卒業、退学などによって学籍を離れたときは、ただちに返還してください。

盗難、紛失などの場合には速やかに届け出るとともに、後日発見できなかったときは改めて再交付願いを提出して交付を受けてください。学生証を落としたり、盗まれて思いがけない迷惑を蒙ることがありますから何よりも紛失しないことが大切です。

② 学生証を紛失・破損した場合の再交付は、有償となります。各人が所属する各地区学生支援室学生生活係、連合農学研究科学生係、生物システム応用科学府事務室又は工学府産業技術専攻事務室に問い合わせをしてください。

(2) 通学定期乗車券購入証明書

鉄道関係の交通機関を利用して通学する学生が通学定期乗車券を購入するときは、大学の最寄りの駅から居住地（現住所）の最寄りの駅までの区間を記載した通学定期乗車券購入証明書が必要ですので、各人が所属する各地区学生支援室学生生活係、連合農学研究科学生係、生物システム応用科学府事務室又は工学府産業技術専攻事務室で手続きを行ってください。申請手続きの際には所定の事項を正確に記入してください。

(3) 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）

学生が実習または帰省などのためにJR（航路、自動車線を含む）に乗車船して旅行しようとするときは、学割証の交付を受けて使用することができます。

JRの乗車船区間のキロ程が片道100キロを超えて乗車する場合、運賃は2割引になります。

また、JRの往復割引の条件に合致する場合は、行き・帰りそれぞれ1割引（往復割引）の運賃が、さらに行き・帰り2割引になります。

他の鉄道会社等については、各社の営業規則によりますので、乗車券購入の前に各社の窓口へご確認ください。

学割証は本人以外の者は使用できません。不正に使用したときは東京農工大学全体が発行停止の処分を受け、他の学生に迷惑をかけることとなりますから、十分注意して下さい。

(4) 証明書自動発行機

証明書自動発行機では、

○成績証明書

○在学証明書

○卒業または修了見込証明書（卒業または修了年次。発行可能時期は各学部・大学院の教務係にお問い合わせください。）

○学生生徒旅客運賃割引証（学割証）

○健康診断証明書（定期健康診断を受診しないと発行されません。詳細は、P 13をご参照ください。）

○旧在籍時の証明書（学部時及び博士前期課程時の成績証明書、卒業または修了証明書）

を発行しています。発行時間は、8：30から17：15まで。

(5) 各種証明書の交付及び各種願出（届出）書の手続き等

その他の証明書は、必要の都度申し込んで交付を受けてください。

なお、発行には休日を除いて3～10日程度かかるので余裕をもって申し込むよう心がけてください。

(6) 住所変更の手続き

引越したら、速やかに各地区学生支援室学生生活係にて手続きを行ってください。

病気・ケガなどで緊急連絡が必要になることがありますので、保護者の住所が変更になった際も必ず届け出るようにしてください。

諸手続等の一覧

名称	取扱課係名等	期日	備考
学生証(兼図書館利用カード)	各地区学生生活係	入学時	
学生証再発行	各地区学生生活係	随時	有償となります
在学証明書	証明書自動発行機	随時	
学生生徒旅客運賃割引証	証明書自動発行機	随時	
成績証明書	証明書自動発行機	随時	在学生(旧学籍のものも含む)
	各地区教務係	随時	卒業生・修了生※注
単位修得証明書	各地区教務係	随時	※注
卒業(修了)見込証明書	証明書自動発行機	随時	各課程最終学年のみ
卒業(修了)証明書	証明書自動発行機	卒業後、大学院修了後	在籍時の旧学籍
	各地区教務係		卒業生・修了生※注
健康診断証明書	証明書自動発行機	随時	問い合わせ及び英文は 保健管理センター
住所通学路変更届(本人)	各地区学生生活係	随時	
保証人変更届・保証人住所変更届	各地区学生生活係	随時	
改姓届及び旧姓使用願	各地区学生生活係	随時	
履修届	各地区教務係	前・後期初め	掲示により通知
研究題目届	各地区教務係	所定の期日	
休学願、復学願、退学願	各地区教務係	所定の期日	詳細は7頁参照
留学願	各地区教務係	随時	
通学定期乗車券購入証明書	各地区学生生活係	随時	
転学部・転学科願	各地区教務係	所定の期日まで	
他大学等受験届	各地区教務係	他大学受験以前	本学の再試験を含む
授業料免除願	各地区学生生活係	毎学期授業開始前	掲示により通知
授業料月割分納願	各地区学生生活係	毎学期授業開始前	掲示により通知
授業料徴収猶予願	各地区学生生活係	毎学期授業開始前	掲示により通知
車両入構許可申請書	各地区学生生活係	所定の期日まで	詳細は9・10頁参照
学外活動届(旅行・遠征・合宿・試合)	各地区学生生活係	1週間前までに	団体の場合
学内施設等使用願	各地区学生生活係	使用日の3日前までに	
合宿研修施設使用申込書	小金井地区学生生活係	使用日の7日前までに	小金井キャンパスのみ
火気使用許可申請書	小金井地区学生生活係	使用日の7日前までに	小金井キャンパスのみ
掲示許可願	各地区学生生活係	随時	
入寮願、退寮願	学生総合支援課	随時	管理人(櫛・桜寮)又は 寮委員会(楓寮)を経由する
学外合宿研修施設使用申込書	学生総合支援課	1ヶ月前から1週間前まで	詳細は40頁参照
研究生入学願、延長願	各地区教務係	所定の期日まで	
科目等履修生入学願	各地区教務係	所定の期日まで	
科目等履修生科目追加・期間延長願	各地区教務係	所定の期日まで	

※注 : 交付希望日の3日前(事務休業日を除く)までに申し込むこと。(英文については10日前。)

8. 休学、復学、退学の諸手続について

(1) 休学

疾病その他特別の理由により3か月以上修学することができない者は、休学を願い出ることができます。休学をする必要が生じた者は、所属学科等の学生生活委員、クラス担任または指導教員に相談の上、所定の休学願に所属学科長等及び連帯保証人の承認印を得た後、添付書類と一緒に所定の期日までに各地区の学生支援室に提出してください。

休学期間は、休学開始日から1年以内かつ年度末までとなります。

休学通算期間は、学部生については3年（共同獣医学科は5年）、大学院生については2年を超えることはできません。ただし、再入学、転入学又は編入学した学生については、学則により定められた在籍年限の2分の1の期間となっていますのでご注意ください。

- ① 休学期間中に、学則第78条又は第110条による留学をしようとする場合は、復学願を提出の上、留学の諸手続を行ってください。
- ② 休学者の授業料の取扱いについては、事前に各地区の学生支援室に相談してください。
- ③ 授業料未納の者については、未納の授業料を納入してから休学手続を行ってください。

区分	授業料	休学開始日	授業料の取扱
1	前期	4月1日	その期の授業料を全額免除します
	後期	10月1日	
2	前期	4月2日から 6月1日まで	休学開始日により納入金額が異なりますので、各地区の学生支援室で確認してください
	後期	10月2日から 12月1日まで	
3	前期	6月2日以降	その期の授業料を全額徴収します
	後期	12月2日以降	

(2) 復学

- ① 休学期間の途中で休学の事由が消滅したときは、速やかに所定の復学届を提出してください。休学期間満了で復帰する場合は手続き不要です。
- ② 休学者が期の途中で復学した場合、その期の授業料は、復学した日の属する月から月割計算により算定した額を徴収します。

(3) 退学

- ① 退学しようとする者は、所属学科等の学生生活委員、クラス担任または指導教員に相談の上、所定の退学願に所属学科長等及び連帯保証人の承認印を得た後、所定の期日までに各地区の学生支援室に提出してください。
特に、退学する時期によって授業料納入の制約がありますので注意してください。
- ② 授業料未納の者については、未納の授業料を納入してから退学手続を行ってください。

9. 学校感染症に罹患した場合の授業の取扱いについて

本学では、学生が学校保健安全法施行規則に定める学校感染症に罹患した場合に、疾患ごとに定められた出席停止期間経過の後、下記「登校可能証明書」または「治癒証明書」を各地区の学生支援室に提出して申し出ることにより、授業を欠席として扱わないなどの措置が取られます。「登校可能証明書」の書式ファイルは、本学のwebの保健管理センターのページで入手できます。必ず記載して提出してください。

登校可能証明書と治癒証明書は、受診した医療機関で発行されます（有料）。

なお、インフルエンザの登校可能証明書は、保健管理センターでも発行（無料）できますので、インフルエンザと診断された時の処方薬の説明書または明細書を保健管理センターに持参してください。

授業等における欠席の取扱いに関する申し合わせ

大学が責任を負うべき措置として、学長が登校停止を命じた場合は、大学は当該学生にとって不利益とならないよう配慮し、出席停止期間について次のとおり取り扱う。なお、処分による登校停止は、これには含めない。

1. 授業の取扱い
授業については、欠席として扱わない。
2. 定期試験の取扱い
状況に応じ代替の試験又はレポート、中間試験若しくは出席状況等による評価を行い、これをもって定期試験による評価に代える。

※登校可能証明書の書式ファイルは、保健管理センターのホームページから入手可能です。
<http://www.tuat.ac.jp/~health/toukoukanou.pdf>

登校可能証明書

学 部・学科等： _____
学 籍 番 号： _____
氏 名： _____ (枠内、本人記入の事)

病 気

インフルエンザ (A型 ・ B型)
麻疹
水痘
流行性耳下腺炎
風疹
その他 (_____)

上記の病気のため、「学校保健安全法」第19条の規定に基づき、平成 年 月 日から、出席停止を要したものと認めます。

大学への復帰は、平成 年 月 日から可能とする。

学 長 殿

平成 年 月 日

医療機関名
医 師

印

10. 学内交通について

本学では、教育研究の環境の保持及び構内の交通安全を図るため府中・小金井キャンパスにおける『構内交通に関する要項』を定めています。

したがって、四輪車・二輪車で通学を希望する者は、各キャンパスにおける手続等に従い申請してください。

(1) 府中キャンパス構内交通について

手続等については下記のとおりです。

1 四輪車を使用の場合

1) 対象者

- ・学部4年生以上の者
- ・交通機関による通学時間が片道1時間以上の者

2) 申請受付場所・期間

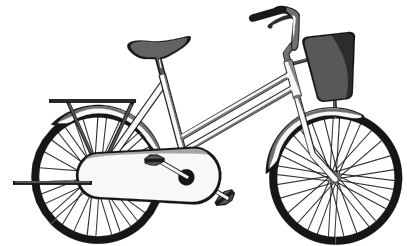
- ・学生支援室学生生活係
- ・毎年1回(4月)学生生活係掲示板にてお知らせします。
- ・その他に10月入学の新生を対象に、10月以降随時受付を行っています。

3) 登録費用

- ・1年間(年度毎): 12,000円

4) 申請に際しての必要書類

- ・申請書・誓約書・自動車車検証写し・運転免許証の写し
- ※駐車台数が限られているため、抽選となる場合があります。



2 二輪車を使用する場合

1) 対象者

- ・やむを得ない理由があり、片道3km以上の者

2) 申請受付場所・期間

- ・学生支援室学生生活係
- ・毎年4月以降随時 学生生活係掲示板にてお知らせします。

3) 登録費用

- ・1年間(年度毎): 3,000円

4) 申請に際しての必要書類

- ・申請書・誓約書・自動車車検証等写し・運転免許証の写し

3 自転車を使用する場合

申請は不要ですが、必ず定められた場所に駐輪してください。

※ 詳しくは府中地区学生支援室学生生活係までお問合せください。

(2) 小金井キャンパス構内交通について

手続等については下記のとおりです。

1 四輪車を使用の場合

1) 対象者

- ・学部4年生以上の研究室に所属している者
- ・居住地区が正門より2km以上の者

2) 申請受付場所・期間

- ・学生支援室学生生活係
- ・毎月第3週

3) 登録費用

- ・1年間(年度毎)：12,000円(1年間=4月～3月、年度途中申請でも3月までの登録費用は同額、継続なし)

4) 申請に際しての必要書類

- ・申請書・誓約書・自動車車検証写し
- ・自動車保管場所標章番号通知書(車庫証明)写し



2 二輪車を使用する場合

1) 対象者

- ・全学生

2) 申請受付場所・期間

- ・学生支援室学生生活係
- ・毎月第3週

3) 登録費用

- ・1年間(年度毎)：1,000円(1年間=4月～3月、年度途中申請でも3月までの登録費用は同額、継続なし)

4) 申請に際しての必要書類

- ・400cc以上は、申請書・誓約書・自動車車検証(写し)
- ・400cc未満は、申請書・誓約書・軽自動車登録済証明書(それに類する書類)写し



3 自転車を使用する場合

- 1) 小金井キャンパスにおいて自転車を使用する者は、工学部生協HPから申請して下さい。その他手続等は生協で行っています。

- 2) 申請は随時受付けています。

3) 登録費用

工学部生協HPでご確認下さい。

- 4) 不用自転車は無料で生協が処分を代行します。(期限指定)

※ 1, 2について詳しくは小金井地区学生支援室学生生活係までお問合せください。なお、生物システム応用科学府所属の学生は生物システム応用科学府事務室へお問合せください。

また、3について詳しくは、生協までお問い合わせください。

11. 修学・生活上の注意等

(1) 受 験 心 得

受験にあたっては、厳正な態度で臨み、不正な行為は行わないこと。受験中不正行為などがあったと認められたときは、その行為が発覚した時点から謹慎処分となり、その学期における当該学生の履修した授業科目全ての単位が無効となり、学則により相応の懲戒処分を受けることとなります。

- 1 受験する学生は、特別の指示のない限り毎試験開始5～10分前までに所定の教室に入室すること。
- 2 特に指示のない限り、指定された座席で受験すること。
- 3 受験に必要な物品以外は、監督者の指示する場所に置くこと。
- 4 携帯電話は電源を切って、カバンの中にしまうこと。
- 5 学生証は、受験中必ず机の上に置くこと。
学生証を携帯しない者は、その試験が無効になることがあるので、必ず携帯すること。
- 6 受験中は、筆記用具類の貸借をしないこと。
- 7 受験中は、監督者の許可なく試験場外に出ないこと。
- 8 受験中は、騒音等を発し、他人の受験の妨げとなるようなことはしないこと。
- 9 試験開始後30分以内は、退室をしないこと。
- 10 30分以上遅刻した者は、原則として受験することができない。
ただし、事情によっては受験を許可することがあるので、授業担当教員に届け出て、指示をうけること。
- 11 答案に学科、入学年度、学籍番号、氏名の記載がないと無効になることがあるので、記載の確認をすること。
- 12 試験時間が終了し、また、終了前に答案を作成し終わったときは、特に指定がない限り、教卓上に提出するか又は監督者に直接手渡して静かに退室すること。
自己の机の上に置いて退室しないこと。
- 13 答案用紙の持ち帰りはしないこと。
- 14 履修承認を受けた正規受験者以外は入室しないこと。

(2) 本学における禁煙対策について

平成15年5月施行の健康増進法第25条に伴い、本学においても禁煙・分煙の環境作りを進めてきましたが、平成17年4月1日から、両キャンパス（府中・小金井）において、環境に対する配慮を標榜とする大学として、敷地内全面禁煙を目指すべき方向としつつ、当面は以下のとおり分煙対策強化により建物内の禁煙（タバコの煙が建物内に流れ込む建物外での禁煙を含む。）を徹底することにしました。以下のことについて、厳守して下さい。

1. 学内分煙化に当たっての実際の措置

- ① 研究室・学生寮を含む建物内は、禁煙である。（したがって、受動喫煙防止措置が講じられていても室内における喫煙は禁止されることになる。）
- ② 建物外にあっても、タバコの煙が建物内に流れ込む場合は禁煙である。
- ③ 学内敷地内においても指定場所以外は禁煙である。したがって、歩行しながらの喫煙も禁止である。

2. キャンパス内の美化及び喫煙のモラルについて

たばこの吸殻の放置など喫煙によりキャンパス内の美化が損なわれていること、また、歩行しながらの喫煙など社会において既に指摘されてきている喫煙のモラルが守られていないことを勘案し、分煙対策の強化と並行して喫煙モラルの健全化を図る。

3. 喫煙ルール

- ① キャンパス内の指定喫煙場所においてだけ喫煙が許容されている。それ以外の場所で喫煙しないこと。
- ② 吸殻や灰は吸殻入れに捨て、周囲に撒き散らさないこと。
- ③ 歩行喫煙、自転車運転中の喫煙は禁止する。
- ④ 空き缶やペットボトルは吸殻入れに捨てないこと。これらを吸殻入れとして使わないこと。
- ⑤ タバコの火は吸殻入れ内で消し、壁面などでは決して火を消さないこと。
- ⑥ 吸殻入れの発煙・発火は火災の原因になる。発煙・発火が見られたときは直ちに水をかけて消火すること。
- ⑦ 上記のルールを守らない者に対しては、ルールを守るよう相互に注意を与えること。
- ⑧ 喫煙場所であっても、周囲の歩行者などに配慮し、いったん火を消す、しばらく喫煙を我慢する、などして、受動喫煙の防止につとめること。

【参考】健康増進法第25条（受動喫煙の防止）

第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



健康・相談

充実した大学生生活を送るためには、健康の維持・増進がすべての生活の基盤となることを自覚し、自分の健康は自分で注意、管理する習慣を身につけることが大切です。

本学には、学生の皆様が心身ともに健康な学生生活を送ることができるよう保健管理センターが設けられており、学生の健康管理の指導・助言を行っています。心身の異常や不調がある場合はお早めにご利用ください。

1. 保健管理センター

保健管理センターは、府中と小金井に設置されており、次の業務を行っています。心身の健康についてお困りのことがありましたらお気軽にご相談ください。



1. 学生定期健康診断

定期健康診断は、全学生を対象に毎年4月（4月入学生対象）及び10月（10月入学生対象）に実施し、再検査などを5月にかけて実施しています。（日時と場所は事前に保健管理センターホームページ、web掲示板などに掲示されます。）

学生の健康状態を把握し、病気や心身の不調を発見するうえで重要なため、必ず受診してください。また、この健康診断に基づいて、就職、奨学金の申請などに必要な診断書等の発行を行っています。なお、定期健康診断の結果の通知や郵送は行っておりませんが、証明書自動発行機で健康診断証明書を発行すると結果を確認できます。

2. 健康診断書及び健康診断証明書の発行

健康診断証明書は、各地区学生支援室に設置してある証明書自動発行機で発行出来ます。自動発行機により発行出来なかった場合や、検査・書式などが指定されている場合は、保健管理センターで書類の発行を行っております。検査・書式によっては当日の発行が出来ない場合があるので、時間の余裕を持ってお申し込みください。

3. 応急処置・診療

保健管理センターでは、学内で発生した外傷や急病に対し応急処置（一次処置）を行っています。さらに必要に応じて、医師の診察と、外部医療機関への紹介なども行っています。急病については学業にできるだけ支障を及ぼさないように、医師の判断により薬の処方を行う場合があります。また、状況によっては休養室を利用することもできます。

実験中の事故の場合、現場で「安全マニュアル」に記載されている必要な措置を講じた上、必ず担当教員が付き添い受診してください。

4. 健康相談（内科・婦人科）

内科医・婦人科医による専門的な診察・健康相談・指導等を行います（看護師による健康相談は、随時受付けています）。なお、保健管理センターではレントゲン・血液検査等の設備はありませんので、検査等ご希望の方は、必要に応じ医療機関をご紹介します。

5. カウンセリング・精神保健相談

学生と職員の心の健康管理、悩みごとの相談に専門家が応じています。相談時間は50分程で予約制、料金は無料です。予約申し込みは、保健管理センター受付に直接または電話で申し込んでください。基本的に予約が優先されますが、急を要する場合は、受付の看護師か事務職員に申し出てください。心配な友人、同僚、家族のことも相談できます。また、学生のご家族、教職員等からの相談も可能です。キャンパスに関わらず、どちらの保健管理センターでも利用できます。

- 府中地区 本部敷地内 保健管理センター TEL：042-367-5548・5189
- 小金井地区 中央棟3階 保健管理センター TEL：042-388-7171

なお、「4. 健康相談」「5. カウンセリング・精神保健相談」の開室日時や担当者名等は保健管理センターホームページ、またはホームページ内の「健康のしおり」をご確認ください。

The screenshot shows the website for the Health Service Center at Tokyo University of Agriculture and Technology. At the top, there is a logo for TAT (Tokyo University of Agriculture and Technology) and the Health Service Center, along with a site map icon and an AED map icon. Below the logo is a navigation menu with links for Home, Notice, Center Guide, Usage, Counseling, Access, Staff, and Medical Office. A large banner in the center reads "けがをしたとき" (When you get hurt) and "体調不良のとき" (When you are unwell), with a sub-message "気持ちが不安なとき・悩みごとがあるとき" (When you feel uneasy or have worries). Below the banner is a message: "保健管理センターを利用する方は、様々な理由で来室されます。当センターは、すべての学生・教職員が健康的な生活を送れるように支援するための大学の施設です。" (Those who use the Health Service Center come for various reasons. This center is a university facility that supports all students and faculty members to live a healthy life). At the bottom, there is a "トピックス" (Topics) section with a date of 2016年11月29日 and a notice about H5N1 influenza-like illness in Aomori and Niigata Prefecture, and a notice about H7N9 influenza virus in Mie Prefecture. There is also a "ホーム" (Home) sidebar with links to various pages like "お知らせ" (Notice), "センターガイド" (Center Guide), "利用案内" (Usage), "カウンセリング" (Counseling), "アクセスマップ" (Access Map), "スタッフ" (Staff), "大学周辺医療機関案内" (Medical facilities around the university), "健康のしおり<PDF>" (Health Shiori <PDF>), "以前のホームページ" (Previous homepage), and "年報" (Annual Report).

※ 往診等緊急対応時、または感染症者が受診している時には、利用を制限したり、閉室とすることがあります（センター入り口に掲示します）。なお、感染症が疑われる方は、受診前に電話でご相談ください。また、発熱の疑いのある方は、センター来室時に入り口のインターホンを押してお知らせください。

《健康保険証》

保健管理センターで行う健康診断、応急処置、健康相談等には、健康保険証は不要ですが、他の医療機関を利用する場合には必要となります。

急病の時に保険証を所持していないために困る例が多々あります。自宅以外の通学者は、あらかじめ「遠隔地被扶養者保険証」を作っておいてください。

2. 特別修学支援室

特別修学支援室は、障害のある学生に対して各学部・学府及び研究科と連携し、よりよい修学環境で学生生活が送れるように必要な支援サービスを提供します。身体の障がい、修学面でのコミュニケーションの困難、その他さまざまな修学上の問題等がありましたら、一人で悩まずに特別修学支援室へご相談ください。

【相談の受付・お問い合わせ】

特別修学支援室 窓口（府中地区 学生系事務棟1階 教育企画課内）

月曜日～金曜日 8:30～17:15

（但し、祝日、創立記念日、入試実施日、一斉休業日を除く）

〒183-8538 東京都府中市幸町3-5-8

TEL 042-367-5545 / FAX 042-367-5557

【面談場所】＊面談場所は応相談

府中地区

本館1階 特別修学支援室

府中保健管理センター2階 カウンセリング室

小金井地区

中央棟5階 学生相談室

中央棟3階 小金井保健管理センター内 カウンセリング室

3. 学生相談

学生と教員が自由に話し合える場として、学生相談室が両キャンパスにあります。学業、進路、人間関係、生活上のことなど、なんでも気軽に学生相談室を訪ねて、話し合ってください。

相談員は農学部、工学部の教員が、ローテーションを組んで担当しています。相談員は学生の話にゆっくりと耳を傾けて一緒に問題を考えてくれます。

	府中キャンパス	小金井キャンパス
場 所	農学部本館1階	中央棟5階
電 話 番 号	042-367-5579	042-388-7018
開 室 日 と 時 間	毎週木曜日 12時～13時	毎週金曜日、第2・第4火曜日 15時～18時
相 談 員	農学部学生生活委員及び クラス担任(アドバイザー)	工学部学生生活委員等

4. ハラスメント相談

東京農工大学はハラスメント (harassment) を、「差別意識に基づき、あるいは権力関係を用いて、不適切な言動を行い、これによって相手に精神的・身体的な面を含めて、修学・研究や職務遂行に関連して不利益や損害を与えること」と定義します。ハラスメントには、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、人種・民族ハラスメントの他、アルコール・喫煙・メール・電話等によるハラスメントがあります。

本学は、個人の尊厳と学問の自由を損なう各種のハラスメントの防止と被害救済を目的にハラスメント防止・対策委員会を発足させ、相談と問題解決の取次機関としてハラスメント相談室を開設しています。

問題解決の方法には、相手への注意や警告のほか、事実関係の調査、当事者間の話し合い（相談者の希望による調停）、さらに審議によっては委員会勧告、制裁などの強制的措置があります。いずれの場合も相談者の意思を尊重し、相談者の名誉とプライバシーを守ります。どの段階でも苦情申立ての手続きを取り下げることができます。また、相談のみで終了する場合もあります。詳細な規程、ガイドライン及び相談のプロセスは本冊子及びホームページに記されています。

【ハラスメント相談窓口】

相談日・開設場所は下記のとおりです。具体的な相談日等は、本学ホームページ「学生生活・就職進学」>「学生生活」>「教育支援・相談窓口」>「相談窓口」>「ハラスメントの防止・相談」にあります。ハラスメント相談日時以外の時間帯は、他の「学生相談」や「進路・就職相談」が行われておりますので、メールにて連絡先及び連絡可能な時間帯を連絡してください。折り返し、相談員より連絡を致しますが、速やかに対応できない場合がありますので、その際にご容赦下さい。

ハラスメント相談室：府中キャンパス（農学部本館1階）

毎週1回 原則として 木曜日又は金曜日 9:00～12:00

小金井キャンパス（中央棟5階）

毎週1回 原則として 水曜日又は金曜日 9:00～12:00

5. 学生保険

本学では、学生生活における万一の事故・傷害に備えるとともに、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊した場合などにおける補償のため、学生全員に保険への加入を義務付けています。

保険には、以下の種類がありますが、①の「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」は、全員加入としています。なお、①の他、②、③、④、⑤の中からいずれか一つに全員加入することとしています。※留学生は、①の他、③にも必ず加入してください。

① 学生教育研究災害傷害保険（通称：学研災）

この保険は、大学の正課中、学校行事中、課外活動中及び通学中において不慮の災害・事故等により学生が身体に傷害を被った場合の救済措置する制度です。本学では、万一の災害・事故等に備えて原則として全員加入としています。この保険の担当窓口は、下記のとおりです。

農学部・農学府

府中地区学生支援室学生生活係（電話042-367-5540）

工学部・工学府

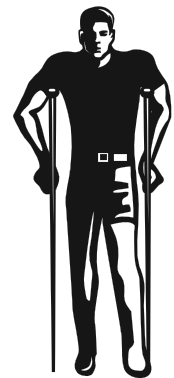
小金井地区学生支援室学生生活係（電話042-388-7011）

生物システム応用科学府

小金井地区B A S E学務係（電話042-388-7217）

連合農学研究科

府中地区 連合農学研究科学生係（電話042-367-5670）



(1) 加入時期

新入学生は、入学時（4月・10月）に受付していますが、その他の期間でも随時受付しています。

(2) 保険金の種類及び金額

担保範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金	入院加算金
正課中・学校行事中	2,000万円	120～3,000万円	3千円～30万円	1日につき 4,000円 (180日が 限度)
通 学 中	1,000万円	60～1,500万円	6千円～30万円(治療日数4日以上が対象)	
大学施設等の相互間の移動中			3万円～30万円(治療日数14日以上が対象)	
上記以外で大学施設内にいる間				
大学施設外で大学に届け出た課外活動中				

※死亡保険金は、事故の日から180日以内に死亡したときが対象となります。

※後遺障害保険金は、事故の日から180日以内に後遺障害が生じたときが対象となります。

(3) 保険金が支払われない場合

故意、闘争行為、犯罪行為、疾病、天災（地震、津波等）、無資格運転、酒酔い運転、施設外の課外活動で危険を伴うスポーツを行っている場合等。

(4) 保険料と保険期間

区分	保険期間	保険料	備考
学部学生	2年	1,750円	農学部共同獣医学科を除く3年次編入学
	3年	2,600円	
	4年	3,300円	農学部共同獣医学科3年次編入を含む
	5年	4,050円	農学部共同獣医学科2年次編入学
	6年	4,700円	農学部共同獣医学科
大学院学生	2年	1,750円	修士課程・博士前期課程・専門職学位課程
	3年	2,600円	博士課程・博士後期課程
	4年	3,300円	連合獣医学研究科
	5年	4,050円	一貫制博士課程
標準修業年限を越えて 在籍する学生	1年ごと	1,000円	
研究生・科目等履修生・ 短期留学プログラム学生 その他非正規生	修業期間 1年未満 の場合	1,000円	

※4月入学生の保険始期及び保険終期は4月1日午前0時から保険期間の3月31日午後12時まで、10月入学生の保険始期及び保険終期は10月1日午前0時から保険期間の9月30日午後12時まで。

※年度途中で加入した場合でも保険料分担金は、1年単位となります。

※保険料は、一括支払となります。

※接触感染予防保険金支払特約（任意加入） 6年間100円 但し、共同獣医学科のみ加入可

(5) 事故の通知及び保険の請求

①事故通知（所定用紙あり）

保険に該当する事故等が発生した場合、ただちに事故日時・場所・状況等を各担当窓口へ通知してください。事故から30日以上経過後に通知した場合、保険金が支払われない場合があります。

②保険請求（所定用紙あり）

事故通知に対する請求を行う場合、請求金額が10万円以下で後遺障害がない場合は、所定の用紙及び領収書等の写しを各担当窓口へ提出してください。請求金額が10万円以上（他の医療機関との合算した場合も含まれます。）の場合は、医師の診断書が必要となります。

③保険支払

保険請求が保険会社に届いてから原則として30日以内に本人へ支払います。

(6) 異動（退学・休学等）に関する手続き

保険期間中に退学及び1年以上休学する場合は、願い出（所定の用紙あり）により保険料の差額を返還します。但し、保険の残期間が1年未満の場合は、保険料の返還は行いません。

② 学研災付帯賠償責任保険制度（通称：学研賠）

この保険は、大学の正課中、学校行事中、ボランティアクラブ等での課外活動中及びその往復中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したりしたことにより被る法律上の損害賠償を保証する制度で、学研災に加入している学生に限ります。

この保険の担当窓口は、学研災と同じです。

(1) 加入時期

新入学生は、入学時（4月・10月）に受付していますが、その他の期間でも随時受付しています。

(2) 保険金の補償金額

補償内容	正課中・学校行事中及びその往復中(国内外の事故を担保)
対人賠償	1事故1億円限度(免責金額 0円)
対物賠償	

(3) 補償の対象とならない場合

故意、闘争行為、犯罪行為、疾病、天災（地震、津波等）、自転車・バイク・自動車・楽器・美術品等などその他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗難等。

(4) 保険料と保険期間

1年間340円（2年間以上まとめて支払う場合は、金額×年数）となります。

4月入学生の保険始期及び保険終期は4月1日午前0時から保険期間の3月31日午後12時まで、10月入学生の保険始期及び保険終期は10月1日午前0時から保険期間の9月30日午後12時までとなります。

保険始期（4月入学者は4月1日、10月入学者は10月1日）以降に加入しても保険料は変わりません。但し年度途中で加入した場合でも保険料は1年単位となります。

③ 学生賠償責任保険（通称：学賠）

この保険は、学生生活24時間（正課の講義・行事・実習・日常生活中）の賠償事故に卒業まで適用されます。この保険へ加入するためには、生協に加入する必要があります。

④ 学研災付帯学生生活総合保険制度（通称：付帯学総）

この保険は、大学生生活24時間におけるケガ・病気、事故、賠償責任等に対応した任意加入制度です。この保険へ加入するためには、予め前記の「学生教育研究災害傷害保険」へ加入しておく必要があります。

この保険の担当窓口は、取扱代理店（0120-811-806）となりますので、直接お問い合わせしてください。（土日祝日を除く 9:30~17:00まで）

⑤ 学生総合共済

この保険は、大学生協が扱っている学生生活24時間におけるケガ・病気、事故、賠償責任等に対応した任意加入制度です。この保険の担当窓口は、大学生協となりますので直接、お問い合わせください。なお、この保険に加入するためには生活協同組合への加入が必要です。加入時に出資金15,000円が必要となりますが、脱退時に返還されます。



1. 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構では、経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対し、教育を受ける機会を保障し、自立した学生生活を送れるよう奨学金貸与の事業を行っています。

本学で出願者の家計の経済状況、学業成績等を選考基準により審査のうえ、適格者を日本学生支援機構へ推薦します。

選考は人物・健康・学力・家計について基準に照らして行い、日本学生支援機構の予算の範囲内で採用されることとなりますが、採用定員には限りがあるため、必ずしも申請者全員が採用されるわけではないことをご留意ください。

(日本学生支援機構のホームページ <http://www.jasso.go.jp>)

なお、奨学金の各担当窓口は以下のとおりで、募集等については掲示等で案内します。

農学部・農学府

府中地区学生支援室学生生活係 (電話042-367-5540)

工学部・工学府

小金井地区学生支援室学生生活係 (電話042-388-7011)

生物システム応用科学府

小金井地区 B A S E 学務係 (電話042-388-7217)

連合農学研究科

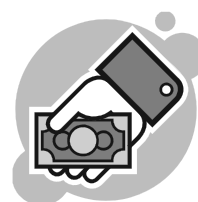
府中地区 連合農学研究科学生係 (電話042-367-5670)

① 奨学金の種類

奨学金の種類	対象者の貸与月額(H28年度)	
第一種奨学金 (無利息)	学部学生	自宅通学者 30,000円、45,000円から選択 自宅外通学者 30,000円、51,000円から選択
	大学院学生	修士課程 50,000円、88,000円から選択 博士課程 80,000円、122,000円から選択
第二種奨学金 (年3%上限とした 利息付。但し、在学 中は無利息)	学部学生	3万・5万・8万・10万・12万円の いずれかを選択
	大学院学生	5万・8万・10万・13万・15万円の いずれかを選択

※ 第一種奨学金の貸与対象者は、特に優れた学生で経済的理由により著しく修学困難な学生となります。

※ 第二種奨学金の貸与対象者は、優れた学生で経済的理由により修学困難な学生となります。



② 募集の種類

種類	内容	申請期間
予約採用 (国内用)	入学前に奨学金を予約する制度	大学院へ進学する場合は 進学する前年の10月中旬 まで
予約採用 (海外用)	国内の大学等在学中に、海外の短期大学・大学・ 大学院へ短期留学(原則として3ヶ月以上1年以 内)をするために奨学金を希望する場合で、第二 種奨学金(利息付)を申請する制度	各担当窓口にお問い合わせ ください
在学採用	入学後に奨学金を申請する制度 予約採用で不採用もしくは辞退した場合も申請可	原則として毎年4月上旬か ら4月中旬まで
緊急採用	家計の急変(主たる家計支持者が失職・病気・事 故・会社倒産・死別又は離別・災害等)で奨学金 を緊急に必要とする場合で、第一種奨学金(無利 息)を申請する制度	随時申請可
応急採用	家計の急変(主たる家計支持者が失職・病気・事 故・会社倒産・死別又は離別・災害等)で奨学金 を緊急に必要とする場合で、第二種奨学金(利息 付)を申請する制度	随時申請可

※在学採用に申請した結果、不採用となった場合でも、日本学生支援機構の予算に余裕がある場合は、追加で採用される可能性があります。(追加募集は在学採用で不採用になった人が対象となります。)

③ 奨学金の申請

奨学金を希望する場合は、日本学生支援機構発行の「奨学金案内」等を担当窓口で受け取ってください。申請はそれらに記載されている必要書類を大学に提出し、IDおよびパスワードを受け取った後、自らパソコンで日本学生支援機構の指定HPから入力することにより完了します。

入力時に、保証制度として、連帯保証人(原則として両親のどちらか)と保証人(4親等以内、65歳未満、保証能力がある事が条件)を立てる「人的保証制度」、または一定の保証料を支払うことにより連帯保証人を立てずに済む「機関保証制度」を選択することになります。ただし、選択した保証制度は採用後、原則、変更できませんので、熟慮のうえ選択してください。

採用が決定したら、「返還誓約書」の提出があります。「人的保証制度」を選択した者は、本人の「住民票」、連帯保証人の「印鑑証明書」「収入に関する証明書」、保証人の「印鑑証明書」が必要となり、「機関保証制度」を選択した者は、本人の「住民票」、「保証依頼書」の提出が義務づけられます。

返還誓約書が期限までに提出されない場合は、奨学金の振込みが停止されたり、採用が取り消される場合があります。

また、海外留学の第二種奨学金を申し込む場合も同様の手続きとなります。

④ 奨学金の採用決定

種類	採用決定時期	初回振込予定
予約採用	学部学生・・・4月もしくは5月中旬 大学院生・・・4月もしくは5月中旬	学部学生・・・4月21日もしくは 5月16日 大学院生・・・4月21日もしくは 5月16日
在学採用	6月上旬	6月9日
緊急採用	申請した翌月上旬	申請翌月の11日
応急採用	申請した翌月上旬	申請翌月の11日

※振込日が土、日、祝日等の場合はその前日に本人口座へ振り込まれます。

※初回振込みには貸与始期分からまとめて振り込まれます。

※奨学生として採用されると、日本学生支援機構から奨学生に対し「奨学生証」が交付されます。「奨学生証」は各担当窓口で受け取るようお願いいたします。

※日程は変更となる場合があります。

⑤ 適格認定奨学金継続願

奨学生自らの奨学金の貸与継続意思及び平素の学業成績との総合的評価により奨学金の適格認定を行います。学校が定めた入力期限までに手続きしない場合は、奨学金は「廃止」となり、奨学生の資格を失うこととなります。

毎年12月に、「奨学金継続願」及び「貸与額通知書」を各担当窓口にて奨学生へ配付しますので、必ず受け取るようお願いいたします。手続きについては奨学生自身がインターネットにより入力した「適格認定奨学金継続願」の入力内容と人物、健康、経済状況、学業成績を総合的に審査し、奨学金継続の可否等が判断されます。したがって、「適格認定奨学金継続願」を提出しても必ず継続貸与されるとは限りません。

⑥ 各種異動願等の手続きについて

奨学生が異動手続きが生じたときは、速やかに各担当窓口で手続きしてください。願・届の様式は各担当窓口にあります。主な願・届は下表のとおりです。

休学を申し出る場合	異動願(届)「休止」を提出してください。
退学を申し出る場合	異動願(届)「退学」を提出してください。
経済状況が好転し、奨学金が不要となった場合	異動願(届)「辞退」を提出してください。
大学へ復学し、奨学金を再度希望する場合	異動願(届)「復活」を提出してください。
奨学金貸与額を増額または減額希望する場合	「奨学金貸与月額変更願(届)」を提出してください。 ※人的保証で増額を希望する場合は連帯保証人・保証人それぞれの署名と実印での押印、及び添付書類として印鑑証明書が必要です。

⑦ 奨学金の返還

奨学金は貸与であり、貸与終了後は必ず返還しなくてはなりません。また、奨学生からの返還金は直ちに後輩に貸与される資金となります。そのために、採用が決定したら、指定された書類と共に、「返還誓約書」を提出してください。この手続きが奨学生と日本学生支援機構との返還に関する約束になります。最終学年の奨学生は「返還説明会」へ必ず出席し、返還の口座（リレー口座という）開設に係る書類を受け取り、直ちに提出してください。手続きを怠った場合は、奨学生に不利益が生じることもありますのでご注意ください。

⑧ 特に優れた業績による返還免除（大学院第一種奨学金貸与者のみ）

在学中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した者は、貸与期間終了後に、奨学金の全部または一部（半額）の返還が免除されます。

対象者は、平成16年度以降の日本学生支援機構大学院第一種奨学金採用者で、当該年度中（平成29年度にあつては平成29年度中）に貸与期間が終了（退学・辞退も含む）する者のうち、在学中に特に優れた業績を挙げた場合となります。

具体的な評価項目は、課程の趣旨・目的や奨学生の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮し、大学院における教育研究活動等に関する業績及び専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に業績のそれぞれについて、日本学生支援機構の奨学規程に基づき具体的な評価項目を設定し、学内選考委員会がこれらに沿って総合的に評価することで、免除候補者の推薦の選考が行われます。

申請期間は毎年1月上旬～1月下旬で申請書類は本学ホームページからダウンロードできます。（在学生の皆様→学生生活→授業料・入学料・奨学金等→奨学金→日本学生支援機構奨学金）

結果発表については、貸与終了した翌年度6月頃に日本学生支援機構から直接通知されます。

2. 東京農工大学奨励奨学金

本学の基本理念である「使命志向型教育研究-美しい地球持続のための全学的努力」(MORE SENSE) を担う人材育成に寄与することとともに大学院基軸大学として優秀な博士課程学生の人材確保を目的とした奨学金です。

この奨学金は博士課程に進学の方が対象となります。ただし、次の(1)から(10)に該当する方は対象となりません。

- (1) 本学以外の6年制の学士課程（岩手大学農学部・東京農工大学農学部共同獣医学科に在籍し、岩手大学に本籍を置いた場合を含む）、大学院修士課程、博士前期課程、専門職学位課程を卒業又は修了し、本学大学院等に入学する者
- (2) 国立大学法人東京農工大学学則（以下「学則」という。）第56条第2項(第1号を除く)の規程により入学資格を認められた者
- (3) 生物システム応用科学府共同先進健康科学専攻の学生で、早稲田大学に本籍を置く者
- (4) 岐阜大学連合獣医学研究科の学生で、本学以外の大学に配置される者
- (5) 国費外国人留学生
- (6) 外国政府派遣留学生
- (7) 日本学術振興会特別研究員
- (8) 社会人学生で企業等から在学に係る経済的支援を受けている者
- (9) 他の奨学金等で重複受給ができない者
- (10) 奨学金の受給を希望しない者

奨学金の給付は入学時で、募集等については、所属専攻にお問い合わせください。

3. 東京農工大学教育研究振興財団奨学金

平成21年度より、東京農工大学教育研究振興財団からの寄付金を財源とした「東京農工大学教育研究振興財団奨学金」制度を創設しました。

対象者は、前年度の学業成績・人物共に優秀な学部学生および修士課程・博士前期課程の大学院学生です。前年度成績が審査対象となるため、新入生および第3年次編入で入学した3年生は対象外です。奨学生は各学部・学府の推薦・選考を経て決定されます。

4. 地方公共団体・民間団体等の各種奨学金

日本学生支援機構同様に、経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対し、各種団体が行う奨学金制度があります。募集期間は、主に4月から5月にかけてですが、その時期以外にも募集を行う団体があります。

募集等については、奨学金担当窓口で案内しております。出願資格、出願手続き及び奨学金支給額等が各種団体により異なりますので、ご注意ください。

5. 授業料の免除及び徴収猶予

(1) 授業料免除制度について

授業料免除は、経済的な理由により授業料の納付が著しく困難であると認められる者に対し、選考の上、授業料の全額又は半額を免除する制度です。

(2) 授業料徴収猶予の制度について

授業料徴収猶予は、経済的な理由により授業料の納付期限までに納付が困難であると認められる者に対し、選考の上、授業料の徴収を猶予する制度です。授業料免除を申請し、選考の結果、不許可もしくは半額免除となった場合に納付する授業料の徴収猶予を希望する者も申請することができます。

授業料の徴収猶予を認められた場合は、前期は8月末まで、後期は2月末まで猶予されることとなります。

(3) 各担当窓口

授業料免除及び授業料徴収猶予の各担当窓口は以下のとおりで、募集等については、掲示等により行います。

農学部・農学府：府中地区学生支援室学生生活係（電話042-367-5579）

工学部：小金井地区学生支援室学生生活係（電話042-388-7011）

工学府：小金井地区学生支援室入学試験係（電話042-388-7014）

生物システム応用科学府：小金井地区 B A S E 学務係（電話042-388-7217）

連合農学研究科：府中地区 連合農学研究科学生係（電話042-367-5670）

(4) 授業料免除の対象者

対象者	免除の対象となる事由	
学部学生 大学院学生	ア	経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
	イ	入学前1年以内(在学生は納期限の半年以内)に、主たる家計支持者が死亡し、または学生もしくは主たる家計支持者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納入が著しく困難な者
	ウ	上記イに準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

(5) 授業料徴収猶予の対象者

対象者	徴収猶予の対象となる事由	
学部学生 大学院学生	ア	経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
	イ	当該学生が行方不明となった場合
	ウ	学生又は主たる家計支持者が災害を受け、納付が困難であると認められる者
	エ	その他やむを得ない事情があると認められる場合

(6) 申請要領の配布について

前期分の申請は1月下旬から、後期分の申請は7月中旬から各担当窓口にて配布します。

(7) 申請に必要な提出書類

申請書類	備考
授業料免除願 授業料徴収猶予願 家庭状況調書	全員提出。家計困窮度と学力優秀度について申告します。申請要領に添付されています。
各種証明書类等	授業料免除・授業料徴収猶予願・家庭状況調書の申告内容について証明します。所得証明書、源泉徴収票等、成績原簿等があります。それぞれの本人の状況や家庭状況により必要な証明書類が異なりますので、詳細は申請書類をご覧ください。

(8) 申請受付時期及び申請場所

前期授業料免除申請時期は3月下旬～4月初旬、後期授業料免除申請時期は9月下旬～10月初旬で、各担当窓口にて受け付けます。

(9) 選考方法と判定内容

授業料免除は、家計及び学力の状況に基づき総合的に評価したうえで選考します。授業料免除の判定の結果、免除が認められた場合、「全額免除」または「半額免除」となり、認められなかった場合、「免除不許可」となります。

(10) 結果発表

発表は学務情報システムSPICAにて行います。

発表時期 前期分・・・6月中旬頃 後期分・・・12月中旬頃

(発表時期については、別途、掲示にてお知らせします。)

6. アルバイト

本学のように実験実習の多い理工系の大学では、アルバイトと学問の両立は難しく、アルバイトで無理な仕事をもった結果、学業に支障が生じたり、健康を害して休学・退学を余儀なくされたという事例も少なくありません。アルバイトをするときは、この点を十分考慮して勉学に支障がないように心がけることが必要です。

また、大学の紹介でないアルバイトは、トラブルが多いため注意してください。

アルバイトの紹介については、各地区学生支援室学生生活係で行っております。また、携帯電話やパソコンでアルバイトの情報を収集できるシステムを導入しています。

(<http://www.aines.net/tuat/>)

利用方法については、上記ホームページにアクセスして、確認してください。

【制約職種】

本学では、教育的な配慮のもとに、事故やトラブル等を防止する目的で、次のとおり制約職種を決めていますので、個人的にアルバイトをする時にも避けるようにしてください。

ア 自動車運転免許を必要とする職種

イ 翌日の授業に差し支えのある深夜（22時以降）の作業を伴う職種

ウ 従事する業務に危険を伴う職種

プレス・裁断機等の自動機械の操作、高所での屋外作業、土木・水道工事の穴掘り、高温・低温下等人体に有害な作業など

エ 学生アルバイトとしてふさわしくないと考えられる職種

外交販売・勧誘、風俗営業やギャンブルに関する仕事、女子の住込・深夜作業、秘密調査など

オ 法令に違反する、マルチ・ネズミ講商法や出来高払い、性別により異なる条件を付すもの

カ 人命にかかわることが予想される監視員やベビーシッターなど

7. 住まい

(1) 学寮（男子寮・女子寮）

本学では、学生の良好な生活と勉学の環境を提供するため、学生寮を設置しています。小金井キャンパス隣接地には、櫻寮（男子寮）および桜寮（女子寮）が、府中キャンパス隣接地には、檜寮（男子・女子寮）および楓寮（女子寮）が設置されています。

在学生の入寮募集は、空室が生じた場合に大学ホームページ及び各学部にて掲示を行いますので、入寮希望者は所定の手続きをとって下さい。

出願資格は、日本人学生で経済的困窮度が高く、かつ遠隔地のため自宅からの通学が困難な者、および外国人留学生で経済的困窮度が高い者が対象となります。

（※外国人留学生の募集は櫻寮・檜寮・楓寮のみ実施します。）

入寮を希望する学生は、学生総合支援課（042-367-5582）へご連絡ください。

学寮名	入寮対象者	定員	寄宿料月額	共益費月額	部屋の規格	設備	所在地
櫻寮 (けやきりょう)	男子学生	200名	30,000円	2,200円	個室	バス・トイレ ミニキッチン	小金井市中町 2-24-16 工学部隣接地
桜寮 (さくらりょう)	女子学生 (外国人留学生は除く)	18名	30,000円	2,200円	個室	バス・トイレ ミニキッチン	小金井市中町 2-24-16 工学部隣接地
楓寮 (かえでりょう)	女子学生	48名	4,300円	無し	個室	共同風呂 共同トイレ 共同キッチン	府中市幸町 2-4-1 農学部隣接地
檜寮 (ひのきりょう)	男子学生 女子学生	111名	37,800円	2,200円	個室	シャワー・トイレ ミニキッチン 冷蔵庫	府中市幸町 2-4-1 農学部隣接地

※櫻寮・桜寮・檜寮は、退去時清掃費30,000円が別途必要です。

(2) 賃貸アパート等

学寮以外の居住を希望する学生に、府中、小金井周辺等の賃貸アパート等の情報を紹介しています。各地区学生支援室学生生活係には、近隣の大家さんなどからの賃貸情報が提出されています。

当該物件については、大学は契約に関与していないため、万一のトラブルを避けるためにも、部屋の状態、環境等を十分に把握し、賃貸業者との間で契約内容（入居・退去時の諸条件、賃貸月額、管理費等）を確認したうえで契約するようにしてください。

なお、入居後は契約の内容・条件等に違反しないよう十分注意してください。

また、本学学生向けサービス向上の一環として「住居情報の提供」、「地域情報の提供」、「学生による学生生活情報の提供」等「一人暮らしの学生のトータルケア」を、本学が加盟しています「(社)学術・文化・産業ネットワーク多摩」でも行っています。

(社)学術・文化・産業ネットワーク多摩 HP : <http://www.nw-tama.jp/>

進路・就職

1. 就職

本学では、学生各人が自己の能力・適正に応じて適切に職業選択ができるよう教員と事務との連携によって、進路・就職指導及び情報提供を行っています。

(1) 進路・就職指導体制

就職活動の支援と充実を図るために、各学科に就職担当教員がおり、就職事務の窓口は学生総合支援課及び各地区学生支援室学生生活係等で行っています。

また、全学の就職指導事務を学生総合支援課で総括しており、進路・就職ガイダンス等を企画しています。

(2) 進路・就職相談室

進路や就職について個別に指導・助言を受けられるように、豊富な経験と知識を有する相談員（キャリア・アドバイザー）を学外から招へいし、相談に応じています。

開設場所	開催日時	相談室	相談員
府中キャンパス	月曜日(毎週)13:00~16:00	農学部本館1階学生相談室	岡崎 正規
	水曜日(毎週)13:00~16:00	農学部本館1階学生相談室	峰松 敏夫
	金曜日(毎週)13:00~16:00	農学部本館1階学生相談室	加藤 誠
小金井キャンパス	月曜日(毎週)13:30~16:30	工学部中央棟5階学生相談室	深水 智明
	木曜日(毎週)13:30~16:30	工学部中央棟5階学生相談室	國眼 孝雄

(3) 就職情報コーナー

各地区学生支援室に就職情報コーナーが整備されています。企業情報の収集等ができるようになっていきますから、活用してください。

2. 進路(就職・進学)ガイダンス

進路選択や就職活動の進め方などについて、具体的な情報提供の場として、各種ガイダンスを両地区において実施しています。例年、一般就職説明会、公務員志望者ガイダンス、企業別説明会、進路相談会及び模擬面接講座等を全学的に開催しているほか、各学科でも就職説明会を行っています。

なお、進路(就職・進学)ガイダンス日程等の詳細については、本学ホームページ(「学生生活・就職進学」>「就職進学」>「進学」>「進路(就職・進学ガイダンス)」)又は学生WEB掲示板等で案内いたします。

【問い合わせ先】

府中地区学生支援室 学生生活係 (Tel 042-367-5579)

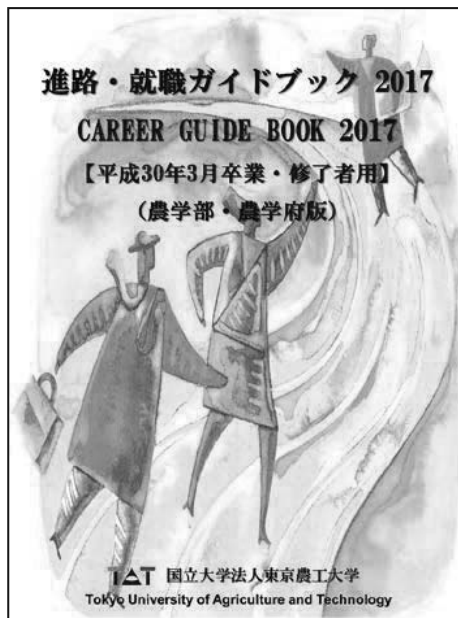
小金井地区学生支援室 学生生活係 (Tel 042-388-7011)

3. 進路・就職ガイドブック

就職活動の進め方を、手軽に利用できるガイドブックのかたちにとまとめたものです。就職活動に関する必要な情報と具体的な進め方がわかりやすく説明されています。年度毎に内容の見直しを行い、毎年12月頃に本学ホームページ上に、最新版を公開します。（詳細は各学科の就職担当教員、または学生生活係に確認してください。）

なお、ガイドブックは本学ホームページ（「学生生活・就職進学」>「就職進学」>「就職」>「就職ガイドブック」）に全頁掲載され、学内ネットワークからのみ閲覧することができます。ガイドブックを活用して、早くから自己の進路についての考えをめぐらし、主体的、計画的に自信をもって就職活動に取り組むことを期待します。

また、進路・就職相談室との関係で言えば、ガイドブックを先ず読んで、テーマを絞って相談室に行くのも良いですし、相談室でのアドバイスを実行に移すためにガイドブックを利用するのも良いでしょう。



4. 求人情報について

企業や団体からの求人情報・インターンシップ情報は、求人情報システムキャリアタスUCを使用して検索・閲覧できます。

インターネットに接続すれば、どこでも検索・閲覧が可能です。

ご利用に際しては、ID・パスワードが必要になりますので、学生支援室学生生活係の窓口まで、お問い合わせください。

※キャリアタスUCに掲載される求人情報・インターンシップ情報は、学生支援室をとおさずに、企業・団体が直接登録したものとなります。皆さん自身が企業・団体に関してよく調べたうえで、応募や問い合わせをするようにしてください。

※従来通り紙媒体で送付された求人情報は、学生支援室学生生活係で閲覧することができます。

課外活動

1. 課外活動について

課外活動は、学生が自主的に行う活動であり、社会の一員として必要な資質を身につけたり、教養を高める等の大切な役割を担っています。

また、課外活動を通して得られるさまざまな体験や学部学科を超えた友人を得るなどの経験は、一生忘れることのできない素晴らしい思い出になります。

サークル活動だけでなく、各学部には学生の自治会があり年間を通じてさまざまな活動を行っています。

学生諸君は、大学という教育の場で、各自の関心と適性に合った課外活動に取り組み、社会的な特性を涵養するとともに、より高い専門的知識や技能を身につけるなど積極的な大学生活を送ってください。

※ 本学には文科系サークル43団体、体育系サークル40団体（平成27年12月現在）が大学公認団体として活動しています。これらの活動の詳細や自治会活動については「課外活動・サークル紹介」（別冊）を参照してください。

2. 課外活動上の心得

学生の課外活動は、サークル独自の自主的な運営とクラブ員各自の自覚と責任によって行われるものですが、サークルの関係行事の立案と実施に際しては、日頃の練習活動を踏まえた安全対策について十分に検討を行い、事故が起こらないよう万全を期してください。各サークルのリーダーは、下記の留意事項を参照して「危険性の回避」及び「危険性の予見」等の努力をし、サークル活動上の危険防止に努めてください。

また、公認サークル・リーダース講習会や救急救命講習会に積極的に参加し、日頃から応急措置等の知識を身につけておいてください。

記

〔留意事項〕

各サークルが主催する行事あるいは学外における各種行事（大会）等へ参加する場合には、下記の事項を厳守すること。

ア 行事の実施計画及び行事の届出等について

(1) 実施計画書の作成

行事の実施、あるいは行事への参加については、その行事内容等について顧問教員に事前に報告するとともに、顧問教員が署名・捺印した実施計画書を各地区学生支援室学生生活係に提出すること。

(2) 行事の終了報告

行事が終了した場合には、行事の概要速やかに顧問教員に報告するとともに、各地区学生支援室学生生活係にも報告すること。

イ 行事实施前の健康診断の実施等について

(1) 健康診断の受診日時及び場所

過激な競技あるいは、体力の消耗が激しいスポーツ等の行事（大会）に参加する場合は、事前に健康診断を受けておくこと。サークルとして保健管理センターでの健康診断を希望する場合は、1か月前までに学生総合支援課（保健担当者）に申し出て指示を受けること。

(2) 定期健康診断の受診

4月に実施される定期健康診断は必ず受診すること。

再検査を受けた者は、保健管理センターからの注意等十分踏まえて自己管理を行うこと。

なお、校医による健康相談（内科・婦人科・精神科）を実施しているので利用されたい。

ウ 行事（大会）の実施に伴う救急対策について

(1) 健康状況の把握

サークルのリーダーは、参加者全員の健康状況を確認し、身体に少しでも異常のある者を行事（大会）等に参加させてはならない。寒中における行事や、気象条件等自然環境の大きく作用する活動では、健康状況だけでなく各参加者の知識、技量も含めた総合的な判断が求められることに十分留意すること。

(2) 救急病院の確認

サークルが主催する行事（大会）等の実施前には必ず、開催場所近隣の救急病院等の所在及び連絡方法を確認しておくこと。

(3) 救急車の出動依頼（連絡）

学内の体育施設等におけるサークル活動中に、万一事故が発生し救急車の出動を依頼した時は、速やかに各地区学生支援室学生生活係（休日及び夜間は宿直室、守衛所）に報告すること。

エ 課外活動における事故発生時の連絡先について

課外活動において事故が発生した場合は、先ず顧問教員に報告し、下記に速やかに連絡すること。

府中地区学生支援室学生生活係

TEL 平日の昼間 (042) 367 - 5579

TEL 休日及び夜間 (042) 367 - 5664 (宿直室)

小金井地区学生支援室学生生活係

TEL 平日の昼間 (042) 388 - 7011

TEL 休日及び夜間 (042) 388 - 7007 (守衛所)

大学は連絡を受け次第、事故の状況を考慮し、必要に応じて対策本部を設置する。

オ 事故報告及び保険金の申請手続きについて

(1) 事故報告

サークルのリーダーは、上記により連絡した詳細を記した「事故報告書」を作成し、各地区学生支援室学生生活係に提出すること。

なお、保険によっては、一部危険を伴うサークル活動が、補償範囲からその適用を除外されているものがあるので、予め確認しておくこと。

(2) 保険金の申請及び問い合わせ先

ア. 学生教育研究災害傷害保険（付帯賠償責任保険を含む）

各地区学生支援室学生生活係（P20参照）

イ. 学研災付帯学生総合保険

学生生活総合保険相談デスク（電話 0120-811-806）

ウ. 学生賠償保険・学生総合共済

大学生協（電話 042-366-0762）

エ. スポーツ安全協会傷害保険

財団法人スポーツ安全協会東京都支部（電話 03-3481-2423）

オ. ボランティア活動保険

全国社会福祉協議会総務部（電話 03-3581-7851）

カ 体育施設及び課外活動施設の安全使用について

体育施設及び課外活動施設は、体育授業及び各種サークル活動の共用の場として使用されているため、種々の器具・設備が備えられているが、サークルの練習中に床、ガラスの破損あるいは、器具、設備等を破損した場合には、これが「けが」等の事故発生につながるため、直ちに各地区学生支援室学生生活係にその状況を報告すること。

また、サークルリーダーは諸施設の使用に当たっては、各地区学生支援室学生生活係の使用許可を得ることは当然であるが、使用時には、火災には万全の注意を払うとともに、平常のサークル活動あるいはサークル行事（大会）等の終了時には、次に使用する各サークルが気持ちよく使用できるように、後片付けと清掃を部員の一人一人が進んで実施するように指導し、これを遵守すること。



3. 学生の行事・催し

(1) 農 工 祭

農工祭は、今年は第59回目を迎えます。

講演会や教授との座談会、映画会、音楽会や演芸会、また、サークルや学科研究室等の趣向をこらした催し物、展示などで日頃の成果が公開されます。

これは一般市民にも公開されていて、市民と学生の集いなど地域社会とも交流し、親善を図っています。

農工祭の企画・実施は、学生の農工祭実行委員会が行います。



(2) 東京地区国公立大学体育大会

この大会は、東京地区にある国立大学法人11大学と首都大学東京の学生の体育活動の発展を促進するとともに、学生相互間の親睦を図ることを目的として毎年、5月から翌年3月まで、参加大学の輪番制による世話で開催しています。種目は陸上、水泳、野球を始め、ヨット、ゴルフ、スキー（3月）など多種目の競技を行っています。昭和28年から始まり本年度は第64回で、電気通信大学が当番校として運営します。

(3) 東京地区国公立大学連合文化会・美術展

東京地区にある国立大学法人11大学と首都大学東京の学生の文化活動の発展を促進し、学生相互間の親睦を図ることを目的として毎年1回、発表会を行っています。この発表会は例年3月頃に、都内の催物場で絵画、彫塑、写真などを展示して、市民にも公開しています。

今年の第63回連合文化会は、東京海洋大学が当番校として運営することとなっています。

(4) 三大学体育大会

この大会は、戦前、繊維専門学校であった信州大学、京都工芸繊維大学と本学の3校が、学生相互間の親睦を図るために、昭和33年5月に復活第1回大会を信州大学で開催して以来、毎年5月～6月の土、日を利用して陸上競技、硬式野球、硬式庭球、軟式庭球、バレーボール、卓球、バスケットボール、サッカー、ラグビー、バドミントン、ハンドボール、柔道、弓道、剣道、空手の14種目の競技を3校の学生自治会または学友会が主催して輪番制で行っているものです。

今年は、第58回大会として信州大学が当番校として運営することとなっています。



4. 貸出備品

皆さんが余暇を利用して心身の練成、レクリエーションなどをする場合は、授業及び管理上に支障がないかぎり、設備してある用具などを利用することができます。現在、つぎの物品が備え付けてありますから、貸出を希望する場合は直接、係へ申し込んでください。

貸出場所	貸出物品
府中地区学生支援室 学生生活係 (注)	硬式テニス用具一式、自転車空気入れ、臼・杵・ソフトボール用具一式、延長コード、サッカーボール、暗幕、テント(4脚)、長机・椅子、ブルーシート、放送セット、巻尺、拡声器
小金井地区学生支援室 学生生活係 (注)	巻尺、トランシーバー、拡声器、長机・椅子、台車・リヤカー、放送セット
農学部・工学部 体育館 ※体育館管理人から借りてください。	バドミントンラケット、バスケットボール、バレーボール、卓球ラケット インディアカ、縄跳び

(注) 個数につきましては、各係にお尋ねください。

学生生活関係施設等

1. 福利厚生施設

学生の憩いの場、学生相互間、学生と教職員との親睦を図るための施設として「農学部福利厚生センター」、「工学部総合会館」、「けやきホール」があります。

東京農工大学農学部福利厚生センター福利厚生施設使用心得

- この使用心得は、東京農工大学農学部福利厚生センター規程第6条の規定に基づき施設の使用について定める。
- この施設は原則として本学の学生・教職員が福利厚生のために使用するものとする。
- 施設の開館期間、開館時間及び休館日は、次のとおりとする。
 - 開館期間および開館時間
通 年 9時から21時まで
 - 休 館 日
土・日曜日、国民の祝日、振替休日、本学の創立記念日、大学休講期間、年末年始
 - 管理責任者が必要と認める場合には、前項の開館時間又は休館日を臨時に変更することができる。
- 福利・厚生施設の区分については、別表のとおりとする。

別 表

施設名	区 分
福 利 施 設	食堂、厨房、売店
厚 生 施 設	喫茶、会議室

(注) 本票にないものの区分は、管理責任者が定める。

上記施設を使用する場合は、規程第7条により使用手続きを必要とするが、次のものは所定の手続きを必要としない。

食堂（食堂にあっては食事時間外で特別の用途に使用する場合を除く。）厨房、売店、喫茶の開かれている時間内で通常の用途に使用する場合。

- 施設を利用する場合の使用責任者は、使用の3日前までに施設使用願（所定用紙）を府中地区学生支援室学生生活係に提出し、その承認を受けなければならない。

この場合において、施設使用の承認を受けた者は、施設使用願に記載した目的以外の用途に使用し、又は他に転貸してはならない。
- 継続して使用することができる期間は、6日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は承認を受けて使用期間を延長することができる。
- 施設の各部屋の鍵は、府中地区学生支援室学生生活係で保管する。

施設を使用しようとする者は、府中地区学生支援室学生生活係で鍵を受け取り、使用終了後は、速やかに返戻すること（平日の17時以降、土・日曜日、祝日及び休日は農学部宿直室に返戻する。）。
- 使用者は、次の各号の事項に留意し、快適に使用するよう努めなければならない。
 - 建物内の清潔、整頓に注意し、施設の管理に協力すること。
 - 風紀を乱したり、近隣、他人の迷惑になる行為をしないこと。
 - 建物内にスパイク靴等、他人に迷惑を与えるような履物で出入りしないこと。
 - 使用した設備、備品は直ちに清掃し、使用前の状態にしておくこと。施設内の備付物品の持出は禁止する。
 - 故意又は過失により、建物、備品等を破損、又は滅失したときは、府中地区学生支援室学生生活係に申し出てその指示を受けること。
 - 常に火気について十分注意し、次の事項を厳守すること。
 - 施設内外で自炊又はたき火をしないこと。
 - タバコの吸いがらは、必ず灰皿に捨てること。
 - 備付けの暖房器具以外の熱器具は、使用しないこと。
 - 常に盗難の予防につとめ、特に貴重品の保管については、各自十分留意すること。
- 施設使用終了後は、必ず室内の清掃、火気の始末、戸締まり等をしなければならない。
- この使用心得に違反する行為があった時は、使用の許可を取消すことがある。
- その他必要な事項は、管理責任者が定める。

東京農工大学 工学部総合会館使用要項

平成27年4月28日 学生生活委員会承認

平成27年5月13日 学工学府工学部運営委員会承認

平成27年4月1日 施行

改正 平成27年12月2日

第1条 東京農工大学工学部に工学部総合会館(以下「会館」という。)を置く。

第2条 会館の使用については、この要項に定めるところによる。

第3条 会館を使用することのできる者は、本学の学生、教職員とする。ただし、工学府・工学部長(以下、学部長)が特に認めた場合は、この限りではない。

第4条 会館の開館時間および休館時間は、次のとおりとする。ただし、学部長が必要と認めた場合は、この限りではない。

- | | |
|------------|--|
| (1) 開館時間 | 食堂 10:20から18:30
購買 10:00から17:00 |
| (2) 休館日 | 夏季一斉休業日
冬季一斉休業日
大学入試センター試験日およびその準備日
大学入試センター試験の予備試験日およびその準備日
本学個別入学試験日およびその準備日(2月23日から25日、3月10日から12日) |
| (3) 休日等の利用 | 授業のない土曜日の利用: 13:00~16:00もしくは17:00~20:00
1日に1団体が終日利用することは不可。
休日(授業のない土曜日以外)の利用: 10:00~13:00もしくは15:00~18:00
1日に1団体が終日利用することは不可。 |

第5条 会館を使用する場合は、使用しようとする日の2週間前までに所定の様式にて学部長に届け出てその許可を受けなければならない。

第6条 会館を使用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用を認められた時間を超過しないこと。
- (2) 会館を清潔に保ち設備・備品等を破損しないこと。
- (3) ホットプレート、カセットコンロ、IHヒーター等の使用を含む会館内での火気使用および喫煙は禁止する。
- (5) 下駄、スパイク等、床面を傷つける履物等で出入しないこと。
- (6) 会館の設備・備品を無断に搬出し又は滅失若しくは損失しないこと。
- (7) 使用願に記載した目的以外の用途に使用し、又は他に転貸しないこと。
- (8) 使用した設備・備品は、使用后ただちに清掃し、使用前の状態にしておくこと。
- (9) 無断で物品販売、広告宣伝等の行為をしないこと
- (10) 会館を使用する者が建物・設備・備品等をき損し又は滅失、忘失したときは、その損害を弁償しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りではない。
- (11) 風紀を乱したり、大声、大音量の音楽、ダンス・舞踏などの足音など騒音・振動にて他の利用者や樺寮、国際交流会館および近隣の住民に迷惑をかける行為等をしないこと。
- (12) その他学部長の指示に従うこと。

第7条 この要項に違反した団体・個人は、その使用を中止させることがある。

第8条 この要項に度重なる違反をした団体・個人は恒久的に使用を禁止することができる。

第9条 その他必要な事項は、学生生活委員会が定める。

農学部福利厚生センター



工学部総合会館



第1条 けやきホール（以下、ホール）の使用については、この細則に定めるところによる。

第2条 ホールを使用することのできる者は、本学の学生、教職員とする。ただし、工学府・工学部長（以下、学部長）が特に認めた場合は、この限りではない。

第3条 ホールの開室時間および休室時間は、次のとおりとする。ただし、学部長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(1) 開室時間 午前9時から午後8時まで

(2) 休室日 夏季一斉休業日

1 2月24日から1月7日

大学入試センター試験日およびその準備日

大学入試センター試験の予備試験日およびその準備日

本学個別入学試験日およびその準備日（2月23日から25日、3月10日から12日）

2 学部長が必要と認める場合には、前項の開室時間又は休室日を臨時に変更することができる。

第4条 ホールを使用する場合は、使用しようとする日の3日前までに所定の様式にて学部長に届け出てその許可を受けなければならない。

第5条 ホールを使用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用を認められた時間を超過しないこと。

(2) ホールを清潔に保ち設備・備品等を破損しないこと。

(3) ホットプレート、カセットコンロ、IHヒーター等の使用を含むホール内での火気使用および喫煙は禁止する。

(4) ホール内での飲酒は禁止する。

(5) 下駄、スパイク等、床面を傷つける履物等で出入しないこと。

(6) ホールの設備・備品を無断に搬出し又は滅失若しくは損亡失しないこと。

(7) 使用願に記載した目的以外の用途に使用し、又は他に転貸しないこと。

(8) 使用した設備・備品は、使用后ただちに清掃し、使用前の状態にしておくこと。

(9) 無断で物品販売、広告宣伝等の行為をしないこと。

(10) ホールを使用する者が建物・設備・備品等をき損し又は滅失、忘失したときは、その損害を弁償しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りではない。

(11) 風紀を乱したり、大声、大音量の音楽、ダンス・舞踏などの足音など騒音・振動にて他の利用者や隣寮、国際交流会館および近隣の住民に迷惑をかける行為等をしないこと。

(12) その他学部長の指示に従うこと。

第6条 この細則に違反した団体・個人は、その使用を中止させることがある。

第7条 この細則に度重なる違反をした団体・個人は恒久的に使用を禁止することができる。

第8条 その他必要な事項は、学部長が定める。

2. 合宿研修施設

本学では、学生の課外活動、オリエンテーション・野外実習授業・ゼミ等の研修や、学生・教職員のレクリエーション等のための合宿研修施設として、館山荘を設置しています。

(1) 館山荘 (アカデミーハウス館山)

館山荘は、マザー牧場・館山ファミリーパーク・鴨川シーワールド等多くのレジャー施設や、野島崎灯台・田子台遺跡・清澄寺・安房神社等の史跡・観光名所にも近く、温暖な気候に恵まれた南房総の館山湾に面した海岸沿いに、平成3年8月に設置されました。

平成26年7月から民間事業者による委託運営となり、リニューアルオープンし、本学関係者だけでなく、一般の方も利用できるようになりました。サークルの合宿やゼミ・オリエンテーションはもちろん、海水浴や釣り等のレジャーや小旅行にも利用できます。



◎所在地

千葉県館山市正木1256-131

◎定員及び施設概要

定員は48名（駐車場は14台収容可能）

施設は、洋室（2段ベッド）4部屋、その他宿泊室4部屋、食堂、浴室、研修室、ラウンジとなっています。

◎予約・申込受付

予約及び申込みは、予約センター、ホームページから予約・申込みができます。予約開始時期の制限はありませんが、繁忙期については、取扱いが異なります。詳細は、予約用ホームページで確認してください。

予約センター：電話 03-3490-9611

ホームページ：本学HP [トップページ](#)>学生生活・就職進学>学生生活>福利厚生>合宿研修施設

◎利用料金

本学学生料金

(消費税及び地方消費税8%を含む)

プラン	金額（全期間）
素泊まり	2,000円
1泊朝食	2,700円
1泊2食	3,800円
1泊3食	4,500円

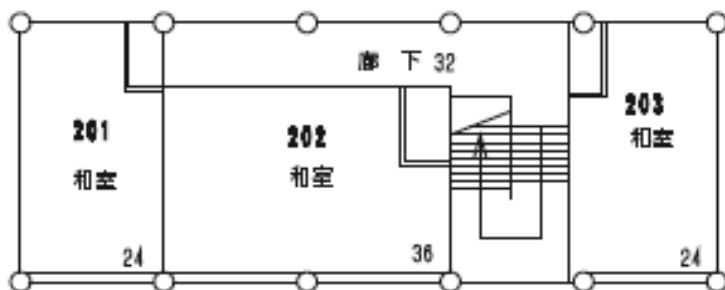
本学卒業生及びその家族、本学学生が代表となる団体の構成員として利用する他大
学学生については、優遇措置があります。詳細については、予約ホームページで確認
してください。

(学生総合支援課)

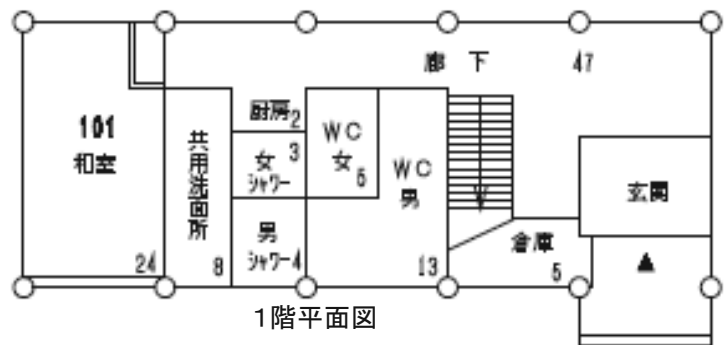
(2) 工学部合宿研修施設

東京農工大学工学部合宿研修施設使用について

1. 施設を使用することのできる者は本学の学生及び教職員です。ただし施設長が特に必要と認めた場合はこの限りではありません。
2. 施設を使用できる期間は7日以内です。
ただし12月25日から1月5日までの期間は使用できません。
 - 2) 施設長が必要と認める場合には、前項の使用期間を変更することができます。
3. 施設を使用する場合は、工学部サークル代表者会議に出席し決定します。
4. 使用の許可を受けた者に対しては使用許可証を交付します。
5. 施設を使用する者は次の各号に掲げる事項を守ってください。
 - (1) 使用を認められた期間を守ること。
 - (2) 施設を清潔に保ち、設備、備品等を破損しないこと。
 - (3) 施設内では飲酒及び喫煙しないこと。
 - (4) 下駄、スパイク等で出入りしないこと。
 - (5) 施設の設備、備品を無断で搬出し、あるいは第三者に転貸しないこと。
 - (6) 施設使用願に記載した目的以外の用途に施設の設備、備品を使用しないこと。
 - (7) 使用した設備、備品は使用后直ちに清掃し使用前の状態にしておくこと。
 - (8) 施設を使用する者が、故意又は過失により施設の建物、設備、備品等をき損し、又は滅失し、あるいは亡失したときは、それにより発生した損害を賠償する責任を負う。
なお、前述の場合は直ちに届出ること。
 - (9) 風紀を乱したり、また近隣の住人及び他の利用者に迷惑のかかる行為をしないこと。
 - (10) 補食コーナーの使用に際しては、安全管理及び衛生に注意し常に清潔を保ち、他の利用者に迷惑を及ぼさないこと。
6. これに違反した者はその使用を中止します。



2階平面図



1階平面図

【問い合わせ先】

小金井地区学生支援室学生生活係

TEL 042-388-7011 t-life@cc.tuat.ac.jp



課外活動共用施設の使用について

平成28年4月21日
工学部サークル代表者会議承認

1. 工学部サークル代表者会議（以下「サ代会」という。）が許可した団体は課外活動共用施設（以下「サークル棟」という。）の部屋を部室として使用することができる。部屋の配置についてはサ代会が別に定める。
これについては、サ代会もしくは大学側が必要と認めた場合は見直し及び変更等を行う場合がある。
2. サークル棟の使用を許可された団体は「東京農工大学課外活動共用施設使用基準」「課外活動共用施設利用心得」を遵守すること。
3. サークル棟で活動できる時間は8時から20時までとする。
その他、大学側が使用禁止とした日時に使用することは出来ない。
4. 部室については、これを他団体に借用することは出来ない。また、鍵は大学に無断で複製・交換・取付することは出来ない。
5. 課外活動以外の用途で利用しないこと。
6. 風紀を乱したり、近隣他の利用団体に迷惑をかける行為をしないこと。
7. 施設を清潔に保ち、ゴミ等は放置しないこと。
8. 故意又は過失により、建物を破損又は滅失したときは学生生活係に申し出てその指示を受けること。
9. 常に盗難の予防につとめ、特に貴重品の保管、使用後の戸締りについては各自十分に留意すること。
10. これに違反した者、またはその他大学側とサ代会が協議の上に別途定めたルールに基づき、サ代会もしくは大学側が使用許可を取り消すことがある。
11. 活動停止となった団体については、大学側が使用許可を取り消すことがある。
12. 各部室は原則として年1回入れ替えを行う。入れ替えにより移転が決まった団体は速やかに退出すること。
13. 消耗品経費は使用団体の負担とする。
14. その他必要なルールは、大学側とサ代会が協議の上定める。

このルールは、平成28年5月1日から施行する。

共用倉庫（旧サークル棟2階）使用心得（案）

共用倉庫（旧サークル棟2階）の使用については、本心得を遵守すること。

1. 使用の許可日から2週間以内に物品を搬入すること。
2. 物品等を保管する倉庫としての利用を厳守すること。
3. 電灯を含めた電気の使用は認めない。
4. 物品の保管については十分に注意し、倉庫内の搬出・搬入が終わったら必ず施錠をすること。
5. 廊下等の共通に使用する場所に資材等を放置したり、それらの場所を占有しないこと。
6. 倉庫内は常に清掃に使用し、整理整頓すること。
7. 倉庫のため火気厳禁とする。
8. 翌年度以降引き続き使用を希望する場合は、1月末日までに延長希望を申請すること。
9. 以上のルールが厳守出来なかった団体に対しては、割り当てられた倉庫を没収することがある。

小金井地区事務部学生支援室 学生生活係

3. 体育施設等の使用について

1. グラウンド（府中地区及び小金井地区）

(1) 使用手続

- ① 授業、クラブ活動等で使用しない月曜日から金曜日の10時～16時半まで、(2)の使用上の注意に従って使用できる。
- ② 平日16時半以降及び、休日にクラス、講座、その他任意の団体が使用を希望する場合は、以下の通り開かれる当該施設の運動施設運営協議会・運動施設運営者協議会に代表を出席させ、使用日程等の調整を受け、使用して下さい。
- ③ 府中地区グラウンドの運動施設運営者協議会は、毎月第2火曜日の午後5時から農学部本館2階22教室で開催される。(長期休暇前は、前月にまとめて3ヶ月分の調整をすることがある。)その結果に基づき「施設使用届」を府中地区学生支援室学生生活係に提出した後、当該施設を使用できる。
- ④ 小金井地区グラウンドの運動施設運営協議会は、毎月第3木曜日の午後4時30分から掲示で指定された場所で開催される。

(2) 使用上の注意

- ① 雨天、雨天後、冬季など、グラウンドの軟弱な時は、原則として使用してはならない。試合などで、どうしても使用しなければならない時は、責任を持って事後の整備をすること。
- ② ビン類・花火その他の危険物を持ち込まないこと。
- ③ 車輛(自転車を含む)で立ち入らないこと。
- ④ 授業時間中は、その授業以外の学生はグラウンド内に立入らないこと。
- ⑤ グラウンド内での飲食および喫煙は禁止する。
- ⑥ 使用後は、必ず「とんぼまたはブラシ」をかけ整備すること。



2. 総合屋内運動場（府中地区体育館・武道場及び小金井地区体育館・武道場）

(1) 使用手続

- ① 授業、クラブ活動等で使用しない月曜日から金曜日の10時から16時半まで、(2)の使用上の注意に従って使用できる。ただし、管理人のいない時は原則として使用できない。
- ② 平日16時半以降及び、休日にクラス、講座、その他任意の団体が使用を希望する場合は、以下の通り開かれる当該施設の運動施設運営協議会・運動施設運営者協議会に代表を出席させ、使用日程等の調整を受け、使用して下さい。
- ③ 府中地区体育館・武道場の運動施設運営者協議会は、毎月第2火曜日の午後5時から農学部本館2階24教室で開催される。(長期休暇前は、前月にまとめて3ヶ月分の調整をすることがある。)その結果に基づき「施設使用届」を府中地区学生支援室学生生活係に提出した後、当該施設を使用できる。
- ④ 小金井地区体育館・武道場の運動施設運営協議会は、毎月第3木曜日の午後4時30分から掲示で指定された場所で開催される。

(2) 使用上の注意

- ① 体育館シューズを着用すること。土足、はだし(武道場を除く)は認めない。
- ② 総合屋内運動場内での飲酒及び喫煙は、禁止する。
- ③ 使用後は必ず清掃すること。
- ④ 体育館管理人の指示に従うこと。



3. テニスコート（府中地区及び小金井地区）

(1) 使用手続

- ① 授業等で使用しない時は、府中地区は学生部事務棟西側(オムニコート)、小金井地区はグラウンド東側(オムニコート)に限り、(2)の使用上の注意に従って使用できる。その際、各地区の学生支援室学生生活係において、学生証と引換にコート入口の鍵を受け取ること。ただし使用できる日時は次の通りである。

月～金	9:00～10:20 (全面)
	10:30～11:50 (全面)
	13:10～14:40 (全面)
	14:50～16:30 (全面)

※スポーツ・健康科学実技を開講している時間帯については、使用することができません。

- ② 平日16時半以降及び、休日にクラス、講座、その他公認の団体が使用を希望する場合は、以下の通り開かれる当該施設の運動施設運営協議会・運動施設運営者協議会に代表を出席させ、使用日程等の調整を受け、使用して下さい。

- ③ 府中地区テニスコートの運動施設運営者協議会は、毎月第2火曜日の午後5時から農学部本館2階22教室で開催される。（長期休暇前は、前月にまとめて2ヶ月分の調整をすることがある。）その結果に基づき「施設使用届」を府中地区学生支援室学生生活係に提出した後、当該施設を使用できる。
- ④ 小金井地区テニスコートの運動施設運営協議会は、毎月第3木曜日の午後4時30分から掲示で指定された場所で開催される。

(2) 使用上の注意

- ① コートの状態が悪いときは使用できない。判断に迷う時は体育教員または担当係に相談し、指示を受けること。
- ② 「許可証」は、コートの指定場所に提示すること。
- ③ 使用に当っては必ずテニスシューズを着用すること。
- ④ 使用後はコートブラシをかけ、ネットをゆるめること。
- ⑤ コートを退去する時、他に使用者がいない場合はコート出入口を施錠すること。
- ⑥ コート内での飲食および喫煙は禁止する。
- ⑦ その他担当係の指示に従うこと。



4. ゴルフ練習場（府中地区）

(1) 使用資格

ゴルフ練習には危険が伴うので次の者に限定する。

- ① 授業でゴルフを履修した者。
- ② 一般学生の場合は体育教員の認定を受けた者。

(2) 使用手続

- ① 授業、クラブ活動等で使用しない月曜日から金曜日までの10時～16時半まで使用できる。ゴルフ練習場（以下「練習場」とする）利用適格者は体育教員の発行する証明書を府中地区学生支援室学生生活係に提示し、学生証・証明書と引換に練習場入り口の鍵を受け取り(3)の使用上の注意に従って使用できる。
- ② 平日16時半以降及び、休日にクラス、講座、その他任意の団体が使用を希望する場合は、以下の通り開かれる当該施設の使用者会議・運動施設運営者協議会に代表を出席させ、使用日程等の調整を受け、使用して下さい。
- ③ 府中地区ゴルフ練習場の運営者協議会は、毎月第2火曜日の午後5時から農学部本館2階24教室で開催される。その結果に基づき、「施設使用届」を府中地区学生支援室学生生活係に提出した後、当該施設を使用できる。

(3) 使用上の注意

- ① マットを使用する。
- ② 規定のキャンバスを使用する。
- ③ 規定の打席内から打球する。
- ④ 他者が打球中は自分の打席から決して前方に出ない。
- ⑤ 複数の者で使用する場合はボールの回収を一斉に行う。
- ⑥ 他者が打球中は、その打席には決して入らない。
- ⑦ 練習場を退去する時、他に使用者がいない場合は練習場出入口を施錠すること。
- ⑧ ゴルフの練習は危険を伴うので、練習場内での飲食及び喫煙は、禁止する。
- ⑨ その他、この施設を使用するにあたっては体育教員の定める決まり、指示に従うこと。



4. 学外共同利用施設

(1) 山中共同研修所（関東甲信越地区国立大学共同利用施設）

所在地

〒401-0502 山梨県南都留郡山中湖村
平野479（山中湖畔、新宿から中央
高速直通バス2時間20分、撫岳荘前下
車徒歩7分）

電話 0555 (62) 0309



筑波大学山中共同研修所の利用休止について

山中共同研修所については、経年劣化による補修工事を行うため、下記のとおり利用を休止します。

記

【山中共同研修所】

補修工事期間：平成29年4月1日～6月30日

備考：山中共同研修所は7月1日から利用を開始する予定ですが、工事や準備の関係で利用開始が遅れる場合があります。

問合せ先
筑波大学学生部学生生活課
研修施設担当
029-853-2250

(2) 草津セミナーハウス（関東甲信越地区国立大学共同利用研修施設）

草津セミナーハウスは、1984年（昭和59年）に建設されました。

この施設は、1956年（昭和31年）赤城山大沼湖畔に創設された赤城山寮（我が国初の地区国立大学共同利用合宿研修施設）の二代目の施設です。

自然を敬い、人間関係を深める赤城山寮の伝統は、草津セミナーハウスに継承されています。

学生及び教職員等が恵まれた自然環境の中で、対話や学習を重ねながら、豊かな人間性を育てる場として、積極的にご利用ください。



1. 所在地

〒377-1711 群馬県吾妻郡草津町大字草津字白根737 セミナーハウス事務室
電話 0279 (88) 2212 F A X 0279 (88) 8030

2. 研修・宿泊・体育施設

研修室（4室）・宿泊室（16室：102名）・講師室（3室）・和室（2室）・アリーナ（体育館内）・大研修室（1室）

3. 使用申込

(1) 居室・研修室・体育館及び貸出物品（スキー用具を除く。）については、あらかじめ電話等で群馬大学学生支援課に問い合わせの上予約してください。休所日に注意してください。【問い合わせ先電話 027 (220) 7145】

(2) 学生総合支援課を経由して「使用許可申請書」を使用開始4か月前から10日前までに、群馬大学学生支援課に提出してください。

(3) 申請者は「使用許可書を受領後、指定の期日までに運営費（一般の者は合わせて施設使用料）を下記の口座に振込んでください。

【東和銀行前橋北支店 普通預金 口座番号 3 1 8 0 8 5 3

口座名 国立大学草津セミナーハウス所長】

(4) 使用許可書は来所の際必ず持参してください。

4. 費用（研修目的）

区 分	(1) 地区国立大学 学生・教職員	(2) (1) 以外の者
運 営 費	1, 5 0 0 円 (2, 0 0 0 円)	1, 9 0 0 円 (2, 4 0 0 円)
施設使用料	(2) の者のみが負担（毎年4月1日決定）	
食 事	朝食480円 昼食520円 夕食1, 020円	

() 内の金額は、10/1～4/30までの運営費です。

(3) 財団法人 大学セミナーハウス

大学セミナー・ハウスは八王子の南東に連なる多摩丘陵の一角、野猿峠の西側に位置し、本学の農学部附属波丘地利用実験実習施設より車で5～6分で行けます。

この施設は本学を含め60数校の大学が協力会員校となり、静かな自然環境の中で教職員はもとより、学生の各種セミナー、クラスの研究集会等、起居を共にしながら思索し、討議し、談話を交え、人格的接触を図りながら密度の深い人生経験を持つとする目的で設置されたものですから積極的な利用を期待しております。利用申込み等については、下記に問い合わせてください。

○所在地〒192-0372 東京都八王子市下柚木1987-1

電話 042-676-8511 FAX 042-676-1220

1. 国際センター

INTERNATIONAL CENTER

国際センターは東京農工大学全体の国際活動を一層強力に推進するための拠点として平成19年11月に旧留学生センターを母体につくられました。東京農工大学の国際化戦略、国際交流に関する情報収集と発信、学術・研究における国際活動の支援、日本語教育や国際交流教育の学内外への提供、国際交流に関する学生支援など、およそ「国際」と名の付くほとんどすべての仕事は、この国際センターが受け持っています。

また、各学部・学府等における研究と連携し、国際交流と語学教育等に関する研究を行っています。本センターは、センター長と5名の専任教員、8名の協力教員、事務局の国際交流課とが協働して数多くの事業を進めていますが、その中から学生の皆さんを対象とした事業のいくつかを紹介しましょう。

- ① 海外留学を希望している日本人学生への指導助言を行っています。
特に、海外留学に関心があるが、具体的にどうすればいいのかよくわからない学生に対して、学年や専攻分野を考慮して、留学計画を立てるための支援を行っています。
- ② 国際交流に関する学生支援を行っています。留学生の修学・生活・メンタリティ上のいろいろな問題についての相談・助言・指導、チューター・マネージメント等様々なオリエンテーション事業、地域交流を含めた国際交流に関係ある諸行事を企画運営しています。
- ③ 平成12年10月から「東京農工大学科学技術短期留学プログラム」を運営しています。
本学の姉妹校から毎年20名程度の留学生を受入れ、ほぼ1年の間、国際センターと各学府・学部が提供する特別プログラムのもとに、英語による専門科目の講義、本学施設での実習、日本語、日本事情などを学習します。このプログラムの科目の一部は日本人学生や本学の留学生も受講でき、国際交流科目として本学の卒業要件単位数に算入することも可能です。
- ④ 学部の留学生のために日本語・日本事情教育を行っています。
大学での講義を聞いて理解できる、レポートや論文が書けるなどの言語活動は、日本人学生でも大学に入る前にはなかなか習得できていません。まして外国人学生にはとても難しいことです。そうした困難さを少しでも早く克服し、大学生活に必要な日本語が習得できるようにと開講されているのがこの授業です。
- ⑤ 大学院留学生や研究留学生が日本語を習得するための大学院日本語教育を行っています。
さらに科学技術系大学である東京農工大学での必要性に対応し、研究活動のためのコミュニケーションの手段として必要な日本語力を養成することを目的として「科学技術日本語」や「異文化間コミュニケーション学」を開講しています。
- ⑥ 「日本語特別コース」を運営しています。
留学生が大学院で研究を始める前の1学期間、毎週5日間、日本語を集中的に学ぶコースとしてここでは様々な国からの留学生が日本語を勉強しています。これまでにモンゴル、フィリピン、ブラジル、中国、トルコ、韓国、ベトナム、スペイン、ドイツ、ナイジェリア、ミャンマー、アメリカ、ペルー、モーリタニア、ハンガリー、イスラエル、リトアニア、タイ、マレーシア、フィンランド、バングラデシュ、エチオピア、パプアニューギニア、チェコ、ポーランド、マダガスカル、チェンジア、ロシア、レバノン、ネパール、シリア、イラン、イエメン、南アフリカ、カンボジア、ドミニカ共和国、アフガニスタンなど文字通り世界中の国々から来ています。

国際センターはこのように国際交流のあらゆる分野にかかわる活動をしています。日本人学生も日本語の授業の見学や、世界各国からの留学生とコンタクトを取るなどの活動を通してもっとセンターを利用し、国際センターが日本人学生にとっても異文化間交流のトレーニングとコミュニケーションの場になればと考えています。この実現のための第一歩としてボランティアになりませんか。国際センターはその諸活動のために様々なボランティアを必要としています。ぜひ国際交流の接点に立った活動を一緒にしましょう。

海外留学などの情報収集や相談をするためにも、ボランティア活動をするためにも、どうぞ気軽に「センター」を訪ねてください。国際センターは小金井キャンパスの13号館にあります。また、府中キャンパスは農学部本館1階にあります。

詳細は、国際センターホームページ(<http://www.tuat.ac.jp/~icenter/>)をご覧ください。

2. 国際交流会館

本学には次の国際交流会館があります。

- (1) 名称 東京農工大学 府中国際交流会館
所在地 〒183-0054 東京都府中市幸町2-41

会館は、農学部キャンパスの南東に位置し、鉄筋コンクリート造りで、3階建て総延面積 2,263.22㎡の建物です。留学生用居室数は、単身室40室・夫婦室4室・家族室4室で、その他外国人研究者用がありません。

居室設備

机、椅子、本棚、ベッド、洋服タンス、冷蔵庫、食卓、食卓椅子、ユニットバス、流し台、吊戸棚、ルームエアコン、下駄箱、カーテン、洗濯機等を備えてあります。

(ただし、単身室には、洗濯機の設備がありませんので、洗濯室に設置してあるコインランドリーを共同で使用することになります。)

留学生の寄宿料等

居室区分	寄宿料	共用経費等	積立金
単身室	5,900円	4,600円	30,000円
夫婦室	11,900円	6,200円	36,000円
家族室	14,200円	9,800円	45,000円

注1 寄宿料、共用経費は毎月支払う。

注2 積立金は入居時のみで分割が可能です。

光熱水料その他必要な経費等

上記の経費のほか光熱水料その他必要な経費を負担することになります。

- (2) 名称 東京農工大学 小金井国際交流会館
所在地 〒184-0012 東京都小金井市中町2-24-16

会館は、工学部キャンパスの北東に位置し、鉄筋コンクリート造りで、5階建て総延面積1,973.5㎡の建物です。留学生用居室数は、単身室32室・夫婦室3室・家族室2室で、その他外国人研究者用があります。

居室設備

机、椅子、本棚、ベッド、洋服タンス、冷蔵庫、食卓、食卓椅子、ユニットバス、流し台、吊戸棚、ルームエアコン、下駄箱、カーテン、洗濯機等を備えてあります。

(ただし、単身室には、洗濯機、ユニットバスの設備がありませんので、洗濯室に設置してあるコインランドリー、シャワー室(有料)を共同で使用することになります。)

留学生の寄宿料等

居室区分	寄宿料	共用経費等	積立金
単身室	4,700円	4,600円	30,000円
夫婦室	9,500円	6,200円	36,000円
家族室	14,200円	9,800円	45,000円

注1 寄宿料、共用経費は毎月支払う。

注2 積立金は入居時のみで分割が可能です。

光熱水料その他必要な経費等

上記の経費のほか光熱水料その他必要な経費を負担することになります。

- (3) 名称 一橋大学国際学生宿舎
 所在地 〒187-0045 東京都小平市学園西町1-29-1
 (JR国分寺駅より西武多摩湖線 一橋学園駅下車徒歩10分程度)

一橋大学国際学生宿舎は、一橋大学に在学する学部学生及び大学院学生（外国人留学生を含む）並びに東京学芸大学、東京農工大学、電気通信大学に在学する外国人留学生の居住の場です。本学には、単身室31室と家族室6室が割り当てられています。

□ 居室設備

机、椅子、本棚、ベッド、衣類ダンス、オーディオラック、冷蔵庫等、電話機が全居室に、家族室は、他にテレビ、洗濯機、衣類乾燥機、電気釜、ガスコンロ、電子レンジ、トースター等を備えています。
 (なお、単身室には、トイレ、洗面所があり、14室につき補食・談話室1、シャワー室4、洗濯室2室を共同で使用することになっています。)

□ 留学生の寄宿料等

居室区分	寄宿料/月	共益費/月	ISDAK会費/月	計/月	退去時清掃費	入居月計
単身室	5,900円	2,900円	2,000円	10,800円	12,000円	22,800円
家族室	14,200円	2,900円	2,000円	19,100円	46,000円	65,100円

□ 光熱水料その他必要な経費等

上記の経費のほか光熱水料その他必要な経費を負担することになります。

- ※ 寄宿料及び共益費等は変更される場合があります。
- ※ 入居募集は、4月入居者については12月頃（新入生は2月頃）に、10月入居者については7月頃に各部局のWeb掲示板等に掲載して募集しますので、入居希望者は、所属の留学生担当窓口で所定の手続きをしてください。
 なお、その他国際交流会館についてわからないことは、国際交流課国際学術係へ問い合わせてください。
- ※ 宿舎には、個人の家具類を預かる場所はありません。居室に持ち込む物を選別して下さい。

国際交流課国際学術係
 府中キャンパス学生系事務棟1階

Tel: 042-367-5932

e-mail: kokusai@cc.tuat.ac.jp

3. 海外への留学について

- 東京農工大学では、海外留学を希望する学生に、様々な留学プログラムを用意しています。募集は、WEB掲示板・学内説明会等を通じて行われます。
- 留学が決まった学生は、必ず事前に「留学願」を各地区教務担当に提出してください。

(1) 短期語学研修

夏季・春季休暇を利用して、将来、長期の留学につながる確かな英語力と異文化コミュニケーション力を身につけます。平成28年度は、ブライトン大学（英国）、カリフォルニア大学デービス校（米国）、シンガポール国立大学（シンガポール）、ニューサウスウェールズ大学（オーストラリア）での研修を実施しました。プログラムの中には専門科目の正規授業の聴講やフィールド見学ができるものもあります。

(2) AIMSプログラム

東京農工大学は、文部科学省「平成25年度大学の世界展開力強化事業」の採択を受け、東南アジア諸国を中心とした学部生の交換留学プログラム「AIMSプログラム」に力を入れています。希望する学生は、マレーシア・インドネシア・タイ・フィリピンなどの提携校への1セメスターの留学が可能です。また、提携国からの留学生も積極的に受け入れており、府中・小金井の両キャンパスでは、日本人学生との活発な国際交流が日常的に行われています。

(3) 交換留学・研究派遣留学

本学は、世界各国の140大学・機関と姉妹校協定を締結しており、多くの学生を姉妹校に派遣しています。特に大学院レベルの学生は、姉妹校の研究室メンバーの一員として、専門領域の研究に加わっています。本学では、上記(2)AIMSプログラムの他、「平成27年度大学の世界展開力強化事業（La-CEPプログラム）」にも採択されており、中南米諸国への派遣者も増えています。

また、JASSO海外留学支援制度（協定派遣・大学院学位取得型）・トビタテ！留学JAPAN等の制度を活用して、海外へ留学する学生も多くいます。

<参考URL>

- 東京農工大学国際交流課のWEBサイトにも、留学に関する情報を掲載していますので、ご参照ください。

http://web.tuat.ac.jp/~intl/ja/tuat_student/

- 日本学生支援機構（JASSO）の海外留学奨学金

「海外留学支援制度」・「トビタテ！留学JAPAN」等の奨学金詳細については、以下のWEBサイトを参照してください。奨学金を希望する学生は、留学に必要な語学力の向上に努め、TOEFLなどの語学検定試験の受験や留学等の事前準備を整えておくようにしてください。各制度に応募可能な英語能力等は、下記WEBサイトを参照してください。

http://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_a/scholarship.html

協定数	地域別協定数	相手国名	相手側大学名	
合計 139機関 (44カ国および 国際連合)	中東 6校	アフガニスタン 1校	カブール大学	
		サウジアラビア 1校	キングアブドゥルアズィズ大学	
		トルコ共和国 3校	アンカラ大学	
			アンカラ大学農学部 (注1)	
			黒海工科大学	
		アラブ首長国連邦 1校	イスタンブール工科大学	
			UAE大学 UAE大学 (注1)	
		アジア 76校	中華人民共和国 21校	浙江大學
				南京林業大学
				華東理工大学
	中国農業大学			
	東北林業大学			
	南京農業大学			
	瀋陽農業大学			
	東華大学			
	東北農業大学			
	貴州大学			
	北京郵電大学			
	上海交通大学 機械工学院 (注1)			
	雲南民族大学			
	北京林業大学			
	大連理工大学			
	清華大学			
	中国環境科学研究所			
	蘇州大学			
	上海市農業科学院			
	南京工業大学			
	合肥工業大学			
	台湾 2校		台湾工業技術研究院 (注2)	
			国立交通大学	
	インドネシア共和国 8校		ボゴール農科大学	
			バンドン工科大学	
			ガジャマダ大学	
			ランブン大学	
			インドネシア技術評価応用庁	
			ベテランジョグジャカルタ大学 (注1)	
	カンボジア王国 2校		ウダヤナ大学	
			インドネシア大学	
	カンボジア王国 2校		カンボジア工科大学	
			カンボジア王立農業大学	
	大韓民国 5校		慶熙大学校	
			済州大学	
			国立慶尚大学校	
	バングラデシュ人民共和国 3校		全南国立大学校	
			慶北国立大学校	
			スタムフォード大学	
	フィリピン共和国 5校		チャッタゴン大学	
ラジシャヒ大学				
ピサヤ州立大学				
マレーシア連邦 4校	フィリピン大学ロスバニョス校			
	フィリピン大学ディリマン校			
	セントルイス大学			
タイ王国 10校	デ・ラサール大学			
	マレーシア工科大学			
	マレーシア・ブトラ大学			
	マラ工科大学			
	マレーシアマラッカ技術大学			
	チュロンコン大学			
	カセサート大学			
	マヒドン大学			
	泰日工業大学			
	マハナコーン工科大学			
チェンマイ大学				
ナレスアン大学				
スラナリー工科大学				
キングモンクット工科大学ラカパン校				
キングモンクット工科大学トンブリ校				
ブルネイ・ダルサラーム国 1校	ブルネイ・ダルサラーム大学			
ベトナム社会主義共和国 12校	カントー大学			
	フエ大学			
	ハノイ科学技術大学			
	ホーチミン市工科大学			
	ホーチミン市科学大学			
	ホーチミン市国際大学			
	バックマー国立公園 (注1)			
	FPT大学			
	ベトナム林業大学			
	ベトナム国立農業大学			
	ノンラム大学			
	チャビン大学			
ミャンマー連邦 1校	イエジン農業大学			
ラオス人民民主共和国 1校	ラオス国立大学			
ネパール連邦民主共和国 1校	農林大学			
スリランカ民主社会主義共和国 1校	ペラデニア大学			

オセアニア 3校	オーストラリア 3校	モナッシュ大学 (注1)		
		フリンダー大学		
		ロイヤルメルボルン大学		
アフリカ 2校	ガーナ共和国 1校	ガーナ大学		
	エジプト・アラブ共和国 1校	ベンハー大学		
ヨーロッパ 37校 (NIS諸国を含む)	チェコ共和国 1校	チェコ工科大学		
	フランス共和国 5校	モンペリエ大学第1校 レンヌ第1大学 ポールサバティエ大学 (トゥールーズ第三大学) ナント通信工学・人工頭脳学研究所 パリエストクレユ大学 (注1)		
	イタリア共和国 5校	ローマ大学 ミラノ大学 パドヴァ大学 マルケ工科大学 フィレンツェ大学		
	ドイツ連邦共和国 7校	アーヘン工科大学 ホーエンハイム大学 ボン大学 シュタインバイス大学 ミュンヘン工科大学 生物学的防除研究所 (注1) ライプニッツ農業景観研究センター		
	スペイン 2校	オビエド大学 バレンシア大学		
	ポーランド共和国 1校	ポーランド日本情報工科大学		
	ブルガリア共和国 1校	トラキア大学		
	スウェーデン王国 2校	スウェーデン王立工科大学 カロリンスカ研究所 (注2)		
	フィンランド 2校	オウル大学 アアルト大学		
	ノルウェー王国 1校	ノルウェー生命科学大学 (注1)		
	英国 2校	ブライトン大学 オックスフォード大学 (注1)		
	ロシア連邦 2校	パシフィック・ナショナル大学 モスクワ大学生物学部 (注1) モスクワ大学土壌学部 (注1)		
	ウズベキスタン共和国 1校	国立ウズベキスタン大学		
	ウクライナ 1校	キエフ工科大学		
	オーストリア共和国 1校	ウィーン獣医科大学		
	オランダ 1校	ヴァーヘニンゲン大学		
	ポルトガル 1校	リスボン大学		
	リトアニア 1校	アレクサンドラス・ストゥルギンスキス大学		
	北アメリカ 10校	アメリカ合衆国 10校	ニューヨーク州立大学バッファロー校 パデュー大学 (注1) ハワイ大学マノア校 ハワイ大学マノア校農学部 (注1) カリフォルニア大学デービス校 コーネル大学 (注1) ニューヨーク市立大学ハンター校 カリフォルニア大学リバーサイド校 アリゾナ大学 アリゾナ州立大学 ジョージア大学	
			ブラジル連邦共和国 2校	パウリスタ総合大学 サンパウロ州カンピーナス大学
			ペルー共和国 1校	ラモリーナ国立農業大学
			メキシコ合衆国 1校	チャビンゴ自治大学
			国際連合 1校	国際連合食糧農業機関

(注1) 部局間交流協定

(注2) 協定内容に授業料不徴収を含まないもの



Ⅱ 学内施設等

1. 図書館
2. 総合情報メディアセンター
3. 科学博物館
4. 農学部附属広域都市圏
フィールドサイエンス教育研究センター
5. 保育施設

1. 図書館

1. 概要

農工大の図書館は、府中キャンパスと小金井キャンパス各地区にあります。両館とも自由に利用できますが、利用方法に多少の違いがあります。詳しくは、各館の「利用案内」や、図書館ホームページをご覧ください。

2. 図書館ホームページ (<http://web.tuat.ac.jp/~biblio/>)

The screenshot shows the homepage of the Tokyo University of Agriculture & Technology Library. At the top, there is a header with the library's name in Japanese and English, and a navigation bar with links for '利用案内' (Usage Information), '開館スケジュール' (Opening Hours), 'お問い合わせ先' (Contact Us), and '東京農工大学' (Tokyo University of Agriculture & Technology). Below the header, there is a 'What's New' section with several news items, including maintenance notices and new book acquisitions. To the right of the news is a 'MyOPAC ログイン' (MyOPAC Login) section with a list of links for '利用方法' (Usage Method), 'ログイン' (Login), '貸出: 予約/返却' (Check-out: Reservation/Return), '文献保存・貸借の申込' (Request for Document Preservation/Lending), '図書館入会申込み (教員のみ)' (Library Membership Application (Faculty Only)), 'パスワード設定 (学内限定)' (Password Setting (Campus Only)), and 'メールアドレス登録・変更・削除' (Email Address Registration/Change/Deletion). The main content area is divided into four columns: '蔵書検索(図書・雑誌を探す)' (Book Search (Books/Magazines)), 'データベース(論文を探す・ものごとを調べる)' (Database (Search for Papers/Information)), '電子ジャーナル・電子ブック' (Electronic Journals/E-books), and '学術機関リポジトリ' (Academic Institution Repository). Each column contains a list of links to various services and resources. At the bottom, there is a footer with copyright information, a last updated date, and a contact email address.

3. 開館時間と休館日

1) 開館時間

	月～金曜日	土曜日	日曜日
通常開館[府中]	8：45～21：00	10：00～17：00	13：00～17：00
通常開館[小金井]	8：45～21：00	12：30～19：30	13：00～17：00
短縮開館（休業期）	8：45～17：00	—	—

※授業実施日の土曜日・祝日(5/20, 6/17, 7/17, 7/22, 11/3, 11/23)・創立記念日(5/31)の開館時間は府中図書館・小金井図書館ともに9：00～18：00

2) 休館日

- ・授業実施日以外の国民の祝日
- ・8, 9, 12, 2, 3月の月末（その日が休日のときはその前日）
- ・年末年始
- ・大学の一斉休業日

その他、臨時休館することがあります。館内掲示や、図書館ホームページの開館スケジュールをご覧ください。

4. 入館

図書館利用者カード＝学生証・職員証

- ◇ 学生証・職員証が図書館利用者カードになります。
- ◇ ICカードのため、折り曲げたり傷つけたりせず、丁寧に扱ってください。
- ◇ 入口ゲートに利用者カードを読ませて入館します。
- ◇ カードを忘れた方は、カウンターにお申し出ください。
- ◇ 研究生・研究員の方は利用者カードを発行できます。カウンターへお申込ください。

5. 資料の閲覧

1) 閲覧

- ◇ 館内は自由に閲覧できます。
* 土日は利用できない部分があります。
- ◇ 書架から抜き出した資料は、必ず元の場所にお戻しください。
- ◇ 雑誌（当年分）については、府中図書館は第4・5閲覧室に、小金井図書館は新着雑誌コーナー（北棟2F）にあります。
- ◇ 雑誌（バックナンバー）は、製本してタイトルのアルファベット順に並んでいます。府中図書館は第5閲覧室に、小金井図書館では雑誌室に保管しています。
- ◇ 農工大OPACで配架場所をご確認ください。

2) 図書の出借

- ◇ 10冊／2週間
利用者カードと資料を持参の上、カウンターにてお手続きください。
- ◇ 自動貸出機もご利用ください。

3) 雑誌・参考図書

- ◇ 雑誌・参考図書は館内をご覧ください。（一夜貸出もできます）
- ◇ 製本雑誌も貸出手続きができます。未製本の雑誌は「雑誌類一時貸出票」にご記入ください。

4) 授業関連書・留学生用図書・就職関連書

関連テーマごとのコーナーを館内に設けてあります。府中図書館は第1閲覧室、小金井図書館は1階閲覧室をご覧ください。

5) AV資料 (CD・DVD・ビデオなど)

- ◇ AV資料も貸出を行っています。「館内」シールが貼ってあるものは、館内利用のみです。
- ◇ 小金井図書館AVコーナーを利用する際は、カウンターでヘッドホンをお貸しします。
- ◇ 府中図書館の視聴覚室では、各ブース備え付けのヘッドホンをご利用ください。

6) 予約・取寄

- ◇ 貸出中図書の予約や、他地区図書館の図書を取寄せることができます。申込み方法は、農工大OPACの検索画面からの申込みと、カウンターでの申込みの方法があります。
- ◇ 図書館ホームページの「MyOPAC」から、現在借りている図書や返却期限、予約した図書の状況などを確認できます。

7) 更新

- ◇ 貸出期間の延長は、利用者カードと資料を持参の上、カウンターにてお手続きください。図書館ホームページからも「MyOPAC」にログインの上、ご自分で延長できます。(更新は1回まで)
- ◇ 返却期限を過ぎている場合、予約がかかっている場合、長期貸出中に借りた場合は更新できません。

8) 返却

- ◇ 返却する本は、カウンターまで持参するか、返却ポストにお返しくください。
- ◇ ポスト以外の場所に置き忘れたり、書架に直接返されると、返却手続きができません。ご注意ください。
 - * ただし、雑誌・参考図書は直接カウンターで返却手続き後、ご自分で書架に戻してください。
 - * AV資料は返却ポストではなく、カウンターに直接ご返却ください。

9) 紛失

- ◇ 資料を紛失した場合は、原則として同本で弁償していただきます。
- ◇ 紛失の原因となりますので、他人のカードで借りたり、又貸し等はお止めください。



6. 資料の探し方

1) 図書

- ◇ 図書は一部を除き、請求記号順(主題別)に、書架に並んでいます。
- ◇ 確認には農工大OPACをご利用ください。
- ◇ eBook(電子ブック)も利用できます。OPACから検索するか、図書館ホームページの「eBook(電子ブック)」からご利用ください。

2) 雑誌

- ◇ 雑誌は、タイトルのアルファベット順に並んでいます。
- ◇ 最新号の受入状況等の確認には農工大OPACをご利用ください。
- ◇ 電子ジャーナルも利用できます。図書館ホームページの「Publication Finder」をご覧ください。

3) 電子ジャーナル、データベース

図書館ホームページから、各種電子ジャーナルやデータベースなどが利用できます。

◇ 電子ジャーナル

- ScienceDirect (Elsevier)
- SpringerLink (Springer)
- Wiley Online Library (Wiley)
- APS (American Physical Society)
- Nature
- J-STAGE (JST)
- ACM Digital Library (Association for Computing Machinery)
- IEEE ALL-Society Periodicals Package
- 日経BP記事検索サービス 等

◇ データベース

- Web of Science Core Collection (自然科学)
- CAB Abstracts (農学)
- Journal Citation Reports (雑誌情報)
- Essential Science Indicators (研究業績)
- JDreamIII (科学技術・医薬)
- SciFinder (化学)
- CiNii Articles (国内学術論文)
- 聞蔵Ⅱビジュアル (新聞記事)
- JapanKnowledge Lib (百科事典類) 等

* 館内では無線LANが利用可能です。

7. 本学にない場合は

1) 所蔵調査

- 他の図書館にあるかどうか、お調べください。
- 図書館ホームページから、CiNii Books、Webcat Plus、NDL-OPACで、他大学や国会図書館の所蔵検索ができます。

2) 紹介状

- ◇ 他大学の図書館を利用する場合、紹介状が必要な図書館があります。訪問の前にカウンターまでご相談ください。
- ◇ 国立大学法人に限り、学生証・職員証で閲覧利用が可能です。ただし、一部の大学では教職員と院生に限られます。

3) 他の図書館との提携
西東京地区5大学連携（電通大、一橋大、東京学芸大、東京外語大）：学生証・職員証で閲覧利用が可能です。

4) 購入希望

読みたい資料が図書館にない場合は、購入希望を受け付けます。カウンターまでお申し出ください。

8. 資料の複写

1) 館内複写(コピー)

◇ 図書館のコピー機では、著作権の範囲内（一人につき一部、全体の半分以下）で、図書館資料に限り複写することができます。

◇ プリペイドカードは、生協でお求めください。

2) 文献複写・相互貸借

◇ 必要な資料が図書館にない場合、他機関から複写の取寄せや貸借が可能です。申込書に必要事項を記入し、カウンターまでお持ちください。

◇ 他機関への文献複写・貸借依頼は図書館ホームページの「MyOPAC」からも申込みができます。図書館ホームページ「文献複写、貸借の申込み」をご参照ください。

9. その他のサービス

1) 参考調査

事柄の調査、文献検索、書誌調査のご相談などにも応じています。

2) 利用の受付

修士・博士学位論文等の閲覧申込み等

* わからないことは、カウンターまでご相談ください。

10. 図書館の利用マナー

◇ 館内での喫煙は禁止です

◇ 飲食については指定された場所で利用上のルールを守ってください

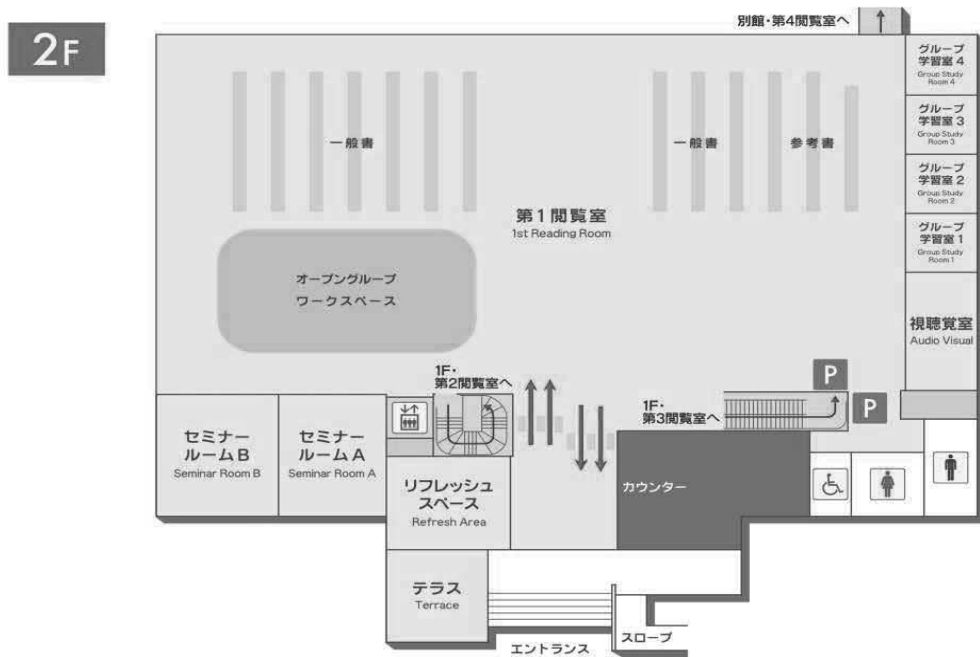
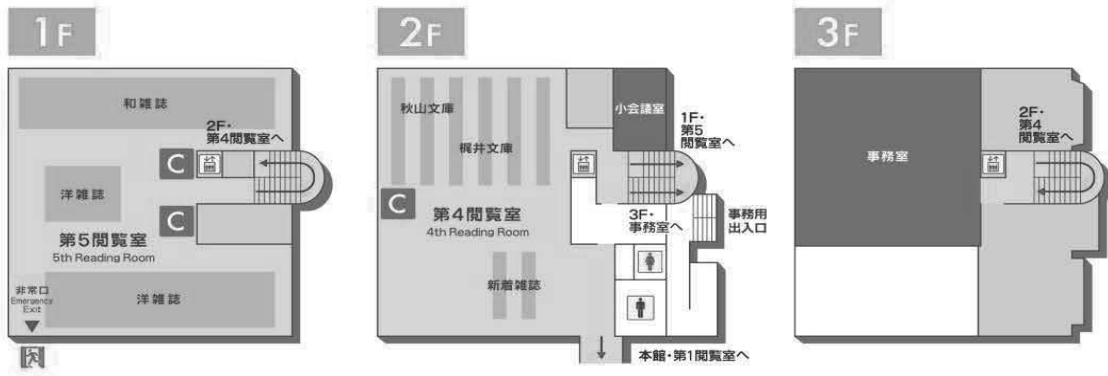
◇ 携帯電話・スマートフォンの通話は禁止、またマナーモードにしてください

◇ 館内ではおしずかに

◇ 貴重品の管理は各自の責任でお願いします

◇ 小金井図書館周辺は駐輪禁止です

府中図書館平面図



 コモンズエリア (自由に議論しながら研究・学習する空間)
 静寂エリア (集中して静かに研究・学習する空間)
 P オンデマンドプリンタ
 C コピー機

2. 総合情報メディアセンター

総合情報メディアセンターは、時代に即した高度な情報通信技術と多種多様なサービスを取り入れた学術情報基盤を中心に整備を行い、教育研究の側面から全学の活動に資する情報通信システムの拡充整備を推進してきました。例えば、広帯域キャンパスネットワークの管理運営、各種サービスを実現するサーバの管理運営のほか、キャンパス内の無線LANシステム、eラーニングシステムの拡充、他国立大学とも連携する多地点制御遠隔講義システムの整備などがあります。

これまでのシステムの多くは、大学という場所に各種機器を設置することでサービスを提供してきましたが、近年、利便性・コスト・セキュリティ・可用性などの観点から、クラウドサービスと呼ばれる学外に設置されたシステムと、学内に設置されたシステムとをバランスよく活用してサービスを提供する時代になってきています。今後の情報通信技術の革新を踏まえ、総合情報メディアセンターでは常に最新の動向を調査研究し、質の高い研究および教育を支援する学術情報基盤の構築を推進していきます。

本学では、全学戦略としてのBYOD(個人端末の持ち込み)化を推進しております。総合情報メディアセンターではこれに対応した新しい時代の電子計算機システムを提供しています。これにより、各個人の端末のブラウザを利用し、キャンパスや端末を意識せずに共通のデスクトップ環境を通じて、電子メール、Webアクセス、プログラミング、文書作成等を行うことができます。授業や自習に利用できる仮想デスクトップ環境は450台分用意されています。また、電子メールシステムとして、学生・教職員によらず、G Suite(Google)とMicrosoft Office365の2種類のクラウドサービスを提供しています。このほかに、キャンパス内から印刷出力可能なプリペイドのオンデマンドプリンティング方式による複合機プリンタを各所に配置しています。

現在、総合情報メディアセンターは小金井キャンパスに本部(8号館)、府中キャンパスに分室(新2号館2階)があります。また、小金井図書館入り口にはサポート窓口を設置しています。

3. 科学博物館

科学博物館は、1886年（明治19年）に工学部の前身である「農商務省蚕業試験場」の参考品陳列場として設置され、その後、工学部附属繊維博物館として本学の歴史とともに歩んで来ました。

平成20年4月1日より、工学部附属繊維博物館と農学部附属資料室を統合して、全学的な施設「科学博物館」となり、小金井キャンパスに科学博物館本館、府中キャンパスに科学博物館分館が設置されています。また、本館の耐震改修工事を実施して平成24年10月にリニューアルオープンし、学生・教職員ならびに広く市民の皆様に愛される博物館として生まれ変わりました。このように明治以来、130年を超える歴史を持つ博物館は、他大学にはほとんど見られない大きな特徴となっています。

本館には、本学のルーツである養蚕や繊維関連資料、分館には、農機具や農学研究資料が所蔵され、その所蔵点数は1万点を超えます。本館には、人類初の人工繊維で、世界でも希少価値の高い「シャルドンネ人絹」、500点を超える養蚕をテーマとした浮世絵、ラスカー臨床医学研究賞受賞や日本人で初めて全米発明家殿堂入りを果たされた遠藤 章特別栄誉教授の生い立ちや様々な研究成果を展示した顕彰記念室、さらに豊田佐吉が発明したG型自動織機等多くの繊維機械の動態展示など、本学が世界に誇る貴重な資料が多数展示されています。これらの資料に加え、本学の教育・研究を紹介する「教育研究展示室」が設置されており、本学の最先端研究を知ることができます。

以上のように多くの展示資料を通して、学生諸君には本学への理解、誇りを持つことができると確信しています。講義の合間やお昼休みに時間が空いたとき、小金井キャンパス正門脇の科学博物館本館に気軽にお立ち寄り下さい。

各種資料の展示の他にも、工学部1年次の「工学基礎実験」における博物館見学、農工両学部生を対象とした「学芸員課程」、地域の小中学生を対象とした「子供科学教室」や種々の生涯学習なども実施しており、学内外に向けた教育普及活動を推進しています。



科学博物館本館



動態展示されている繊維機械展示室

◎入館料 無料

◎展示会・講習会など

特別展・企画展（年6回程度）

作品展：友の会サークルの作品を展示（2月）

講習会等（年約20回）一般講習会・子供科学教室

シャルドンネギャラリー、定期コンサートなど

◎開館日 火曜日～土曜日10:00～17:00（但し入館は16:00まで）

◎休館日 日曜・月曜・祝日・5月31日（創立記念日）

夏期 8月中旬 冬期 年末・年始

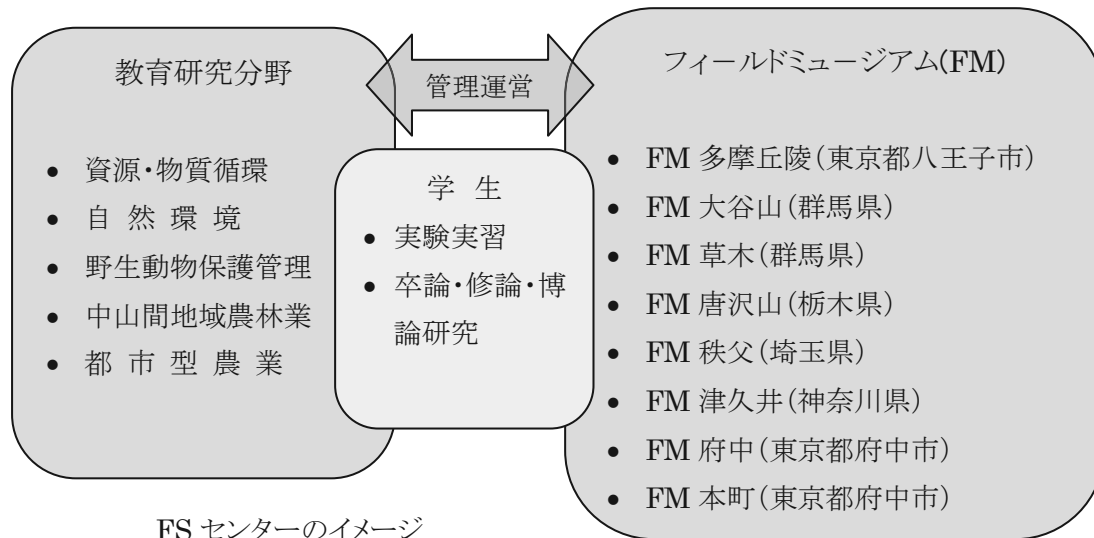
その他振替・臨時休館あり

◎学芸員課程

科学博物館では、「学芸員課程」を開設しています。学芸員は博物館施設における専門職員の国家資格であり、課程を修了することで資格を得ることができます。詳細は履修案内を参照して下さい。

4. 農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター

『広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター（通称FSセンター）』は、森林や農耕地などのフィールドを主な領域として、総合的、学際的かつ実践的な教育・研究を行っている附属施設です。その構成は次図の通りで、5つの教育研究分野と8ヶ所のフィールドミュージアム（FM）から成り立っています。学生は、各学科の授業カリキュラムの中で実験実習の場として利用するだけでなく、卒業論文・修士論文・博士論文などの研究フィールドとしても利用することができます。



FSセンターのイメージ

FSセンターの前身は農場・演習林・波丘地実験実習施設の3施設で平成12年度（2000年）に統合されて生まれ変わりました。「フィールドミュージアム（FM）」という呼称は、大学の農場や森林が農林業生産だけでなく、学生や教員が「調べ、学び、発見し、成果を発信する」役割を持つことに由来しています。また、週2回、毎週火曜日と木曜日にFSセンターの生産物（野菜、果実、花、農産物加工品など）を販売するアンテナショップを農学部構内に設け、特に毎週木曜日は「農工夢市場」として盛大に開催し、地域交流も図っています。

以下にそれぞれのFMを紹介します。FM府中は農学部構内の農場を中心とした施設で、府中キャンパスの約半分の面積を占めています。研究棟群の間の道を抜けると、突然、目の前に緑の畑が広がり、「東京にこんな農場が！」と誰しも驚きます。初夏の麦秋、夏秋の野菜・果実類が季節の移り変わりを教えてくれます。また、ブルーベリーで有名な果樹園や花の絶えない温室、牛乳を毎日生産している近代的な牛舎もあります。



FM府中（畑）



FM本町（学生田植え実習）

また、東京都や動物園と連携した野生動物の保護治療、幼稚園・学校動物の飼育支援と治療、子供および高校生向けの教室開催などを、教育研究として推進しています（野生動物保護管理）。



FM府中（子供教室）



FM府中（生息適地で猛禽の放鳥）

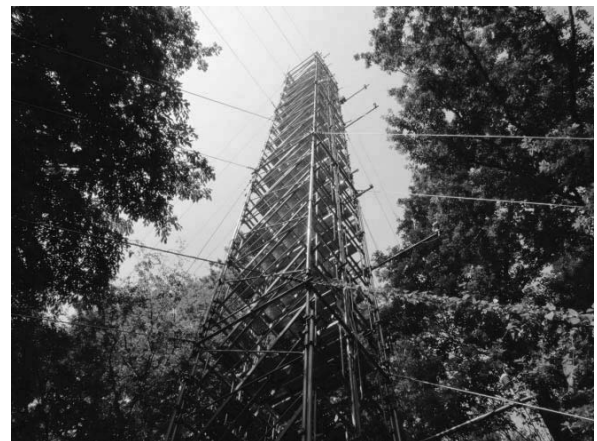
FM本町は東京では希少価値のある水田農場（田んぼ）で、府中キャンパスから自転車で南へ15分のところにあります。面積は約3haで、実習履修者はコメ作りの理論を学ぶとともに、イネの種まき（4月）、田植え（6月、写真）、稲刈り（10月）などの作業を実際に体験できます。また、環境に優しいイネ栽培法、高収量品種の性質、空中窒素固定菌利用の可能性、田んぼに棲む水生生物などについて、FSセンター以外の教員や学生も参加して活発な研究を行っています。

FM津久井（9.5ha）は神奈川県相模原市緑区（旧津久井町）の丹沢山塊を望む丘陵地にあります。以前は肉牛も飼育していましたが、現在は養蚕と加工農産物（ブルーベリー、大豆等）の生産拠点と位置づけ、中山間地域農林業に関する実習・研究を行っています。また、従前からの旧津久井町葦尾根地区住民との交流を踏まえて、平成22年7月に本学と相模原市との間で「地域産業活性化に関する協定」が締結され、FM津久井近隣住民等との交流活動も行われています。

FM多摩丘陵（12.6ha）は八王子市郊外にあります。周囲は住宅地ですが、施設に入るとまるで山里のような環境です。そこには高さ30mの観測タワー、気象観測装置など種々の測定機器が設置されており、資源・物質循環に関する様々な教育研究活動が行われています。府中キャンパスからアクセスの良い場所なので、大気、水、土壌、樹木などに関心を持つ学生には見逃せないポイントです。



FM津久井（養蚕実習）



FM多摩丘陵（観測鉄塔）

FM大谷山（92ha）とFM草木（415ha）は、府中から北に約100 km離れた群馬県みどり市にあります。宿泊施設を持ち、自然環境に関する様々な教育・研究活動を行っています。FM大谷山は主にスギ、ヒノキの人工林であり、森林生態系の物質循環の研究が50年以上に渡って継続されています。一方、FM草木は、広葉樹が多く、樹木を含めて豊かな植物相があり、昆虫・哺乳類などの動物相も豊富です。FM草木内には、長期生態学研究を行う固定調査地を3haにわたり設け、樹木現存量や落葉落枝量などの基盤データを蓄積しています。



FM大谷山（宿泊施設）



FM草木（学生実習）

FM唐沢山（162ha）は、府中から北東に 約100 km離れた栃木県佐野市にあります。過去に地元住民に利用されており、里山としての要素が強い森林です。列状間伐試験地や法面緑化試験地など、他大学にはほとんどみられない特徴的な試験地が設定されています。北関東自動車道・佐野田沼ICから近く、宿舎もFM唐沢山内にあるため、大学内だけでなく、他大学の研究者・学生による教育・研究利用も活発にされています。

手つかずの自然が最も残っているのは埼玉県秩父市にあるFM秩父（234ha）です。FM秩父は秩父多摩甲斐国立公園の一部で、標高800～1450mの地形の険しい場所です。他の森林と同仕様の気象観測装置を設置することで、山奥での森林気象のデータを取得しています。



FM唐沢山



FM秩父

以上8ヶ所のFMを肌で感じるためのプログラムとしてFS実験実習（農学部共通専門科目）があります。是非これを履修してください。

◎各FMを利用したい場合は、FSセンター（事務室：電話042-367-5812）にご連絡ください。

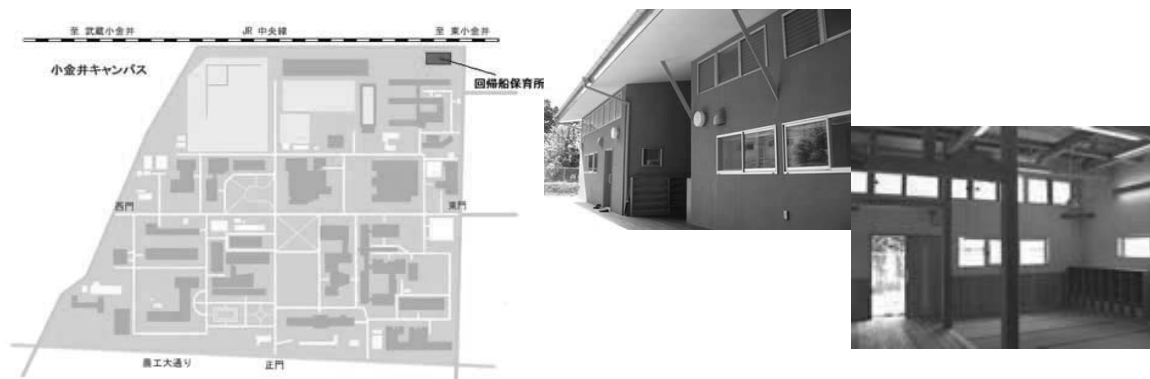
5. 保育施設

本学には、キャンパス内に別法人が運営する保育施設があります。
概要については、下記のとおりとなっています。

◆小金井キャンパス

東京都認証保育所「回帰船保育所」平成23年6月開所 運営法人:NPO法人回帰船保育所
保育所の概要

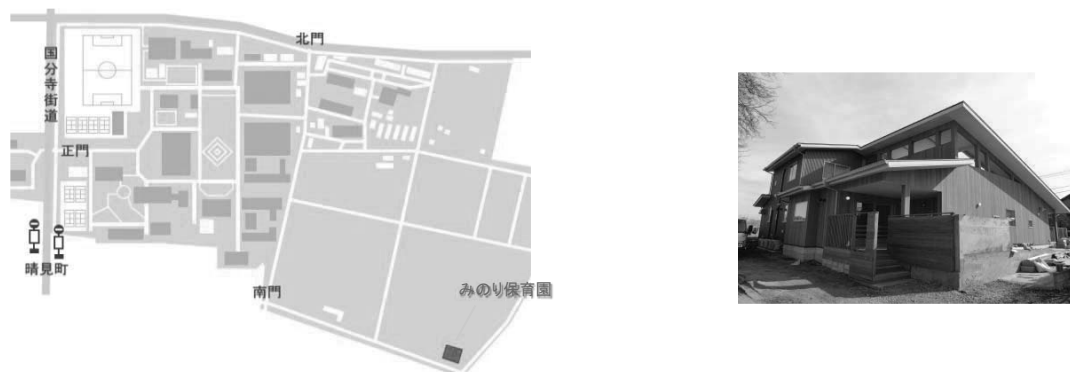
定員	26名(0歳～就学前)
保育時間	8:00～18:00 (7:00～8:00、18:00～20:00は延長保育時間)
入園金	40,000円
保育料	52,000円～/月 お子さんの年齢と保育時間によって異なります。



◆府中キャンパス

東京都認証保育所「みのり保育園」平成25年4月開所 運営法人:株式会社 パザパ
保育所の概要

定員	37名(0歳～就学前)
保育時間	8:30～17:30 (7:00～8:30、17:30～20:00は延長保育時間)
入園金	30,000円
保育料	52,000円～/月 お子さんの年齢と保育時間によって異なります。



◆お問い合わせ先

男女共同参画推進室 事務担当：総務部人事課 職員係 TEL:042-367-5567

Ⅲ
本学の概要



1. 歴代学長 / 歴代教育担当副学長

歴代学長

代 数	氏 名	在 職 期 間
初 代	田 中 丑 雄	昭和24年 5月31日～昭和30年 7月31日
(事務取扱)	中 島 道 郎	昭和30年 8月 1日～昭和30年12月19日
第2代	吉 田 正 男	昭和30年12月20日～昭和34年12月19日
(事務取扱)	北 尾 淳一郎	昭和34年12月20日～昭和35年 2月 9日
第3代	井 上 吉 之	昭和35年 2月10日～昭和41年 2月 9日
第4代	近 藤 頼 巳	昭和41年 2月10日～昭和47年 2月 9日
(事務取扱)	諸 星 静次郎	昭和47年 2月10日～昭和48年 3月31日
第5代	福 原 満洲雄	昭和48年 4月 1日～昭和54年 3月31日
第6代	諸 星 静次郎	昭和54年 4月 1日～昭和60年 3月31日
(事務取扱)	松 本 正 雄	昭和60年 4月 1日～昭和60年 4月30日
第7代	喜 多 勲	昭和60年 5月 1日～平成元年 4月30日
第8代	阪 上 信 次	平成元年 5月 1日～平成7年 4月30日
第9代	梶 井 功	平成7年 5月 1日～平成13年 4月30日
第10代	宮 田 清 藏	平成13年 5月 1日～平成17年 4月30日
第11代	小 畑 秀 文	平成17年 5月 1日～平成23年 3月31日
第12代	松 永 是	平成23年 4月 1日～平成29年 3月31日
第13代	大 野 弘 幸	平成29年 4月 1日～

歴代教育担当副学長

氏 名	在 職 期 間
福 嶋 司	平成12年 4月 1日～平成13年 4月30日
松 岡 正 邦	平成13年 5月 1日～平成15年 4月30日
神 田 尚 俊	平成15年 5月 1日～平成17年 4月30日
佐 藤 勝 昭	平成17年 5月 1日～平成19年 4月30日
笹 尾 彰	平成19年 5月 1日～平成23年 3月31日
瀬 瀬 明 伯	平成23年 4月 1日～平成25年 3月31日
國 見 裕 久	平成25年 4月 1日～平成29年 3月31日
梅 田 倫 弘	平成29年 4月 1日～

2. 沿革略図

沿革	
明治7年(1874)	内務省勸業寮内藤新宿出張所
	農事修学場 蚕業試験掛
明治10年(1877)	内務省樹木試験場
明治11年(1878)	駒場農学校
明治14年(1881)	農商務省樹木試験場 農商務省駒場農学校
明治15年(1882)	農商務省東京山林学校
明治17年(1884)	農商務省蚕病試験場
明治19年(1886)	農商務省東京農林学校
明治20年(1887)	蚕業試験場
明治23年(1890)	帝国大学農科大学乙科
明治24年(1891)	農商務省仮試験場蚕事部
明治26年(1893)	蚕業試験場
明治29年(1896)	蚕業講習所
明治31年(1898)	帝国大学農科大学実科
明治32年(1899)	東京蚕業講習所
大正3年(1914)	東京高等蚕糸学校
大正8年(1919)	東京帝国大学農学部実科
昭和10年(1935)	東京高等農林学校(現在地の府中へ実科独立・移転)
昭和15年(1940)	(現在地の小金井へ移転)
昭和19年(1944)	東京農林専門学校 東京繊維専門学校
昭和24年(1949)	東京農工大学(農学部・繊維学部)を設置
昭和37年(1962)	繊維学部を工学部に改称
昭和40年(1965)	大学院農学研究科(修士課程)を設置
昭和41年(1966)	大学院工学研究科(修士課程)を設置
昭和60年(1985)	大学院連合農学研究科(博士課程)を設置
平成元年(1989)	大学院工学研究科(修士課程)を工学研究科(博士前期・後期課程)に改組
平成7年(1995)	大学院生物システム応用科学研究所(博士前期・後期課程)を設置
平成16年(2004)	国立大学法人東京農工大学に移行
平成16年(2004)	大学院(農学研究科、工学研究科、生物システム応用科学研究所)を改組し、共生科学技術研究部(研究組織)及び工学教育部、農学教育部、生物システム応用科学教育部(教育組織)に再編
平成17年(2005)	専門職大学院技術経営研究科(専門職学位課程)を設置
平成18年(2006)	大学院(共生科学技術研究部、工学教育部、農学教育部、生物システム応用科学教育部)の名称を共生科学技術研究院、工学府、農学府、生物システム応用科学府に変更
平成22年(2010)	大学院共生科学技術研究院(研究組織)を改組し、農学研究院及び工学研究院に再編
平成23年(2011)	専門職大学院技術経営研究科(専門職学位課程)を改組し、大学院工学府産業技術専攻(専門職学位課程)に再編
平成28年(2016)	グローバルイノベーション研究院(研究組織)を設置

4. 卒業・修了者数

平成28年度卒業・修了者数（内訳）

学部

区分	平成28年3月31日までの累計	平成28年度卒業者												卒業者累計
		6月卒業			9月卒業			3月卒業			H28年度計			
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
農学部														
生物生産学科	1,433							33	25	58	33	25	58	1,491
応用生物科学科	1,415							38	40	78	38	40	78	1,493
環境資源科学科	1,257	1	1	2				36	29	65	37	30	67	1,324
地域生態システム学科	1,523							48	34	82	48	34	82	1,605
獣医学科	998							14	24	38	14	24	38	1,036
応用生物科学科	608													608
環境・資源学科	593													593
農学科	1,437													1,437
林学科	1,347													1,347
獣医学科	1,060													1,060
農芸化学科	1,346													1,346
農業工学科	874													874
蚕系生物学科	861													861
植物防疫学科	763													763
林産学科	870													870
環境保護学科	785													785
計	17,170	1	1	2				169	152	321	170	153	323	17,493
工学部														
生命工学科	1,637					1	1	43	37	80	43	38	81	1,718
応用分子化学科	677							32	19	51	32	19	51	728
有機材料化学科	630							31	14	45	31	14	45	675
化学システム工学科	549					1	1	24	10	34	24	11	35	584
機械システム工学科	3,389	1		1	1		1	128	12	140	130	12	142	3,531
物理システム工学科	851	1		1	2		2	43	9	52	46	9	55	906
電気電子工学科	1,697							103	9	112	103	9	112	1,809
情報コミュニケーション工学科	625													625
情報工学科	487				2		2	57	9	66	59	9	68	555
応用化学科	779													779
電子情報工学科	2,162													2,162
物質生物工学科	1,360													1,360
高分子工学科	1,173													1,173
材料システム工学科	1,329													1,329
工業化学科	1,507													1,507
機械工学科	1,521													1,521
電気工学科	1,228													1,228
化学工学科	971													971
応用物理学科	844													844
電子工学科	817													817
生産機械工学科	596													596
数理情報工学科	501													501
資源応用化学科	398													398
機械システム工学科	286													286
繊維化学科	303													303
計	26,317	2		2	5	2	7	461	119	580	468	121	589	26,906
合計	43,487	3	1	4	5	2	7	630	271	901	638	274	912	44,399

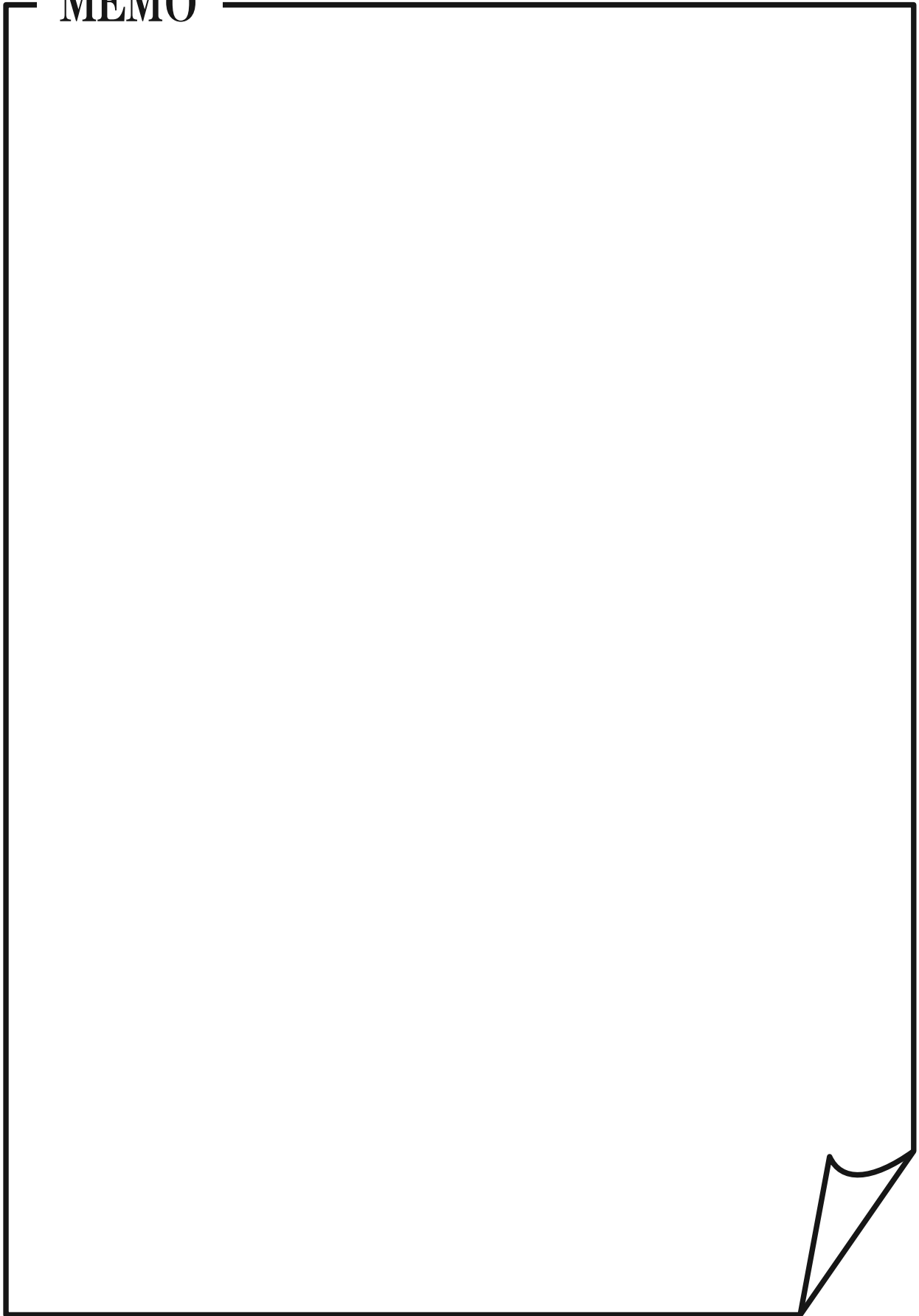
平成28年度卒業・修了者数（内訳）

論文博士	6月	9月	12月	3月	計
工学府					
生物システム応用科学府					
連合農学研究科		1		1	2
計		1		1	2

大学院

区分	平成28年3月31日までの累計	平成28年度修了者												修了者累計			
		6月修了			9月修了			12月修了			3月修了				H28年度計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計
農学部																	
生物生産科学専攻	389									14	17	31	14	17	31	420	
共生持続社会学専攻	249									7	5	12	7	5	12	261	
応用生命化学専攻	476									17	17	34	17	17	34	510	
生物制御科学専攻	354									13	10	23	13	10	23	377	
環境資源物質科学専攻	204									14	2	16	14	2	16	220	
物質循環環境科学専攻	314									10	8	18	10	8	18	332	
自然環境保全学専攻	309									18	6	24	18	6	24	333	
農業環境工学専攻	164									4	4	8	4	4	8	172	
国際環境農学専攻	516			12	6	18				8	9	17	20	15	35	551	
生物生産学専攻	129															129	
応用生物科学専攻	297															297	
環境・資源学専攻	225															225	
農学専攻	285															285	
林学専攻	181															181	
獣医学専攻	303															303	
農芸化学専攻	308															308	
農業工学専攻	214															214	
蚕糸生物学専攻	132															132	
植物防疫学専攻	214															214	
林産学専攻	198															198	
環境保護学専攻	186															186	
修士課程 計	5,647				12	6	18				105	78	183	117	84	201	5,848
総合農学研究科																	
生物生産学専攻	547																547
生物学専攻	210																210
資源・環境学専攻	183																183
生物生産科学専攻	121			5	2	7				4	2	6	9	4	13	134	
応用生命科学専攻	47									4		4	4		4	51	
環境資源共生科学専攻	73			2	1	3				9	2	11	11	3	14	87	
農業環境工学専攻	30				1	1				3		3	3	1	4	34	
農林共生社会科学専攻	54									2		2	2		2	56	
修士課程 計	1,265				7	4	11			22	4	26	29	8	37	1,302	
工学部																	
高分子工学専攻	122																122
材料システム工学専攻	159																159
工業化学専攻	254																254
機械工学専攻	210																210
電気工学専攻	150																150
化学工学専攻	176																176
応用物理学専攻	178																178
電子工学専攻	169																169
生産機械工学専攻	98																98
数理情報工学専攻	102																102
資源応用化学専攻	79																79
機械システム工学専攻	33																33
修士課程 計	1,730																1,730
生命工学専攻	932			2		2				35	24	59	37	24	61	993	
応用化学専攻	1,250				1	1				58	21	79	58	22	80	1,330	
機械システム工学専攻	1,652			1		1				64	9	73	65	9	74	1,726	
物理システム工学専攻	358									20	5	25	20	5	25	383	
電気電子工学専攻	874									66	3	69	66	3	69	943	
情報コミュニケーション工学専攻	139															139	
情報工学専攻	417			1		1				40	4	44	41	4	45	462	
電子情報工学専攻	1,252																1,252
物質生物学専攻	869																869
博士前期課程 計	7,743				4	1	5			283	66	349	287	67	354	8,097	
産業技術専攻	145			1		1				27	8	35	28	8	36	181	
専門職学位課程 計	145				1		1			27	8	35	28	8	36	181	
生命工学専攻	203	2	2	2	2	1			1	4		4	7	2	9	212	
応用化学専攻	172			4		4				4	1	5	8	1	9	181	
機械システム工学専攻	179						1		1	7		7	8		8	187	
電子情報工学専攻	268			1		1				9	1	10	10	1	11	279	
物質生物学専攻	135															135	
博士後期課程 計	957	2	2	7	7	2			2	24	2	26	33	4	37	994	
計	10,575	2	2	12	1	13	2		2	334	76	410	348	79	427	11,002	
生物システム応用科学府																	
生物システム応用科学専攻	1,431			1		1				1		1	2		2	1,433	
生物機能システム科学専攻										56	16	72	56	16	72	72	
博士前期課程 計	1,431			1		1				57	16	73	58	16	74	1505	
生物システム応用科学専攻	284			2	1	3				6	4	10	8	5	13	297	
共同先進健康科学専攻	22									3	1	4	3	1	4	26	
博士後期課程 計	306			2	1	3				9	5	14	11	6	17	323	
計	1,737			3	1	4				66	21	87	69	22	91	1,828	
技術経営研究科																	
技術リスクマネジメント専攻	253																253
計	253																253
合計	19,477	2	2	34	12	46	2		2	527	179	706	563	193	756	20,233	

MEMO



IV

教職課程について

教職課程について

1 教育職員免許状取得の意義

中学校及び高等学校の教員となるには、教育職員免許法、同施行規則及び本学学則の定めるところにより、所定の基礎資格を修得し、かつ、教育職員免許状を取得するための定められた単位を修得することによって、免許状を授与されるに必要な要件を満たし、教育職員免許状を取得しなければならない。

公立学校の教員となるには、各都道府県教育委員会等が実施する教員採用候補者選考試験に合格し(登録され)採用されて、はじめて教員となることができる。

私立学校については別途個別に教員採用試験が実施されている。

なお、教育職員免許状は、一定の欠格条項(教育職員免許法第5条)該当者には授与されず、これに該当するに至った場合には、その有する免許状は効力を失うことになるので注意すること。

(注)「教育職員免許法」第5条第1項第3号から第7号までの規定

(欠格条項)

- 3号 成年被後見人又は被保佐人
- 4号 禁錮以上の刑に処せられた者
- 5号 免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 6号 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 7号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 教職課程の設置

東京農工大学の学部及び大学院には、その学科、専攻ごとに教育職員免許法に基づいて、中学校及び高等学校の教育職員免許状を取得するための課程が設置されている。

この課程において定められた科目の単位を修得すれば、教育職員免許状を取得することができる。

3 教育職員免許状の取得できる学部・学科等ごとの免許状の種類

(学部の場合)

学 部 ・ 学 科		中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状
農学部	生物生産学科 応用生物科学科 環境資源科学科 地域生態システム学科	理科コースの単位を 修得した場合	理 科
		農業コースの単位を 修得した場合	農 業
工学部	生命工学科 応用分子化学科 有機材料化学科 化学システム工学科 機械システム工学科 電気電子工学科	理 科	理 科
		数 学	数 学
	物理システム工学科	理 科	理 科
		数 学	数 学
情報工学科		情 報	

(大学院の場合)

学 府 ・ 専 攻		中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
工 学 府 博士前期課程	生 命 工 学 専 攻 応 用 化 学 専 攻 機 械 シ ス テ ム 工 学 専 攻 電 気 電 子 工 学 専 攻	数 学	理 科
	物 理 シ ス テ ム 工 学 専 攻		数 学
	情 報 工 学 専 攻		情 報
農 学 府	生 物 生 産 科 学 専 攻 共 生 持 続 社 会 学 専 攻 応 用 生 命 化 学 専 攻 生 物 制 御 科 学 専 攻 環 境 資 源 物 質 科 学 専 攻 物 質 循 環 環 境 科 学 専 攻 自 然 環 境 保 全 学 専 攻 農 業 環 境 工 学 専 攻 国 際 環 境 農 学 専 攻	理 科 分 野 の 単 位 を 修 得 し た 場 合	理 科
	生 物 生 産 科 学 専 攻 共 生 持 続 社 会 学 専 攻 自 然 環 境 保 全 学 専 攻 農 業 環 境 工 学 専 攻 国 際 環 境 農 学 専 攻	農 業 分 野 の 単 位 を 修 得 し た 場 合	農 業
生 物 シ ス テ ム 応 用 科 学 府 博 士 前 期 課 程	生 物 機 能 シ ス テ ム 科 学 専 攻	理 科	理 科

(注) 大学院の専修免許状の取得は、大学院の課程において取得できる専修免許状と同一の免許教科の
中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状の取得資格を有する場合に限られる。

4 教員免許状取得までの流れ

所属等 年次	農学部生		工学部生		採用試験 関係	
	中学校免許 取得希望者	高等学校免許 取得希望者	中学校免許 取得希望者	高等学校免許 取得希望者		
1年次	4月上旬	教職課程ガイダンス		教職課程ガイダンス		
	前学期	教職授業		教職授業		
	夏季休暇	集 中 講 義				
	後学期	教職授業		教職授業		
	10月頃	介護等体験履修登録				
2年次	前学期	教職授業		教職授業		
	5月頃	介護等体験事前指導				
	6~12月中 の2日間	介護等体験 (特別支援学校)				
	8~3月中 の5日間	介護等体験 (社会福祉施設)				
	夏季休暇	集 中 講 義				
	後学期	教職授業		教職授業		
3年次	10月頃			介護等体験履修登録		
	2月頃	教育実習オリエンテーションⅠ		教育実習オリエンテーションⅠ		
	5月頃			介護等体験事前指導		
	6~12月中 の2日間			介護等体験 (特別支援学校)		
	8~3月中 の5日間			介護等体験 (社会福祉施設)		
	夏季休暇	集 中 講 義				
4年次	10月頃	教育実習オリエンテーションⅡ				
	2月中旬~ 3月上旬頃	教育実習オリエンテーションⅢ・教職就職セミナー				
	前学期	教育実習事前指導		教育実習事前指導		
	4月頃	教員採用試験(大学推薦)の応募希望者 について適否を判断		教員採用試験(大学推薦)の応募希望者 について適否を判断		
	4月頃~					受験申請
	5月頃~	教育実習(3週間)	教育実習(2週間)	教育実習(3週間)	教育実習(2週間)	
4年次	7月頃	一括申請手続き説明会		一括申請手続き説明会		第1次選考検査
	8月頃					第2次選考検査
	10月頃~					登録発表
	後学期	教職実践演習		教職実践演習		
	1月頃	一括申請事項確認		一括申請事項確認		
	3月下旬	教育職員免許状交付		教育職員免許状交付		

5 教職課程の履修と手続き等

教職に関する科目、教科に関する科目、施行規則第66条の6に定める科目は、それぞれ各学部で行われる授業を確認し、通常の授業の履修手続きによって履修すること。

教育実習は、事前にオリエンテーションを受講し、履修届を提出して履修することとなるので特に注意することが必要である。

また、教職に関する科目及び教科に関する科目のうち、集中講義で行われる科目があるので、別途掲示される開講日時等に特に注意すること。

教職に関する科目のうち、隔年開講(毎年開講されない)となり、入学年度により履修できる年次が異なる科目があるので特に注意すること。詳細については、「6 教育職員免許状の取得のための課程で履修する科目・単位数等」を参照すること。

※教科に関する科目、教科又は教職に関する科目、施行規則第66条の6に定める科目は卒業要件に入るが、教職に関する科目は卒業要件単位とならないので注意すること。

6 教育職員免許状の取得のための課程で履修する科目・単位数等

免許状取得に必要な所要資格は、表1に示すとおり。

一種免許状は、基礎資格を得ること及び必要単位等を修得することにより、取得することができる。

専修免許状は、①基礎資格を得ること

②同一学校種・同一教科の一種免許状取得に必要な条件を学部授業科目の単位取得等によって満たすこと

③大学院の授業科目で取得希望免許教科の「教科に関する科目」に認定されている科目を24単位以上修得することにより、取得することができる。

【表1】

免許状の種類	所要資格 基礎資格	教科に関する科目 ⇒(4)	教職に関する科目 ⇒(2)	教科又は教職に関する科目 ^{a)} ⇒(3)	施行規則第66条の6に定める科目 ⇒(1)				介護等体験 ⇒(7)
					日本国憲法	体育	外国語コミュニケーション	情報機器の操作	
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	20	31	8	2	2	2	2	必要
高等学校教諭一種免許状		20	25 ^{b)}	16	2	2	2	2	—
中学校教諭専修免許状	修士の学位を有すること	24	/	/	/	/	/	/	* ^{c)}
高等学校教諭専修免許状		24	/	/	/	/	/	/	—
根拠となる法令		ア			イ				ウ

ア 教育職員免許法第五条別表第一

イ 教育職員免許法施行規則第六六条の六

ウ 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律

a) 「教科又は教職に関する科目」

下記①と②の合計が必要単位数を満たすよう修得すること。

①「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」で修得した単位のうち、それぞれの科目の最低修得単位数を超えて修得した単位数。

②本学が指定する「教科又は教職に関する科目」→6(3)参照

b) 「教職に関する科目25単位」

免許法上、23単位となっているが、「教職に関する科目」のうち、「教育課程及び指導法に関する科目」を〈免許法上:高校6単位〉⇒〈本学:高校8単位〉とし、「教職に関する科目」の必要単位数を25単位とする。

「教職に関する科目」を25単位取得し、その他の必要な科目の単位を取得した場合、免許申請に当たっては大学が一括申請を行う。

なお、「教職に関する科目」の取得単位数が23単位であり、その他の必要な科目の単位を取得した場合、免許法上の必要単位数を満たせば免許申請は可能である。ただし、この場合には大学が行う一括申請ではなく、学生自身が個人申請を行うことになる。

c) 介護等体験の「*」

既に中学校の免許状を取得しているもの(平成10年3月31日までに在学し、卒業するまでに所要資格を得た者を含む)は不要。

取得する教育職員免許状の種類ごとに、次の科目の単位を修得する。

(1) 施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目		本学の左記に対応する区分、単位数並びに科目			
科目名	単位数		農学部	工学部	単位数
日本国憲法	2	全学共通教育科目	日本国憲法	日本国憲法	2
体育	2		体力学実技	体力学実技	2単位以上
			生涯スポーツ実技	生涯スポーツ実技	
外国語コミュニケーション	2	別表のとおり	別表のとおり	2単位以上	
情報機器の操作	2	専門基礎科目及び専門科目	情報処理学	(生命工学科) バイオインフォマティクス基礎	2
				(応用分子化学科) コンピュータ基礎	
				(有機材料化学科) プログラミング基礎	
				(化学システム工学科) 情報科学基礎	
				(機械システム工学科) コンピュータプログラミング I CAD演習	
				(物理システム工学科) コンピュータ解析および演習	
				(電気電子工学科) プログラミングおよび演習	
				(情報工学科) 情報工学概論	

注1) 日本国憲法2単位は教育実習の履修届を提出する時(3年次終了時)までに修得すること。

注2) 体育については、3単位以上修得することが望ましい。

別表 免許法に定める科目「外国語コミュニケーション」

農学部	全学科	English Discussion English Presentation
工学部	生命工学科 機械システム工学科	Integrated English Paragraph Writing English Discussion English Presentation
	応用分子化学科 有機材料化学科 化学システム工学科 電気電子工学科	Integrated English Paragraph Writing
	物理システム工学科	Integrated English Paragraph Writing English Reading
	情報工学科	English Discussion English Presentation

(2)教職に関する科目

免許法科目	科目名	単位数	履修上の留意事項		履修年次		
教職の意義等に関する科目(2単位)	教 職 概 論	2	必修	隔年開講	1・2		
教育の基礎理論に関する科目(6単位)	教 育 原 理	2	必修	隔年開講	1・2		
	教 育 心 理 学	2	必修	隔年開講	1・2		
	教 育 制 度 論	2	必修	隔年開講	1・2		
教育課程及び指導法に関する科目 (中学12単位) (高校 ※8単位) ※免許法施行規則では6単位となっているが、本学では8単位履修すること。	教 育 課 程 論	2	必修	隔年開講	1・2		
	数学教育法Ⅰ	2	該 当 教 科 教 育 法 に つ い て は 必 修	<p>数学教育法ⅠⅡⅢⅣはこの順番に毎年度1つずつ開講される。中学校免許状を取得する者はこれらから2つ以上を履修すること。 高校免許状を取得する者はどれか1つでよいが、2つ以上履修することが望ましい。</p> <p>理科教育法ⅠⅡⅢⅣは奇数年度にⅡとⅣが、偶数年度にⅠとⅢが開講され、以後この組合せで同じ授業が隔年開講される。中学校免許状を取得する者はこれらから2つ以上を履修すること。 高校免許状を取得する者はどれか1つでよいが、2つ以上履修することが望ましい。</p> <p>農業教育法はⅠ・Ⅱとも毎年開講されるが、Ⅰから先に履修すること。 免許状取得にはⅠだけでよいが、できればⅡもあわせて履修することが望ましい。</p> <p>情報教育法ⅠⅡは隔年開講される。免許状取得にはⅠ又はⅡのどちらかだけでよいが、できればあわせて履修することが望ましい。</p>	1・2・3		
	数学教育法Ⅱ	2					
	数学教育法Ⅲ	2					
	数学教育法Ⅳ	2			2・3		
	理科教育法Ⅰ	2					
	理科教育法Ⅱ	2					
	理科教育法Ⅲ	2					
	理科教育法Ⅳ	2			1・2・3		
	農業教育法Ⅰ	2					
	農業教育法Ⅱ	2			1・2・3・4		
	情報教育法Ⅰ	2			1・2・3		
	情報教育法Ⅱ	2					
	道徳教育の研究	2			中学校教諭一種免許状を取得する者は必修	隔年開講	1・2
	特 別 活 動 論	2			必修	毎年開講【集中】	3・4
教育方法・技術論	2	選択必修			隔年開講	1・2	
情 報 教 育 論	2		隔年開講【集中】	1・2・3・4			

免許法科目	科目名	単位数	履修上の留意事項		履修年次
生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目 (4単位)	生徒指導・進路指導論	2	必修	隔年開講	1・2
	教育カウンセリング論	2		毎年開講【集中】	1・2
教職実践演習 (2単位)	教職実践演習	2	必修	4年次履修	4
教育実習 (中学 5単位) (高校 3単位)	教育実習事前事後指導	1	必修	○教育実習事前指導は、2年次から履修します。 ○教育実習は、4年次に履修します。 ○教育実習は、教育実習事前指導を受講していなければ履修できません。 ○教育実習の単位取得(成績評価)は、事前指導、実習校での実習及び事後指導のすべてを総合して行います。	2・3・4
	中学校教育実習	4	該当免許により必修		4
	高等学校教育実習	2			

(注)

1. 中学校教諭1種免許状を取得する者は、教職に関する科目から必修科目を含め31単位以上を修得しなければならない。
2. 高等学校教諭1種免許状を取得する者は、教職に関する科目から必修科目を含め25単位以上を修得しなければならない。

(3)教科又は教職に関する科目

科目名	単位数	履修上の留意事項
現代倫理論	2	「教科又は教職に関する科目」は、下記①と②の単位数の合計が、中学校免許状を取得する者は8単位以上、高校免許状を取得する者は16単位以上を修得すること。 ①:左記「教科又は教職に関する科目」 ②:「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」で修得した単位のうち、それぞれの科目の最低修得単位数を超えて修得した単位数。
現代宗教論	2	
多文化共生論	2	
ジェンダー論	2	
共生社会政策論	2	
国際平和論	2	
哲学	2	
文学・芸術学	2	
心理学	2	
教育学	2	
経済学	2	
社会学	2	
歴史学	2	

(4)教科に関する科目

ア 農学部において中学校教諭一種、高等学校教諭一種の理科の免許状を取得する場合

生物生産学科					
免許法	左欄に対応する学科開設科目		免許法	左欄に対応する学科開設科目	
科目区分	授業科目	単位数	科目区分	授業科目	単位数
物理学	○物 理 学	2	生物学	○遺 伝 学	2
	電 磁 気 学	2		植 物 育 種 学	2
	力 学	2		植 物 栄 養 学	2
	科 学 史	2		植 物 生 態 生 理 学	2
物理学実験	△物 理 学 実 験	1		園 芸 学 I	2
化学	化 学	2		植 物 生 理 学	2
	○無 機 化 学	2		植 物 生 態 学	2
	○物 理 化 学 A	2		家 畜 形 態 ・ 生 理 学	2
	○物 理 化 学 B	2		家 畜 育 種 学	1
	○有 機 化 学	2		家 畜 繁 殖 学	2
	遺 伝 子 細 胞 工 学	2	農 業 昆 虫 学 II	2	
化学実験	分 析 科 学	2	生 物 学 実 験	△生 物 学 実 験	1
	生 化 学	2	地 学	○地 球 環 境 地 学	2
生物学	△化 学 実 験	1	地 球 環 境 地 学	2	
	○生 物 学	2	農 業 気 象 学	1	
	生 態 学	2	地 学 実 験	△地 学 実 験	1
	生 物 構 造 機 能 学	2			
	○微 生 物 学	2			

応用生物科学科					
免許法	左欄に対応する学科開設科目		免許法	左欄に対応する学科開設科目	
科目区分	授業科目	単位数	科目区分	授業科目	単位数
物理学	○物 理 学	2	化学実験	△応用生物科学共通実験Ⅰ	1
	力 学	2		△応用生物科学専門実験Ⅰ	1
	電 磁 気 学	2		△応用生物科学専門実験Ⅲ	1
	科 学 史	2		△応用生物科学専門実験Ⅴ	1
物理学実験	△物 理 学 実 験	1	生物学	○生 物 学	2
化学	化 学	2		生 態 学	2
	○無 機 化 学	2		生 物 構 造 機 能 学	2
	○物 理 化 学 A	2		微 生 物 学	2
	○有 機 化 学 I	2		○遺 伝 学	2
	分 析 化 学 I	2		分 子 生 物 学 I	2
	分 析 化 学 II	2		分 子 生 物 学 II	2
	有 機 化 学 II	2		神 經 生 物 学	2
	生 化 学 I	2		免 疫 生 物 学	2
	生 化 学 II	2		発 生 生 物 学	2
	遺 伝 子 工 学	2	分 子 細 胞 生 物 学	2	
	生 化 学 III	2	生物学実験	△生 物 学 実 験	1
	微 生 物 生 化 学	2		△応用生物科学共通実験Ⅱ	1
	有 機 化 学 III	2		△応用生物科学専門実験Ⅱ	1
	有 機 合 成 化 学	2		△応用生物科学専門実験Ⅳ	1
化学実験	天 然 物 有 機 化 学	2	△応用生物科学専門実験Ⅵ	1	
	生 理 活 性 物 質 化 学	2	地 学	○地 学	2
	△化 学 実 験	1	地 学 実 験	△地 学 実 験	1

環境資源科学科								
免許法	左欄に対応する学科開設科目		単位数	免許法	左欄に対応する学科開設科目		単位数	
科目区分	授業科目			科目区分	授業科目			
物理学	○	物理	理学	2	化学実験	△	化学実験	1
		電磁気	物理学	2			環境資源科学実験Ⅱ(化学応用)	1
		力学	物理学	2	生物学	○	生物学	2
		環境計測	物理学	2			生物生態学	2
		資源高分子物理	物理学	2			生物構造機能学	2
		工マテリアル	物理学	2			微生物学	2
		木質資源物理	物理学	2		○	遺伝学	2
		機器分析学Ⅱ	物理学	2			生態系管理学	2
		○	資源材料力学	2			環境微生物学	2
							樹木生態生理学	2
					植物組織形態制御学	2		
物理学実験	△	物理学実験	1	生物学実験	△	生物学実験	1	
		環境資源科学実験Ⅰ(物理学応用)	1			環境資源科学実験Ⅲ(生物学応用)	1	
化学	○	無機化学	化学	2	地学	○	地球環境地学	2
		物理化学	化学A	2			海洋環境地学	2
		物理化学	化学B	2			陸水環境地学	2
	○	有機化学	化学	2			地圏環境地学	2
	○	環境分析化学	化学	2			大気環境地学	2
		機器分析化学Ⅰ	化学	2			環境気候学	2
		環境資源熱力学	化学	2			環境気土学	2
		地球溶液化学	化学	2		地学実験		地学実験
		水物代謝	化学	2			△環境資源科学実験Ⅳ(地学)	1
		資源高分子化学	化学	2				
		環境資源有機化学	化学	2				

地域生態システム学科									
免許法	左欄に対応する学科開設科目		単位数	免許法	左欄に対応する学科開設科目		単位数		
科目区分	授業科目			科目区分	授業科目				
物理学	○	物理	理学	2	生物学	○	遺傳生物学	2	
		電磁気	物理学	2			植生管理学	2	
		力学	物理学	2			○	植物生態学	2
		水応用力学	物理学	2			動物環境生理学	2	
		土質力学	物理学	2			環境生理生態学	2	
		構造解析学	物理学	2			○	景観生態学	2
		機械基礎工	物理学	2			土壌生態学	2	
		熱土壌工学	物理学	2			比較行動学	1	
		生態・環境情報工	物理学	2	生物学実験	△	生物学実験	1	
		農業機械工学	物理学	2			野生動物保全学	1	
物理学実験	△	物理学実験	1			植生管理学	1		
		農業環境工学実験Ⅰ	2			比較行動学	1		
		農業環境工学実験Ⅱ	2		育林学	1			
化学	○	無機化学	化学	2		森林保護・樹木医学	1		
		物理化学	化学A	2		樹木学	2		
		有機化学	化学B	2	地学	○	地球環境地学	2	
化学実験	△	化学実験	1			地測空間情報地学	2		
		森林土壌学	化学実験・実習	1			空林情立報地学	2	
生物学	○	生物生態学	生物学	2	地学実験	△	地学実験	1	
	○	生物構造機能学	生物学	2			基礎測量学	1	
		微生物学	生物学	2			空間情報学	1	
			生物学	2			山地測量学	1	

(注)

1. 理科の中学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、「科目区分」物理学、化学、生物学及び地学にある『○印を付したすべての授業科目』を修得しなければならない。
また、「科目区分」物理学実験、化学実験、生物学実験及び地学実験にある『△印を付した授業科目』からそれぞれ1科目1単位以上を修得しなければならない。
2. 理科の高等学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、「科目区分」物理学、化学、生物学及び地学にある『○印を付したすべての授業科目』を修得しなければならない。
また、「科目区分」物理学実験、化学実験、生物学実験及び地学実験にある『△印を付した授業科目』からいずれか1科目1単位以上を修得しなければならない。
3. 教科に関する科目は上記(注)1.及び2.に掲げる単位を含め、20単位以上修得しなければならない。20単位を超えた単位数は「教科又は教職に関する科目」に算入することができる。

イ 農学部において高等学校教諭一種の農業の免許状を取得する場合

生物生産学科						
免許法	左欄に対応する学科開設科目		免許法	左欄に対応する学科開設科目		
科目区分	授業科目	単位数	科目区分	授業科目	単位数	
農業の 関係科目	○農業史	2	農業の 関係科目	農業分野専攻実習	2	
	○現代農業論	2		学外実習(農家)	1	
	○生物生産学原論	4		作物保護学	2	
	○作物栽培学	2		家畜飼養学	2	
	○作物学	2		家畜衛生学	2	
	○園芸学Ⅱ	2		農業微生物学	2	
	○土壌学	2		食料リスクアナリシス	2	
	○土壌物質循環・肥料科学	2		国際農業開発論	2	
	○畜産学総論	2		農業資源経済学	2	
	○農業昆虫学Ⅰ	2		農業経営学	2	
	昆虫利用学	2		農業市場学	2	
	蚕糸学	2		食料システム経済学	2	
	○農業経済学	2		職業指導	○職業指導(農業)	2

応用生物科学科						
免許法	左欄に対応する学科開設科目		免許法	左欄に対応する学科開設科目		
科目区分	授業科目	単位数	科目区分	授業科目	単位数	
農業の 関係科目	食品化学Ⅰ	2	農業の 関係科目	生体高分子利用学	2	
	細胞工学	2		○農薬化学	2	
	○栄養化学Ⅰ	2		天敵微生物学	2	
	分子細胞生物学	2		植物病原微生物学	2	
	○植物工学	2		○植物病理学	2	
	○専門自由科目(食品工学)	2		昆虫生理学	2	
	栄養化学Ⅱ	2		○昆虫生物学	2	
	応用微生物学	2		○植物保護学	2	
	代謝工学	2		バイオリジカルコントロール	2	
	蛋白質学	2		生物相関学	2	
	食品化学Ⅱ	2		植物生理学	2	
	○食品製造学	2		農場実習	1	
	○食品衛生学	2		職業指導	○職業指導(農業)	2

環境資源科学科					
免許法	左欄に対応する学科開設科目		免許法	左欄に対応する学科開設科目	
科目区分	授業科目	単位数	科目区分	授業科目	単位数
農業の 関係科目	○農業史	2	農業の 関係科目	住環境構造学	2
	○現代農業論	2		ライフサイクルアセスメント	2
	環境情報解析学	2		環境資源科学特別講義Ⅲ	0.5
	資源分解・廃棄学	2		環境資源科学特別講義Ⅳ	0.5
	資源リサイクル学	2		微生物生理生態学	2
	森林・林業論	2		○環境毒性学	2
	森林資源科学	2		○環境植物学	2
	森林資源利用学	2		○森林資源形成学	2
	環境資源科学特別講義Ⅰ	0.5		生分解学	2
	環境資源科学特別講義Ⅱ	0.5		環境土壌学	2
	環境汚染化学	2			
	生態系生態学	2			
	地圏環境学	2			
				職業指導	○職業指導（農業）

地域生態システム学科							
免許法	左欄に対応する学科開設科目		免許法	左欄に対応する学科開設科目			
科目区分	授業科目	単位数	科目区分	授業科目	単位数		
農業の 関係科目	○地域生態システム学Ⅰ	2	農業の 関係科目	森林施業論	1		
	○地域生態システム学Ⅱ	1		山地保全学	2		
	○地域生態システム学Ⅲ	1		砂防工学	2		
	地域生態システム学実習Ⅰ	1		水文学	2		
	地域生態システム学実習Ⅱ	1		森林施設工学	2		
	○地域生態システム学特別演習Ⅰ	1		森林生産システム学	2		
	○地域生態システム学特別演習Ⅱ	1		持続的森林管理論	2		
	○地域生態システム学特別演習Ⅲ	2		農地工学	2		
	○造園学	2		灌漑排水工学	2		
	○水資源管理論	2		農村地域計画学	2		
	○野生動物保全学	2		農産プロセス工学	2		
	○地域環境社会学	2		地盤工学	2		
	環境経済学	2		水利施設工学	2		
	環境教育学	2		国際開発論	2		
	生物生産環境学Ⅰ	1		インタープリテーション技術	2		
	生物生産環境学Ⅱ	1		環境公法	2		
	バイオマス利用論	2		人と動物の関係論	2		
	野生動物保全技術論	2		地域社会システム計画論	2		
	生物多様性保全学	2					
	森林政策学	2					
	森林計画学	2					
					職業指導	○職業指導（農業）	2

(注)

1. 農業の高等学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、『○印を付したすべての授業科目』（以下「必要単位数」という。）を含めて、20単位以上修得しなければならない。
2. 教科に関する科目の修得単位数が必要単位数である20単位を超える場合、その超えた単位数は「教科又は教職に関する科目」に算入することができる。
3. 職業指導（農業）は、隔年開講【集中講義】

ウ 工学部において中学校教諭一種、高等学校教諭一種の理科の免許状を取得する場合

生命工学科					
免許法	左欄に対応する学科開設科目		免許法	左欄に対応する学科開設科目	
科目区分	授業科目	単位数	科目区分	授業科目	単位数
物理学	○物理学基礎	2	生物学	○生物学基礎	2
	電磁気学	2		生命化学Ⅰ	2
	量子力学概論	2		分子生物学Ⅰ	2
	熱力学	2		分子生物学Ⅱ	2
物理学実験	○生命工学実験Ⅰ	4		ライフサイエンス基礎演習Ⅰ	2
化学	○化学基礎	2	生物学実験	○工学基礎実験	2
	生命有機化学Ⅰ	2		生命工学実験Ⅲ	4
	生命物理化学Ⅰ	2		基礎生物学実験	2
化学実験	○生命工学実験Ⅱ	4	地学	○地学	2
			地学実験	△地学実験	1

応用分子化学科						
免許法	左欄に対応する学科開設科目		免許法	左欄に対応する学科開設科目		
科目区分	授業科目	単位数	科目区分	授業科目	単位数	
物理学	○力学	2	化学	高分子化学	2	
	○電磁気学	2		無機化学Ⅱ	2	
	量子化学Ⅰ	2		物理化学Ⅲ	2	
	応用物理化学	2		有機化学Ⅲ	2	
	応用分子化学基礎演習Ⅰ	1		反応速度論	2	
	エネルギー化学	2		有機反応論	2	
物理学実験	○応用分子化学実験Ⅲ	3		半導体化学	2	
化学	○有機化学Ⅰ	2	化学実験	○応用分子化学実験Ⅰ	3	
	○物理化学Ⅰ	2		○応用分子化学実験Ⅱ	3	
	無機分析化学	2	生物学	生物科学	2	
	無機化学Ⅰ	2		○生物化学Ⅰ	2	
	有機化学Ⅱ	2		生物化学Ⅱ	2	
	物理化学Ⅱ	2		生物学実験	○工学基礎実験	2
	有機機器分析	2	地学	○地学	2	
	無機機器分析	2	地学実験	△地学実験	1	
	応用分子化学基礎演習Ⅱ	1				

有機材料化学科					
免許法	左欄に対応する学科開設科目		免許法	左欄に対応する学科開設科目	
科目区分	授業科目	単位数	科目区分	授業科目	単位数
物理学	○物理学基礎	2	化学	熱力学Ⅱ	2
	力学概論	2		有機化学Ⅱ	2
	振動・波動の物理	2		量子化学Ⅰ	2
	材料電磁気学	2		高分子化学Ⅰ	2
物理学実験	○科学基礎実験	1	化学実験	○有機材料化学実験Ⅱ	4
	有機材料化学実験Ⅰ	4		有機材料化学実験Ⅲ	4
化学	○熱力学Ⅰ	2	生物学	生物科学	2
	○無機化学Ⅰ	2		○生物機能化学	2
	○分析化学	2	生物学実験	○工学基礎実験	2
	○有機化学Ⅰ	2	地学	○地学	2
	○反応速度論	2	地学実験	△地学実験	1

化学システム工学科					
免許法	左欄に対応する学科開設科目		免許法	左欄に対応する学科開設科目	
科目区分	授業科目	単位数	科目区分	授業科目	単位数
物理学	○物理学基礎	2	化学	化学基礎	2
	○電磁気学	2		反応速度論	2
	量子力学概論	2		化学工学序論	1
				化学工学基礎	2
物理学実験	○化学システム工学実験Ⅲ	3	化学実験	○化学システム工学実験Ⅰ	3
化学	○有機化学基礎	2		化学システム工学実験Ⅱ	3
	○分析化学	2	生物学	○生物学基礎	2
	○無機化学基礎	2		生物化学	2
	○有機化学	2	生物学実験	○工学基礎実験	2
	○平衡論	2	地学	○地学	2
○機器分析化学	2	地学実験	△地学実験	1	

機械システム工学科					
免許法	左欄に対応する学科開設科目		免許法	左欄に対応する学科開設科目	
科目区分	授業科目	単位数	科目区分	授業科目	単位数
物理学	○物理学基礎	2	物理学	伝熱学Ⅰ	2
	○物理学基礎演習	1		伝熱学Ⅱ	2
	機械力学Ⅰ	2		エネルギー変換工学	2
	機械力学Ⅱ	2		航空宇宙流体力学	2
	流体力学Ⅰ	2		機械材料学	2
	熱工学Ⅰ	2		機械電子工学Ⅰ	2
	○電磁気学	2	物理学実験	○機械システム工学実験Ⅱ	2
	量子力学概論	2		○機械システム工学実験Ⅲ	2
	材料力学Ⅰ	2	化学	○化学基礎	2
	材料力学Ⅱ	2	化学実験	○機械システム工学実験Ⅰ	2
	○静力学	2	生物学	○生物学基礎	2
	動力学	2	生物学実験	○工学基礎実験	2
	熱工学Ⅱ	2	地学	○地学	2
	流体力学Ⅱ	2	地学実験	△地学実験	1

物理システム工学科					
免許法	左欄に対応する学科開設科目		免許法	左欄に対応する学科開設科目	
科目区分	授業科目	単位数	科目区分	授業科目	単位数
物理学	力学入門	2	物理学	○量子力学Ⅰ	2
	○力学Ⅰ	2		量子力学Ⅱ	2
	力学Ⅱ	2		○物理システム工学実験Ⅰ	2
	電磁気学入門	2	物理学実験	○物理システム工学実験Ⅱ	2
	○電磁気学Ⅰ	2		○物理システム工学基礎実験	1
	電磁気学Ⅱ	2	化学	○化学基礎	2
	量子力学入門	2		物理化学	2
	力学演習	1	化学実験	○物理システム工学実験Ⅲ	2
	物質科学入門	2	生物学	○生物学基礎	2
	環境科学	2	生物学実験	○工学基礎実験	2
	エネルギー科学	2	地学	○地学	2
	電磁気学演習	1	地学実験	△地学実験	1

電 気 電 子 工 学 科					
免 許 法	左 欄 対 応 す る 学 科 開 設 科 目		免 許 法	左 欄 対 応 す る 学 科 開 設 科 目	
科 目 区 分	授 業 科 目	単 位 数	科 目 区 分	授 業 科 目	単 位 数
物理学	○ 物理学基礎および演習	3	物理学実験	○ 電気電子工学実験ⅡA	2
	○ 電磁気学Ⅰおよび演習	3		又は電気電子工学実験ⅡB	
	○ 電磁気学Ⅱおよび演習	3		電気電子工学実験ⅢA	
	量子力学概論	2		電気電子工学実験ⅢB	
	熱統計力学	2	化学	○ 化学基礎	2
	○ 基礎電気回路Ⅰおよび演習	3		物理化学	2
	基礎電気回路Ⅱおよび演習	3	化学実験	○ 電気電子工学実験Ⅰ	2
	ベクトル解析および演習	3	生物学	○ 生物学基礎	2
			生物学実験	○ 工学基礎実験	2
			地学	○ 地学	2
		地学実験	△ 地学実験	1	

(注)

1. 理科の中学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、「科目区分」すべての領域から『○印及び△印を付したすべての授業科目』を含め、20単位以上を修得しなければならない。
2. 理科の高等学校教諭一種の免許状を取得しようとする者は、地学実験を除くすべての「科目区分」において、『○印を付したすべての授業科目』を含め、20単位以上を修得しなければならない。
3. 教科に関する科目の修得単位数が必要単位数である20単位を超える場合、その超えた単位数は「教科又は教職に関する科目」に算入することができる。

エ 工学部において中学校教諭一種、高等学校教諭一種の数学の免許状を取得する場合

物理システム工学科					
免許法	左欄に対応する学科開設科目		免許法	左欄に対応する学科開設科目	
科目区分	授業科目	単位数	科目区分	授業科目	単位数
代数学	代 数 学 I	2	解析学	関 数 論	2
	物 理 数 学 I	2		量 子 力 学 演 習	1
	○線形代数学 I	2	確率論、 統計学	○熱物理学入門	2
	○線形代数学 II	2		熱 統 計 力 学	2
	物 理 数 学 演 習	1		物 理 数 学 II	2
幾何学	○幾 何 学	2	物 理 実 験 学	2	
	振 動 ・ 波 動	2	熱 統 計 力 学 演 習	1	
	フ オ ト ニ ク ス	2	コンピュータ	○コンピュータ基礎実験	1
解析学	○微分積分学 I および演習	3		計 測 ・ 制 御 回 路	2
	○微分積分学 II および演習	3		電 子 回 路	2
	○微 分 方 程 式 I	2			

情報工学科					
免許法	左欄に対応する学科開設科目		免許法	左欄に対応する学科開設科目	
科目区分	授業科目	単位数	科目区分	授業科目	単位数
代数学	○線形代数学 I	2	確率論、 統計学	○数理統計学	2
	○線形代数学 II	2		○情報理論	2
	代 数 学 I	2	情 報 理 論 演 習	1	
	論 理 回 路	2	コンピュータ	情 報 数 学	2
幾何学	○幾 何 学	2		情 報 数 学 演 習	1
	解析学	○微分積分学 I および演習		3	オペレーションズ・リサーチ
○微分積分学 II および演習		3		関数プログラミング	2
○微 分 方 程 式		2		ア ル ゴ リ ズ ム 論	2
関 数 論		2		○情報工学基礎演習	1
信 号 処 理 論		2		○アルゴリズム序論演習	1

(注)

1. 数学の中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、「科目区分」すべての領域から『○印を付したすべての授業科目』を含め、20単位以上を修得しなければならない。
2. 教科に関する科目の修得単位数が必要単位数である20単位を超える場合、その超えた単位数は「教科又は教職に関する科目」に算入することができる。

オ 工学部において高等学校教諭一種の情報の免許状を取得する場合

情報工学科					
免許法	左欄に対応する学科開設科目		免許法	左欄に対応する学科開設科目	
科目区分	授業科目	単位数	科目区分	授業科目	単位数
情報社会及び 情報倫理	○言語情報文化論	2	情報 システム	○計算機アーキテクチャ基礎	2
	特許法	2		ヒューマンインターフェース	2
コンピュータ 及び 情報処理	○プログラミング序論	2		計算機アーキテクチャ演習	1
	○プログラミング基礎	2		情報工学実験2	2
	○アルゴリズム序論	2	情報通信 ネットワーク	○計算機ネットワーク	2
	言語処理系	2		マルチメディア 表現及び 技術	○コンピュータグラフィックス
	オペレーティングシステム	2	パターン認識		2
	計測・制御工学	2	画像工学・コンピュータビジョ		2
	プログラミング序論演習	1	情報工学実験3		2
プログラミング基礎演習	1	情報と職業	○情報化社会と職業		1
データベース	2				
情報システム	ソフトウェア工学	2			

(注)

1. 情報の高等学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、「科目区分」すべての領域から『○印を付したすべての授業科目』を含め、20単位以上を修得しなければならない。
2. 教科に関する科目の修得単位数が必要単位数である20単位を超える場合、その超えた単位数は「教科又は教職に関する科目」に算入することができる。

カ 大学院における中学校教諭、高等学校教諭の専修免許状を取得する場合

(工学府)

生命工学専攻							
免許 教科	科目	左欄に対応する授業科目	単 位 数	免許 教科	科目	左欄に対応する授業科目	単 位 数
理 科	理科に関する科目	生物機能工学特論	2	理 科	理科に関する科目	海洋生物学特論	2
		生物情報工学特論	2			応用生物学特別講義	2
		生体物性学特論	2			生命工学倫理特別講義	2
		細胞分子工学特論	2			生命工学ビジネス特別講義	2
		生体反応工学特論	2			生命工学先端研究	6
		植物機能工学特論	2			生命工学セミナーⅠ	2
		生体機能工学特別講義	2			生命工学セミナーⅡ	2
		生物化学特論	2			生命工学セミナーⅢ	2
		生物物理化学特論	2			生命工学セミナーⅣ	2
		蛋白質化学特論	2			生命工学特別研究	4
		生物有機化学特論	2				

応用化学専攻							
免許 教科	科目	左欄に対応する授業科目	単 位 数	免許 教科	科目	左欄に対応する授業科目	単 位 数
理 科	理科に関する科目	有機反応化学特論	2	理 科	理科に関する科目	分離工学特論Ⅰ	2
		無機反応化学特論	2			分子情報工学特論Ⅰ	2
		応用有機合成特論	2			化学プロセス工学特論Ⅰ	2
		応用無機合成特論	2			化学エネルギー工学特論Ⅰ	2
		電子化学特論	2			環境化学工学特論Ⅰ	2
		応用触媒化学特論	2			システム化学工学講座特別講義Ⅰ	2
		物質応用化学講座特別講義Ⅰ	2			システム化学工学講座特別講義Ⅱ	2
		物質応用化学講座特別講義Ⅱ	2			物質生物計測特論Ⅰ	2
		有機材料設計特論Ⅰ	2			物質生物計測特論Ⅱ	2
		有機材料合成特論Ⅰ	2			物質生物計測講座特別講義Ⅰ	2
		有機材料構造特論Ⅰ	2			応用化学セミナーⅠ	4
		有機材料物性特論Ⅰ	2			応用化学セミナーⅡ	4
		有機材料解析特論Ⅰ	2			応用化学特別実験	2
		分子化学工学特論Ⅰ	2			応用化学特別研究	4

機 械 シ ス テ ム 工 学 専 攻							
免 許 教 科	科 目	左 欄 対 応 す る 授 業 科 目	単 位 数	免 許 教 科	科 目	左 欄 対 応 す る 授 業 科 目	単 位 数
理 科	理 科 に 関 す る 科 目	物 理 学 特 別 演 習	1	理 科	理 科 に 関 す る 科 目	制 御 シ ス テ ム 特 論	2
		流 体 力 学 特 論 I	2			機 械 電 子 工 学 特 論	2
		材 料 力 学 特 論	2			設 計 生 産 シ ス テ ム 講 座 特 別 講 義 I	2
		弾 塑 性 解 析 特 論	2			設 計 生 産 シ ス テ ム 講 座 特 別 講 義 II	2
		機 械 要 素 解 析 特 論	2			機 械 知 能 シ ス テ ム 工 学 講 座 特 別 講 義 I	2
		シ ス テ ム 基 礎 解 析 講 座 特 別 講 義 I	2			実 践 機 械 シ ス テ ム 工 学 I	1
		シ ス テ ム 基 礎 解 析 講 座 特 別 講 義 II	2			機 械 シ ス テ ム 工 学 セ ミ ナ ー I	4
		熱 流 体 シ ス テ ム 設 計 特 論	2			機 械 シ ス テ ム 工 学 セ ミ ナ ー II	4
		シ ミ ュ レ ー シ ョ ン 工 学 特 論	2			機 械 シ ス テ ム 工 学 特 別 実 験	2
		精 密 計 測 工 学 特 論	2			機 械 シ ス テ ム 工 学 特 別 研 究	4

物 理 シ ス テ ム 工 学 専 攻							
免 許 教 科	科 目	左 欄 対 応 す る 授 業 科 目	単 位 数	免 許 教 科	科 目	左 欄 対 応 す る 授 業 科 目	単 位 数
数 学	数 学 に 関 す る 科 目	量 子 光 学	2	数 学	数 学 に 関 す る 科 目	応 用 量 子 力 学	2
		ソ フ ト マ タ ー 物 理 工 学	2			応 用 物 理 数 学	2
		応 用 力 学	2			物 理 シ ス テ ム 工 学 セ ミ ナ ー I	4
		応 用 電 磁 気 学	2			物 理 シ ス テ ム 工 学 セ ミ ナ ー II	4
		応 用 熱 統 計 力 学	2			物 理 シ ス テ ム 工 学 特 別 実 験	2
						物 理 シ ス テ ム 工 学 特 別 研 究	4

電気電子工学専攻							
免許 教 科	科目	左欄に対応する授業科目	単 位 数	免許 教 科	科目	左欄に対応する授業科目	単 位 数
理 科	理科に関する科目	半 導 体 薄 膜 工 学 特 論	2	理 科	理科に関する科目	磁 性 工 学 特 論	2
		信 号 処 理 特 論	2			環 境 エ ネ ル ギ ー 工 学 特 論 I	2
		パ ワ ー エ レ ク ト ロ ニ ッ ク ス 特 論	2			電 気 電 子 工 学 セ ミ ナ ー I	4
		通 信 工 学 特 論 I	2			電 気 電 子 工 学 セ ミ ナ ー II	4
		光 エ レ ク ト ロ ニ ッ ク ス 特 論	2			電 気 電 子 工 学 特 別 実 験	2
		情 報 入 出 力 シ ス テ ム 工 学 特 論	2			電 気 電 子 工 学 特 別 研 究	4
		電 磁 波 応 用 工 学 特 論 I	2				

情報工学専攻							
免許 教 科	科目	左欄に対応する授業科目	単 位 数	免許 教 科	科目	左欄に対応する授業科目	単 位 数
情 報	情報に関する科目	情 報 工 学 セ ミ ナ ー I	4	情 報	情報に関する科目	ソ フ ト ウ ェ ア ア ー キ テ ク チ ャ 特 論	2
		情 報 工 学 セ ミ ナ ー II	4			シ ス テ ム 評 価 設 計 工 学 特 論	2
		情 報 工 学 特 別 実 験	2			並 列 処 理 ・ ネ ッ ト ワ ー ク 特 論	2
		情 報 工 学 特 別 研 究	4			知 能 機 械 デ ザ イン 学 特 論	2
		ビ ジ ュ アル コ ン プ ュ ー テ ィ ン グ 特 論	2			科 学 特 論 IV (社 会 情 報 論)	2
		映 像 情 報 学 特 論	2			科 学 特 論 III (表 現 技 術 論)	2
		科 学 特 論 I (知 識 構 造 論)	2				

(農学府)
 生物生産科学専攻
 (理科分野)

(農業分野)

免許 教 科	科 目	左欄に対応する授業科目	単 位 数	免許 教 科	科 目	左欄に対応する授業科目	単 位 数
理 科	理 科 に 関 す る 科 目	生物生産科学フロンティア講義Ⅳ	0.5	農 業	農 業 に 関 す る 科 目	生物生産科学特論	1
		生物生産科学フロンティア講義Ⅴ	0.5			生物生産科学フロンティア講義Ⅰ	0.5
		生物生産科学フロンティア講義Ⅵ	0.5			生物生産科学フロンティア講義Ⅱ	0.5
		生物生産科学フロンティア講義Ⅶ	0.5			生物生産科学フロンティア講義Ⅲ	0.5
		生物生産科学フロンティア講義Ⅷ	0.5			生物生産科学フロンティア講義Ⅹ	0.5
		生物生産科学フロンティア講義Ⅸ	0.5			生物生産科学フロンティア講義ⅩⅠ	0.5
		生物生産科学ビジネス戦略特論Ⅰ	0.5			生物生産科学フロンティア講義ⅩⅡ	0.5
		生物生産科学英語プレゼンテーション演習Ⅱ	2			生物生産科学ビジネス戦略特論Ⅱ	0.5
		生物生産科学インターンシップⅠ	1			生物生産科学英語プレゼンテーション演習Ⅰ	2
		家畜生産技術学特論	2			生物生産科学インターンシップⅡ	1
		土壌生化学・物質循環特論	2			作物生産学特論	2
		昆虫管理学特論	2			昆虫生理化学特論	2
		生産環境科学特別演習Ⅱ	2			生産環境科学特別演習Ⅰ	2
		生産環境科学特別実験Ⅱ	4			生産環境科学特別実験Ⅰ	4
		植物生態生理学特論	2			作物学特論	2
		植物繁殖学特論	2			園芸作物学特論	2
		土壌微生物利用・バイオ肥料科学特論	2			植物栄養・肥料科学特論	2
		植物分子生理学特論	2			植物遺伝育種学特論	2
		植物生産科学特別演習Ⅱ	2			植物生産科学特別演習Ⅰ	2
		植物生産科学特別実験Ⅱ	4			植物生産科学特別実験Ⅰ	4
		動物組織機構学特論	2			畜産学特論	2
		昆虫遺伝・発生学特論	2			蚕糸科学特論	2
		動物生産科学特別演習Ⅱ	2			動物生産科学特別演習Ⅰ	2
動物生産科学特別実験Ⅱ	4	動物生産科学特別実験Ⅰ	4				

共生持続社会学専攻
 (理科分野)

(農業分野)

免許 教 科	科 目	左欄に対応する授業科目	単 位 数	免許 教 科	科 目	左欄に対応する授業科目	単 位 数
理 科	理 科 に 関 す る 科 目	共生環境科学特論Ⅰ	2	農 業	農 業 に 関 す る 科 目	食糧環境科学特論Ⅰ	2
		共生環境科学特論Ⅱ	2			食糧環境科学特論Ⅱ	2
		共生環境科学特論Ⅲ	2			食糧環境科学特論Ⅲ	2
		共生環境科学特論Ⅳ	2			共生農業特論	2
		共生環境科学特論Ⅴ	2			農業資源経済学特論	2
		環境共生思想	2			地域農業システム特論	2
		風土共生倫理学特論	2			食料関連産業特論	2
		環境経済学特論	2			食農マーケティング論	2
		農村社会学特論	2			アニマル・ウェルフェア特論	2
		ヒトと動物の共生心理学	2			食育・食農教育論	2
		環境法特論	2			環境生業文化史論	2
		国際関係学特論	2			共生持続社会学特別研究Ⅱ	2
		共生持続社会学特別研究Ⅰ	2			共生持続社会学特別研究Ⅳ	2
		共生持続社会学特別研究Ⅲ	2				

応用生命化学専攻

(理科分野)

免許 教科	科 目	左欄に対応する授業科目	単 位 数
理 科	理科に関する科目	応用生命科学特論Ⅰ	1
		応用生命科学特論Ⅱ	1
		応用生命科学特論Ⅲ	1
		生体分子化学特論Ⅰ	2
		生体分子化学特論Ⅱ	2
		生体分子化学特論Ⅲ	1
		生体分子化学特論Ⅳ	1
		生体分子化学特別演習Ⅰ	2
		生体分子化学特別演習Ⅱ	2
		生体分子化学特別研究Ⅰ	4
		生体分子化学特別研究Ⅱ	4
		生理生化学特論Ⅰ	2
		生理生化学特論Ⅱ	2
		生理生化学特論Ⅲ	1
		生理生化学特論Ⅳ	1
		生理生化学特別演習Ⅰ	2
		生理生化学特別演習Ⅱ	2
		生理生化学特別研究Ⅰ	4
		生理生化学特別研究Ⅱ	4
		分子生物学特論Ⅰ	2
		分子生物学特論Ⅱ	2
		分子生物学特論Ⅲ	1
		分子生物学特論Ⅳ	1
		分子生物学特別演習Ⅰ	2
		分子生物学特別演習Ⅱ	2
		分子生物学特別研究Ⅰ	4
		分子生物学特別研究Ⅱ	4
		環境老年学特論Ⅰ	2
		環境老年学特論Ⅱ	2
		環境老年学特論Ⅲ	1
		環境老年学特論Ⅳ	1
		環境老年学特別演習Ⅰ	2
		環境老年学特別演習Ⅱ	2
		環境老年学特別研究Ⅰ	4
		環境老年学特別研究Ⅱ	4

生物制御科学専攻

(理科分野)

免許 教科	科 目	左欄に対応する授業科目	単 位 数
理 科	理科に関する科目	生物制御科学特論Ⅰ	1
		生物制御科学特論Ⅱ	1
		生物制御科学特論Ⅲ	1
		生物制御科学特論Ⅳ	1
		生物制御科学特論Ⅴ	1
		生物制御科学特論Ⅵ	1
		創薬化学特論	2
		植物生理学特論	2
		植物病理学特論	2
		植物病原学特論	2
		生物制御化学特論	2
		生理活性天然物化学特論	2
		細胞分子生物学特論	2
		発生生物学特論	2
		応用昆虫学特論	2
		昆虫生理化学特論	2
		天敵微生物学特論	2
		生物的制御学特論	2
		生物制御科学特別実験Ⅰ	2
		生物制御科学特別実験Ⅱ	2
		生物制御科学特別実験Ⅲ	2
		生物制御科学特別実験Ⅳ	2
生物制御科学論文演習Ⅰ	1		
生物制御科学論文演習Ⅱ	1		
生物制御科学論文演習Ⅲ	1		
生物制御科学論文演習Ⅳ	1		

環境資源物質科学専攻

(理科分野)

物質循環環境科学専攻

(理科分野)

免許 教科	科目	左欄に対応する授業科目	単 位 数
理 科	理 科 に 関 す る 科 目	環境資源物質科学特別講義Ⅰ	2
		環境資源物質科学特別講義Ⅱ	2
		環境資源物質科学特別講義Ⅲ	2
		環境資源物質科学コミュニケーション特論	2
		環境資源物質科学特論	2
		環境資源計測学特論	2
		生物物理化学特論	2
		分子ダイナミクス学特論	2
		植物材料物性学特論	2
		住環境材料加工学特論	2
		環境資源材料学特別実験Ⅰ	4
		環境資源材料学特別実験Ⅱ	4
		環境資源材料学研究報告演習Ⅰ	2
		環境資源材料学研究報告演習Ⅱ	2
		資源複合機能学特論	2
		植物繊維化学特論	2
		バイオマス構造機能学特論	2
		生分解制御学特論	2
		植物資源形成学特論	2
		資源機能制御学特別実験Ⅰ	4
資源機能制御学特別実験Ⅱ	4		
資源機能制御学研究報告演習Ⅰ	2		
資源機能制御学研究報告演習Ⅱ	2		

免許 教科	科目	左欄に対応する授業科目	単 位 数
理 科	理 科 に 関 す る 科 目	環境生物学特論	2
		環境化学特論	2
		大気環境学特論	2
		環境微生物学特論	2
		環境植物学特論	2
		環境汚染生物学特論	2
		海洋環境生物学特論	2
		環境生物学特別講義Ⅰ	0.5
		環境生物学特別講義Ⅱ	0.5
		環境生物学特別講義Ⅲ	0.5
		環境生物学特別講義Ⅳ	0.5
		環境生物学特別実験Ⅰ	4
		環境生物学特別実験Ⅱ	4
		環境生物学研究報告演習Ⅰ	1
		環境生物学研究報告演習Ⅱ	1
		環境生物学英語論文講読演習Ⅰ	1
		環境生物学英語論文講読演習Ⅱ	1
		生物圏物質循環学特論	2
		有機地球化学特論	2
		社会・生物地球化学特論	2
		地球環境化学特論	2
		環境毒性学特論	2
		環境化学特別講義Ⅰ	0.5
		環境化学特別講義Ⅱ	0.5
		環境化学特別講義Ⅲ	0.5
		環境化学特別講義Ⅳ	0.5
		環境化学特別実験Ⅰ	4
		環境化学特別実験Ⅱ	4
		環境化学研究報告演習Ⅰ	1
		環境化学研究報告演習Ⅱ	1
環境化学英語論文講読演習Ⅰ	1		
環境化学英語論文講読演習Ⅱ	1		

自然環境保全学専攻

(理科学分野)

(農業分野)

免 許 科 目	科 目	左欄に対応する授業科目	単 位 数	免 許 科 目	科 目	左欄に対応する授業科目	単 位 数
理 科	理科に関する科目	基礎統計学	2	農 業	農業に関する科目	自然環境保全学Ⅰ	2
		生物多様性保全学特論Ⅰ	1			自然環境保全学Ⅱ	1
		生物多様性保全学特論Ⅱ	1			自然環境保全学特別講義Ⅰ	0.5
		野生動物保全生態学特論Ⅰ	1			自然環境保全学特別講義Ⅱ	0.5
		野生動物保全生態学特論Ⅱ	1			自然環境保全学特別講義Ⅲ	0.5
		野生動物保全政策学特論Ⅰ	1			植生管理学特論Ⅰ	1
		野生動物保全政策学特論Ⅱ	1			植生管理学特論Ⅱ	1
		野生動物救護学Ⅰ	1			森林利用システム学特論Ⅰ	1
		野生動物救護学Ⅱ	1			森林利用システム学特論Ⅱ	1
		人間生理生態学特論Ⅰ	1			森林-人間系科学論Ⅰ	1
		人間生理生態学特論Ⅱ	1			森林-人間系科学論Ⅱ	1
		森林生態学特論Ⅰ	1			健康アメニティ科学特論Ⅰ	1
		森林生態学特論Ⅱ	1			健康アメニティ科学特論Ⅱ	1
		森林水文学特論Ⅰ	1			森林計画学特論Ⅰ	1
		森林水文学特論Ⅱ	1			森林計画学特論Ⅱ	1
		景観生態学特論Ⅰ	1			山地保全学特論Ⅰ	1
		景観生態学特論Ⅱ	1			山地保全学特論Ⅱ	1
		森林土壌学特論Ⅰ	1			森林施設工学特論Ⅰ	1
		森林土壌学特論Ⅱ	1			森林施設工学特論Ⅱ	1
		自然環境科学特別研究	4			保全遺伝生態学特論	2
自然環境科学特別演習	1	自然環境保全学特別研究	4				
自然環境科学外語論文講読演習	1	自然環境保全学特別演習	1				
		自然環境保全学外語論文講読演習	1				

農業環境工学専攻

(理科学分野)

(農業分野)

免 許 科 目	科 目	左欄に対応する授業科目	単 位 数	免 許 科 目	科 目	左欄に対応する授業科目	単 位 数
理 科	理科に関する科目	農業環境工学特別講義Ⅰ	1	農 業	農業に関する科目	農業環境工学特別講義Ⅱ	1
		実験計画法特論	1			農業環境工学特別講義Ⅲ	1
		数値解析学特論	1			計測工学特論	1
		地盤工学特論	1			空間情報解析学特論	1
		地球統計学特論	1			地域環境解析学特論	1
		地水環境工学特論	1			水利用学特論	1
		システム工学特論	1			水環境保全学特論	1
		情報処理学特論	1			農業・農村政策学特論	1
		ダイナミクス特論	1			農村地域計画学特論	1
		力オス農学特論	1			精密農業特論	1
		生産制御工学特論	1			自然エネルギー利用学特論	1
		農業環境工学特別研究Ⅰ	2			熱環境工学特論	1
		農業環境工学特別研究Ⅱ	2			農業環境工学特別演習Ⅰ	2
		農業環境工学特論Ⅳ	2			農業環境工学特別演習Ⅱ	2
		農業環境工学特論Ⅴ	2			農業環境工学特別演習Ⅲ	2
		農業環境工学特論Ⅵ	2			農業環境工学特別演習Ⅳ	2
		農業環境工学特論Ⅶ	1			農業環境工学特論Ⅰ	1
		農業環境工学特論Ⅷ	1			農業環境工学特論Ⅱ	1
		農業環境工学特論Ⅸ	1			農業環境工学特論Ⅲ	1
		農業環境工学特論Ⅹ	2			農業環境工学特論Ⅳ	1
		農業環境工学特論Ⅴ	1				
		農業環境工学特論Ⅵ	1				
		農業環境工学特論Ⅶ	1				

国際環境農学専攻

(理科分野)

(農業分野)

免許 教科	科目	左欄に対応する授業科目	単 位 数	免許 教科	科目	左欄に対応する授業科目	単 位 数
理 科	理科に関する科目	地 球 環 境 論	2	農 業	農業に関する科目	地 域 社 会 開 発 総 論	2
		地 域 環 境 計 画 学	2			国 際 農 業 技 術 論	2
		環 境 修 復 保 全 学	2			国 際 環 境 農 学 コミュニケーション演習	1
		水 利 環 境 保 全 学	2			国 際 環 境 農 学 課 題 別 演 習	1
		水 環 境 評 価 学	2			環 境 農 業 協 力 論	2
		国 際 環 境 修 復 保 全 学 特 別 研 究	6			国 際 地 域 開 発 政 策 学	2
		国 際 環 境 修 復 保 全 学 演 習	4			国 際 開 発 協 力 論	2
		地 域 生 物 機 能 利 用 学	2			国 際 地 域 開 発 学 特 別 研 究	6
		地 域 持 続 生 物 生 産 技 術 学	2			国 際 地 域 開 発 学 演 習	4
		生 物 資 源 循 環 利 用 学	2			国 際 環 境 農 学 特 論 I	2
		生 物 新 機 能 開 発 学	2			国 際 環 境 農 学 特 論 II	2
		国 際 生 物 生 産 資 源 学 特 別 研 究	6			国 際 環 境 農 学 国 内 外 実 習	2
		国 際 生 物 生 産 資 源 学 演 習	4				

(生物システム応用科学府)

生物機能システム科学専攻							
免 許 教 科	科 目	左欄に対応する授業科目	単 位 数	免 許 教 科	科 目	左欄に対応する授業科目	単 位 数
理科	理科に関する科目	生物システム応用科学研究概論	2	理科	理科に関する科目	生体モデル知覚システム特論Ⅱ	1
		基礎技術演習Ⅰ	1			生体モデル知覚システム特論Ⅲ	1
		物質機能設計特論Ⅰ	1			生体モデル知覚システム特論Ⅳ	1
		物質機能設計特論Ⅱ	1			環境機械システム特論Ⅰ	1
		物質機能設計特論Ⅲ	1			環境機械システム特論Ⅱ	1
		物質機能設計特論Ⅳ	1			環境機械システム特論Ⅲ	1
		物質機能応用特論Ⅰ	1			環境機械システム特論Ⅳ	1
		物質機能応用特論Ⅱ	1			生体・環境応用システム特論Ⅰ	1
		物質機能応用特論Ⅲ	1			生体・環境応用システム特論Ⅱ	1
		物質機能応用特論Ⅳ	1			生体・環境応用システム特論Ⅲ	1
		物質機能分析特論Ⅰ	1			生体・環境応用システム特論Ⅳ	1
		物質機能分析特論Ⅱ	1			資源生物創製科学特論Ⅰ	1
		物質機能分析特論Ⅲ	1			資源生物創製科学特論Ⅱ	1
		物質機能分析特論Ⅳ	1			資源生物創製科学特論Ⅲ	1
		生体医用フォトニクス特論Ⅰ	1			資源生物創製科学特論Ⅳ	1
		生体医用フォトニクス特論Ⅱ	1				
		生体医用フォトニクス特論Ⅲ	1				
		生体医用フォトニクス特論Ⅳ	1				
		生体モデル知覚システム特論Ⅰ	1				

(注) 工学府(前期課程)、農学府及び生物システム応用科学府(前期課程)において、中学校教諭及び高等学校教諭の専修免許状を取得する者は、上記表に掲げる科目から24単位以上を修得しなければならない。

(5) 他大学で修得した単位の認定

入学する前に、教職課程の認定を受けていない大学(短期大学を含む)又は高等専門学校の第4学年及び第5学年に係る課程で修得した単位若しくは専攻科の課程での学修のうち、「教科に関する科目」として適当であると認める科目については、本学の定めるところにより認定することができるので、該当者は所属の教務係まで申し出ること。

(6) 教育実習について

ア 教育実習の意義

教職への道を選ぶ際、教育現場における観察・参加・実習などを、総合的・体験的に予め学習することを通して、確かな教職観を身につける。

イ 教育実習を履修する要件・手続き等

(ア) 履修の要件

教育実習を行う時まで、日本国憲法2単位及び教職に関する科目(教科教育法Ⅰ～Ⅳを含む)12単位以上を履修しておくこと。

卒業見込があること。(科目等履修生を除く。)

(イ) 履修の手続き

教育実習を受講する者は、「教育実習事前事後指導」(オリエンテーションⅠ～Ⅲ)を必ず受講し、各学部が指示する期間に所定の手続きをとり、教育実習履修届を提出すること。

(ウ) 教育実習実施

教育実習の履修には、次の授業・実習の全体が含まれる。

成績評価は、事前指導、本実習及び事後指導のすべてを修得した者について行い、「教育実習事前事後指導」1単位、「中学校教育実習」4単位又は「高等学校教育実習」2単位を認定する。

科 目	実 施 時 期	授 業 内 容 等
教育実習事前事後指導 (1単位)	教育実習事前指導 2年次の1月頃～ ・オリエンテーションⅠ →2年次の1月頃 ・オリエンテーションⅡ →3年次の10月頃 ・オリエンテーションⅢ →3年次の2月中旬～3月上旬頃 ・講義 →4年次前期	教育実習の目的・内容・展開・ 教育機器の意義と利用
高等学校教育実習 (2単位)	教育実習 4年次 5～10月	教育実習校での実習
中学校教育実習 (4単位)	教育実習事後指導 4年次 教育実習終了後	レポートを提出し実習経験を 踏まえての討議等

(7) 介護等体験について

中学校教諭一種免許状を取得する学生は「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」(平成9年6月18日公布)同法施行規則(同年11月26日公布)により、平成10年度入学生から介護等体験を行うことが義務付けられた。

そこで2年次以上の学生が東京都において社会福祉施設で5日間、特別支援学校で2日間、計7日間の介護等体験を行うことになる。(1年次の10月に実施する介護等体験ガイダンスに出席し、介護等体験履修願を提出すること。)

なお、介護等体験の実施時期について、農学部生は2年次、工学部生は3年次に実施する。

7 教育職員免許状の申請・交付

教育職員免許状は、各都道府県の教育委員会が授与することとされており、個人でそれぞれ居住地の都道府県教育委員会に申請することとなっているが、卒業後にすぐ免許状の取得を必要とする人たちのため、東京都教育委員会では、迅速な事務処理の方法として、大学でとりまとめて免許状の申請手続を行う「一括申請」の制度をとっている。一括申請をするために必要な説明会を4年次の7月頃に開催するので、これに出席し必要な手続を取ること。さらに、4年次1月～2月に必要な申請料を納入すること。この手続を行い、東京都教育委員会の一括審査で承認された者には、卒業式当日に教育職員免許状が交付される。

なお、高等学校教諭一種免許状取得予定の学生に係る一括申請は、「教職に関する科目」を25単位取得した学生に限り大学が実施する。「教職に関する科目」を23単位取得した学生もその他の必要な科目の単位を取得した場合、免許法上の必要単位数を満たせば免許申請は可能である。ただし、この場合には大学が行う一括申請ではなく、学生自身が個人申請を行うことになる。

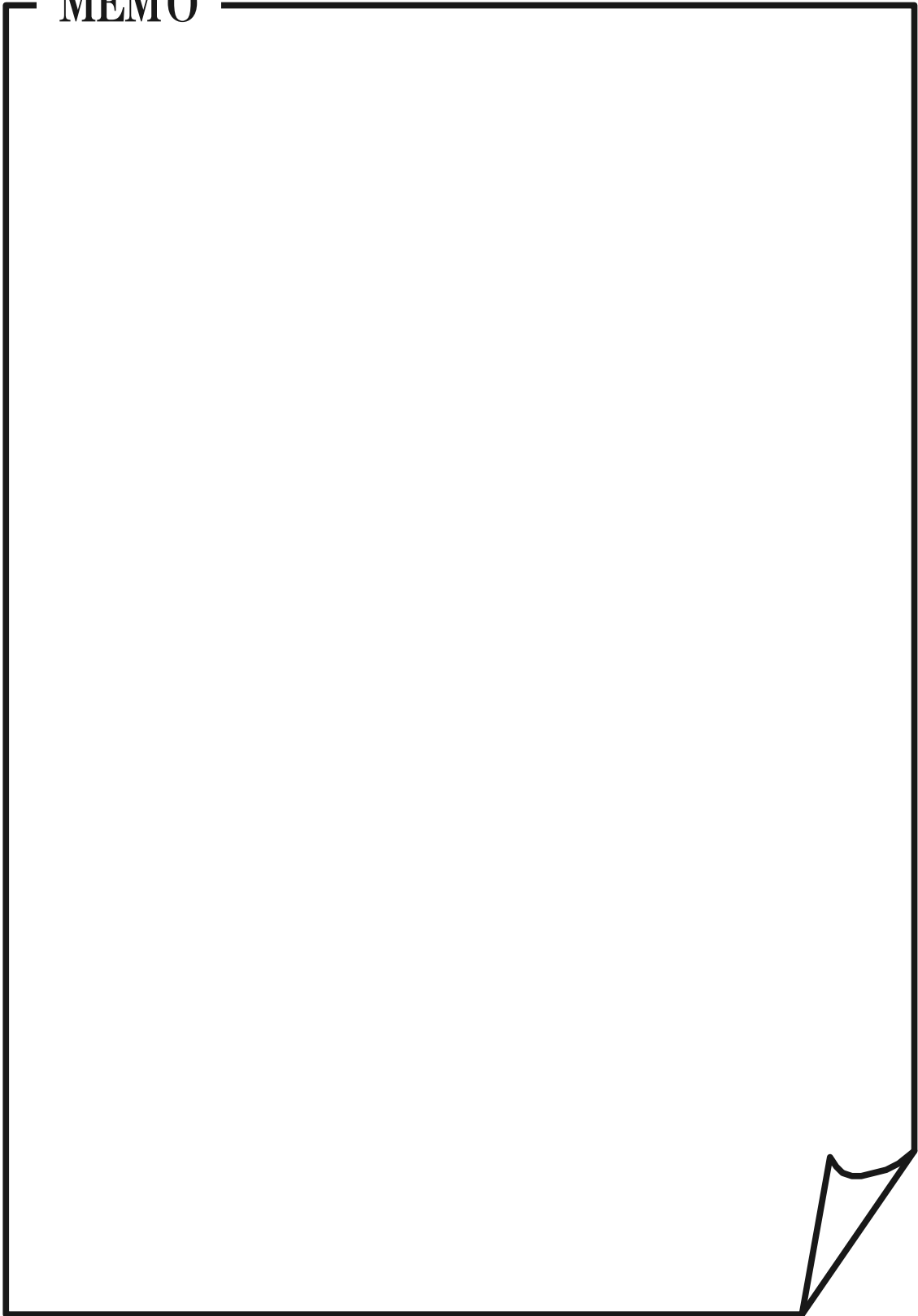
8 教職に関する科目の講義要目

各科目の講義要目は、HPのシラバスを参照すること。

9 他大学で一種免許状を取得し、本学大学院で専修免許状の取得を希望する学生

教職専任教員が専修免許状取得までの指導を行うため、該当者は所属の教務係まで申し出ること。

MEMO



V

規 程 集

○東京農工大学学則

(平成 16 年 4 月 7 日 16 経教規則第 2 号)

改正 平成 17 年 4 月 1 日 17 経教規則第 2 号	平成 17 年 4 月 1 日 17 経教規則 第 5 号	平成 17 年 6 月 29 日 17 経教規則第 11 号
平成 17 年 11 月 7 日 17 経教規則第 12 号	平成 18 年 4 月 1 日 18 教規則第 3 号	平成 18 年 10 月 25 日 18 経教規則 第 5 号
平成 19 年 4 月 1 日 19 教規則第 1 号	平成 19 年 4 月 1 日 18 教規則第 6 号	平成 19 年 4 月 1 日 18 教規則第 13 号
平成 19 年 4 月 23 日 19 教規則第 4 号	平成 19 年 10 月 24 日 19 経規則第 7 号	平成 20 年 4 月 1 日 20 教規則第 1 号
平成 20 年 7 月 7 日 20 教規則第 10 号	平成 20 年 7 月 28 日 20 教規則第 1 4 号	平成 20 年 11 月 1 日 20 経規則第 20 号
平成 21 年 2 月 1 日 21 経規則第 2 号	平成 21 年 2 月 23 日 21 教規則第 3 号	平成 21 年 4 月 1 日 21 経規則第 4 号
平成 21 年 6 月 22 日 21 経規則第 18 号	平成 21 年 9 月 28 日 21 教規則第 2 3 号	平成 21 年 11 月 1 日 21 教規則第 24 号
平成 22 年 4 月 1 日 22 経教規則第 2 号	平成 22 年 4 月 1 日 21 教規則第 19 号	平成 23 年 4 月 1 日 23 経教規則第 8 号
平成 23 年 5 月 23 日 23 経規則第 13 号	平成 23 年 10 月 3 日 23 教規則第 1 6 号	平成 23 年 11 月 7 日 23 経規則第 1 8 号
平成 24 年 4 月 1 日 23 教規則第 15 号	平成 24 年 4 月 1 日 23 教規則第 2 0 号	平成 24 年 4 月 1 日 24 教規則第 2 号
平成 24 年 7 月 9 日 24 教規則第 4 号	平成 25 年 1 月 7 日 25 教規則第 1 号	平成 25 年 4 月 1 日 24 教規則第 5 号
平成 25 年 4 月 1 日 25 教規則第 2 号	平成 25 年 4 月 1 日 25 教規則第 4 号	平成 25 年 10 月 28 日 教規則第 12 号
平成 26 年 4 月 1 日 教規則第 2 号	平成 26 年 5 月 12 日 規程第 29 号	平成 26 年 6 月 23 日 経規程第 8 号
平成 27 年 4 月 1 日 教規則第 1 号	平成 27 年 7 月 1 日 規程第 47 号	平成 28 年 4 月 1 日 経教規則第 2 号
平成 28 年 5 月 23 日 教規則第 7 号	平成 28 年 11 月 21 日 教規則第 8 号	平成 29 年 4 月 1 日 教規則第 1 号

目次

第 1 章 総則

第 1 節 目的及び使命(第 1 条)

第 2 節 組織(第 2 条—第 10 条)

第 3 節 学生の健康及び安全(第 11 条)

第 4 節 点検評価、認証評価及び教育改善の実施(第 12 条)

第 5 節 情報の積極的提供(第 13 条)

第2章 通則

- 第1節 学年、学期及び休業日(第14条—第16条)
- 第2節 入学(第17条—第21条)
- 第3節 休学及び復学(第22条・第23条)
- 第4節 転学、退学及び除籍(第24条—第26条)
- 第5節 単位、授業の方法、試験及び単位の授与(第27条—第29条)
- 第6節 表彰及び懲戒(第30条・第31条)
- 第7節 研究生、科目等履修生及び外国人留学生(第32条—第34条)
- 第8節 授業料、入学料及び検定料(第35条—第40条)
- 第9節 学寮(第41条・第42条)
- 第10節 公開講座及び出版物(第43条・第44条)

第3章 大学院

- 第1節 修士課程、博士課程及び専門職学位課程(第44条の2—第46条の2)
- 第2節 研究院、学府及び研究科(第47条—第50条)
- 第3節 教員組織(第51条)
- 第4節 連合農学研究科の学生の配置(第52条)
- 第5節 専攻及び収容定員(第53条)
- 第6節 標準修業年限及び在籍年限(第54条・第55条)
- 第7節 入学資格等(第56条—第61条)
- 第8節 転学府、転研究科及び転専攻(第62条)
- 第9節 休学期間(第63条)
- 第10節 博士前期課程、修士課程及び専門職学位課程における教育課程並びに履修方法(第64条—第67条)
- 第11節 博士後期課程、一貫制博士課程及び連合農学研究科の博士課程における教育課程等(第68条—第71条の2)
- 第12節 課程修了及び学位(第72条—第75条)
- 第13節 他の大学院における授業科目の履修等(第76条—第81条)

第4章 学部

- 第1節 学部の目的(第82条)
- 第2節 学科及び収容定員(第83条)
- 第3節 修業年限及び在籍年限(第84条—第86条)
- 第4節 入学資格等(第87条—第92条)
- 第5節 転学部及び転学科(第93条)
- 第6節 休学期間(第94条)
- 第7節 教育課程及び履修方法(第95条—第103条)
- 第8節 卒業及び学位(第104条—第107条)

第9節 他の大学等における授業科目の履修等(第108条—第111条)

附則

第1章 総則

第1節 目的及び使命

(目的及び使命)

第1条 東京農工大学(以下「本学」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、真理と平和を希求する教養豊かな人材を育成するとともに、社会・環境と調和した科学技術の進展に寄与し、教育研究の推進を通じて人類の生存と繁栄、美しい地球の持続及び文化の進展に貢献することをその目的及び使命とする。

第2節 組織

(大学院)

第2条 本学に、大学院を置く。

2 本学の大学院(以下「本学大学院」という。)に、次の研究院、学府及び研究科を置く。

農学研究院

工学研究院

グローバルイノベーション研究院

工学府

農学府

生物システム応用科学府

連合農学研究科

(学部)

第3条 本学に、次の学部を置く。

農学部

工学部

(学内施設)

第4条 本学に、次表に掲げる学内施設を置く。

学内施設名
図書館
大学教育センター
先端産学連携研究推進センター
国際センター
保健管理センター
総合情報メディアセンター
学術研究支援総合センター
科学博物館

環境安全管理センター 放射線研究室

2 前項に定めるもののほか、次表のとおり本学に必要な組織及び施設を置く。

組織及び施設の名称
環境リーダー育成センター

第5条 グローバルイノベーション研究院に、次表のとおり機構を置く。

研究院名	機構名
グローバルイノベーション研究院	女性未来育成機構
	イノベーション推進機構
	テニュアトラック推進機構

第6条から第8条まで 削除

(附属施設)

第9条 本学に、次表のとおり学部附属の教育施設又は研究施設を置く。

学部名	附属施設名
農学部	広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター
	動物医療センター
	硬蛋白質利用研究施設
	フロンティア農学教育研究センター
工学部	国際家畜感染症防疫研究教育センター
	ものづくり創造工学センター

(事務組織)

第10条 本部、農学府、工学府、生物システム応用科学府、連合農学研究科、農学部及び工学部に事務組織を置く。

第3節 学生の健康及び安全

(学生の健康及び安全)

第11条 本学は、学生の健康及び安全を確保するため、適切な安全衛生管理及び環境保全の維持に努めるものとする。

第4節 点検評価、認証評価及び教育改善の実施

(点検評価、認証評価及び教育改善の実施)

第12条 本学は、その教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(以下「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、教育内容及び教育方法の改善について組織的に取組み、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、一定の期間ごとに、認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 点検評価、認証評価及び教育改善の実施については、別に定める。

第5節 情報の積極的提供

(情報の積極的提供)

第13条 本学は、その教育研究活動の状況並びに組織及び運営について、広く社会に対し積極的に情報を提供するものとする。

第2章 通則

第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第15条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期を前半及び後半に分けることができるものとする。

(休業日)

第16条 休業日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日(工学府産業技術専攻を除く。)

(3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(4) 本学の創立記念日 5月31日

(5) 春季休業日

(6) 夏季休業日

(7) 冬季休業日

2 前項第5号から第7号までの期間は、教育研究評議会の議を経て、学長が別に定める。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、教育研究評議会の議を経て、臨時の休業日を定めることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、必要がある場合には、休業日に授業を行うことができる。

第2節 入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 本学大学院においては、特別の必要があり、かつ教育上支障がないときは、前項の規定にかかわらず、学年の途中においても学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学の出願)

第18条 本学へ入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、別に定める期日までに願い出なければならない。

(1) 入学願書(本学所定の様式による。)

- (2) 出身学校長の発行する調査書。ただし、第 87 条第 4 号及び第 5 号に該当する者は、その資格を証する証明書
- (3) その他本学の指定する書類
- 2 日本の国籍を有しない者で、日本の学校を卒業した者は、前項各号の書類のほか、住民票の写し(国籍等、在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日が記載されたものに限る。)を添付しなければならない。
- 3 入学の出願については、別に定める。
- 4 提出した書類は、これを返付しない。
- (入学者の選考)

第 19 条 前条の入学志願者については、選考を行う。

- 2 入学志願者の選考については、別に定める。
- (入学手続)

第 20 条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、次の各号に掲げる書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

- (1) 誓約書(別紙様式第 1 号による。)
- (2) その他本学の指定する書類
- 2 入学手続きについては、別に定める。
- 3 提出した書類は、これを返付しない。
- (入学の許可)

第 21 条 学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第 3 節 休学及び復学

(休学)

- 第 22 条 疾病その他特別の理由により 3 月以上修学することができない者は、当該学府長若しくは連合農学研究科長(以下「学府長等」という。)又は学部長を経て学長に願い出なければならない。
- 2 学長は、前項の願い出があったときは、当該学府若しくは連合農学研究科(以下「学府等」という。)又は学部の議を経て、これを許可する。
- 3 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、当該学府等又は学部の議を経て休学を命ずることができる。

(復学)

第 23 条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

第 4 節 転学、退学及び除籍

(転学)

第 24 条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、当該学府長等又は学部長を経て学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願い出があったときは、当該学府等又は学部の議を経て、これを許可する。

3 前2項に定めるもののほか、他の大学への入学又は転入学については、別に定める。
(退学)

第25条 退学しようとする者は、当該学府長等又は学部長を経て、学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願い出があったときは、当該学府等又は学部の議を経て、退学を許可する。

3 学長は、次の各号の一に該当する者については、当該学府等又は学部の議を経て、退学を命ずることができる。

(1) 第55条又は第86条に規定する在籍年限を超えた者

(2) 第63条第2項及び第3項又は第94条第2項及び第3項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納入しない者

(4) 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者

(除籍)

第26条 次の各号の一に該当する者については、当該学府長等又は学部長の申し出により、学長がこれを除籍する。

(1) 死亡及び1年以上行方不明の届出のあった者

(2) 入学料の納入を猶予され、所定の猶予期間を経過してもなお納入しない者

第5節 単位、授業の方法、試験及び単位の授与

(単位)

第27条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、工学部生命工学科については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第28条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(試験及び単位の授与)

第29条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、担当教員の認定により当該授業科目について定められた単位を与える。ただし、授業科目によっては、報告書の提出又は平素の成績によって判定することができる。

- 2 試験は、その授業科目の授業が終了した学期末にあらかじめ期日を定めて行うものとする。ただし、授業科目によっては、分割して行うことができる。
- 3 授業科目の成績は、S、A、B、C、Dの5種の評語をもって表し、S、A、B、Cを合格とする。
- 4 試験の実施については、別に定める。

第6節 表彰及び懲戒

(表彰)

第30条 学長は、学生として表彰に価する行為があった者については、当該学府教授会若しくは連合農学研究科教授会(以下「学府教授会等」という。)又は学部教授会及び教育研究評議会の議を経て、これを表彰することができる。

- 2 表彰については、別に定める。

(懲戒)

第31条 学長は、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為があると認められる者については、教育研究評議会の議を経て、これを懲戒する。

- 2 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 停学が3月以上にわたるときは、その期間は、第54条の標準修業年限又は第84条の修業年限並びに第61条又は第92条の規定により定められた在学すべき期間には算入しない。
- 4 前3項に定めるもののほか、懲戒については別に定める。

第7節 研究生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第32条 学長は、本学において、特定の事項について研究を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、当該学府等又は学部において選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生については、別に定める。

(博士特別研究生)

第32条の2 学長は、本学において、本学の博士課程(博士前期課程を除く。)修了後、引き続き特定の事項について研究を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、当該学府等において選考の上、博士特別研究生として入学を許可することができる。

2 博士特別研究生については、別に定める。

(科目等履修生)

第33条 学長は、本学において、1又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、当該学府又は学部において選考の上、科目等履修生として入学を許可することができるものとし、またその履修した者に対し、単位を与えることができるものとする。

2 科目等履修生については、別に定める。

(外国人留学生)

第34条 学長は、日本の国籍を有しない者が、日本において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する場合には、当該学府教授会等又は学部教授会において選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生については、別に定める。

第8節 授業料、入学料及び検定料

(授業料、入学料及び検定料の額)

第35条 授業料、入学料及び検定料の額は、別に定める。

(授業料の納付)

第36条 授業料は、年額の2分の1ずつを次の表のとおり2期に分けて納付しなければならない。

区分	納入の時期
前期(4月から9月までの分)	5月1日から5月31日まで
後期(10月から翌年3月までの分)	11月1日から11月30日まで

2 後期に係る授業料については、前項の規定にかかわらず、納付する者の申し出があったときは、当該年度の前期に係る授業料を納付させるときに併せて納付させるものとする。

3 削除

(停学中の授業料及び退学する場合の授業料)

第37条 停学中の授業料は、これを徴収する。

2 学期の途中で退学する場合に未納の授業料があるときは、当該期の授業料の全額を徴収する。

(休学の場合の授業料)

第38条 休学を許可され又は休学を命ぜられた者の授業料は、これを免除することができる。

2 学年の途中で復学した者の授業料については、その授業料の12分の1に相当する額(以下「授業料の月割額」という。)に復学した日の属する月から当該期の終りの月までの月数を乗じて得た額を、復学した月の終わりまでに納付しなければならない。

(授業料の分納、授業料及び入学料の免除及び徴収の猶予)

第 39 条 経済的な理由によって授業料及び入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又はその他やむを得ない事情があると認められる者等の授業料及び入学料については、選考の上、その授業料を分納し、又は授業料及び入学料の全部若しくは一部を免除し、又は猶予することができる。

2 前項の規定による授業料の分納、授業料及び入学料の免除及び徴収猶予については、別に定める。

3 前 2 項に定めるもののほか、別に定める本学外国人留学生特待生制度による特待生の授業料及び入学料については、その全部又は一部を免除することができる。

(入学料及び検定料の不徴収)

第 39 条の 2 本学(大学院連合農学研究科の構成大学を含む。)大学院の博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き博士後期課程又は博士課程に進学する者の入学料及び検定料は、徴収しない。

(検定料の免除)

第 39 条の 3 風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があると認められる者の本学学部及び大学院の検定料については、免除することができる。

2 前項の規定による検定料の免除については、別に定める。

3 第 1 項に定めるもののほか、別に定める本学外国人留学生特待生制度による特待生の本学大学院の検定料については、免除することができる。

(ダブルディグリー協定に基づく取扱い)

第 39 条の 4 本学と海外の大学とのダブルディグリー協定に基づき、受入れる学生又は派遣する学生の授業料、入学料及び検定料については、別に定める。

(授業料、入学料及び検定料の返付)

第 40 条 納付した授業料、入学料及び検定料は、これを返付しない。ただし、次の各号の一に該当した場合には、納付した者の申出により、それぞれ当該各号に定める額を返付することができる。

(1) 削除

(2) 第 36 条第 2 項の規定により後期に係る授業料を納付した者が、第 22 条又は第 25 条の規定により当該年度の 9 月末日までに休学又は退学した場合後期に係る授業料相当額

(3) 第 36 条の規定により授業料を納付した者に、納付後に風水害等の災害を受ける等やむを得ない事態が生じた場合で、第 39 条第 1 項に規定するやむを得ない事情があると認められた場合当該授業料免除相当額

(4) 学年の途中で卒業又は修了した場合授業料の月割額に卒業又は修了した日の属する月の翌月から当該期の終わりの月までの月数を乗じて得た額

(5) 本学学部入学に係る第 2 次の学力検査等又は推薦入学等の選抜において検定料を納付した者が、当該選抜が第 1 段階目の選抜(調査書、大学入試センター試験の結果、

その他出願書類による選抜)及び第2段階目の選抜(学力検査等による選抜)の2段階に分けて行われ、第1段階目の選抜により不合格となった場合第2段階目の選抜に係る検定料相当額

(6) 本学学部入学に係る第2次の学力検査又は推薦入学の選抜において検定料を納付した者が、本学が指定した大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した場合その後の選抜に係る検定料相当額

(7) 本学学部又は大学院の検定料を納付した者が、前条第1項又は第3項の規定に該当した場合当該選抜に係る検定料相当額

2 前項に定めるもののほか、学長は、風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があると認められる者の授業料、入学科及び検定料の返付について、役員会の議を経て、臨時の取扱いを定めることができる。

第9節 学寮

(学寮)

第41条 本学に、学寮を置く。

2 学生は、願い出によって学寮に入寮することができる。

3 学寮については、別に定める。

(寄宿料)

第42条 学寮に入寮することを許可された者は、寄宿料を納付しなければならない。

2 前項の寄宿料は、入寮の日の属する月から退寮の日の属する月まで毎月その月の分を納付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず寄宿料は、4月又は10月にそれぞれ6月分を納付することができる。

4 寄宿料の額については、別に定める。

5 納付した寄宿料は、これを返付しない。

6 災害その他によりやむを得ない事情があると認められる者には、選考の上、寄宿料を免除することができる。

第10節 公開講座及び出版物

(公開講座)

第43条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座については、別に定める。

(出版物)

第44条 本学において、学術報告その他の出版物を刊行することができる。

2 出版物については、別に定める。

第3章 大学院

第1節 修士課程、博士課程及び専門職学位課程

(大学院の目的)

第44条の2 本学の目的及び使命に則り、本学大学院は、農学、工学及び融合領域における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、科学技術の高度化及び学際化に対応し、独創性と実行力を備え、高度の専門能力、確かな研究能力及び教育能力を持つ職業人、研究者又は教育者の育成を目的とする。

(修士課程)

第45条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

2 修士課程の各専攻における教育研究上の目的については、別に定める。

(博士課程)

第46条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要の高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

2 博士課程は、これを前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分(以下「区分制博士課程」という。)し、又はこの区分を設けないもの(以下「一貫制博士課程」という。)とする。

3 区分制博士課程においては、その博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、後期3年の課程のみの博士課程を置くことができる。

5 博士課程の各専攻における教育研究上の目的については、別に定める。

(専門職学位課程)

第46条の2 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

2 専門職学位課程の専攻における教育研究上の目的については、別に定める。

第2節 研究院、学府及び研究科

(研究院)

第47条 農学研究院及び工学研究院に置く部門は、別表第1のとおりとする。

(学府)

第48条 工学府(産業技術専攻を除く。)の課程は、区分制博士課程とする。

2 工学府産業技術専攻の課程は、専門職学位課程とする。

3 農学府の課程は、修士課程とする。

4 生物システム応用科学府の課程は博士課程とし、生物機能システム科学専攻の課程は区分制博士課程、食料エネルギーシステム科学専攻の課程は一貫制博士課程、共同先進健康科学専攻の課程は後期3年の課程のみの博士課程とする。

(連合農学研究科)

第49条 連合農学研究科の教育研究は、本学、茨城大学及び宇都宮大学の協力により実施するものとする。

2 連合農学研究科の課程は、後期3年の課程のみの博士課程(以下「連合農学研究科の博士課程」という。)とする。

(岐阜大学大学院連合獣医学研究科における教育研究の実施)

第50条 岐阜大学大学院連合獣医学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学は、帯広畜産大学、岩手大学及び岐阜大学とともに協力するものとする。

2 前項の研究科に置かれる連合講座は、帯広畜産大学畜産学部、岩手大学農学部及び岐阜大学応用生物科学部並びに帯広畜産大学原虫病分子免疫研究センターの教員とともに、本学研究院の教員がこれを担当するものとする。

第3節 教員組織

(教員組織)

第51条 工学府、農学府及び生物システム応用科学府(共同先進健康科学専攻を除く。)は、本学の教授、准教授、講師及び助教であって、当該学府の教育を担当する資格を有する者がこれを担当する。

2 生物システム応用科学府共同先進健康科学専攻は、本学の教授、准教授、講師及び助教並びに早稲田大学理工学術院先進理工学研究科共同先進健康科学専攻の教授、准教授、講師及び助教であって、教育を担当する資格を有する者のうちから指名された者がこれを担当する。

3 連合農学研究科は、本学の教授、准教授、講師及び助教並びに茨城大学及び宇都宮大学の各農学部及びこれに関連する研究施設の教授、准教授、講師及び助教であって、教育を担当する資格を有する者(以下「連合農学研究科教員」という。)のうちから指名された者がこれを担当する。

4 学府及び連合農学研究科において研究指導を担当する教員(以下「指導教員」という。)その他教員組織については、当該学府及び連合農学研究科の教育規則において定める。

第4節 連合農学研究科の学生の配置

(学生の配置等)

第52条 連合農学研究科の学生は、第71条第4項に規定する主指導教員が所属する大学に配置する。

2 学生は、この学則及び配置された大学の学内規程を遵守するものとする。

第5節 専攻及び収容定員

(専攻及び収容定員)

第53条 工学府、農学府、生物システム応用科学府及び連合農学研究科に置く専攻及び収容定員は、別表第2のとおりとする。

第6節 標準修業年限及び在籍年限

(標準修業年限)

第54条 工学府の博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

2 工学府の専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

3 農学府の修士課程の標準修業年限は、2年とする。

4 生物システム応用科学府の博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程(後期3年の課程のみの博士課程を含む。以下同じ。)の標準修業年限は3年、一貫制博士課程の標準修業年限は5年とする。

5 連合農学研究科の博士課程の標準修業年限は、3年とする。

(在籍年限)

第55条 学生は、前条の標準修業年限の2倍の年数を超えて在籍することができない。

ただし、第57条から第59条までの規定により再入学、転入学又は編入学した学生は、第61条の規定により定められた在学すべき標準期間の2倍の期間を超えて在籍することができない。(以下本条に規定する年数又は期間を「大学院の在籍年限」という。)

第7節 入学資格等

(入学資格)

第56条 工学府の博士前期課程、生物システム応用科学府の博士前期課程及び一貫制博士課程、農学府の修士課程並びに工学府の専門職学位課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が三年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (10) 本学大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- 2 工学府及び生物システム応用科学府の博士後期課程並びに連合農学研究科の博士課程に入学又は進学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設にあって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程(以下「国際連合大学」という。)を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 本学大学院において個別の資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(再入学)

第57条 学長は、本学大学院を修了した者又は本学大学院に1年以上在学して退学した者が再び入学を願い出たときは、当該学府教授会等において選考の上、当該課程の相当年次に再入学を許可することができる。ただし、第31条に規定する懲戒により退学となった者については、これを許可しない。

(転入学)

第58条 学長は、他の大学の大学院(以下「他の大学院」という。)に1年以上在学している者が、本学大学院に転入学を願い出たときは、当該学府教授会等において選考の上、当該課程の相当年次に転入学を許可することができる。

2 前項の規定は、国際連合大学に1年以上在学している者について準用する。

(編入学)

第59条 学長は、他の大学院を修了した者又は他の大学院に1年以上在学して退学した者が、本学大学院に編入学を願い出たときは、当該学府教授会等において選考の上、当該課程の相当年次に編入学を許可することができる。

2 前項の規定は、国際連合大学に1年以上在学して退学した者について準用する。

(一貫制博士課程における第3年次編入学の取扱い)

第59条の2 前条の規定にかかわらず、学長は、第56条第2項各号に掲げるいずれかの入学資格に該当する者が、生物システム応用科学府の一貫制博士課程の第3年次に編入学を願い出たときは、生物システム応用科学府教授会において選考の上、編入学を許可することができる。

2 前項の編入学について必要な事項は、生物システム応用科学府において別に定める。

(再入学等の手続)

第60条 第57条から前条までの規定による再入学、転入学又は編入学の願い出の手続き、選考及び入学手続については、第18条から第20条までの規定を準用する。

(再入学者等の単位及び在学すべき標準期間の取扱い)

第61条 第57条から第59条までの規定により各学府等に再入学、転入学又は編入学する者については、当該学府等の議を経て、その者の既修得科目の全部又は一部を認定するとともに、入学後に履修しなければならない授業科目、修得しなければならない単位数及び在学すべき標準期間を定めるものとする。

第8節 転学府、転研究科及び転専攻

(転学府、転研究科及び転専攻)

第62条 学長は、本学大学院に在学する学生が他の学府等への移籍を願い出たときあるいは、学府等内において他の専攻への移籍を願い出たときは、当該学府等において選考の上、これを許可することができる。

2 転学府、転研究科及び転専攻については、別に定める。

第9節 休学期間

(休学期間)

第63条 休学期間は、学年の終わりまでとする。

2 休学期間は、工学府の博士前期課程、農学府の修士課程、生物システム応用科学府の博士前期課程、工学府の博士後期課程、生物システム応用科学府の博士後期課程、連合農学研究科の博士課程又は工学府の専門職学位課程についてそれぞれ通算して2年を、一貫制博士課程について通算して4年を超えることができない。

3 前項の規定にかかわらず第57条から第59条までの規定により再入学、転入学又は編入学した学生の休学期間は、通算して第55条ただし書の規定により定められた在籍年限の2分の1の期間を超えることができない。

- 4 休学期間は、第 55 条の在籍年限に算入する。ただし、当該学生の所属する専攻の申し出を当該学府等の議を経て特に認めた場合は、在籍年限に算入しない。
- 5 休学期間は、第 54 条の標準修業年限及び第 61 条の規定により定められた在学すべき標準期間には算入しない。

第 10 節 博士前期課程、修士課程及び専門職学位課程における教育課程並びに履修方法

(専修)

第 64 条 工学府の博士前期課程、農学府の修士課程の基礎となる専修は、別表第 3 の 1 及び別表第 3 の 2 のとおりとする。

(授業科目)

第 65 条 各学府は、専攻分野に応じて授業科目を開設する。

- 2 授業科目及びその単位数については、当該学府の教育規則において定める。

(教育課程及び履修方法)

第 66 条 教育課程は、工学府の博士前期課程、農学府の修士課程、生物システム応用科学府の博士前期課程及び工学府の専門職学位課程の専攻ごとに編成する。

- 2 各学府(工学府産業技術専攻を除く。)の学生は、在学期間中に前項の教育課程に従い、所定の授業科目を履修して 30 単位以上(農学府国際環境農学専攻にあっては 32 単位以上)を修得し、かつ、研究指導を受けなければならない。
- 3 工学府産業技術専攻の学生は、在学期間中に第 1 項の教育課程に従い、所定の授業科目を履修して 36 単位以上を修得しなければならない。
- 4 教育課程及び履修方法については、当該学府の教育規則において定める。

(履修科目の登録の上限)

第 66 条の 2 工学府産業技術専攻においては、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が 1 年又は 1 学期に履修科目として登録することのできる単位数の上限を定めるものとする。

(教職に関する授業科目及び教育職員免許状の種類)

第 67 条 本学の学府の専攻において取得できる教育職員免許状の種類は、別表第 4 のとおりとする。

- 2 教育職員免許状の取得に関する履修については、別に定める。

第 11 節 博士後期課程、一貫制博士課程及び連合農学研究科の博士課程における教育課程等

(専修及び授業科目)

第 68 条 工学府の博士後期課程に置く専修は、別表第 5 の 1 のとおりとし、それぞれの専攻に応じて授業科目を開設する。

- 2 授業科目及び単位数については、工学府の教育規則において定める。

第 69 条 生物システム応用科学府の博士後期課程及び一貫制博士課程は、それぞれの専攻に応じて授業科目を開設する。

2 授業科目及びその単位数については、生物システム応用科学府の教育規則において定める。

第 70 条 連合農学研究科に置く大講座は、別表第 5 の 2 のとおりとし、それぞれの専攻に応じて授業科目を開設する。

2 授業科目及びその単位数については、連合農学研究科の教育規則において定める。

(教育方法)

第 71 条 工学府の博士後期課程、生物システム応用科学府の博士後期課程及び一貫制博士課程並びに連合農学研究科の博士課程における教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

2 工学府の博士後期課程、生物システム応用科学府の博士後期課程及び一貫制博士課程並びに連合農学研究科の博士課程の学生は、在学期間中に、別に定める授業科目を履修して所定の単位を修得しなければならない。

3 学生は、複数の指導教員の研究指導を受けるものとする。

4 前項の指導教員のうち、1 人を主指導教員とし、他の者を副指導教員とする。

5 削除

6 削除

7 教育課程及び履修方法については、当該学府及び連合農学研究科の教育規則において定める。

(博士課程教育リーディングプログラム)

第 71 条の 2 学府及び研究科において編成する教育課程のほか、博士課程教育リーディングプログラムを開設する。

2 博士課程教育リーディングプログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第 12 節 課程修了及び学位

(学位論文及び最終試験)

第 72 条 各学府及び連合農学研究科の学生は、在学中に学位論文を提出し、最終試験を受けなければならない。

2 最終試験は、学位論文を中心として、筆記又は口頭により行う。

3 学位論文の提出時期、審査方法等については、当該学府及び連合農学研究科の教育規則において定める。

(修士課程等の修了)

第 73 条 工学府若しくは生物システム応用科学府の博士前期課程又は農学府の修士課程に標準修業年限以上在学し、各専攻ごとの教育課程に従い第 66 条第 2 項に規定する単位を修得するとともに、研究指導を受け、在学中に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、最終試験に合格した者については、当該学府教授会の議を経て、当該学

府長が課程の修了を認定し、学長がこれを決定する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前条の規定にかかわらず、前項の場合において、当該修士課程等の目的に応じ当該学府教授会の議を経て適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。
- 3 前条の規定にかかわらず、博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前2項に規定する学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。
 - (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
 - (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査
- 4 前項の規定は、第71条の2に規定する博士課程教育リーディングプログラムを履修する者及び第75条第2項の規定により一貫制博士課程において前項の修了要件を満たした者に限り適用することができる。
- 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、生物システム応用科学府の一貫制博士課程の第2年次をもって退学する場合において、東京農工大学大学院生物システム応用科学府教育規則に規定する単位を修得するとともに、研究指導を受け、在学中に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、最終試験に合格した者については、生物システム応用科学府教授会の議を経て、生物システム応用科学府長が修士課程等の修了に相当する要件を満たした者と認定し、学長がこれを決定する。
(博士後期課程等の修了)

第74条 工学府の博士後期課程、生物システム応用科学府の博士後期課程若しくは一貫制博士課程又は連合農学研究科の博士課程に標準修業年限以上在学し、第71条第1項及び第2項の規定により教育を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者については、当該学府教授会等の議を経て、当該学府長等が課程の修了を認定し、学長がこれを決定する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程又は博士前期課程における在学期間(当該課程に標準修業年限以上在学し修了した者にあつては2年、当該課程を2年未満の在学期間をもって修了した者にあつては当該在学期間)を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 2 生物システム応用科学府の一貫制博士課程に標準修業年限(第59条の2の規定により第3年次に編入学をした者にあつては3年)以上在学し、第71条第1項及び第2項の規定により教育を受けた上、学位論文の審査、最終試験及び別に定める研究リーダー基

盤能力審査に合格した者については、生物システム応用科学府教授会の議を経て、生物システム応用科学府長が課程の修了を認定し、学長がこれを決定する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年（修士課程又は博士前期課程における在学期間(当該課程に標準修業年限以上在学し修了した者にあつては2年、当該課程を2年未満の在学期間をもって修了した者にあつては当該在学期間)を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 3 第56条第2項の規定による入学資格をもって入学した者の在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、第1項の規定にかかわらず、1年以上在学すれば足りるものとする。

(専門職学位課程の修了)

第74条の2 工学府の専門職学位課程に標準修業年限以上在学し、専攻の教育課程に従い第66条第3項に規定する単位の修得その他教育課程を履修した者については、工学府教授会の議を経て、工学府長が課程の修了を認定し、学長がこれを決定する。ただし、在学期間に関しては、第79条の規定により、当該専攻に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。)を当該専攻において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該専攻の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で工学府の議を経て定める期間在学したものとみなすことができる。

(学位の授与)

第75条 学長は、次の表の左欄に掲げる課程を修了した者に、別に定めるところにより、それぞれ同表の右欄に掲げる学位を授与する。

課程	学位
工学府の博士前期課程	修士(工学)又は修士(学術)
工学府の博士後期課程	博士(工学)又は博士(学術)
農学府の修士課程	修士(農学)又は修士(学術)
生物システム応用科学府の博士前期課程	修士(工学)、修士(農学)又は修士(学術)
生物システム応用科学府の博士後期課程(共同先進健康科学専攻を除く。)及び一貫制博士課程	博士(工学)、博士(農学)又は博士(学術)
生物システム応用科学府の博士後期課程(共同先進健康科学専攻に限る。)	博士(生命科学)
連合農学研究科の博士課程	博士(農学)又は博士(学術)

工学府の専門職学位課程	技術経営修士(専門職)
-------------	-------------

- 2 学長は、次の表の左欄に掲げる課程において第73条(第4項を除く。)に規定する修士課程等の修了に相当する要件を満たした者に、別に定めるところにより、同表の右欄に掲げる学位を授与することができる。

課程	学位
生物システム応用科学府の一貫制博士課程	修士(工学)、修士(農学)又は修士(学術)

- 3 博士の学位は、本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者にも授与することができる。

第13節 他の大学院における授業科目の履修等

(他の大学院における授業科目の履修等)

第76条 教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により本学大学院(工学府産業技術専攻を除く。以下この項において同じ。)において修得したものとみなすことができる単位数は、次条第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて、10単位を超えない範囲で、第66条第2項又は第71条第2項に規定する単位数に算入することができる。

- 3 第1項の規定により工学府産業技術専攻において修得したものとみなすことができる単位数は、次条第1項及び第79条第1項の規定により当該専攻において修得したものとみなす単位数と合わせて、第66条第3項に規定する単位数の2分の1を超えない範囲で、同項に規定する単位数に算入することができる。

- 4 第1項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合及び国際連合大学の授業科目を履修する場合について準用する。

(休学期間中の授業科目の履修等)

第76条の2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、当該学府等の議を経て、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により本学大学院(工学府産業技術専攻を除く。以下この項において同じ。)において修得したものとみなすことができる単位数は、前条第1項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて、10単位を超えない範囲で、第66条第2項又は第71条第2項に規定する単位数に算入することができる。

- 3 第1項の規定により工学府産業技術専攻において修得したものとみなすことができる単位数は、前条第1項及び第79条第1項の規定により当該専攻において修得したものとみなす単位数と合わせて、第66条第3項に規定する単位数の2分の1を超えない範囲で、同項に規定する単位数に算入することができる。

(他の大学院等における研究指導)

第77条 教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学院若しくは研究所等又は国際連合大学において、研究指導を受けようとする場合について準用する。

(留学等)

第78条 学生は、第76条第4項及び前条第2項の規定に基づき、修学又は研究指導を受けようとするときは、当該学府長等を経て、学長に願い出なければならない。

2 前項の願い出があったときは、学長は当該学府等の議を経て、これを許可することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第79条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に本学大学院及び他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生により修得した単位を含む。)を、入学した後の当該学府等の議を経て、当該学府等における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により本学大学院(工学府産業技術専攻を除く。以下この項において同じ。)において修得したものとみなすことができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えない範囲で、第66条第2項又は第71条第2項に規定する単位数に算入することができる。

3 第1項の規定により工学府産業技術専攻において修得したものとみなすことができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該専攻において修得した単位以外のものについては、第76条第1項及び第76条の2第1項の規定により当該専攻において修得したものとみなす単位数と合わせて、第66条第3項に規定する単位数の2分の1を超えない範囲で、同項に規定する単位数に算入することができる。

(特別聴講学生)

第80条 他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の学生が、本学の大学院において特定の授業科目を履修することを志願するときは、別に定めるところにより、学長に願い出なければならない。

2 前項の願い出があったときは、学長は、当該学府等の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

(特別研究生)

第81条 他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の学生が、本学の大学院において研究指導を受けることを志願するときは、別に定めるところにより、学長に願い出なければならない。

- 2 前項の願い出があったときは、学長は、当該学府等の議を経て、特別研究学生としてこれを許可することができる。

第4章 学部

第1節 学部の目的

(学部の目的)

第82条 本学の目的及び使命に則り、学部は、農学及び工学に関する学術の基盤及び教養を授け、社会の要請に応える課題探求能力を養うことを目的とする。

- 2 各学部に置く学科における教育研究上の目的については、別に定める。

第2節 学科及び収容定員

(学科及び収容定員)

第83条 各学部に置く学科及びその収容定員は、別表第6のとおりとする。

第3節 修業年限及び在籍年限

(修業年限)

第84条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、農学部共同獣医学科(以下「共同獣医学科」という。)の修業年限は、6年とする。

(修業年限の通算)

第85条 本学の科目等履修生(大学の学生以外の者に限る。)として一定の単位(学校教育法第90条の規定により大学入学資格を有した後、修得したものに限る。)を修得した者が本学に入学(第88条から第90条までの規定による再入学、転入学及び編入学を含む。以下この条において同じ。)する場合において、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるとき(授業科目の履修が体系的で、正規の学生と同様の教育効果を上げていると認められる場合に限る。)は、第99条第1項の規定により入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他必要と認める事項を勘案して当該学部の議を経て定める期間を、修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、前条に規定する修業年限の2分の1を超えてはならない。

(在籍年限)

第86条 学生は、修業年限の2倍の年数を超えて在籍することができない。ただし、第88条から第90条までの規定により再入学、転入学又は編入学した学生は、第92条の規定により定められた在学すべき期間の2倍の期間を超えて在籍することができない。(以下本条に規定する年数又は期間を「学部の在籍年限」という。)

第4節 入学資格等

(入学資格)

第87条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校を卒業した者

- (3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)で、18歳に達した者
- (9) 本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(再入学)

第88条 学長は、本学を卒業した者又は本学に1年以上在学して退学した者が再び入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り、当該学部教授会において選考の上、相当年次に入学を許可することができる。ただし、第31条に規定する懲戒により退学となった者については、これを許可しない。

(転入学)

第89条 学長は、他の大学に1年以上在学している者が、本学に転入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り、当該学部教授会において選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(編入学)

第90条 本学に編入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者又は大学に1年以上在学して退学した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)
- (6) 旧国立養護教諭養成所及び旧国立工業教員養成所を卒業した者

- (7) 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者
 - (8) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)
 - (9) 外国において学校教育における13年の課程を修了した者
- 2 学長は、前項に規定する者が編入学を願い出たときは、当該学部教授会において選考の上、相当年次に入学を許可することができる。
- 3 編入学については、別に定める。

(再入学等の手続)

第91条 第88条から前条までの規定による再入学、転入学又は編入学の願い出の手続き、選考及び入学手続については、第18条から第20条までの規定を準用する。

(再入学者等の単位及び在学すべき期間の取扱い)

第92条 第88条から第90条までの規定により再入学、転入学又は編入学する者については、当該学部の議を経て、その者の既修得科目の全部又は一部を認定するとともに入学後に履修しなければならない授業科目、修得しなければならない単位数及び在学すべき期間を定める。

第5節 転学部及び転学科

(転学部及び転学科)

第93条 学長は、本学に1年以上在学する学生が他の学部への移籍を願い出たとき又は学部内において他の学科への移籍を願い出たときは、欠員のある場合に限り、当該学部において選考の上、これを許可することができる。

- 2 転学部及び転学科については、別に定める。

第6節 休学期間

(休学期間)

第94条 休学期間は、学年の終りまでとする。

- 2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。ただし、共同獣医学科については、通算して5年を超えることができない。
- 3 前項の規定にかかわらず第88条から第90条までの規定により再入学、転入学又は編入学した学生の休学期間は、通算して第86条ただし書の規定により定められた在籍年限の2分の1の期間を超えることができない。
- 4 休学期間は、第86条の在籍年限に算入する。
- 5 休学期間は、第84条の修業年限及び第92条の規定により定められた在学すべき期間には算入しない。

第7節 教育課程及び履修方法

(講座及び学科目)

第95条 本学の学部学科における講座及び学科目は、別表第7のとおりとする。

(授業科目)

第96条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

(1) 全学共通教育科目

- イ 本学の学生に共通する授業科目で、普遍的教養の育成を目的とする授業科目
- ロ 専門科目の履修を円滑に行うための専門教育の基礎となる授業科目

(2) 専門科目 専門の学術を履修させるための授業科目

2 授業科目の名称及び単位数については、当該学部の教育規則において定める。

(外国人留学生等に関する授業科目等の特例)

第97条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において教育を受けたものの教育について必要があると認めるときは、前条に規定するもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

2 前項に規定する科目の授業科目の名称及び単位数、履修方法その他必要な事項は、第98条及び第101条の規定にかかわらず、特例を定めることができる。

(卒業の要件となる単位数)

第98条 学生は、在学期間中に、卒業の要件となる単位数として、次の各号に掲げる授業科目の区分ごとに定められた単位数を含め、124 単位以上を修得しなければならない。ただし、共同獣医学科の学生については、202 単位以上を修得しなければならない。

(1) 全学共通教育科目 当該学部の教育規則において定められた単位数以上

(2) 専門科目 当該学部の教育規則において定められた単位数以上

2 学生は、前項に定める卒業の要件となる単位数のうち、自由選択単位として前項各号に掲げる授業科目のうちから、当該学部の教育規則において定められた単位数以上を選択、修得するものとする。

3 第1項の規定により卒業の要件として修得すべき単位のうち、第28条第2項の授業の方法により修得する単位数は60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第99条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生により修得した単位を含む。)を、当該学部の議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った国内の短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、当該学部の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第108条

第1項、第108条の2第1項及び第109条第1項の規定により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとし、第98条に規定する単位数に算入することができる。

- 4 入学前の既修得単位等の認定については、当該学部の教育規則において定める。

(卒業論文)

第100条 第96条に掲げる授業科目のほかに、卒業論文を課することができる。

- 2 卒業論文については、第98条第1項第2号の専門科目に関する授業科目とみなし、所定の単位を与える。
- 3 教育上有益と認めるときは、本学教員の指導のもとに、学生が他の大学又は研究所等において必要な指導の一部を受けることを認めることができる。
- 4 卒業論文の提出の時期、審査の方法等については、当該学部の教育規則において定める。

(教育課程及び履修方法)

第101条 教育課程は、各学部の学科ごとに、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

- 2 教育課程及び履修方法については、当該学部の教育規則において定める。

(履修科目の登録の上限)

第102条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、当該学部の議を経て別に定める。

- 2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、別に定める上限までの履修科目の登録を認める。

(教職に関する授業科目及び教育職員免許状の種類)

第103条 教育職員免許状を取得しようとする者のために、教職に関する授業科目を開設する。

- 2 教育職員免許状の取得に関する履修については、別に定める。
- 3 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、別表第9のとおりとする。

第8節 卒業及び学位

(卒業)

第104条 本学に修業年限以上の期間在学し、各学科ごとの教育課程に従い第98条に規定する単位を修得した者については、当該学部教授会の議を経て学部長が当該学科の課程の修了及び卒業を認定し、学長が卒業を決定する。

- 2 削除

(早期卒業)

第105条 第84条及び前条の規定にかかわらず、本学に3年以上の期間在学し、第98条に規定する単位を、特に優秀な成績をもって修得したと認められる場合は、当該学部

教授会の議を経て学部長が当該学科の課程の修了及び卒業を認定し、学長が卒業を決定することができる。

- 2 前項の卒業を認証する時期は、第3年次の終りとする。
- 3 早期卒業については、別に定める。

(卒業証書・学位記)

第106条 学長は、卒業を決定した者に卒業証書・学位記を授与する。

- 2 卒業証書・学位記の様式については、別に定める。

(学位の授与)

第107条 学長は、次の表の左欄に掲げる学部を卒業した者に、別に定めるところにより、それぞれ同表の右欄に掲げる学位を授与する。

学部	学位
農学部(共同獣医学科を除く。)	学士(農学)
農学部共同獣医学科	学士(獣医学)
工学部	学士(工学)

第9節 他の大学等における授業科目の履修等

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第108条 教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第99条第1項及び第2項、次条第1項並びに第109条第1項の規定により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を超えない範囲で第98条に規定する単位数に算入することができる。
- 3 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合について準用する。

(休学期間中の授業科目の履修等)

第108条の2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、当該学部の議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第99条第1項及び第2項、前条第1項並びに次条第1項の規定により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を超えない範囲で第98条に規定する単位数に算入することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第109条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位は、第99条第1項及び第2項、第108条第1項並びに前条第1項の規定により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせ60単位を超えないものとする。

3 大学以外の教育施設等における学修については、別に定める。

(留学)

第110条 学生は、第108条の規定に基づき、外国の大学又は短期大学において修学するため、留学しようとするときは、当該学部長を経て、学長に願い出なければならない。

2 前項の願い出があったときは、学長は当該学部の議を経て、これを許可することができる。

(特別聴講学生)

第111条 他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)の学生が、本学において特定の授業科目を履修することを志願しようとするときは、別に定めるところにより、学長に願い出なければならない。

2 前項の願い出があったときは、学長は当該学部(東京農工大学科学技術短期留学プログラムに係る場合にあっては、国際センター)の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

附 則

1 この学則は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 平成16年3月31日に工学研究科、農学研究科及び生物システム応用科学研究科(以下「旧研究科」という。)に在学する者は、この規則の適用に伴い、第2条第2項に規定する工学教育部、農学教育部及び生物システム応用科学教育部に在学し、旧研究科を修了するため必要であった教育課程の履修を当該教育部において行うものとする。

3 次の専攻の収容定員は、第53条の規定にかかわらず、平成16年度及び平成17年度においては、次の表のとおりとする。

教育部等名	専攻名	平成16年度		平成17年度	
		前期課程	後期課程	前期課程	後期課程
工学教育部	生命工学専攻	71	32	76	37
	応用科学専攻	116	28	116	35
	機械システム工学専攻	103	27	106	33
	電子情報工学専攻	—	37	—	47
	物理システム工学専攻	43	—	44	—
	電気電子工学専攻	82	—	82	—

	情報コミュニケーション工学専攻	57	—	58	—
	計	472	124	482	152

教育部等名	専攻名	16年度
農学教育部	生物生産科学専攻	39
	共生持続社会学専攻	26
	応用生命化学専攻	36
	生物制御科学専攻	27
	環境資源物質科学専攻	21
	物質循環環境科学専攻	27
	自然環境保全学専攻	33
	農業環境工学専攻	18
	国際環境農学専攻	50
	計	277

教育部等名	専攻名	平成16年度		平成17年度	
		前期課程	後期課程	前期課程	後期課程
生物システム応用科学教育部	生物システム応用科学専攻	104	66	104	66
	計	104	66	104	66

専攻名	16年度	17年度
生物生産学専攻	32	34
生物工学専攻	16	17
資源・環境学専攻	12	12
計	60	63

- 4 次の学科の収容定員は、第83条の規定にかかわらず、平成16年度、平成17年度及び平成18年度においては、次の表のとおりとする。

学部及び学科		平成16年度	平成17年度	平成18年度
農学部	生物生産学科	237	234	231
	応用生物科学科	296	292	288
	環境資源科学科	256	252	248
	地域生態システム学科	316	312	308
	獣医学科	210	210	210
	計	1,315	1,300	1,285

工学部	生命工学科	341	336	333
	応用分子化学科	204	200	197
	有機材料化学科	184	180	177
	化学システム工学科	156	154	152
	機械システム工学科	512	504	500
	物理システム工学科	236	232	228
	電気電子工学科	413	406	399
	情報コミュニケーション工学科	275	270	—
	情報工学科	—	—	267
	計	2,321	2,282	2,253
	合計	3,636	3,582	3,538

附 則(平成17年4月1日 17経教規則第2号)

- この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 連合農学研究科の収容定員は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、平成17年度及び平成18年度においては、次の表のとおりとする。

学府等名	専攻名	平成17年度	平成18年度
連合農学研究科	生物生産学専攻	44人	56人
	生物工学専攻	21人	26人
	資源・環境学専攻	16人	20人
	計	81人	102人

- 技術経営研究科の収容定員は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、平成17年度においては、次の表のとおりとする。

教育部等名	専攻名	平成17年度
技術経営研究科	技術リスクマネジメント専攻	40人

附 則(平成17年4月1日 17経教規則第5号)

- この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 平成17年3月31日現在在学している者については、改正後の別表第3の1、別表第4及び別表第5の1の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則(平成17年6月29日 17経教規則第11号)

この規則は、平成17年6月29日から施行する。

附 則(平成17年11月7日 17経教規則第12号)

この規則は、平成17年11月7日から施行する。

附 則(平成 18 年 4 月 1 日 18 教規則第 3 号)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 32 条の次に 1 条を加える改正規定は、平成 18 年 3 月 27 日から施行し、平成 18 年 3 月 1 日から適用する。この場合において、「当該学府教授会等(農学府及び技術経営研究科を除く。)」とあるのは、同年 3 月 31 日までの間に限り、「当該教育部教授会等(農学教育部及び技術経営研究科を除く。)」と読み替えるものとする。
- 2 平成 18 年 3 月 31 日に工学教育部、農学教育部及び生物システム応用科学教育部(以下「旧教育部」という。)に在学する者は、国立大学法人東京農工大学研究部等の名称変更に伴う規則等の整理に関する規程の適用に伴い、国立大学法人東京農工大学学則第 2 条第 2 項に規定する工学府、農学府及び生物システム応用科学府に在学し、旧教育部を修了するため必要であった教育課程の履修を当該学府において行うものとする。
- 3 平成 18 年 3 月 31 日現在在学している者については、この規則及び国立大学法人東京農工大学研究部等の名称変更に伴う規則等の整理に関する規程の施行により改正される次の別表(工学府、農学府及び生物システム応用科学府の部分を除く。)にかかわらず、なお、従前の例による。
 - (1) 別表 3 の 1
 - (2) 別表 4
 - (3) 別表 7
 - (4) 別表 8
 - (5) 別表 9

附 則(平成 18 年 10 月 25 日 18 経教規則第 5 号)

この規則は、平成 18 年 10 月 25 日から施行し、第 36 条第 1 項、同条第 4 項及び第 42 条第 3 項の改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から、第 39 条の次に 1 条を加える規定は、平成 16 年 4 月 1 日から、第 40 条第 3 号の次に 1 号を加える規定は、平成 18 年 10 月 25 日から、それぞれ適用する。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日 19 教規則第 1 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日 18 教規則第 6 号)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 3 月 31 日現在在学している者については、改正後の別表第 5 の 3 の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日 18 教規則第 13 号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月23日19教規則第4号)

この規則は、平成19年4月23日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成19年10月24日19経規則第7号)

この規則は、平成19年10月24日から施行し、平成19年7月16日から適用する。

附 則(平成20年4月1日20教規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年7月7日20教規則第10号)

この規則は、平成20年7月7日から施行し、7月1日から適用する。ただし、第4条第2項にかかる改正については、平成20年6月1日から適用する。

附 則(平成20年7月28日20教規則第14号)

この規則は、平成20年7月28日から施行し、平成20年6月18日から適用する。

附 則(平成20年11月1日20経規則第20号)

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(平成21年2月1日21経規則第2号)

この規則は、平成21年2月1日から施行する。

附 則(平成21年2月23日21教規則第3号)

この規則は、平成21年2月23日から施行し、平成21年2月1日から適用する。

附 則(平成21年4月1日21経規則第4号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月22日21経規則第18号)

この規則は、平成21年6月22日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

附 則(平成21年9月28日21教規則第23号)

この規則は、平成21年9月28日から施行する。

附 則(平成21年11月1日21教規則第24号)

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日 22 経教規則第 2 号)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 103 条第 3 項の改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日以降に入学した学生から適用する。
- 2 生物システム応用科学府共同先進健康科学専攻の収容定員は、改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、平成 22 年度及び平成 23 年度においては、次の表のとおりとする。

学府等名	専攻名	平成 22 年度	平成 23 年度
生物システム応用科学府	共同先進健康科学専攻	6 人	12 人

附 則(平成 22 年 4 月 1 日 21 教規則第 19 号)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日現在在学している者の単位数及び授業科目の区分については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日 23 経教規則第 8 号)

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則の改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 次の表に掲げる専攻の収容定員は、改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、平成 23 年度及び平成 24 年度においては、次の表のとおりとする。

学府等名	専攻名	平成 23 年度
工学府(博士前期課程又は専門職学位課程)	生命工学専攻	96 人
	応用化学専攻	136 人
	機械システム工学専攻	123 人
	物理システム工学専攻	48 人
	電気電子工学専攻	107 人
	情報工学専攻	71 人
	産業技術専攻	40 人

学府等名	専攻名	平成 23 年度
農学府	生物生産化学専攻	48 人
	応用生命化学専攻	51 人
	生物制御科学専攻	37 人
	国際環境農学専攻	48 人

学府等名	専攻名	平成 23 年度
生物システム応用科学府(博士前期課程)	生物システム応用科学専攻	121 人

学府等名	専攻名	平成 23 年度	平成 24 年度
連合農学研究科	環境資源共生科学専攻	24 人	27 人
	農林共生社会科学専攻	14 人	16 人

学府等名	専攻名	平成 23 年度
技術経営研究科	技術リスクマネジメント専攻	40 人

附 則(平成 23 年 5 月 23 日 23 経規則第 13 号)

この規則は、平成 23 年 5 月 23 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 23 年 10 月 3 日 23 教規則第 16 号)

この規則は、平成 23 年 10 月 3 日から施行し、平成 23 年 4 月 25 日から適用する。

附 則(平成 23 年 11 月 7 日 23 経規則第 18 号)

この規則は、平成 23 年 11 月 7 日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日 23 教規則第 15 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度入学生から適用する。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日 23 教規則第 20 号)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日現在在学している者の単位数及び授業科目の区分については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 農学部共同獣医学科の収容定員は、改正後の別表第 6 の規定にかかわらず、平成 24 年度から平成 28 年度までの各年度においては、次の表のとおりとする。

学部及び学科名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
農学部共同獣医学科	35 人	70 人	105 人	140 人	175 人

附 則(平成 24 年 4 月 1 日 24 教規則第 2 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 9 日 24 教規則第 4 号)

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(平成 25 年 1 月 7 日 25 教規則第 1 号)

この規則は、平成 25 年 1 月 7 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日 24 教規則第 5 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日 25 教規則第 2 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日 25 教規則第 4 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 10 月 28 日教規則第 12 号)

この規則は、平成 25 年 10 月 28 日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日教規則第 2 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 39 条、第 39 条の 3 及び第 40 条の改正規定は、平成 26 年 3 月 17 日から施行し、平成 26 年 10 月 1 日以降に入学する者から適用する。

附 則(平成 26 年 5 月 12 日規程第 29 号)

この規程は、平成 26 年 5 月 12 日から施行し、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。

附 則(平成 26 年 6 月 23 日経規程第 8 号)

この規則は、平成 26 年 6 月 23 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日教規則第 1 号)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日現在在学している者の単位数及び授業科目の区分については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 生物システム応用科学府生物機能システム科学専攻及び食料エネルギーシステム科学専攻の収容定員は、改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、平成 27 年度から平成 30 年度までにおいては、次の表のとおりとする。

学府名	専攻名	平成 27 年度	
生物システム応用科学府	生物機能システム科学専攻 (博士前期課程)	59	
学府名	専攻名	平成 27 年度	平成 28 年度
生物システム応用科学府	生物機能システム科学専攻 (博士後期課程)	12	24

学府名	専攻名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
生物システム応用 科学府	食料エネルギーシステム 科学専攻 (一貫制博士課程)	10	20	30	40

附 則(平成 27 年 7 月 1 日規程第 47 号)

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日経教規則第 2 号)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 東京農工大学学生懲戒委員会規程(平成 18 年 18 教規程第 4 号)及び国立大学法人東京農工大学学生に係る懲戒に関する申合せ(平成 18 年 4 月 26 日第 18-1 回学生生活委員会承認)は、廃止する。
- 3 平成 28 年 3 月 31 日以前に行った行為を対象とした懲戒により退学となった者については、改正後の第 57 条及び第 88 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 5 月 23 日教規則第 7 号)

この規則は、平成 28 年 5 月 23 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 11 月 21 日教規則第 8 号)

この規則は、平成 28 年 11 月 21 日から施行する。

附 則(平成 29 年 4 月 1 日教規則第 1 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 59 条の 2 の改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1(第 47 条関係)

	生物生産科学部門
	共生持続社会学部門
	応用生命化学部門
	生物制御科学部門
農学研究院	環境資源物質科学部門
	物質循環環境科学部門
	自然環境保全学部門
	農業環境工学部門
	国際環境農学部門

	動物生命科学部門 生物システム科学部門
工学研究院	生命機能科学部門 応用化学部門 先端機械システム部門 先端物理工学部門 先端電気電子部門 先端情報科学部門 先端健康科学部門 数理科学部門 言語文化科学部門

別表第2(第53条関係)

学府等名	専攻名	博士前期課程、修士課程 又は専門職学位課程		博士後期課程		一貫制博士課程	
		入学定員 (人)	総定員(人)	入学定員 (人)	総定員 (人)	入学定員 (人)	総定員 (人)
工学府	生命工学専攻	58	116	14	42	—	—
	応用化学専攻	78	156	14	42	—	—
	機械システム工学専攻	70	140	13	39	—	—
	電子情報工学専攻	—	—	19	57	—	—
	物理システム工学専攻	26	52	—	—	—	—
	電気電子工学専攻	66	132	—	—	—	—
	情報工学専攻	42	84	—	—	—	—
	産業技術専攻	40	80	—	—	—	—
	計	380	760	60	180	—	—
農学府	生物生産科学専攻	27	54	—	—	—	—
	共生持続社会学専攻	12	24	—	—	—	—
	応用生命化学専攻	30	60	—	—	—	—
	生物制御科学専攻	20	40	—	—	—	—

	環境資源物質科学専攻	11	22	—	—	—	—
	物質循環環境科学専攻	17	34	—	—	—	—
	自然環境保全学専攻	19	38	—	—	—	—
	農業環境工学専攻	10	20	—	—	—	—
	国際環境農学専攻	28	56	—	—	—	—
	計	174	348	—	—	—	—
生物システム応用科学府	生物機能システム科学専攻	59	118	12	36	—	—
	食料エネルギーシステム科学専攻	—	—	—	—	10	50
	共同先進健康科学専攻	—	—	6	18	—	—
	(共同先進健康科学専攻全体)	—	—	(10)	(30)	—	—
	計	59	118	18	54	10	50
連合農学研究科	生物生産科学専攻	—	—	15	45	—	—
	応用生命科学専攻	—	—	10	30	—	—
	環境資源共生科学専攻	—	—	10	30	—	—
	農業環境工学専攻	—	—	4	12	—	—
	農林共生社会科学専攻	—	—	6	18	—	—
	計	—	—	45	135	—	—
合計		613	1226	123	369	10	50

別表第3の1(第64条関係)

工学府の博士前期課程		
生命工学専攻	応用化学専攻	機械システム工学専攻
生体機能工学 応用生物工学	物質応用化学 有機材料化学	システム基礎解析 設計生産システム

バイオソサエティ工学	システム化学工学 物質生物計測	機械知能システム工学
物理システム工学専攻	電気電子工学専攻	情報工学専攻
量子系工学 複雑系工学	電気電子システム工学 電子メディア工学 環境エネルギー工学	情報工学 ユビキタス&ユニバーサル情報環境

別表第3の2(第64条関係)

農学府の修士課程		
生物生産科学専攻	共生持続社会学専攻	応用生命化学専攻
生産機能利用学 生産機能解析学	農業経営経済学 人間自然共生学	分子生命化学 生物機能化学
生物制御科学専攻	環境資源物質科学専攻	物質循環環境科学専攻
生物制御学	資源物質科学	環境保護学
自然環境保全学専攻	農業環境工学専攻	国際環境農学専攻
生態系計画学 森林環境学	生産環境工学	国際環境修復保全学 国際生物生産資源学 国際地域開発学

別表第4(第67条関係)

学府及び専攻		教育職員免許状の種類(免許教科の種類)
工学府	生命工学専攻 応用化学専攻	高等学校教諭専修免許状(理科)
	機械システム工学専攻 電気電子工学専攻	
	物理システム工学専攻	中学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(数学)
	情報工学専攻	高等学校教諭専修免許状(情報)
農学府	生物生産科学専攻 共生持続社会学専攻	理科分野の単位を修得した場合

	応用生命化学専攻 生物制御科学専攻 環境資源物質科学専攻 物質循環環境科学専攻 自然環境保全学専攻 農業環境工学専攻 国際環境農学専攻		中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科)
	生物生産科学専攻 共生持続社会学専攻 自然環境保全学専攻 農業環境工学専攻 国際環境農学専攻	農業分野の単位を修得した場合	高等学校教諭専修免許状(農業)
生物システム応用科学府	生物機能システム科学専攻		中学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(理科)

別表第5の1(第68条関係)

工学府の博士後期課程			
生命工学専攻	応用化学専攻	機械システム工学専攻	電子情報工学専攻
生体機能工学 応用生物学 バイオソサエティ工学	精密分子化学 有機材料化学 システム化学工学 物質生物計測	機械物理学 システム設計工学 機械知能システム工学	物理応用工学 電子応用工学 知能・情報工学 環境エネルギー工学

別表第5の2(第70条関係)

連合農学研究科の博士課程	
生物生産科学専攻	植物生産科学 動物生産科学 生物制御科学
応用生命科学専攻	応用生物化学 生物機能化学
環境資源共生科学専攻	森林資源物質科学 環境保全学
農業環境工学専攻	農業環境工学
農林共生社会科学専攻	農林共生社会科学

別表第6(第83条関係)

学部及び学科	入学定員 (人)	収容定員 (人)	学部及び学科	入学定員 (人)	第90条による編 入学定員(人)	収容定員 (人)
農学部			工学部			
生物生産学科	57	228	生命工学科	77	11	330
応用生物科学 科	71	284	応用分子化 学科	46	5	194
環境資源科学 科	61	244	有機材料化 学科	41	5	174
地域生態シス テム学科	76	304	化学システ ム工学科	35	5	150
共同獣医学科	35	210	機械システ ム工学科	116	16	496
(共同獣医学 科全体)	(65)	(390)	物理システ ム工学科	56	—	224
			電気電子工 学科	88	20	392
			情報工学科	62	8	264
計	300	1,270	計	521	70	2,224
合計				821	70	3,494

別表第7(第95条関係)

農学部		
生物生産学科	応用生物科学科	環境資源科学科
生産機能利用学 生産機能解析学 農業経営経済学	分子生命化学 生物機能化学 生物制御学	環境保護学 資源物質科学
地域生態システム学科	共同獣医学科	
生態系計画学 森林環境学	獣医解剖学 獣医病理学	獣医生理学 獣医薬理学 獣医微生物学 獣医衛生学

生産環境工学 人間自然共生学	動物行動学 獣医内科学 獣医外科学 獣医臨床繁殖学
-------------------	------------------------------

工学部		
生命工学科	応用分子化学科	有機材料化学科
生体機能工学 応用生物工学	先端応用化学	有機機能材料化学
化学システム工学科	機械システム工学科	物理システム工学科
環境エネルギー化学工学	システム基礎解析 設計生産システム	量子システム工学 複雑系工学
電気電子工学科	情報工学科	
電気電子システム工学 電子メディア工学	情報工学 情報環境工学 言語文化コミュニケーション	

教職学科目
教育学
教育心理学

別表第8 削除

別表第9(第103条関係)

学部及び学科		教育職員免許状の種類(免許教科の種類)
農学部	生物生産学科 応用生物科学科 環境資源科学科 地域生態システム学科	理科コース 中学校教諭1種免許状(理科) 高等学校教諭1種免許状(理科)
	生物生産学科 応用生物科学科 環境資源科学科 地域生態システム学科	農業コース 高等学校教諭1種免許状(農業)
工学部	生命工学科 応用分子化学科 有機材料化学科 化学システム工学科 機械システム工学科 電気電子工学科	中学校教諭1種免許状(理科) 高等学校教諭1種免許状(理科)

	物理システム工学科	中学校教諭1種免許状(数学・理科) 高等学校教諭1種免許状(数学・理科)
	情報工学科	中学校教諭1種免許状(数学) 高等学校教諭1種免許状(情報・数学)

別紙様式第1号（第20条関係）

誓 約 書
平成 年 月 日

東京農工大学長 殿

わたくしは、東京農工大学入学の上は、学則をはじめ諸規則を守り、学生の本分をつくして
勉学することを誓約します。

本 籍（ 都・道・府・県）
学 部 学 科
学 府（研究科） 学 専 攻
（ふりがな）
氏 名 印
年 月 日生

上記の者の貴学在学中にかかる授業料等の納入及び学生としての義務の履行について
保証人として一切の責任を負います。

連帯保証人
〒□□□-□□
現住所
TEL（ ）-
学生との関係（ ）職業（ ）
（ふりがな）
氏 名 印
年 月 日生

- 1 氏名などは自分で書き、ふりがなをつけ、印を押してください。
- 2 この誓約書に記載された本籍・氏名は、今後大学で作成する書類のもととなるので、戸籍に記載されているとおり正確に書いてください。
- 3 連帯保証人は、父母兄弟又はこれに準ずる成年者としてください。
- 4 外国人留学生については、連帯保証人欄の記載は不要です。
- 5 「授業料等」とは、入学金・授業料・寄宿料です。

○東京農工大学学部における教育研究上の目的に関する規程

(平成 20 年 4 月 1 日 20 教規程第 6 号)

改正 平成 24 年 4 月 1 日 23 教規程第 52 号 平成 27 年 7 月 1 日規程第 47 号

(目的)

第 1 条 この規程は、東京農工大学学則第 82 条第 2 項の規定に基づき、東京農工大学(以下、「本学」という。)農学部及び工学部の各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を明確にする。

(農学部における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第 2 条 農学部においては、農学、生命科学、環境科学、獣医学分野の諸問題の解決と持続発展可能な社会の形成に資するため、広く知識を受けるとともに専門の学芸を教授し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させて優れた能力を有する人材を養成することを目的とし、各学科については、次のとおりとする。

学科名	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
生物生産学科	日本および世界の農業を広く深く理解するとともに、農業に関わる最先端の科学と技術に関する知識を身につけ、生産環境、植物生産、動物生産および農業経営経済の分野において優れた基礎的・応用的能力を有する、広い視野に立つ人材を養成する。この目的を達成するため、前記専門分野における革新的学術研究を併せて実施する。
応用生物科学科	分子生命化学、生物機能化学、生物制御学などのバイオサイエンス・バイオテクノロジーの分野において優れた基礎的・応用的能力を有する、広い視野に立つ人材を養成する。この目的を達成するため、前記専門分野における革新的学術研究を併せて実施する。
環境資源科学科	人類が地球環境と調和して生きていくための科学技術を創成することを目指し、生物学、化学、物理学などの自然科学に関する基礎学力を身につけ、環境や資源に関する問題解決に貢献しうる洞察力と探究心をそなえた人材を養成する。この目的を達成するため、前記専門分野における革新的学術研究を併せて実施する。
地域生態システム学	森林・農村・都会を連続した地域と捉え、農の営みや自然と人間活動の多様な関係を対象として、自然科学と人文社会科学の協働による地域管理・計画に関する知識を身につけ、企業・研究機関・行政機関・地域社会における問題解決型の有能な人材を養成する。この目的を達成するため、前記専門分野における革新的学術研究を併せて実施する。
共同獣医学科	岩手大学との共同教育課程として、「人類と動物の健康と福祉に貢献する」ことを理念に掲げ、両大学が持つ教育資源の活用とスケールメリットを活かした教育体系を確立し、動物の疾病の予防・治療、生命科学、公衆衛生、感染症防疫、食品安全など、多岐にわたる分野において高度な専門知識及び技術と、高い倫理性を兼ね備えた、国際的に通用する人材を育成する。この目的を達成するため、前記専門分野における革新的学術研究を併せて実施する。

(工学部における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第3条 工学部においては、工学分野の科学技術に関する基礎及び専門的知識・技術を教授し、解決すべき諸問題の本質を見抜く能力の涵養とそれらを持続可能な社会の実現に生かすことのできる幅広い教養と専門知識を有する人材を養成することを目的とし、各学科については、次のとおりとする。

学科名	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
生命工学科	最先端の生命工学分野において、研究者・専門技術者・職業人として社会のニーズに即応しながら中核で活躍できる人材を養成するための基礎教育を行う。また物事を論理的に思考する能力を養い、国内外での学会発表等におけるコミュニケーション能力を身につけさせる。
応用分子化学科	自然、生命、環境、エネルギーに関連した諸問題を解決し発展させるため、これらを原子、分子レベルで理解し、制御し、応用する能力を持ち、最先端の化学の中で活躍できる基礎力と創造性を持つ人材を育成する。
有機材料化学科	有機材料の本質を分子レベルおよび分子集合体レベルで洞察する能力を有し、高機能性と安全性・低環境負荷性の両立が可能な材料を自由に設計・合成・解析できる研究者および技術者を養成するために、化学を軸に物理学をも含めた材料科学指向の体系的な基礎・専門教育を行う。
化学システム工学科	化学工学の基礎から専門までの知識を幅広く修得させ、地球、環境、エネルギー、新素材、生命、情報、社会システム等をキーワードに、新しい化学システムを創造することができ、かつ国際的な視野で活躍ができるケミカルエンジニアを育成する。
機械システム工学科	環境と調和し時代を超える“Unique & Best”なハイパーマシンを創造する人材を育成すべく、数学・物理を基礎として機械工学全般にわたる基盤教育を推進する。知的好奇心、洞察力と創造力、社会性と倫理観、経営センス、語学力と国際性を発揮して世界で活躍する技術者を理想像とする。
物理システム工学科	物理学を基礎から体系的に学び、その基本原理を習得するとともに、論理的思考能力を培うことで、多様化し複雑化する工学的課題に対して、物理学的視点・方法から問題を発見・分析して、その解決の方策を実践的に展開させる能力を持つ人材の養成を目的とする。
電気電子工学科	現代社会の持続的発展に不可欠な電気電子工学分野の基盤技術を支え、国際的に産業技術の進展に貢献できる人材を養成することを教育の目的とする。そのために、新しい素子・材料の創出をベースとした先端的な電気電子システムの構築、並びに、人間・環境と機械の間の情報交換をおこなうための電子メディア技術の創出に必要な教育研究を行う。
情報工学科	実験や演習を通して「作」ることを経験し、新しい情報システムを「創」り出し、さらに「造」りあげる誇りと喜びを見い出しつつ、《創・造・作》の修得を目的とする。この理念に基づき、計算機の動作原理から最先端技術の実現方

	式に至るまで把握でき、研究者・技術者として第一線で活躍できる人材を養成する。
--	--

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日 23 教規程第 52 号)

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日現在在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 7 月 1 日規程第 47 号)

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

○東京農工大学大学院における教育研究上の目的に関する規程

(平成 19 年 4 月 1 日 19 教規程第 1 号)

改正 平成 22 年 4 月 1 日 22 教規程第 7 号 平成 23 年 4 月 1 日 23 教規程第 3 号
 平成 26 年 4 月 1 日教規程第 8 号 平成 27 年 4 月 1 日教規程第 13 号
 平成 27 年 7 月 1 日規程第 47 号

(目的)

第 1 条 この規程は、東京農工大学学則第 45 条第 2 項、第 46 条第 5 項及び第 46 条の 2 第 2 項の規定に基づき、東京農工大学(以下、「本学」という。)大学院修士課程、博士課程及び専門職学位課程の各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を明確にする。

(工学府における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第 2 条 工学府においては柔軟な発想力と確かな知識を持ち、独創的な「ものづくり」ができる学生及び高い倫理観と本質を見抜く卓越した能力を有する技術者・研究者の養成を目的とし、各専攻については、次のとおりとする。

専攻名	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
生命工学専攻	最先端の生命工学の専門家として、現在社会のニーズに即応して活動でき、新たなニーズの発掘とシーズの発見能力に富んだ、研究者・専門家・職業人として社会の中核で活躍できる人材を養成する。また国際性、コミュニケーション能力、国内外の学会発表や論文発表ができる能力を身につけさせる。
応用化学専攻	持続型社会の形成に貢献するべく、資源・エネルギー・素材/材料・地球環境に関連する化学・技術的諸問題を解決し、先導的役割を果たす高度専門的指導能力を有する人材の養成を目的とし、さらにはその成果をもって全世界の平和と福祉に寄与する。
機械システム工学専攻	物理・数学及び機械工学の専門知識と応用力を身につけ、環境と調和する Unique & Best な機械システムの理想像を追求し、国際社会と世界の文化に関して深い理解と洞察ができ、豊かなコミュニケーション能力で国際的に活躍できる人材の養成を目的とする。
物理システム工学専攻	高度な物理の基礎と専門教育により、各専門分野の研究・開発の現状、その概念・方法を学ぶとともに高い論理的思考能力を培い、直面する課題に対して物工学的視点・方法から問題を発見・分析して、その解決方策を実践的に展開させる能力を持つ人材の養成を目的とする。
電気電子工学専攻	現代社会の根幹を支える電気電子工学の先端技術動向及び関連する専門知識を修得させるとともに、各専門分野の研究活動参画や企業活動への共同参画を通じて、社会的ニーズに基づいた実践的な研究開発能力を有する、電気電子工学技術の発展に寄与する人材を養成する。
情報工学専攻	情報工学に関する深い知識に基づき、新しい情報理論・概念を創造し、より完成度の高いシステムを造り上げていく高度な能力を持つ人材の養成を目的とする。その目的の達成のため、自らの手で研究開発を推進する実践型教育を重要視するとともに、対外発表等を通じて学際性や国際性を涵養する。

電子情報工学専攻	物理学、電気電子工学、情報工学の各分野の先導的な学識を教授し、また自立した研究者に相応しい課題発掘能力、実践的研究能力、技術開発の展開能力、国際性と情報発信能力、社会的ニーズに対する柔軟性などを涵養して、当該分野や分野横断的な未知の課題の解決に対応し得る人材を養成する。
産業技術専攻	生命、化学、機械、情報工学の各産業分野の先鋭の科学技術に精通し、かつ技術経営知識を活用して戦略的に研究開発・製品開発プロジェクトの推進・管理・運営を行える人材及びこれら産業技術シーズを戦略的に提供し、産業技術イノベーションを推進・展開できる技術者・研究者・経営者の養成を目的とする。

(農学府における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第3条 農学府は、農学、生命科学、環境科学分野の諸課題の解決と持続発展可能な社会の形成に資するため、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を有する人材を養成し、各専攻については、次のとおりとする。

専攻名	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
生物生産科学専攻	食料生産技術と環境保全の調和、持続的な生物生産の確立、食料自給率向上や安定供給、動植物の生産機能の解明、バイオマス利活用技術の開発等に貢献する能力を有する、広い視野に立つ専門家及び研究者を養成する。この目的を達するため前記専門分野における革新的学術研究を併せて実施する。
共生持続社会学専攻	人文社会科学分野において、農学諸分野の科学技術を理解し、企画・課題遂行・調整などに卓越した能力を有する、広い視野に立つ専門家及び研究者を養成する。この目的を達するため共生人間学・環境社会関係学・食糧環境経済学の専門分野における革新的学術研究を併せて実施する。
応用生命化学専攻	生体分子化学、生理生化学、分子生物学、環境老年学などの生命機能を理解し応用する専攻分野において卓越した能力を有する、広い視野に立つ専門家及び研究者を養成する。この目的を達するため前記専門分野における革新的学術研究を併せて実施する。
生物制御科学専攻	植物、微生物、昆虫などの生物の制御及び生物間相互作用に関する研究分野において卓越した能力を有する、広い視野に立つ専門家及び研究者を養成する。この目的を達するため前記専門分野における革新的学術研究を併せて実施する。
環境資源物質科学専攻	環境資源物質科学分野において卓越した能力を有する、広い視野に立つ専門家及び研究者を養成する。特に資源物質の構造解析や機能、利用技術、環境への影響・負荷の低減化に寄与できる人材を育成する。この目的を達するため前記専門分野における革新的学術研究を併せて実施する。
物質循環環境科学専攻	環境化学及び環境生物学分野において卓越した能力を有する、広い視野に立つ専門家及び研究者を養成する。この目的を達するため前記専門分野における革新的学術研究を併せて実施する。
自然環境	野生生物、山地・森林、都市及び人間を対象にして、自然環境の持続的利用と

境保全 学専攻	保護及び回復に関わる自然環境保全学分野において卓越した能力を有する、広い視野に立つ専門家及び研究者を養成する。この目的を達するため前記専門分野における革新的学術研究を併せて実施する。
農業環 境工学 専攻	農学と工学の手法を駆使して、海外も含めた農山村地域の発展に貢献し、持続的食料生産システムや地域環境整備を行う農業環境工学分野において卓越した能力を有する、広い視野に立つ専門家及び研究者を養成する。この目的を達するため前記専門分野における革新的学術研究を併せて実施する。
国際環 境農学 専攻	学際的な環境農学分野において、国際的視野を持ち、諸外国の文化を理解し、国際社会において指導的立場で活躍できる専門家及び研究者を養成する。この目的を達するために前記専門分野における革新的学術研究を併せて実施する。

(生物システム応用科学府における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第4条 生物システム応用科学府における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

専攻名	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
生物機能 システム 科学専攻	複雑な生物機能に学ぶことで発想される物質生産及び変換、情報処理及び伝達、環境計測、生体計測、物質循環等に関わる様々なシステムを理解するための学問、学術分野を基盤として、農学と工学に係る幅広い実業界で活躍できる修士人材と、高度な研究力と課題解決力を有し、先導的な研究実施能力を有する博士人材を養成する。
食料エネ ルギーシ ステム科 学専攻	食料、環境、エネルギーに関する問題に対し、広い視野に立って問題解決を図る高度な能力や実践力を持つ人材を養成する。また、専門的な業務に求められる高い研究能力及びその基礎となる学識を有する研究者を育成するための教育研究を行う。
共同先進 健康科学 専攻	早稲田大学との共同大学院として、博士後期課程3年の大学院共同教育課程を編成し、“健康”を先進的な科学技術に立脚した学問領域として教育、研究する。 1)生命科学 2)食科学 3)環境科学の3つの分野を柱として、両大学の特性を生かした幅広い教育プログラムを通して、健康科学に関わる科学技術の先進的融合型教育を実施することにより、高度なコミュニケーション能力・国際性・問題解決能力・探求能力を有し、学術界のみならず産業界で活躍できる研究者を養成する。

(連合農学研究科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第5条 連合農学研究科においては日本及びアジアでの中核的な博士課程大学院としての発展を目指し、広い視野から生物生産科学、応用生命科学、環境資源共生科学、農業環境工学、農林共生社会科学に関する高度な専門知識、理解力、洞察力、実践力を獲得できる創造的で機能性に富んだ教育を追求し、総合的判断力を備え、国際社会に貢献できる高度専門職業人や研究者を養成することを目的とし、各専攻については、次のとおりとする。

専攻名	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
-----	-------------------------

生物生産科学専攻	作物及び家畜・家蚕の生理・生態、遺伝育種及び作物と病害虫、作物と雑草との相互作用を科学的に解析して、人類の生存に不可欠な持続可能な生物生産のための基盤を確立するとともに、植物生産科学、動物生産科学、生物制御科学に関する基礎から応用まで総合的な教育と研究を行う。
応用生命科学専攻	生命現象の根源をなす生体反応を解析して、人類の生存に必要な物質生産のための基盤を確立するとともに、その応用、開発を行うことを目的とし、生物資源や生物機能の活用、生物素材の保存に関する科学と技術について総合的な教育と研究を行う。
環境資源共生科学専攻	地球上の生物資源と人間活動の場を科学的に解明し、資源の効率的な生産とその保全、地球環境の保全と自然保護の科学を総合的に考究することで、人類が持続的に生きていくために必要な生物圏の科学を、総合的な見地から有機的に関連させつつ教育と研究を行う。
農業環境工学専攻	農業生産の基盤となる農地の土と水に関する工学、地域の水利用と水質管理及び水環境の保全に関する工学、地域資源の保全と地域の環境計画、農業生産の最適化と効率化に関するシステム工学、作物や家畜の生産及び生産物の加工流通における環境制御工学等に関する研究を通して、これからの持続的且つ環境保全的な農業生産を支える工学技術分野について、基礎から応用までの総合的な教育と研究を行う。
農林共生社会科学専攻	人間と自然との共生のあり方、共生持続型社会システムのあり方、効率的で環境保全的な農業生産を可能とする経営組織のあり方、資源循環型食料生産・流通とそれを可能とする地域社会システムのあり方、農業生産から消費に至る全過程(フードシステム)における主体のあり方、農業に関わる資源及び農産物等に関する所有・流通・分配のあり方、等の社会経済的諸課題を究明できる総合的な教育と研究を行う。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日 22 教規程第 7 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日 23 教規程第 3 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日教規程第 8 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日教規程第 13 号)

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 27 年 3 月 31 日現在在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 7 月 1 日規程第 47 号)

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

○東京農工大学学位規程

(平成 16 年 4 月 1 日教規程第 22 号)

改正 平成 19 年 4 月 1 日 19 教規程第 3 号 平成 19 年 5 月 1 日 19 教規程第 19 号
平成 22 年 4 月 1 日 22 教規程第 6 号 平成 22 年 9 月 1 日 22 教規程第 39 号
平成 22 年 12 月 1 日 22 教規程第 42 号 平成 23 年 4 月 1 日 23 教規程第 5 号
平成 24 年 4 月 1 日 23 教規程第 50 号 平成 24 年 7 月 2 日 24 教規程第 30 号
平成 25 年 4 月 1 日 25 教規程第 6 号 平成 25 年 4 月 1 日 25 教規程第 8 号
平成 25 年 10 月 28 日教規程第 42 号 平成 25 年 12 月 27 日教規程第 47 号
平成 26 年 4 月 1 日教規程第 5 号 平成 27 年 4 月 1 日教規程第 17 号
平成 27 年 7 月 1 日規程第 47 号 平成 28 年 10 月 24 日教規程第 43 号

(目的)

第 1 条 この規程は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条の規定に基づき、東京農工大学(以下「本学」という。)が授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び修士(専門職)とし、学位の授与に当たっては、それぞれ次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

学士(農学)

学士(獣医学)

学士(工学)

修士(工学)

修士(農学)

修士(学術)

博士(工学)

博士(農学)

博士(学術)

博士(生命科学)

技術経営修士(専門職)

(学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学の農学部又は工学部を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の工学府若しくは生物システム応用科学府の博士課程の前期 2 年の課程又は農学府の修士課程を修了した者に授与する。

3 前項に定めるもののほか、修士の学位は、東京農工大学学則(以下「学則」という。)第 75 条第 2 項に定めるところにより、本学大学院の生物システム応用科学府の前期 2 年及び後期 3 年の課程の区分を設けない博士課程(以下「一貫制博士課程」という。)に

において学則第73条(第4項を除く。)に規定する修士課程等の修了に相当する要件を満たした者にも授与することができる。

- 4 博士の学位は、本学大学院の工学府若しくは生物システム応用科学府の博士課程の後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)、生物システム応用科学府の一貫制博士課程又は連合農学研究科の後期3年の課程のみの博士課程(以下「連合農学研究科の博士課程」という。)を修了した者に授与する。
- 5 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士後期課程、一貫制博士課程又は連合農学研究科の博士課程の行う学位論文の審査に合格し、かつ、当該課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)された者にも授与することができる。
- 6 専門職学位は、工学府の専門職学位課程を修了した者に授与する。

(修士及び専門職学位の学位論文の審査基準)

第3条の2 修士及び専門職学位の学位論文の審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 学位論文が、先行研究を理解した上で、適切なテーマ及び研究方法を選択し、学術的な調査、分析及び結果提示を行っていること。
- (2) 学位論文が、学術的意義、新規性、創造性及び有用性を有していること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学位論文が、別に定める学位授与の方針に基づく観点に合致していること。

(博士の学位論文の審査基準)

第3条の3 博士の学位論文の審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 学位論文が、専門分野に新たな知見を加えるもので、国際的にも高い水準を満たしていること。
- (2) 学位論文が、学術的意義、新規性、創造性及び有用性を十分に有していること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学位論文が、別に定める学位授与の方針に基づく観点に合致していること。

(在学者の学位論文の提出)

第4条 在学者の学位論文は、当該学府長又は連合農学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出するものとする。ただし、学則第73条第2項に該当する者にあつては、学位論文に代えて、特定の課題についての研究の成果を提出するものとする。この場合において本規程中第8条(審査の付託)、第9条(修士の学位論文の審査委員)、第12条(学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認)、第13条(審査期間)、第14条(審査結果の報告)、第15条(学府教授会等の議決)、第16条(認定結果の報告)及び第20条(学位論文の保存)の学位論文に係る事項については、同様の扱いとする。

- 2 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 3 審査のため必要があるときは、論文の訳文又は関係資料を提出させることができる。

(博士課程を経ない者の学位論文の提出)

第5条 第3条第5項の規定により学位の授与を申請する者は、学位申請書に学位論文、論文の要旨、履歴書を添え、審査手数料(以下「手数料」という。)とともに、当該学府長又は研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 手数料の額は、別に定める。

3 学位論文の提出については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(退学者の学位論文の提出)

第6条 本学大学院の博士後期課程、一貫制博士課程又は連合農学研究科の博士課程を退学した者が学位を申請するときは、前条の規定を準用する。ただし、当該博士課程に標準修業年限以上在学し、学則第71条第1項の規定により教育を受けた上退学した者が、退学したときから3年以内(出産及びそれに続く育児で教育を中断した場合は5年以内。ただし、3年を超えたときは手数料を納付するものとする。)に学位を申請するときは、第4条の規定を準用する。

(学位論文及び手数料の不返付)

第7条 受理した学位論文及び納付された手数料は、理由のいかんを問わず返付しない。

(審査の付託)

第8条 学府長又は研究科長は、第4条及び第6条ただし書の規定による学位論文を受理したときは、当該学府教授会又は連合農学研究科教授会(以下「学府教授会等」という。)にその審査を付託しなければならない。

2 学長は、第5条及び第6条本文の規定による学位論文の提出があったときは、当該学府長又は研究科長にその審査を付託するものとする。この場合において、学府長又は研究科長は、その審査を学府教授会等に付託しなければならない。

3 学府教授会等は、学位論文の審査を付託されたときは、審査委員を選出して、その審査を行う。

(修士の学位論文の審査委員)

第9条 修士の学位論文の審査委員は、当該専攻課程並びに関連する科目の研究指導を担当する教授、准教授及び講師のうちから3人以上とする。

2 審査委員には、必要に応じ、前項以外の教授、准教授及び講師、本学の他の学府及び研究科の教員並びに他の大学院等の教員等を加えることができる。

(専門職学位の学位論文の審査委員)

第9条の2 専門職学位の学位論文の審査委員は、当該専攻課程並びに関連する科目の研究指導を担当する教授、准教授及び講師のうちから2人以上とする。

2 審査委員には、必要に応じ、前項以外の教授、准教授及び講師、本学の他の学府及び研究科の教員並びに他の大学院等の教員等を加えることができる。

(博士の学位論文の審査委員)

第10条 工学府若しくは生物システム応用科学府の博士後期課程又は生物システム応用科学府の一貫制博士課程に在学する者(第6条ただし書に規定する者を含む。)の学位論文の審査委員は、当該学府の教員3人以上を含む5人以上とし、次の各号に掲げる者を含ませるものとする。

- (1) 当該学生の指導教員(学則第51条第4項に規定する者をいう。以下同じ。)
- (2) 前号以外の指導教員となり得る資格を有する教員2人以上。ただし、生物システム応用科学府共同先進健康科学専攻にあつては、うち1人以上を、指導教員となり得る資格を有する早稲田大学理工学術院先進理工学研究科共同先進健康科学専攻の教員とすること。

2 工学府又は生物システム応用科学府における第5条及び第6条本文に規定する博士課程を経ない者の学位論文の審査委員は、当該学府の教員3人以上を含む5人以上とし、指導教員となり得る資格を有する教員3人以上を含ませるものとする。

3 工学府教授会又は生物システム応用科学府教授会が必要と認めるときは、本学の他の学府、研究科の教員及び他の大学院等の教員等を審査委員とすることができる。

第11条 連合農学研究科の博士課程に在学する者(第6条ただし書に規定する者を含む。)の学位論文の審査委員は、論文にかかわる専門分野の連合農学研究科教員(学則第51条第4項に規定する者をいう。)5人以上とする。

2 連合農学研究科における第5条及び第6条本文に規定する博士課程を経ない者の学位論文の審査委員は、論文にかかわる専門分野の連合農学研究科教員5人以上とする。

3 前2項の審査委員には、主指導教員(学則第71条第4項に規定する者をいう。)となり得る資格を有する連合農学研究科教員3人以上を含ませるものとする。

4 連合農学研究科教授会が必要と認めるときは、本学の各学府及び他の大学院等の教員等を審査委員とすることができる。

(学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認)

第12条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行うものとする。

2 第4条及び第6条ただし書の規定により申請のあった者に対する最終試験は、学位論文の審査を終えた後、学位論文を中心として関連ある科目又は専門分野等について口頭又は筆記により行うものとする。

3 第5条及び第6条本文の規定により申請のあった者に対する学力の確認は、学位論文の審査を終えた後、学位論文に関連ある専攻分野及び外国語について口頭又は筆記により行うものとする。

(審査期間)

第13条 第4条の規定により申請のあった者の学位論文の審査及び最終試験は、申請者の在学中に終了するものとする。

- 2 第5条及び第6条の規定により申請のあった者の学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、学位論文を受領した日から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、学府教授会等の議を経てその期間を延長することができる。

(審査結果の報告)

第14条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、直ちに、論文審査の要旨及び最終試験の結果の要旨又は学力の確認の結果の要旨を学府教授会等に文書をもって報告しなければならない。

(博士論文研究基礎力審査)

第14条の2 修士の学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に代えて、学則第73条第3項に規定する試験及び審査（以下「博士論文研究基礎力審査」という。）を行う場合には、第9条、第12条第1項、第13条第1項及び前条の規定を準用する。この場合において、第9条第1項中「修士の学位論文」とあり、第12条第1項中「学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認」とあり、第13条第1項中「第4条の規定により申請のあった者の学位論文の審査及び最終試験」とあり、第14条中「学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認」とあるのは、「博士論文研究基礎力審査」と読み替えるものとし、第14条中「論文審査の要旨及び最終試験の結果の要旨又は学力の確認の結果の要旨」とあるのは、「博士論文研究基礎力審査の結果の要旨」と読み替えるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、博士論文研究基礎力審査の内容、方法等については、当該博士課程の目的に応じ、博士論文研究基礎力審査を行う学府において別に定める。

(学府教授会等の議決)

第15条 学府教授会等は、第14条(前条第1項において準用する場合を含む。)の報告に基づき、学位授与の可否を議決する。

- 2 前項の可決を行うには、修士の学位にあつては出席者の3分の2以上、博士の学位にあつては出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

(認定結果の報告)

第16条 学府長又は研究科長は、学府教授会等の議を経て学位を授与するものと認定した者の氏名に次の事項を記載した書類を添えて学長に報告しなければならない。ただし、博士の学位を授与するものと認定した者については、学位審査機構長に報告するものとする。

- (1) 論文審査の要旨
- (2) 最終試験の結果の要旨
- (3) 博士の場合は、学位論文及び同論文の要旨
- (4) 第3条第5項の規定による博士の場合は、第1号及び第3号のほか学力の確認の結果の要旨

(5) 博士論文研究基礎力審査による修士の場合は、博士論文研究基礎力審査の結果の要旨

2 学府長又は研究科長は、学府教授会等が第5条及び第6条本文の規定により申請のあった者に学位を授与できないと認定したときは、その旨を学長に報告するものとする。ただし、博士の学位を授与できないと認定した者については、学位審査機構長に報告するものとする。

3 学位審査機構長は、前2項の規定により報告のあった認定結果について審議し、その審議結果を学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第17条 学長は、前条の報告を受け学位を授与すると決定した者には学位記を交付し、学位を授与できないと決定した者にはその旨を通知するものとする。

2 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨及び審査要旨の公表)

第18条 本学が博士の学位を本学学術機関リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)の利用により授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をリポジトリの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した学府又は研究科の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、リポジトリの利用により行うものとする。

(学位論文の保存)

第20条 学位の授与の基礎となった学位論文の正本は、本学図書館で保存するものとする。

(学位の名称)

第21条 学位を授与された者は、その学位の名称を用いるときは、「東京農工大学」と付記するものとする。ただし、共同教育課程に係る学位については、当該共同教育課程を構成するすべての大学名を付記するものとする。

(学位の取消)

第22条 学位を授与された者が、不正の方法により、学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、学府教授会等の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 学府教授会等が前項の決定をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第23条 学士、修士、博士及び修士(専門職)の学位記の様式は、別表1から別表10までのとおりとする。

2 学則第71条の2に規定する博士課程教育リーディングプログラムを修了した者の学位記には、当該プログラムを修了した旨を付記する。

(学位授与年月日)

第24条 学位記の授与年月日は、学長がこれを授与する日とする。

(学位記の再交付)

第25条 学位記の再交付を受けようとする者は、事由を付して学長に願い出なければならない。

(その他)

第26条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学位審査機構、各学部、各学府及び各研究科において別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日 19教規程第3号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年5月1日 19教規程第19号)

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日 22教規程第6号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月1日 22教規程第39号)

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

附 則(平成22年12月1日 22教規程第42号)

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日 23教規程第5号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日 23 教規程第 50 号)

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日現在在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 7 月 2 日 24 教規程第 30 号)

この規程は、平成 24 年 7 月 2 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日 25 教規程第 6 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日 25 教規程第 8 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 10 月 28 日教規程第 42 号)

- 1 この規程は、平成 25 年 10 月 28 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 20 条の改正規定は平成 25 年 10 月 1 日から適用し、同日前に授与された修士(農学)の学位論文の保存については、なお従前の例による。
- 2 改正後の第 18 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 19 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 12 月 27 日教規程第 47 号)

この規程は、平成 25 年 12 月 27 日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日教規程第 5 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日教規程第 17 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 7 月 1 日規程第 47 号)

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 10 月 24 日教規程第 43 号)

この規程は、平成 28 年 10 月 24 日から施行する。

別表1（第23条関係）

第3条第1項の規定により授与する学士の学位記の様式

学 ○ 第 号	東京農工大学長 氏名 印	年 月 日	卒業したので学士（○○○）の学位を授与する	本学 ○学部 ○○○ 学科を	生氏 年月日 名	学位記
------------------	--------------------	-------------	-----------------------	----------------	-------------	-----

別表2（第23条関係）

第3条第1項の規定により授与する共同学科の学士の学位記の様式

学 獣 第 号	印	印	年 月 日	学位を授与する。	東京農工大学農学部及び岩手大学農学部の 共同獣医学科を卒業したので学士（獣医学）の	生氏 年月日 名	学位記
	岩手大学	東京農工大学					

別表3（第23条関係）

第3条第2項の規定により授与する修士の学位記の様式

修 ○ 第 号	東京農工 大学長 氏名 印	年 月 日	る 修了したので修士（○○）の学位を授与す る	本学大学院○学府○○専攻の△△△△を	生氏 年月 日名	学 位 記
------------------	----------------------------	-------------	-------------------------------	--------------------	----------------	-------------

備考 △は、工学府又は生物システム応用科学府の場合には「博士課程の前期の課程」を、農学府の場合には「修士課程」を記入する。

別表4（第23条関係）

第3条第3項の規定により授与する修士の学位記の様式

修 ○ 第 号	東京農工 大学長 氏名 印	年 月 日	を授与する 相当する要件を満たしたので修士（○○）の学位	本学大学院生物システム応用科学府食料エネルギー システム科学専攻において修士課程の修了に	生氏 年月 日名	学 位 記
------------------	----------------------------	-------------	---------------------------------	---	----------------	-------------

別表5（第23条関係）

第3条第4項の規定により授与する博士の学位記の様式

博 ○ 甲 第 号	東 京 農 工 大 学 長 氏 名 印	年 月 日	授 与 す る	博 士 課 程 を 修 了 し た の で 博 士 (○ ○) の 学 位 を	本 学 大 学 院 ○ ○ (学 府) (研 究 科) ○ ○ 専 攻 の	(配 置 大 学 ○ ○ 大 学)	氏 名 生 年 月 日	学 位 記
-----------------------	--	---------------------	------------------	---	---	--	--------------------------------	-------------

備考 連合農学研究科を修了した場合には、配置大学を記入する。

別表6（第23条関係）

第3条第4項の規定により授与する博士の学位記の様式（第23条第2項の規定に基づく場合）

博 ○ 甲 第 号	東 京 農 工 大 学 長 氏 名 印	年 月 日	修 了 し た	「 博 士 課 程 教 育 リ ー デ ィ ン グ プ ロ グ ラ ム 」 の 教 育 課 程 を	授 与 す る	博 士 課 程 を 修 了 し た の で 博 士 (○ ○) の 学 位 を	本 学 大 学 院 ○ ○ (学 府) (研 究 科) ○ ○ 専 攻 の	(配 置 大 学 ○ ○ 大 学)	氏 名 生 年 月 日	学 位 記
-----------------------	--	---------------------	------------------	---	------------------	---	---	--	--------------------------------	-------------

備考 連合農学研究科を修了した場合には、配置大学を記入する。

別表7 (第23条関係)

第3条第4項の規定により授与する共同専攻の博士の学位記の様式

博士甲第 号	早稲田大学 総長氏名 印	東京農工大学 長氏名 印	年 月 日	博士(生命科学)の学位を授与する 先進健康科学専攻の博士課程を修了したので 早稲田大学院先進理工学研究科の共同 東京農工大学大学院生物システム応用科学府及び	氏名 年月日	学位記
-----------	--------------------	--------------------	-------------	---	-----------	-----

別表8 (第23条関係)

第3条第5項の規定により授与する博士の学位記の様式

博士乙第 号	東京農工大学 長氏名 印	年 月 日	ので博士(○○○)の学位を授与する において所定の審査及び試験に合格した を提出し大学院○○○○(学府)(研究科)に 題名○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	氏名 年月日	学位記
-----------	--------------------	-------------	--	-----------	-----

○東京農工大学における早期卒業に関する規程

(平成 16 年 4 月 7 日 16 教規程第 21 号)

改正 平成 24 年 4 月 1 日 23 教規程第 54 号 平成 26 年 5 月 12 日規程第 29 号
平成 27 年 4 月 1 日教規程第 15 号 平成 27 年 7 月 1 日規程第 47 号

(目的)

第 1 条 この規程は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 89 条及び東京農工大学学則(以下「学則」という。)第 105 条第 3 項の規定に基づき、東京農工大学(以下「本学」という。)における早期卒業に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程で、早期卒業とは、3 年以上在学し、学則等で定める卒業の要件を満たした場合に認証することができる卒業をいう。

(対象者)

第 3 条 早期卒業の対象となる者は、本学に 3 年以上在学し、学則第 98 条に規定する単位を特に優秀な成績で修得したと認められる者でなければならない。ただし、農学部共同獣医学科の学生又は学則第 85 条、第 88 条、第 93 条及び第 99 条のいずれかの規定に該当する者は、対象とならない。

(早期卒業予定者の認定)

第 4 条 2 年次後学期までの全学期において、学部で別に定める授業科目の履修登録単位数の上限に関する規則により成績優秀者として認定された者で、早期卒業を希望する者は、3 年次前学期開始時の所定期間に、所属学科の学科長(以下「学科長」という。)を経て、当該学部長(以下「学部長」という。)に申請するものとする。

2 申請者の所属学部教授会(以下「教授会」という。)は、第 1 項の申請に基づき、学部で別に定める早期卒業予定者の認定基準に従い、早期卒業制度適用の適否について厳密に審査しなければならない。

3 学部長は、前項に規定する審査の結果を受け早期卒業を予定することを認定した者(以下「早期卒業予定者」という。)には、その旨及び早期卒業の要件等を書面により通知するものとする。

(卒業の認定及び決定)

第 5 条 早期卒業予定者については、3 年次後学期の終わりに学部で別に定める早期卒業認定基準に従い、当該学部長が当該教授会の議を経て、当該学科の課程の修了及び卒業を認定し、学長がこれを決定する。

(卒業の時期)

第 6 条 学長が早期卒業を決定する時期は、3 年次後学期終了時とする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、早期卒業に関し必要な事項は、学部において別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成24年4月1日 23教規程第54号)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日現在在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成26年5月12日規程第29号)

この規程は、平成26年5月12日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則(平成27年4月1日教規程第15号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月1日規程第47号)

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

○東京農工大学研究生規程

(平成 16 年 4 月 7 日 16 教規程第 12 号)

改正 平成 17 年 2 月 7 日 17 教規程第 7 号 平成 24 年 7 月 9 日 24 教規程第 31 号
平成 26 年 4 月 1 日教規程第 1 号 平成 27 年 4 月 1 日教規程第 9 号
平成 27 年 7 月 1 日規程第 47 号

(趣旨)

第 1 条 東京農工大学学則(以下「学則」という。)第 32 条第 2 項の規定に基づく研究生の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第 2 条 研究生として入学することのできる時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事情のあるときは、これによらないことができる。

(入学資格)

第 3 条 研究生として入学できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

(入学の出願)

第 4 条 研究生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、あらかじめ研究課題を定め、研究指導を希望する教員の承認を得て次の書類に所定の検定料を添えて所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 入学願書(本学所定の様式による)
 - (2) 履歴書(同上)
 - (3) 最終学校の卒業証明書
 - (4) 成績証明書
 - (5) 健康診断書(同上)
 - (6) 会社等に在職している者は、その所属長の承諾書及び個人的研究のため教員の指導を受けることを希望するものである旨を記載した本人の確約書(同上)
- 2 日本国に居住する日本の国籍を有しない入学志願者は、前項各号の書類のほか、住民票の写し(国籍等、在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日が記載されたものに限る。)を添付しなければならない。
- 3 日本国以外に居住する日本の国籍を有しない入学志願者は、第 1 項各号の書類のほか、本人の所属長又は出身若しくは在学中の学校の指導教員等の推薦書及び在学に係る学費・滞在費等の支弁能力を証明する書類を添付しなければならない。

(入学者の選考)

第 5 条 前条の入学志願者については、当該学府若しくは連合農学研究科(以下「学府等」という。)又は学部がそれぞれ選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、次の書類を提出するとともに、所定の授業料及び入学料を納付しなければならない。

- (1) 誓約書(本学所定の様式による)
- (2) その他本学の指定する書類

2 学長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。
(指導教員)

第7条 研究生には、研究事項に応じて、指導教員を置く。

2 研究生は、指導教員の指導を受けて、研究に従事するものとする。
(研究期間)

第8条 研究期間は、2年以内とする。ただし、当該研究課題についての研究を予定期間を超えて継続する必要があるときは、指導教員を経て、研究期間延長願(本学所定の様式による)を当該学府長、連合農学研究科長又は学部長(以下「学府長等」という。)に提出するとともに所定の授業料を納付し、許可を受けて、これを延長することができる。

2 前項ただし書に基づく期間の延長は、当該学府等又は学部の議を経て、学長が許可する。
(退学)

第9条 研究期間中に退学しようとする者は、事由を記載して当該学府長等を経て学長に申し出て、その許可を受けなければならない。

- 2 次の各号の一に該当する者は、当該学府等又は学部の議を経て、学長が退学を命ずることができる。
- (1) 授業料を滞納し、督促してもなお納入しない者
 - (2) 学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為があると認められる者
 - (3) 疾病その他の事由によって、成業の見込みがないと認められる者
- (修了)

第10条 研究生は、その研究期間を終えたときは、研究の概要を記載した研究報告書を指導教員を経て、当該学府長等に提出しなければならない。
(研究証明書の交付)

第11条 学長は、研究期間を終えた者から申し出があったときは、研究課題及び研究期間を記載した研究証明書を交付することができる。
(授業料等の額及び授業料の納付時期)

第12条 研究生の授業料、入学料及び検定料の額は、国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程に定めるところによる。

2 第6条に定める入学手続き時に納付すべき授業料は、入学年度における研究期間が6月以上であるときは6月分に相当する額、研究期間が6月未満であるときは当該期間分に相当する額とする。

- 3 第8条ただし書に定める研究期間延長の申請時に納付すべき授業料は、延長開始月の属する年度における研究期間が6月以上であるときは6月分に相当する額、延長期間が6月未満であるときは当該期間分に相当する額とする。
- 4 前2項に定めるもののほか、入学後又は研究期間延長後の各年度に納付すべき授業料は、6月分ごとに本学の指定する日までに納付しなければならない。ただし、各年度における研究期間(当該年度の授業料の一部を納付している場合は、既納の授業料分に相当する期間を除く。)が、6月未満であるときは当該期間分に相当する額を納付するものとする。

(納付した授業料等)

第13条 納付した授業料、入学料及び検定料は返付しない。ただし、授業料を納付した者が、研究期間の開始月の前月末日までに、入学辞退又は研究期間の延長の取り消しを申し出て許可された場合は、当該授業料相当額を返付する。

附 則

この規程は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年2月7日 17教規程第7号)

この規程は、平成17年2月7日から施行する。

附 則(平成24年7月9日 24教規程第31号)

この規程は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成26年4月1日教規程第1号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日教規程第9号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月1日規程第47号)

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

○東京農工大学博士特別研究生規程

(平成 18 年 3 月 20 日 18 教規程第 15 号)

改正 平成 24 年 7 月 9 日 24 教規程第 32 号 平成 27 年 4 月 1 日教規程第 10 号
平成 27 年 7 月 1 日規程第 47 号

(趣旨)

第 1 条 東京農工大学学則(以下「学則」という。)第 32 条の 2 第 2 項の規定に基づく博士特別研究生の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第 2 条 博士特別研究生として入学することのできる時期は、博士課程の修了の翌月とする。

(入学資格)

第 3 条 博士特別研究生として入学できる者は、本学の学府又は研究科の博士課程(博士前期課程を除く。以下同じ。)を修了後、引き続き当該学府又は研究科において研究を志願する者とする。

(入学の出願)

第 4 条 博士特別研究生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、あらかじめ研究課題を定め、研究指導を希望する教員の承認を得て次の書類に所定の検定科を添えて所定の期日までに当該学府又は研究科の長(以下「学府長等」という。)に出願しなければならない。

(1) 入学願書(本学所定の様式による)

(2) 履歴書(本学所定の様式による)

(3) 博士課程の修了見込証明書

(4) 成績証明書

(5) 健康診断書(本学所定の様式による)

2 日本国に居住する日本の国籍を有しない入学志願者は、前項各号の書類のほか、住民票の写し(国籍等、在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日が記載されたものに限る。)を添付しなければならない。

(入学者の選考)

第 5 条 前条の入学志願者については、当該学府又は研究科(以下「学府等」という。)がそれぞれ選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第 6 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、次の書類を提出しなければならない。

(1) 誓約書(本学所定の様式による)

(2) その他本学の指定する書類

2 学長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

(指導教員)

第7条 博士特別研究生には、研究課題に応じて、指導教員を置く。

2 博士特別研究生は、指導教員の指導を受けて、研究に従事するものとする。

(研究期間)

第8条 研究期間は、1年以内とし、期間の延長は認めない。ただし、学長が、特別の事情があると認めるときは、当該学府等の議を経て、更に1年以内に限り、その期間を延長することができる。

(授業料及び入学金)

第9条 博士特別研究生については、授業料及び入学金は、徴収しない。

(退学)

第10条 研究期間中に退学しようとする者は、事由を記載して当該学府長等を経て学長に申し出て、その許可を受けなければならない。

2 次の各号の一に該当する者は、当該学府等の議を経て、学長が退学を命ずることがある。

(1) 学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為があると認められる者

(2) 疾病その他の事由によって、成業の見込みがないと認められる者

(研究報告)

第11条 博士特別研究生は、その研究期間を終えたときは、研究の概要を記載した研究報告書を指導教員を経て、当該学府長等に提出しなければならない。

(研究証明書の交付)

第12条 学長は、研究期間を終えた者から申し出があったときは、研究課題及び研究期間を記載した研究証明書を交付することができる。

(検定料の額)

第13条 博士特別研究生の検定料の額については、国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程に定めるところによる。

(納付した検定料)

第14条 納付した検定料は、返付しない。

附 則

この規程は、平成18年3月27日から施行し、平成18年3月1日から適用する。この場合において、「本学の学府」とあるのは、「本学の教育部」と、「当該学府」とあるのは、「当該教育部」と、「学府長等」とあるのは、「教育部長等」と、「当該学府教授会」とあるのは、「当該教育部教授会」と、「当該学府長等」とあるのは、「当該教育部長等」と、それぞれ同年3月31日までの間に限り、読み替えるものとする。

附 則(平成 24 年 7 月 9 日 24 教規程第 32 号)
この規程は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日教規程第 10 号)
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 7 月 1 日規程第 47 号)
この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

○東京農工大学科目等履修生規程

(平成 16 年 4 月 7 日 16 教規程第 13 号)

改正 平成 16 年 12 月 27 日 16 教規程第 81 号 平成 24 年 7 月 9 日 24 教規程第 33 号
平成 26 年 4 月 1 日教規程第 2 号 平成 27 年 4 月 1 日教規程第 11 号
平成 27 年 7 月 1 日規程第 47 号

(趣旨)

第 1 条 東京農工大学学則(以下「学則」という。)第 33 条第 2 項の規定に基づく科目等履修生の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(科目等履修生の履修区分)

第 2 条 科目等履修生の履修区分は、次によるものとする。

- (1) 特定の授業科目の単位取得を目的とする履修(科目登録制)
- (2) コースとして設定された複数の授業科目の単位取得を目的とする履修(コース登録制)

(入学の時期)

第 3 条 科目等履修生として入学することのできる時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事情のあるときは、これによらないことができる。

(入学資格)

第 4 条 学部の科目等履修生として入学することのできる者は、学則第 87 条に定めるところによる。

2 大学院の科目等履修生として、入学することのできる者は、学則第 56 条に定めるところによる。

(教職に関する授業科目の履修資格)

第 5 条 教職に関する授業科目を履修しようとする者は、原則として、本学を卒業した者又は本学の大学院において修士の学位を取得した者でなければならない。

(入学の出願)

第 6 条 科目等履修生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、次の書類に所定の検定料を添えて所定の期日までに願出しなければならない。

- (1) 入学願書(本学所定の様式による)
 - (2) 履歴書(同上)
 - (3) 最終学校の卒業証明書
 - (4) 健康診断書(同上)
- 2 日本国に居住する日本の国籍を有しない入学志願者は、前項各号の書類のほか、住民票の写し(国籍等、在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日が記載されたものに限る。)を添付しなければならない。

- 3 日本国以外に居住する日本の国籍を有しない入学志願者は、第 1 項各号の書類のほか、本人の所属長又は出身若しくは在学中の学校の指導教員等の推薦書及び在学に係る学費・滞在費等の支弁能力を証明する書類を添付しなければならない。

(入学者の選考)

第 7 条 前条の入学志願者については、当該学府又は学部(以下「学府等」という。)がそれぞれ選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第 8 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに次の書類を提出するとともに所定の授業料及び入学料を納付しなければならない。

- (1) 誓約書(本学所定の様式による)
- (2) その他本学の指定する書類

2 学長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

(履修期間)

第 9 条 履修期間は、当該学期又は学年の終りまでとする。ただし、第 11 条の規定により、履修期間の更新を許可された場合はこの限りでない。

(履修科目の追加)

第 10 条 学年の始めに科目等履修生として入学した者が、後学期から新たな授業科目を追加して履修したいときは、所定の期日までに履修科目追加願(本学所定の様式による。)を当該学府長又は学部長(以下「学府長等」という。)に提出し、その許可を受けて、これを履修することができる。

2 履修科目の追加は、当該学府等の議を経て、当該学府長等が許可する。

(履修期間の更新)

第 11 条 科目等履修生として在学している者が、履修期間終了後、引き続き在学し、履修したいときは、所定の期日までに履修期間更新願(本学所定の様式による。)を当該学府長等に提出し、その許可を受けて、履修期間を更新することができる。

2 履修期間の更新は、当該学府等の議を経て、学長が許可する。

(試験及び単位の授与)

第 12 条 試験及び単位の授与については、学則第 29 条の規定を準用する。

(退学等)

第 13 条 履修期間中に退学しようとする者は、事由を記載して当該学府長等を経て、学長に申し出てその許可を受けなければならない。

2 次の各号の一に該当する者は、当該学府等の議を経て、学長が退学を命ずることができる。

- (1) 学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為があると認められる者
- (2) 疾病その他の事由によって、成業の見込みがないと認められる者

(授業料等の額及び授業料の納付時期)

第14条 科目等履修生の授業料、入学料及び検定料の額は、国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程に定めるところによる。

2 前項の授業料は、入学手続きの時に納付し、又は履修科目の追加若しくは履修期間を更新する時に納付しなければならない。

(納付した授業料等)

第15条 納付した授業料、入学料及び検定料は返付しない。ただし、授業料を納付した者が、履修開始月の前月末日までに入学辞退、一部科目等履修の取り消し及び履修期間の更新の取り消しを申し出て許可された場合は、当該授業料相当額を返付する。

(履修科目が他の学府等にわたる場合の取扱い)

第16条 1人の科目等履修者の履修科目が他の学府又は学部(以下「学府等」という。)にわたる場合は、履修科目の多い学府等(以下「主たる学府等」という。)の科目等履修生として取り扱い、他の学府等に関連する事項は、主たる学府等が関係学府長等と協議して処理するものとする。

(修了証明書)

第17条 第2条に規定するコース登録制により受入れた科目等履修生が第12条の規定に基づき単位を修得し、当該コースを修了したときは、学長は修了証明書を交付するものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成16年12月27日 16教規程第81号)

この規程は、平成16年12月27日から施行する。

附 則(平成24年7月9日 24教規程第33号)

この規程は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成26年4月1日教規程第2号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日教規程第11号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月1日規程第47号)

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

○東京農工大学外国人留学生規程

(平成 16 年 4 月 7 日 16 教規程第 14 号)

改正 平成 24 年 4 月 1 日 23 教規程第 53 号 平成 24 年 7 月 9 日 24 教規程第 34 号
平成 27 年 4 月 1 日教規程第 12 号 平成 27 年 7 月 1 日規程第 47 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 国費外国人留学生(第 3 条—第 17 条)
- 第 3 章 私費外国人留学生(第 18 条—第 26 条)
- 第 4 章 雑則(第 27 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 東京農工大学学則(以下「学則」という。)第 34 条第 2 項の規定に基づく外国人留学生の取り扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程で外国人留学生とは、日本の国籍を有しない者で、大学入学を目的として入国許可を受けて入国し、本学に入学を許可された者をいう。

2 外国人留学生を分けて、国費外国人留学生及び私費外国人留学生とする。

(1) 国費外国人留学生とは、「国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定・昭和 29 年 4 月 1 日外務大臣承認)」の定めによる者をいう。

(2) 私費外国人留学生とは、前号以外の者をいう。

第 2 章 国費外国人留学生

(国費外国人留学生の区分)

第 3 条 国費外国人留学生を分けて、国費学部留学生、国費大学院留学生及び国費研究留学生とする。

(1) 国費学部留学生とは、学部¹に在学する者をいう。

(2) 国費大学院留学生とは、大学院に在学する者をいう。

(3) 国費研究留学生とは、学部又は大学院において特定の事項について、研究を行う者をいう。

(在学期間)

第 4 条 国費外国人留学生の在学期間は、次のとおりとする。

(1) 国費学部留学生 4 年以内(農学部共同獣医学科にあつては、6 年以内)

- (2) 国費大学院留学生 修士課程又は博士前期課程にあつては2年以内、博士課程(後期3年の課程のみの博士課程に限る。以下同じ。)又は博士後期課程にあつては3年以内、一貫制博士課程にあつては5年以内
 - (3) 国費研究留学生 2年以内
- 2 文部科学大臣が特別な事情があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、必要な期間を延長することができる。

(入学者の選考)

第5条 国費学部留学生、国費大学院留学生及び国費研究留学生の選考は、文部科学大臣が行う。

- 2 学長は、文部科学大臣が選定した者で、本学に入学を志望する者について、文部科学大臣から受入れの協議があつたときは、学部にあつては当該学部の教授会の議を経て、学府にあつては当該学府教授会又は連合農学研究科教授会(以下「学府教授会等」という。)の議を経て受入れの可否を決定する。
- 3 学長は、前項の結果を、文部科学大臣に通知するものとする。

(入学手続)

第6条 前条の選考の結果に基づき、文部科学大臣から本学が留学生として受入れる旨の通知を受けた者は、本学に出頭し、その指示に従うとともに所定の期日までに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 誓約書(本学所定の様式による)
- (2) 住民票の写し(国籍等、在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日が記載されたものに限る。以下同じ。)
- (3) その他本学の指定する書類

第7条 学長は、前条の手続きを完了した者に入学を許可する。

(収容定員の取扱い)

第8条 国費外国人留学生は、学部又は大学院の収容定員の枠外として入学させる。

(指導教員)

第9条 国費外国人留学生の修学及び研究を指導するために指導教員を置く。

(教育課程及び履修方法)

第10条 国費外国人留学生は、国費学部留学生にあつては、各学部教育規則の定めるところにより、国費大学院留学生にあつては、各学府教育規則又は連合農学研究科教育規則の定めるところによりそれぞれの教育課程を履修しなければならない。ただし、国費学部留学生にかかる教養科目の履修については、東京農工大学外国人留学生等の教養科目履修の特例に関する規程の定めによることができる。

- 2 国費研究留学生の研究方法等については、東京農工大学研究生規程(以下「研究生規程」という。)の定めるところによる。

(転学部・転学科等)

第11条 国費学部留学生の転学部及び転学科並びに国費大学院留学生の学府、研究科及び専攻の変更は、原則として認めない。ただし、学長は、学部長又は学府長若しくは研究科長から当該学部又は当該学府若しくは連合農学研究科(以下「学府等」という。)等の議を経て身体障害、その他やむを得ない理由により転学科等を許可することが適当である旨の申出があった場合は、文部科学大臣と協議してこれを許可することができる。

(就学状況等の報告)

第12条 学長は、国費外国人留学生にかかる次の事項について文部科学大臣に報告するものとする。

(1) 学業成績 前期にあつては11月15日まで、後期にあつては5月15日までとする。ただし、国費大学院留学生及び国費研究留学生にあつては研究期間中の適当な時期及び研究終了後にその研究状況を報告するものとする。

(2) 出席状況 前期にあつては11月15日まで、後期にあつては5月15日までとする。ただし、1日以上引き続き欠席していることが確認された場合は、その都度これを行う。

(3) 身分の異動、卒業、休学、停学、退学その他身分上の異動のある場合はその都度報告する。ただし、必要があると認める場合は身分異動の処置を決定する前にその状況を報告するものとする。

(4) 出入国 本人から月の始めから終りまで日本を離れる旨の届出のあった場合及び特に報告する必要があると認める場合は、その都度これを行う。

(卒業又は修了)

第13条 学長は、国費学部留学生で本学に4年(農学部共同獣医学科にあつては、6年)以上在学し、所定の単位を修得した者については、学則及び東京農工大学学位規程(以下「学位規程」という。)の定めるところにより、卒業を決定し学士の学位を授与する。

2 学長は、国費大学院留学生で修士課程又は博士前期課程にあつては2年以上、博士課程又は博士後期課程にあつては3年以上、一貫制博士課程にあつては5年以上在学し、課程修了の認定を受けた者については、学則及び学位規程の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

(大学院への進学)

第14条 国費学部留学生で卒業後引き続き大学院修士課程若しくは博士前期課程又は一貫制博士課程に入学することを許可された者又は国費大学院留学生(修士課程又は博士前期課程)若しくは国費研究留学生で留学期間満了後引き続き大学院博士課程又は博士後期課程に入学することを許可された者は、学長を經由して文部科学大臣に、国費大学院留学生となることを申請することができる。

(授業料等)

第15条 国費外国人留学生の検定料、入学科及び授業料は、徴収しない。

(給与の支給停止に伴う措置)

- 第16条 国費外国人留学生に選定されるに当たって、国費外国人留学生として処すべき事項を遵守することを文部科学大臣に誓約した者がこれに違反して、その給与の支給を停止されたときは、学長は当該学部又は当該学府等の議を経て、退学を命ずることができる。
- 2 国費外国人留学生としての身分を打切られた者が引き続き、私費外国人留学生として在学を志望する者がある場合は、情状により当該学部又は当該学府等の議を経て在学を認めることがある。
- 3 前項により在学を認められた者は、国費外国人留学生としての身分を打切られた日の翌日の属する月から私費外国人留学生として所定の授業料を納付しなければならない。
(その他)

第17条 この章に定めるもののほか国費外国人留学生については、国費外国人留学生制度実施要項の定めるところによる。

第3章 私費外国人留学生

(入学の出願)

第18条 私費外国人留学生として、本学の学部又は大学院に入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、次の書類に所定の検定料を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。

- (1) 入学願書(本学所定の様式による)
- (2) その他本学の指定する書類

(入学者の選考)

第19条 前条の入学志願者については、選抜試験を行う。

2 前項の選抜試験については、別に定める。

(入学手続)

第20条 前条の選抜試験の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、次の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

- (1) 誓約書(本学所定の様式による。)
- (2) 住民票の写し
- (3) その他本学の指定する書類

(入学許可)

第21条 学長は、前条の手続を完了した者に入学を許可する。

(教育課程及び履修方法)

第22条 私費外国人留学生の教育課程等については、第10条の定めによる。

(授業料等の額・授業料の納付時期)

第23条 私費外国人留学生の授業料は、諸料金に関する規程に定めるところによる。

2 前項の授業料の納付については、学則第36条の定めるところによる。

(授業料、入学料及び検定料の返付)

第24条 納付した授業料、入学料及び検定料の返付については、学則第40条の定めるところによる。

(私費外国人研究生)

第25条 学長は、私費外国人研究生として入学を志願するものがあるときは、当該学部又は当該学府等の議を経て、入学を許可することがある。

2 私費外国人研究生については、東京農工大学研究生規程の定めるところによる。

(私費外国人科目等履修生)

第26条 学長は、私費外国人科目等履修生として、入学を志願する者があるときは、当該学部又は当該学府等の議を経て、入学を許可することがある。

2 私費外国人科目等履修生については、東京農工大学科目等履修生規程の定めるところによる。

第4章 雑則

(他の規則の適用)

第27条 外国人留学生については、この規程に定めるもののほか、学則を適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成24年4月1日 23教規程第53号)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日現在在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成24年7月9日 24教規程第34号)

この規程は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成27年4月1日教規程第12号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月1日規程第47号)

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

○東京農工大学外国人留学生等の全学共通教育科目履修の特例に関する規程

(平成 16 年 4 月 7 日 16 教規程第 20 号)

改正 平成 18 年 4 月 1 日 17 教規程第 48 号 平成 22 年 4 月 1 日 22 教規程第 17 号

平成 27 年 7 月 1 日規程第 47 号 平成 28 年 12 月 26 日教規程第 51 号

第 1 条 この規程は、東京農工大学(以下「本学」という。)における次の各号の一に該当する者(以下「外国人留学生等」という。)の教育について、東京農工大学学則(以下「学則」という。)第 97 条第 2 項の規定に基づき、全学共通教育科目の履修に関し必要な事項を定める。

(1) 大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学の学部(農学部共同獣医学科を除く。以下この条において同じ。)に入学した外国人留学生

(2) 前号以外の学生で、外国において相当の期間、中等教育(中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。)を受け、本学の学部に入学者

第 2 条 前条第 2 号の者は、日本語担当教員が、当該者の日本語能力について、前条第 1 号の者と同程度と認めた場合に限り、日本語・日本事情科目を履修することができる。

第 3 条 外国人留学生等は、母語又は母語と同等と認められる言語に当たる第二外国語科目を履修することができない。ただし、外国人留学生等が特別な事情を有し、学部の教育委員会等で認められた場合は、この限りではない。

第 4 条 外国人留学生等が、日本語・日本事情科目の単位を修得したときは、次により取り扱うものとする。

(1) 日本語科目の単位を修得したときは、2 単位までを英語の必修科目を除く外国語科目に代わる単位として認める。

(2) 日本事情科目の単位を修得したときは、4 単位までを共生人文社会科学科目の単位として認める。

第 5 条 この規程に定めるもののほか、外国人留学生等の全学共通教育科目の履修について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 7 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 18 年 4 月 1 日 17 教規程第 48 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日 22 教規程第 17 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 7 月 1 日規程第 47 号)

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 12 月 26 日教規程第 51 号)

この規程は、平成 28 年 12 月 26 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日以降に入学した学生から適用する。

○東京農工大学における学生の派遣、留学及び受入れに関する規程

(平成16年4月7日16教規程第19号)

改正 平成20年7月7日 平成25年10月28日教規程第41号

平成26年4月1日教規程第4号 平成27年4月1日教規程第14号

平成27年7月1日規程第47号

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 学部学生の派遣、留学及び受入れ
 - 第1節 他大学との協議(第2条)
 - 第2節 派遣学生(第3条—第10条)
 - 第3節 特別聴講学生(第11条—第17条)
- 第3章 大学院学生の派遣、留学及び受入れ
 - 第1節 他の大学院等との協議(第18条)
 - 第2節 派遣学生(第19条—第26条)
 - 第3節 特別聴講学生(第27条)
 - 第4節 特別研究学生(第28条—第33条)
- 第4章 雑則(第34条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京農工大学学則(以下「学則」という。)第76条、第77条、第78条、第80条、第81条、第108条、第110条及び第111条に基づく東京農工大学(以下「本学」という。)における学生の派遣、留学及び受入れについて、必要な事項を定めるものとする。

第2章 学部学生の派遣、留学及び受入れ

第1節 他大学との協議

(他大学との協議)

第2条 本学と他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。以下「他大学」という。)との学生の派遣、留学及び受入れは、当該他大学との協議に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学又は短期大学との事前の協議を行うことが困難であるときは、これを欠くことができる。

2 前項の他大学との協議は、次に掲げる事項について学部(東京農工大学科学技術短期留学プログラム(以下「短期留学プログラム」という。))に係る場合にあっては、国際センターの議を経て、学長が行う。

- (1) 履修科目の範囲
- (2) 履修期間又は留学期間
- (3) 対象となる学生数
- (4) 履修又は留学上の手続
- (5) 単位の認定方法
- (6) 学生の身分の取扱い
- (7) 授業料等の費用に関する取扱い方法
- (8) その他の必要事項

第2節 派遣学生

(出願手続)

第3条 学則第108条及び第110条の規定に基づき、他大学の授業科目を履修しようとする学生(以下「派遣学生」という。)は、所定の期間内に次に掲げる書類を添えて、当該学部長に願い出なければならない。

- (1) 他大学の授業科目の履修願又は留学願
- (2) 他大学の要求する書類

(派遣又は留学の許可)

第4条 前条の願い出があったときは、学部の議を経て、派遣又は留学について他大学に依頼し、その承諾を得た上、学長がこれを許可する。

(履修期間又は留学期間)

第5条 派遣学生の履修期間又は留学期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、さらに1年以内に限り、その期間を延長することができる。

(修業年限及び在籍年限への算入)

第6条 派遣学生としての他大学における履修期間又は留学期間は、学則第84条及び第86条に定める修業年限及び在籍年限に算入する。

(履修報告書等の提出)

第7条 派遣学生は、他大学における授業科目の履修が終了したとき(外国の大学又は短期大学において履修した派遣学生にあっては、帰国の日から1ヵ月以内)は、直ちに当該学部長に履修報告書及び履修を受けた他大学長等の交付する学業成績証明書等を提出しなければならない。

第8条 削除

(授業料)

第9条 派遣学生は、本学の学生として授業料を納付するものとする。

(派遣又は留学の許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生が次の各号の一に該当するときは、当該他大学と協議の上、派遣又は留学の許可を取消すことがある。

- (1) 履修の見込みがないと認められるとき。
- (2) 派遣学生として、当該他大学の規則等に違反し、又はその本分に反する行為が認められるとき。
- (3) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき。

第3節 特別聴講学生

(出願手続)

第11条 本学に特別聴講学生として志願しようとする者は、所属する他大学を経由して、所定の期間内に次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生願
- (2) 特別聴講学生推薦書
- (3) 成績証明書
- (4) 健康診断書
- (5) その他本学において必要とする書類

(他大学との協議)

第12条 特別聴講学生の受入れは、他大学からの依頼に基づき、当該学部(短期留学プログラムに係る場合にあつては、国際センター)の議を経て、学長がこれを許可する。

(聴講期間)

第13条 特別聴講学生の聴講期間は、原則として1年以内とする。ただし、必要があるとき認めるときは、更に1年以内に限りその期間を延長することができる。

(学生証)

第14条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第15条 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、これを徴収しない。

- 2 特別聴講学生に係る授業料は、国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程(以下「諸料金に関する規程」という。)に定めるところによりこれを徴収する。ただし、国内の他の大学又は外国の大学からの特別聴講学生のうち、授業料の相互不徴収を盛り込んだ大学間相互単位互換協定に基づき受入れた者の授業料は、徴収しない。
- 3 前項の授業料は、受入れ又は聴講期間の延長を許可された日の属する月の末日までに納付しなければならない。
- 4 既納の授業料は、返還しない。

(特別聴講学生の取扱い)

第16条 特別聴講学生の本学における取扱いについては、この規程及び東京農工大学科学技術短期留学プログラム実施細則に定めるもののほか、本学の学部学生の例による。

(準用)

第17条 第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、「派遣又は留学の許可」とあるのは「受入れの許可」と

と、「当該他大学の規則等」とあるのは「本学の規則等」と、「派遣の趣旨」とあるのは「受入れの趣旨」とそれぞれ読み替えるものとする。

第3章 大学院学生の派遣、留学及び受入れ

第1節 他の大学院等との協議

(他の大学院等との協議)

第18条 本学の大学院と他の大学院(外国の大学院を含む。以下「他の大学院」という。)若しくは他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。以下「他の大学院等」という。)との学生の派遣、留学及び受入れは、当該他の大学院又は他の大学院等との協議に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学院又は研究所等との事前の協議を行うことが困難であるときは、これを欠くことができる。

2 前項の他の大学院又は他の大学院等との協議は、次に掲げる事項について、学府又は連合農学研究科(以下「学府等」という。)の議を経て、学長が行う。

- (1) 授業科目又は研究指導の範囲
- (2) 履修期間若しくは留学期間又は研究指導を受ける期間
- (3) 対象となる学生数
- (4) 履修若しくは留学又は研究指導上の手続
- (5) 単位又は研究指導の認定方法
- (6) 学生の身分の取扱い
- (7) 授業料等の費用に関する取扱い方法
- (8) その他の必要事項

第2節 派遣学生

(出願手続)

第19条 学則第76条、第77条及び第78条の規定に基づき、他の大学院の授業科目の履修又は他の大学院等の研究指導を受けることを志願する学生(以下「派遣学生」という。)は、所定の期間内に次に掲げる書類を添えて、当該学府長又は連合農学研究科長(以下「学府長等」という。)に願い出なければならない。

- (1) 他の大学院の授業科目の履修願若しくは留学願又は他の大学院等の研究指導願
- (2) 他の大学院又は他の大学院等の要求する書類

(派遣又は留学の許可)

第20条 前条の願い出があったときは、当該学府長等は、学府等の議を経て、派遣又は留学について他の大学院又は他の大学院等に依頼し、その承諾を得た上、学長がこれを許可する。

(履修期間若しくは留学期間又は研究指導を受ける期間)

第 21 条 派遣学生の履修期間又は留学期間は、1 年以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、更に 1 年以内に限り、その期間を延長することができる。

2 他の大学院等で研究指導を受ける期間は原則として 1 年以内とする。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生にあっては、1 年を超えないものとする。
(修業年限及び在籍年限への算入)

第 22 条 他の大学院における履修期間若しくは留学期間又は他の大学院等における研究指導を受ける期間は、学則第 54 条及び第 55 条に定める修業年限及び在籍年限に算入することができる。
(研究報告書等の提出)

第 23 条 派遣学生は、他の大学院における授業科目の履修又は他の大学院等における研究指導が終了したときは、直ちに、当該学部長等に所定の履修報告書又は研究報告書及び他の大学院の長の交付する学業成績証明書又は他の大学院等の長の交付する研究指導状況報告書を提出しなければならない。
(研究指導等の認定)

第 24 条 派遣学生が他の大学院において修得した単位又は他の大学院等における研究指導の成果は、本学の大学院における課程修了の要件となる単位又は研究指導の一部として認定することができる。
(授業料)

第 25 条 派遣学生は、本学の学生として授業料を納付するものとする。
(派遣又は留学の許可の取消し)

第 26 条 学長は、派遣学生が次の各号の一に該当するときは、当該他の大学院又は他の大学院等との協議の上、派遣又は留学の許可を取消することができる。

- (1) 履修又は研究成果の見込みがないと認められるとき。
- (2) 派遣学生として、当該他の大学院又は他の大学院等の規則等に違反し、若しくはその本分に反する行為が認められるとき。
- (3) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき。

第 3 節 特別聴講学生

(準用)

第 27 条 他の大学院の学生であって、本学の大学院に特別聴講学生として志願しようとする者については、第 11 条から第 16 条及び第 26 条の規定を準用する。この場合において、第 11 条から第 16 条中「他大学」とあるのは「他の大学院」と、「学部」とあるのは「学府等」と、「学部学生」とあるのは「大学院学生」と、第 26 条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、「派遣又は留学の許可」とあるのは「受入れの許可」と、「当該他の大学院又は他の大学院等の規則等」とあるのは「本学の規則等」と、「派遣の趣旨」とあるのは「受入れの趣旨」とそれぞれ読み替えるものとする。

第4節 特別研究学生

(出願手続)

第28条 他の大学院の学生であって、本学の大学院に特別研究学生として、志願しようとする者は、所属する他の大学院を経由して、所定の期間内に次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 特別研究学生願
- (2) 特別研究学生推薦書
- (3) 成績証明書
- (4) 健康診断書
- (5) その他本学において必要とする書類

(研究指導期間)

第29条 特別研究学生の研究指導期間は、原則として1年以内とする。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生にあつては、1年を超えないものとする。

(学生証)

第30条 特別研究学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第31条 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、これを徴収しない。

2 特別研究学生に係る授業料は、諸料金に関する規程に定めるところによりこれを徴収する。ただし国内の他の大学又は外国の大学からの特別研究学生のうち、授業料の相互不徴収を盛り込んだ大学間特別研究学生交流協定に基づき受入れた者の授業料は、徴収しない。

3 前項の授業料は、その研究指導予定期間に応じ、3月分に相当する額を、当該期間における当初の月に納付しなければならない。ただし、研究指導予定期間が3月末満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

4 既納の授業料は、返還しない。

(特別研究学生の取扱い)

第32条 特別研究学生の取扱いについては、この規則に定めるもののほか、本学の大学院学生の例による。

(準用)

第33条 第26条の規定は、特別研究学生に準用する。この場合において、「派遣学生」とあるのは「特別研究学生」と、「派遣又は留学の許可」とあるのは「受入れの許可」と、「当該他の大学院又は他の大学院等の規則等」とあるのは「本学の規則等」と、「派遣の趣旨」とあるのは「受入れの趣旨」とそれぞれ読み替えるものとする。

第4章 雑則

(細則)

第34条 この規程に定めるもののほか、学生の派遣、留学及び受入れに関し、必要な事項は、学部又は学府等の議を経て、学部長又は学府長等が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成20年7月7日)

この規程は、平成20年7月7日から施行し、平成19年11月1日から適用する。

附 則(平成25年10月28日教規程第41号)

この規程は、平成25年10月28日から施行する。

附 則(平成26年4月1日教規程第4号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日教規程第14号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月1日規程第47号)

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

○東京農工大学科学技術短期留学プログラム実施細則

(平成 16 年 4 月 1 日 16 教細則第 12 号)

改正 平成 19 年 11 月 1 日 19 細則第 12 号 平成 27 年 4 月 1 日細則第 1 号
平成 27 年 7 月 1 日規程第 47 号 平成 28 年 4 月 1 日規程第 7 号
平成 29 年 1 月 1 日細則第 18 号

(設置)

第 1 条 東京農工大学(以下「本学」という。)に、東京農工大学科学技術短期留学プログラム(以下「短期留学プログラム」という。)を置く。

(目的)

第 2 条 短期留学プログラムは、外国の大学等に在籍する学生を受け入れて、大学等間の協力及び提携の強化を図るとともに、当該学生の専門分野の知識及び我が国への理解を深めることを目的とする。

(在学期間)

第 3 条 短期留学プログラムに在学できる期間は、1 年以内とする。

(学期)

第 4 条 短期留学プログラムの学期は、次の 2 学期とする。

(1) 秋学期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(2) 春学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

(入学時期)

第 5 条 短期留学プログラムの入学時期は、原則として 10 月とする。

(入学資格)

第 6 条 短期留学プログラムにより入学することのできる者(以下「短プロ学生」という。)は、原則として大学間交流協定又は部局間交流協定を締結している外国の大学等(協定の締結について協議中である大学等を含む。以下「協定校」という。)の学部の 3 年次以上又は大学院の修士課程若しくは博士課程に在籍している学生とする。

(身分・所属)

第 7 条 短プロ学生で、主に第 12 条第 2 項の規定に基づき定める授業科目等の履修を希望する者は、東京農工大学学則(以下「学則」という。)第 80 条又は第 111 条に規定する特別聴講学生(以下「特別聴講学生」という。)とし、東京農工大学国際センター(以下「国際センター」という。)に所属する。

2 短プロ学生で、主に研究指導を受けることを希望する者は、学則第 81 条に規定する特別研究学生(以下「特別研究学生」という。)とし、研究指導を受ける東京農工大学大学院学府(以下「学府」という。)に所属する。

(受入れ人数等)

第 8 条 短期留学プログラムによる受入れ人数は、25 人程度とする。

2 前条に規定する特別聴講学生及び特別研究学生の当該年度の配分数については、国際センター運営委員会(以下「委員会」という。)が決定する。

(出願手続)

第9条 短プロ学生として入学を志願する者は、所定の期日までに、協定校を経て学長に願い出なければならない。

(入学者の選考)

第10条 第7条第1項に規定する特別聴講学生の選考は、委員会が、同条第2項に規定する特別研究学生の選考は、当該学府が行う。

(入学許可)

第11条 学長は、前条の選考結果に基づく合格者のうち、所定の期日までに、所定の手続きを完了した者に入学を許可する。

(教育課程)

第12条 短期留学プログラムの教育課程は、学期ごとに編成し、主として英語により教育研究を行うものとする。

2 短期留学プログラムの授業科目は、日本語科目、一般科目、専門科目及び課題研究に区分し、委員会の議を経て別に定める。

(履修手続)

第13条 短期留学プログラムの授業科目の履修を希望する者は、所定の期日までに、国際センター長(以下「センター長」という。)に願い出て承認を受けなければならない。

(成績の評価)

第14条 履修した授業科目の成績評価は、試験、論文、報告書及び平素の学習状況等により短期留学プログラム授業担当教員(以下「授業担当教員」という。)が行う。

2 授業科目の成績は、S、A、B、C及びDの評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

(単位認定等)

第15条 センター長は、授業担当教員からの報告を受け、委員会の議を経て単位及び修了認定を行う。

第15条の2 第7条に規定する特別聴講学生のうち第1学期を在籍し、前条に基づく単位認定の結果、第2学期の修了の見込みがないと判断された者について、学長は国際センター運営委員会の議を経て、大学間又は部局間協定を締結している派遣大学の了承のもと、原則として留学を取り消す。

(懲戒)

第15条の3 短プロ学生に公序良俗に反する行為が認められる者について、学則第31条に準じ懲戒する。

(成績証明書)

第15条の4 学長は、短期留学プログラムの単位を授与した者に成績証明書を交付する。

(修了証書)

第16条 学長は、1学期在学する者にあつては17単位以上修得し、又は2学期在学する者にあつては22単位以上を修得した第7条第1項に規定する特別聴講学生及び所属学府において所期の成果を達成した第7条第2項に規定する特別研究学生に対し、委員会の議を経て修了証書を授与する。

(履修の特例)

第17条 第7条第1項に規定する特別聴講学生が、本学で開講する学部の授業科目又は学府の授業科目の履修を希望するときは、センター長を経て、当該学部長又は学府長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 第7条第2項に規定する特別研究学生が、研究上必要と認めるときは、所定の様式によりセンター長に願い出て、短期留学プログラムの授業科目を履修することができる。

3 本学の学部学生、大学院学生等が短期留学プログラムの授業科目の履修を希望するときは、所定の様式によりセンター長に願い出て承認を受けなければならない。

(実施体制)

第18条 短期留学プログラムの教育課程の編成その他教育に関する重要な事項は、委員会が審議するものとする。

2 前項の短期留学プログラムの運営に関し、必要な事項を審議するため、科学技術短期留学プログラム実施専門部会を置くものとする。

3 短期留学プログラムの実施は、各学部及び各学府の協力を得て、国際センターが行うものとする。

(事務)

第19条 短期留学プログラムに関する事務は、学務部国際交流課において処理する。

(雑則)

第20条 この細則に定めるもののほか、短期留学プログラムの実施に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年11月1日 19細則第12号)

この細則は、平成19年11月1日から施行する。ただし、第15条、第15条の2及び第15条の3については平成19年10月1日から適用し、第16条については平成20年10月入学者から適用する。なお、第15条の2条文中、国際センターの字句は平成19年10月1日から平成19年10月31日までの間、留学生センターに読み替える。

附 則(平成27年4月1日細則第1号)

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定は、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 7 月 1 日規程第 47 号)
この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日規程第 7 号)
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 1 月 1 日細則第 18 号)
この細則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行し、平成 29 年 10 月 1 日以降に受け入れる学生から適用する。

○東京農工大学学生表彰規程

(平成 16 年 4 月 7 日 16 教規程第 11 号)

改正 平成 19 年 3 月 19 日 19 教規程第 2 号 平成 27 年 7 月 1 日規程第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東京農工大学学則第 30 条の規定に基づき、本学学生の表彰の基準及び方法等について定めるものとする。

(表彰の基準)

第 2 条 表彰は、本学学生又は学生団体が、次の各号の一に該当する場合において行うものとする。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げ、学界又は社会的に高い評価を受けた場合
- (2) 課外活動において、特に顕著な成果を挙げ、課外活動の振興に功績があったと認められる場合
- (3) 社会活動において、社会的に高い評価を受け、特に本学の名誉を高めたと認められる場合
- (4) 学業の成果が特に優れていると認められる場合
- (5) その他各号に相当する表彰理由があったと認められる場合

(表彰の方法)

第 3 条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第 4 条 表彰は、入学式又は卒業式若しくは修了式の日に行うものとする。ただし、必要に応じ別の日とすることができる。

(事務)

第 5 条 表彰に関する事務は、学務部学生総合支援課において処理する。

(雑則)

第 6 条 この規程を実施するために必要な細則は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 7 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年 3 月 19 日 19 教規程第 2 号)

この規程は、平成 19 年 3 月 19 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 7 月 1 日規程第 47 号)

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

○東京農工大学学生表彰規程施行細則

(平成 16 年 4 月 1 日 16 教細則第 11 号)

改正 平成 19 年 3 月 26 日 19 細則第 4 号 平成 26 年 4 月 1 日細則第 1 号
平成 27 年 7 月 1 日規程第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、東京農工大学学生表彰規程(以下「規程」という。)第 6 条の規定に基づき、本学学生又は学生団体の表彰の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第 2 条 規程第 2 条各号に規定する表彰の基準に該当する場合とは、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第 1 号関係

- ア 国際的規模の学会又は全国的規模の学会において賞を受けた場合
- イ その他これらに準じた学会等において社会的に高い評価を受けたと認められる場合

(2) 第 2 号関係

- ア 国際的規模の競技会、展覧会又は公演会等(以下「競技会等」という。)に出場し、出展し、又は出演した場合
- イ 全国的規模の競技会等に出場し、出展し、又は出演し、優秀な成績を修めた場合
- ウ その他これらに準じた競技会等において、特に優秀な成績を修めた場合

(3) 第 3 号関係

- ア 公共団体等から表彰を受け、社会的に特に高い評価を受けたと認められる場合
- イ 新聞又は雑誌等に掲載され、社会的に特に高い評価を受けたと認められる場合
- ウ その他これらに準じた功績等で、特に高い評価を受けたと認められる場合

(4) 第 4 号関係

- ア 学科又は専攻で、特に優秀な成績を修めたと認められる場合

(5) 第 5 号関係

- ア 人命救助又は災害救助等に貢献した場合
- イ その他各号に掲げる場合以外において、特に優れた業績又は功績等があった場合

(表彰の手続)

第 3 条 規程第 3 条に規定する被表彰者の推薦及び決定に係る審議は、申請者から所属学
府長若しくは連合農学研究科長(以下「学府長等」という。)又は学部長に提出された
「表彰状授与申請書」(別紙様式 1)により行う。なお、当該申請書は、原則として表彰

の手續が行われる年度の2月末日までに所属学府長等又は学部長に提出させるものとする。

- 2 申請者が本学課外活動団体の場合は、前項に規定するもののほか「課外活動状況報告書」(別紙様式2)についても併せて提出させるものとする。

(表彰状)

第4条 表彰状の様式は、当該表彰の内容に応じて、その都度定めるものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月26日 19細則第4号)

この細則は、平成19年3月26日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成26年4月1日細則第1号)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月1日規程第47号)

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

(別紙様式1)

表彰状授与申請書

平成 年 月 日

(所属学府長等又は学部長) 殿

表彰候補学生又は団体名	
申請者(指導教員等)	

表彰状授与申請理由について、下記のとおり報告いたします。

記

[表彰状授与申請理由]

--

- 注) 1 この表彰状授与申請書は、学生生活委員会等の検討資料になります。
2 活動を報道した新聞の切り抜き等参考になるものがありましたら添付して下さい。

(別紙様式2)

課外活動状況報告書

平成 年 月 日

(所属学府長等又は学部長) 殿

団体・サークル名	
代表者名	
顧問教員名	

当該団体・サークルの現在までの活動状況について、下記のとおり報告します。

記

[活動状況]

--

- 注) 1 この活動状況報告書は、学生生活委員会等の検討資料になります。
2 活動を報道した新聞の切り抜き等参考になるものがありましたら添付して下さい。

○東京農工大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程

(平成 16 年 4 月 7 日 16 教規程第 15 号)

改正 平成 17 年 4 月 1 日 17 教規程第 14 号 平成 19 年 4 月 1 日 19 教規程第 21 号
平成 25 年 4 月 1 日 25 教規程第 3 号 平成 25 年 7 月 1 日教規程第 31 号
平成 26 年 12 月 1 日教規程第 57 号 平成 27 年 7 月 1 日規程第 47 号
平成 27 年 7 月 27 日教規程第 58 号

(趣旨)

第 1 条 東京農工大学学則(以下「学則」という。)第 39 条第 2 項の規定により学部学生及び大学院学生の授業料及び入学料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除については、この規程の定めるところによる。

(経済的理由による授業料の免除)

第 2 条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合の授業料の免除は、次の第 3 条から第 8 条までの各条に定めるところによる。

第 3 条 前条の規定により授業料の免除の許可を受けようとする者は、別紙様式による授業料免除願に、家庭状況調書及び当該学生又は当該学生を扶養する者の居住地の市区町村長の発行する証明書その他本学の指定する書類を添えて、所定の期日までに当該学府長及び研究科長(以下「学府長等」という。)又は学部長を経由して学長に提出しなければならない。

第 4 条 授業料の免除は、前条の願い出に基づき教育・学生生活委員会の議を経て、学長がこれを許可する。

2 授業料免除に関する選考基準は、別に定める。

第 5 条 授業料の免除の取扱は、年度を 2 期に分けた区分によるものとし、前期又は後期ごとの授業料の納付期限までに受理した願い出に対して、当該期分についてこれを許可する。

第 6 条 授業料の免除の額は、原則として各期分の授業料についてその全額又は半額とする。

2 授業料の年額を国立大学等の授業料その他の費用に関する省令(平成 16 年文部科学省令第 16 号。以下この項において「省令」という。)第 10 条の規定に基づき、省令第 2 条に定める標準額を超える額とする学府、研究科又は学部の学生については、前項のほか別に定めるところにより、各期分の授業料の一定額を免除することができる。

第 7 条 授業料の免除の許可は、当該期限りとする。ただし、当該年度内の翌期及び次年度において引き続き免除の許可を受けようとする場合は、改めて願い出なければならない。

第 8 条 授業料の免除の許可を受けた者で、許可の決定後、免除の事由が消滅したと認められるに至った場合は、教育・学生生活委員会の議を経て、学長がその許可を取り消す。

2 前項の規定により許可の取り消しを受けた者は、免除を受けた期の授業料の額を当該期の月数で除して得た額に、取り消しの日の属する月からその期の終りまでの月数を乗じて得た額を、取り消しの日の属する月の末日までに納付しなければならない。

(成績優秀者に対する授業料の免除)

第8条の2 大学院学生の学業等成績優秀者に対して、授業料を免除することができる。

2 前項の規定による授業料の免除については、別に定める。

(休学、死亡等の理由による授業料の免除)

第9条 休学、死亡等やむを得ない事由により授業料の免除を必要とする場合は、次の第10条から第13条までの各条に定めるところによる。

第10条 学則第22条の規定により休学を許可された場合(命ぜられた場合を含む。)は、当該学生にかかる授業料につき次の算式によって算出した額を免除する。ただし、授業料の納付期限を経過した後に許可された休学の場合(授業料の徴収を猶予されている学生を除く。)のその期の授業料については、免除しない。

授業料年額×(休学当日の翌月から復学当月の前月までの月数/12)

2 前項の場合において、年度当初から休学を許可された者については、休学当日分以降の授業料を免除する。

第11条 学則第26条の規定により除籍された者の未納の授業料は、保証人の願い出によりその全額を免除することがある。

2 第3条及び第4条の規定は、前項の場合にこれを準用する。ただし、第3条の規定による添付書類は、その一部を省略することができる。また第4条の規定による許可限度は、これを適用しない。

第12条 次の各号の一に該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められる場合は、願い出により当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料を免除することがある。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、当該期分の授業料を免除することがある。

(1) 授業料の各期ごとの納期前6月以内(新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は学生若しくは、学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

第13条 第3条から第8条の規定は、前条の授業料免除の場合にこれを準用する。

(退学を命ぜられた者の授業料の免除)

第14条 学則第25条第3項第3号の規定により退学を命ぜられた者の未納の授業料は、その全額を免除する。

2 前項の規定にかかわらず、東京農工大学研究生規程第9条第2項第1号及び東京農工大学科目等履修生規程第13条第2項第1号の規定により退学を命ぜられた者並びに東京農工大学における学生の派遣、留学及び受入れに関する規程第17条において準用する第10条第3号の規定により派遣許可を取り消された者は、未納の授業料を直ちに納付しなければならない。

(授業料の徴収猶予)

第15条 授業料の徴収猶予は、次の各号の一に該当する場合に、これを許可する。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 当該学生が行方不明となった場合
- (3) 学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合
- (4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

第16条 前条の授業料徴収猶予の許可を受けようとする者(学生が行方不明となった場合は、その保証人)は、別紙様式による授業料徴収猶予願を、所定の期日までに当該学府長等又は学部長を経由して学長に提出しなければならない。

第17条 前条の願い出があった場合は、免除の場合の手續に準じて選考の上、学長がこれを許可する。

第18条 第16条の願い出は、年度を2期に分けた区分による前期又は後期ごとの授業料の納付期限までに行うものとし、その願い出に対して当該期分の授業料について徴収猶予を許可する。

第19条 授業料徴収猶予の期限は、適宜定めるものとする。ただし、当該年度を超えることはできない。

第20条 授業料徴収猶予の許可を受けた者は、当該徴収猶予の期限が満了した場合には満了の日の属する月の末日までに、徴収猶予にかかる授業料を納付しなければならない。

(授業料の分納)

第21条 特別の事情がある場合は、授業料の月割分納を許可することがある。この場合の月割分納額は、授業料年額の12分の1に相当する額とし、毎月末日までに納付しなければならない。ただし、休業期間中の分は、当該休業期間の開始前に納付するものとする。

第22条 前条の許可を受けようとする者は、別紙様式による授業料月割分納願を、所定の期日までに当該学府長等又は学部長を経由して学長に提出しなければならない。

第23条 第17条及び第18条の規定は、授業料の月割分納の場合にこれを準用する。

第24条 削除

第25条 授業料の徴収猶予又は月割分納の許可を受けた者が許可の決定後、猶予又は月割分納の事由が消滅したと認められるに至った場合は、免除取り消しの場合の手續に準じて許可の取り消しを行う。

2 前項の取り消しを受けた者は、取り消しを受けた日の属する月の末日までに、徴収猶予又は月割分納にかかる授業料の額の当該期分を納付しなければならない。

第26条 授業料の徴収を猶予されている者が学則第25条第1項及び第2項の規定により退学をしようとする場合は、その期において納付すべき授業料の額を退学の許可を受けの際に納付しなければならない。ただし、願出により月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することがある。月割分納の許可を受けている者が退学する場合もまた同じ。

2 第3条及び第4条の規定は、前項の免除の場合にこれを準用する。ただし、第3条の規定による添付書類は、これを省略することができる。

(大学院学生の入学料の免除)

第27条 本学の大学院に入学する者であって経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者に対して、大学院の入学料を免除することがある。

2 前項に該当しない者であっても、次の各号の一に該当し、入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対して、大学院の入学料を免除することがある。

(1) 入学前1年以内において大学院に入学する者の学資負担者が死亡し、又は大学院に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

3 入学料の免除の額は、原則としてその全額又は半額とする。

4 入学料の免除の申請は、別紙様式による入学料免除願に次の各号に掲げる書類を添えて入学手続き終了日までに行うものとする。

(1) 大学院に入学する者又は学資負担者の居住地の市区町村長が発行する証明書

(2) 家庭状況調書

(3) 前2号のほか本学の指定する書類

5 入学料の免除の許可は、前項の申請に基づき教育・学生生活委員会の議を経て、学長が行う。

(学部学生の入学料の免除)

第28条 本学の学部に入学者であって次の各号の一に該当し、入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対して、学部学生の入学料を免除することがある。

(1) 入学前1年以内において学部に入学者の学資負担者が死亡し、又は学部に入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(3) 前各号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

2 入学料の免除の額は、原則としてその全額又は半額とする。

- 3 入学料の免除の申請は、別紙様式による入学料免除願に次の各号に掲げる書類を添えて入学手続終了の日まで行うものとする。
 - (1) 本学の学部に入学者又は学資負担者の居住地の市区町村長が発行する証明書
 - (2) 家庭状況調書
 - (3) 前2号のほか本学の指定する書類
- 4 入学料の免除の許可は、前項の申請に基づき、教育・学生生活委員会の議を経て、学長が行う。

(入学料の徴収猶予)

第29条 入学料の徴収猶予は、次の各号の一に該当する場合にこれを許可する。

- (1) 経済的理由により納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 入学前1年以内において、入学する者の学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合
- (3) 前号に準ずる場合であつて、学長が相当と認める事由がある場合

(徴収猶予の手続き)

第30条 前条の入学料徴収猶予の許可を受けようとする者は、別紙様式による入学料徴収猶予願を、入学手続き終了の日までに当該学部長を経由して学長に提出しなければならない。

- 2 第27条及び第28条の規定により入学料の免除を申請した者について、その判定の結果、免除の不許可又は半額免除許可となった者は、その結果の告知のあった日から14日以内に前項に規定する入学料徴収猶予の申請を行うことができる。
- 3 前2項の願い出があつた場合は、入学料免除の手続きに準じて選考のうえ、学長がこれを許可する。
- 4 免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料については、その免除又は徴収猶予の判定期間中は、徴収を猶予する。

第31条 次の各号に掲げる者は、当該判定結果の告知のあった日から14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

- (1) 入学料の徴収猶予の申請を行い、判定の結果、不許可になった者
- (2) 入学料免除の判定の結果、不許可又は半額免除許可となった者
- (3) 前号の判定の後に入学料の徴収猶予の申請を行い、判定の結果、不許可になった者

(徴収猶予の期限)

第32条 入学料の徴収猶予の期限は、適宜定めるものとする。ただし、当該入学に係る年度を超えることはできない。

第33条 入学料徴収猶予の許可を受けた者は、当該徴収猶予の期限が満了した場合には満了の日の属する月の末日までに、徴収猶予に係る入学料を納付しなければならない。(死亡等による免除)

第34条 次の各号の一に該当する者の未納の入学料は、全額を免除する。

- (1) 第29条及び第30条第4項により徴収を猶予している期間内に死亡した者
- (2) 第31条の入学料を納付すべき期間内に死亡した者
- (3) 免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は半額免除が許可となった者で、納付すべき入学料を納付しないことを理由として除籍された者

2 前項各号の者の授業料又は寄宿料が未納である場合は、その者に係る未納の授業料又は寄宿料の全額を免除する。

3 徴収を猶予した入学料に係る延滞金は、その全額を免除する。(寄宿料の免除)

第35条 特別の事由により寄宿料の免除を行う場合は、次の第36条から第40条までの各条に定めるところによる。

第36条 学則第26条の規定により除籍された者の未納の寄宿料は、その全額を免除する。

第37条 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難となるに至ったと認められる場合は、願い出により災害の発生した日の属する月の翌月から起算して6月間の範囲において寄宿料の全額を免除することがある。ただし、その期間が翌年度にわたる場合は、翌年度分に係る免除の申請を改めて提出しなければならない。

第38条 前2条の場合は、当該学生の保証人又は当該学生が別紙様式による寄宿料免除願に、本学が指定する書類を添えて、所定の期日までに当該学府長等又は学部長を経由して学長に提出しなければならない。

第39条 寄宿料の免除は、前条の願出に基づき、授業料の免除の場合の手續に準じて学長がこれを許可する。

第40条 寄宿料の免除の許可を受けた者で、許可の決定後、免除の事由が消滅したと認められるに至った場合は、授業料免除の取消しの手續に準じて学長がその許可を取り消す。

2 前項の許可の取り消しを受けた者は、取り消しの日の属する月の末日までに未納の寄宿料の額を納付しなければならない。

第41条 学則第25条第3項第3号の規定により退学を命ぜられた者の未納の寄宿料は、その全額を免除する。

(免除の取り消し)

第42条 授業料の免除、徴収猶予(月割分納を含む。)又は寄宿料の免除の許可を受けた者について願い出書類に虚偽の事実のあることが判明した場合は、学長は、教育・学

生生活委員会の議を経て、許可の日に遡ってこれを取り消し、授業料についてはその全額を、寄宿料については未納の分を直ちに納付させる。

- 2 授業料の免除、徴収猶予又は月割分納の許可を受けた者が学則第 31 条の規定により懲戒された場合は、学長は、教育・学生生活委員会の議を経て、その許可を取り消す。
- 3 前項の規定により免除の許可の取り消しを受けた者は、免除を受けた期の授業料の額を当該期の月数で除して得た額に、懲戒処分の効力が生じた日の属する月からその期の終りまでの月数を乗じて得た額を、徴収猶予又は月割分納の許可の取り消しを受けた者は、未納の授業料の全額を、取り消しの日の属する月の末日までに納付しなければならない。

(免除の申請の制限)

第 43 条 学則第 31 条の規定により懲戒された者は、懲戒処分の効力が生じた日の属する期及び次の期における授業料免除、徴収猶予又は月割分納を申請することができない。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 7 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 4 月 1 日 17 教規程第 14 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日 19 教規程第 21 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日 25 教規程第 3 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 7 月 1 日教規程第 31 号)

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日以降に入学する者から適用する。

附 則(平成 26 年 12 月 1 日教規程第 57 号)

この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 24 条の改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日以降に入学する者から適用する。

附 則(平成 27 年 7 月 1 日規程第 47 号)

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 7 月 27 日教規程第 58 号)

- 1 この規程は、平成 27 年 7 月 27 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に懲戒された場合又は願い出書類に虚偽の事実のあることが判明した場合の取扱いについては、改正後の第 42 条及び第 43 条の規定にかかわらず、なお従前に例による。

別紙様式

授 業 料 免 除 願

平成 年 月 日

東京農工大学長 殿

学 府	専攻		
研究科	専攻	年度入学・学籍番号	番
学 部	学 科		
		氏 名	印
	連帯保証人	住 所	
		氏 名	印

下記のとおり学則並びに授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程により、授業料の免除を受けたくお願いいたします。

記

- 1 免除期間 平成 年度 期分
- 2 免除額 円 [全額
半額]
- 3 免除の理由 (詳細に記入のこと)
- 4 添付書類
(1) 家庭状況調書
(2) 市区町村長証明書

別紙様式

授 業 料 徴 収 猶 予 願

平成 年 月 日

東京農工大学長 殿

学 府	専攻		
研究科	専攻	年度入学・学籍番号	番
学 部	学科	氏 名	印
	連帯保証人	住 所	
		氏 名	印

下記のとおり学則並びに授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程により、授業料の徴収猶予を受けたくお願いいたします。

記

- 1 徴収猶予期限 平成 年 月 日まで 期分
- 2 徴収猶予額 円
- 3 徴収猶予の理由 (詳細に記入のこと)

別紙様式

入 学 料 免 除 願

平成 年 月 日

東京農工大学長 殿

学 府	専攻		
研究科	専攻	年度入学・学籍番号	番
学 部	学科	氏 名	印
	連帯保証人	住 所	
		氏 名	印

下記のとおり学則並びに授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程により、入学料の免除を受けたくお願いいたします。

記

- | | | |
|---------|------------|------|
| 1 免 除 額 | 円 | 「全額」 |
| 2 免除の理由 | (詳細に記入のこと) | 「半額」 |
| 4 添付書類 | | |

(1) 家庭状況調書

(2) 市区町村長証明書

(3) その他の参考となる証明書

別紙様式

入 学 料 徴 収 猶 予 願

平成 年 月 日

東京農工大学長 殿

学 府	専攻		
研究科	専攻	年度入学・学籍番号	番
学 部	学 科	氏 名	印
	連帯保証人	住 所	
		氏 名	印

下記のとおり学則並びに授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程により、入
学料の徴収猶予を受けたくお願いいたします。

記

- 1 徴収猶予期限 平成 年 月 日まで
- 2 徴収猶予額 円
- 3 徴収猶予の理由（詳細に記入のこと）

別紙様式

寄 宿 料 免 除 願

平成 年 月 日

東京農工大学長 殿

学 府	専攻		
研究科	専攻	年度入学・学籍番号	番
学 部	学 科	氏 名	印
	連帯保証人	住 所	
		氏 名	印

下記のとおり学則並びに授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程により、寄
宿料の免除を受けたくお願いいたします。

記

- 1 免除期間
平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
- 2 免除額
円
- 3 免除の理由 (詳細に書くこと)
- 4 添付書類

別紙様式

授業料免除許可書

平成 年 月 日

学 府 専攻
研究科 専攻 年度入学
学 部 学科
氏 名

さきに願い出のあった授業料免除につき、下記によりこれを許可する。

記

1 免除期間 平成 年度 期分

2 免除額 円

「全額」

「半額」

東京農工大学長

印

別紙様式

授業料徴収猶予許可書

平成 年 月 日

学 府 専攻
研究科 専攻 年度入学
学 部 学 科
氏 名

さきに願い出のあった授業料徴収猶予につき、下記によりこれを許可する。

記

- 1 徴収猶予期限 平成 年 月 日まで
期 分
- 2 徴収猶予額 円

東京農工大学長

印

別紙様式

入 学 料 徴 収 猶 予 許 可 書

平成 年 月 日

学 府 専攻
研究科 専攻 年度入学
学 部 学科
氏 名

さきに願出のあった入学料徴収猶予につき、下記によりこれを許可する。

記

- 1 徴収猶予期限 平成 年 月 日まで
- 2 徴収猶予額 円

東京農工大学長

印

別紙様式

寄 宿 料 免 除 許 可 書

平成 年 月 日

学 府 専攻
研究科 専攻 年度入学
学 部 学科
氏 名

さきに願い出のあった寄宿料免除につき、下記によりこれを許可する。

記

- 1 免除期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
- 2 免除額 円

東京農工大学長

印

「授業料の納付を怠り、督促してもなお納入しない者」に対する、退学を命ずる時期等に
係わる申し合わせ

平成15年1月20日
学生生活委員会承認
(農学部教授会承認。H15.2.13)
(工学部教授会承認。H15.2.10)

連合農学研究科 委員会承認。 H15.3.3
生物システム応用科学研究科 教授会承認。 H15.2.12

本学学則第25条第3項第3号の規定に基づき「授業料の納付を怠り、督促してもなお納入しない者」に対する、退学を命ずる時期等の取扱いについては次のとおりとする。

- (1) 授業料を「2期分」滞納した者について、当該期間の末日をもって退学を命ずる。
- (2) 上記(1)に係わる取扱いについては、東京農工大学債権管理事務取扱要項第6項に基づき、督促(掲示督促及び保証人督促)を行い、併せて2期目の期間内の6月20日又は12月20日現在納入されていない者については、事務において名簿を作成し、当該学部学科等の学生生活委員会委員等に周知する。当該学科等においては教育的対応として修学状況等を把握のうえ、本人及び保証人に対して確認を行う。また、期間内に納入しない場合は、退学を命ずる処置を受ける旨の周知をする。
- (3) この申し合わせは、平成15年4月1日現在在学している者から適用する。
ただし、平成15年度前期に関しては、授業料を「3期分」滞納した者についても、平成15年9月30日付けをもって退学を命ずる。

○国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程

(平成 18 年 2 月 6 日 18 教規程第 2 号)

改正 平成 19 年 10 月 22 日 19 教規程第 32 号 平成 20 年 4 月 28 日 20 規程第 18 号
平成 20 年 6 月 1 日 20 教規程第 29 号 平成 20 年 12 月 1 日 20 教規程第 67 号
平成 21 年 2 月 23 日 21 教規程第 3 号 平成 21 年 4 月 1 日 21 教規程第 5 号
平成 21 年 7 月 6 日 21 教規程第 23 号 平成 22 年 4 月 1 日 22 教規程第 20 号
平成 23 年 4 月 1 日 23 教規程第 10 号 平成 24 年 4 月 1 日 24 教規程第 2 号
平成 24 年 10 月 1 日 24 規程第 39 号 平成 26 年 4 月 1 日 教規程第 10 号
平成 27 年 4 月 1 日 規程第 42 号 平成 28 年 4 月 1 日 規程第 4 号
平成 28 年 10 月 14 日 規程第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則第 34 条第 2 項及び国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則第 26 条第 2 項の規定並びに国立大学法人東京農工大学ハラスメント防止及び対策ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)におけるハラスメントの防止及び対策等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 本学におけるハラスメントの対応については、ガイドラインに定めのある場合のほか、この規程に定めるところによる。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、本学のキャンパスの内外並びに勤務、授業、研究及び課外活動等の時間の内外を問わず、次に掲げる本学の構成員の間におけるハラスメントについて適用する。

(1) 職員(非常勤講師及び非常勤職員を含む。)

(2) 学生(学部・大学院の学生及び研究生、科目等履修生、特別聴講学生等、本学で教育を受けるあらゆる立場の者)

(3) 委託又は派遣契約等により本学において就労する者

(4) 学生の保護者、関係業者等の職務上の関係を有する者

(定義)

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) ハラスメント 差別意識に基づき、あるいは権力関係を用いて不適切な言動を行い、これによって相手に精神的・身体的な面を含めて、修学・研究や職務遂行に関連して不利益や損害を与えることをいう。

(2) 部局 国立大学法人東京農工大学組織運営規則第 3 条第 1 項、第 3 条の 2 第 1 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 1 項並びに第 6 条第 1 項及び第 3 項に定める組織及び施設をいう。

- (3) 部局長 前号の部局の長をいう。
- (4) 相談者 ハラスメントに関する相談を申し出たすべての者をいう。
- (5) 申立人 ハラスメントに関する苦情を申し立てる者をいう。
- (6) 被申立人 ハラスメントを行ったと申し立てられた者をいう。
- (7) 当事者 申立人及び被申立人をいう。
- (8) 関係者 当事者以外で、当該事案に関する事実につき何らかの関係を有していると認められる者及び調査又は調停等に携わった者をいう。
- (9) 苦情申立て ハラスメントに関する問題について、大学に対して必要な対応又は具体的措置をとることを求めることをいう。
- (10) 調停 ハラスメントに関する問題を当事者双方の話し合いで解決する手続をいう。
(学長の責務)

第4条 学長は、本学のハラスメントの防止及び対策に関し総括する。

- 2 学長は、ハラスメントの事実関係が認定され、就労、修学、教育若しくは研究環境の改善を行うことが必要であると認められた場合は、速やかに、必要な措置を講ずるものとする。

(ハラスメント防止・対策委員会の設置)

第5条 本学に、ハラスメントの防止及び対策を適切に実施するために、ハラスメント防止・対策委員会(以下「防止・対策委員会」という。)を置く。

(防止・対策委員会の任務)

第6条 防止・対策委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) ハラスメント及び人権侵害の防止等に関する啓発活動及び研修等の企画並びに実施に関すること。
- (2) ハラスメントの審査、救済措置、事実調査、事実認定、対応策の検討、勧告及び調停に関すること。
- (3) ハラスメントに関して、被害の救済及び環境の改善等のための対応又は措置に関する関係部局に対する指導・助言等に関すること。
- (4) 本学におけるハラスメントに関する概要をまとめ、年度ごとに公表すること。
- (5) その他ハラスメントの防止及び対策に関すること。
- 2 防止・対策委員会は、ハラスメントに関する被害の救済及び環境の改善等のためにとるべき措置その他個別の事案への対応策をまとめたときは、部局長に勧告するとともに、学長へ報告するものとする。

(防止・対策委員会の組織)

第7条 防止・対策委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事(教育担当)
- (2) 理事(総務・財務担当)
- (3) 農学研究院長

- (4) 工学研究院長
 - (5) グローバルイノベーション研究院長
 - (6) 工学府長
 - (7) 農学府長
 - (8) 生物システム応用科学府長
 - (9) 連合農学研究科長
 - (10) その他学長が必要と認める者
- 2 前項第 10 号の委員は、学長が任命する。
 - 3 第 13 条に規定するハラスメント調査委員会及び第 18 条に規定するハラスメント調停委員会を組織する場合、当該事案においてハラスメントの当事者が、防止・対策委員会委員であるときには、この規程に基づく当該事案の処理が完了するまでは、当該委員の職務を行うことができない。

(防止・対策委員長及び副委員長)

第 8 条 防止・対策委員会に委員長を置き、前条第 1 項に規定する委員の中から学長が指名する。

- 2 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、防止・対策委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代行する。

(防止・対策委員会の会議等)

第 9 条 防止・対策委員会は、委員長が第 6 条の任務を遂行するために必要と認める場合に招集する。ただし、ハラスメントに関する苦情申立てがなされた場合は、直ちに招集しなければならない。なお、委員長が明らかに当該苦情申立てを受理することが妥当でないと判断した場合は、防止・対策委員会の招集を要しない。この場合において、委員長は、不受理の決定及びその理由を文書で申立人へ通知し、説明を行うものとする。

- 2 防止・対策委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 防止・対策委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 防止・対策委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 5 防止・対策委員会は、学長が必要と認め、かつ申立人の了解が得られた場合には、当該事案の概要を公表しなければならない。

(相談員の配置)

第 10 条 本学にハラスメントの相談に応じるため、府中地区及び小金井地区にハラスメント相談室を設置し、ハラスメント相談員(以下「相談員」という。)を置く。

- 2 相談員は、本学の常勤又は非常勤のカウンセラーとする。
- 3 相談員の氏名、所属、連絡用電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス等は、各部局及び学内の掲示板等に掲示するものとする。
- 4 相談員は、防止・対策委員会、調査委員会及び調停委員会(以下「各委員会」という。)の委員を兼務できない。
- 5 相談員の互選により、主任相談員を置く。主任相談員は、定期的な研修、相談員間の連絡、調整その他相談の円滑な実施に必要な措置を行う。

(相談の受付)

第11条 相談員への相談は、面談のほか、手紙、電話、ファクシミリ又は電子メールのいずれの方法でも受け付けるものとする。

- 2 相談員以外の本学職員が、相談を受けた場合には、当該相談者の同意の上、相談及び被害の具体的事項を相談室に報告し、助言を受けるものとする。

(相談員の任務)

第12条 相談員は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 相談者の立場に立って相談に応じ、相談者の意思を確認し、防止・対策委員会に申立ての内容を取り次ぐこと。
- (2) 第4項に規定する記録及び第5項に規定する報告書を作成すること。
- 2 相談員は、相談者の同意を得た上、複数で相談を行い、相談者が女性の場合には、1名は女性の相談員とすることを原則とする。
- 3 相談員は、心理的なケアを要すると認める場合には、相談者の希望に応じて保健管理センター又は学外の専門機関を紹介する。
- 4 相談員は、相談内容を記録し保管する。この場合においても、保管記録の内容については、相談者の確認を受けるものとする。
- 5 相談員は、相談のみで中断又は終了した場合、あるいは、苦情申立てを防止・対策委員会に取り次いだ場合においても、相談内容の概要と相談件数を当事者双方匿名で、定期的に防止・対策委員会に報告するものとする。
- 6 相談員は、ハラスメントに関する事態が重大で改善措置が緊急に必要であると認めた場合には、直ちに防止・対策委員会にその旨を報告しなければならない。この場合においても、相談者の意思をできる限り尊重するものとする。
- 7 相談員は、防止・対策委員会に申立ての内容を取り次いだ後も、相談者に経過を報告するものとする。
- 8 相談員は、各委員会又は相談者から求めがあった場合には、各委員会の調査等の際に相談者に付き添うことができるものとする。

(ハラスメント調査委員会の設置)

第13条 防止・対策委員会は、ハラスメントに関して相談者から苦情申立てがあったときは、防止・対策委員会の下に、当該事案に関する調査・被害救済手続を扱う非常設

的組織として、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置することができる。

- 2 防止・対策委員会は、相談者からの苦情申立てがない場合にも、ハラスメントに関する相談を行った事案について、事態が重大で制裁や改善措置が緊急に必要であると認められた場合には、当該事案に対応するために、直ちに調査委員会を設置することができる。この場合においても、相談者の意思をできる限り尊重するものとする。
- 3 防止・対策委員会は、第1項又は前項に基づき調査委員会を設置した場合には、直ちにその旨を、当該事案の当事者の所属部局長等に連絡するとともに、当該事案の当事者にも通知するものとする。

（調査委員会委員長）

第14条 調査委員会に委員長を置き、防止・対策委員長が指名する。

（調査委員会の組織）

第15条 調査委員会委員長は、防止・対策委員会があらかじめ作成した候補者名簿から男女及び当事者双方の所属のバランスを十分考慮し、委員を2名以上指名する。

- 2 調査委員会委員の任期は、当該事案に関する任務が終了するまでとする。
- 3 調査委員会委員は、複数の事案について委員を兼任することを妨げない。
- 4 調査委員会委員に弁護士等を加えることができる。
- 5 選任された調査委員会委員について、申立人から不服が申し立てられた場合には、防止・対策委員会は、その不服について検討しなければならない。

（調査委員会の任務）

第16条 調査委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 当該事案に関する事実調査を行い、速やかに事実関係を明らかにすること。
- (2) 事実調査の結果及びそれに基づく事実認定に関する意見を、防止・対策委員会に報告すること。

（当事者への通知等）

第16条の2 防止・対策委員会は、調査委員会の調査結果に基づき結論を出したときには、速やかにその内容を文書で当事者に通知し、説明をしなければならない。

- 2 当事者は、前項の説明の内容に不服があるときは、説明を受けた日から2週間以内に理由を付した文書により防止・対策委員会へ不服申立てを行うことができる。
- 3 防止・対策委員会は、前項の不服申立てがあった場合、その妥当性について審議し、次に掲げる措置をとるものとする。
 - (1) 不服申立てが妥当であると判断される場合 調査委員会による再調査並びに第1項に定める通知及び説明
 - (2) 不服申立てが妥当でないとして判断される場合 不服申立て不受理の決定
- 4 前項第1号の再調査は、原則として不服申立てが妥当であると判断された日から1ヶ月以内に行うものとする。

5 第3項各号に掲げる措置に対する再度の不服申立ては認めないものとする。

(特例としての緊急避難措置)

第17条 防止・対策委員会委員長は、相談者からの正式な苦情申立ての有無に関わらず、相談員から事態が重大で改善措置が緊急に必要なとの報告を受けた場合には、調査委員会による報告を待たずに、委員会名で当事者双方の所属部局長等に対し、緊急避難措置勧告をすることができる。この場合においても、相談者の意思をできる限り尊重するものとする。

(ハラスメント調停委員会の設置)

第18条 相談者が、当事者の話し合いによる解決を求めた場合、防止・対策委員会は、ハラスメント調停委員会（以下「調停委員会」という。）を設置することができる。

(調停委員会の組織)

第19条 調停委員会委員は、3名とし、防止・対策委員会があらかじめ作成した候補者名簿から同委員会が指名する。当事者の相談に関与した者は、委員になることができない。

(調停委員会の任務)

第20条 調停委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 当該申立てに係る当事者の話し合いが円滑に進むよう、立会いのもと援助すること。
- (2) 当該申立てに係る当事者に調停案を提示すること。
- (3) 当該申立てに係る当事者の調停が成立したときは、合意文書で確認するとともに防止・対策委員会に報告すること。
- (4) 調停が不成立の場合には、防止・対策委員会に報告すること。

(相談者又は申立人の意思及び主体性の尊重)

第21条 ハラスメントに関する相談から苦情申立てまでの全ての段階において、相談者又は申立人の意思はできる限り尊重されなければならない。相談員及び委員は、解決策を押し付けたり、誘導したりすることのないよう留意しなければならない。

(相談員等の守秘義務及びプライバシーの保護等)

第22条 相談員及び各委員会委員は、任期中及び退任後においても、任務において知りえた事項について他に漏らしてはならない。

- 2 相談員及び委員は、相談者、当事者及び関係者の名誉及びプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう、慎重に行動しなければならない。
- 3 ハラスメントに関する相談及び苦情申立てにおいて、相談者、当事者及び関係者が希望する場合には、当該希望者本人については、匿名扱いとする。ただし、被申立人あて文書については、この限りではない。

(不利益な取り扱いの禁止)

第23条 学長、部局長及びその他の職員は、相談若しくは当該被害救済手続への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした職員又は学生に対し、そのことをもって不利益な取り扱いをしてはならない。

(部局長の責務)

第24条 部局長は、当該部局におけるハラスメントの防止に努めるものとする。

2 部局長は、防止・対策委員会から、ハラスメントに関する被害の救済及び環境の改善のためにとるべき措置その他個別の事案への対応策について勧告を受けた場合は、それに適切に対応しなければならない。

3 部局長は、再発防止のため改善措置を講じ、学長及び防止・対策委員会に報告するものとする。

(事務)

第25条 各委員会及び相談室に関する事務は、総務部人事課及び学務部学生総合支援課において処理する。

(その他)

第26条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(国立大学法人東京農工大学セクシャルハラスメント等の防止に関する規程の廃止)

第2条 国立大学法人東京農工大学セクシャルハラスメント等の防止に関する規程(16 経教規程第31号)は、廃止する。

(国立大学法人東京農工大学職員苦情相談規程の一部改正)

第3条 国立大学法人東京農工大学職員苦情相談規程(16 経教規程第42号)を次のように改める。

第1条中「セクシュアル・ハラスメント等」を「ハラスメント」に、「国立大学法人東京農工大学セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規程」を「国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程」に改める。

附 則(平成19年10月22日 19 教規程第32号)

この規程は、平成19年10月22日から施行する。ただし、第3条第2項の規定中、女性キャリア支援・開発センターについては平成18年9月1日から、キャリアパス支援センターについては平成19年8月1日から適用する。

附 則(平成20年4月28日 20 規程第18号)

この規程は、平成20年4月28日から施行し、平成20年4月1日から適用する。ただし、第3条2項の規定中、学生活動支援センターについては平成19年11月1日から適用する。

附 則(平成20年6月1日 20教規程第29号)

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成20年12月1日 20教規程第67号)

この規程は、平成20年12月1日から施行し、平成20年11月1日から適用する。

附 則(平成21年2月23日 21教規程第3号)

この規程は、平成21年2月23日から施行し、平成21年2月1日から適用する。

附 則(平成21年4月1日 21教規程第5号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年7月6日 21教規程第23号)

この規程は、平成21年7月6日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

附 則(平成22年4月1日 22教規程第20号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日 23教規程第10号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日 24教規程第2号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月1日 24規程第39号)

この規程は、平成24年10月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成26年4月1日教規程第10号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日規程第42号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規程第4号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 10 月 14 日規程第 31 号)

この規程は、平成 28 年 10 月 14 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

国立大学法人東京農工大学 ハラスメント防止及び対策ガイドライン (平成 29 年 1 月 1 日改正)

1. ハラスメント防止に向けて

東京農工大学は、個人の尊厳（人権）と学問の自由を損なういかなるハラスメントも許容せず、教育・研究及び就労環境の整備に努めていくことを宣言します。

そこで、まず東京農工大学ハラスメント防止及び対策ガイドラインを作成しました。これに基づき、これまでのセクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規程を改め、東京農工大学ハラスメント防止及び対策等に関する規程を定め、各種のハラスメントの防止と被害者の迅速な救済を目的にハラスメント防止・対策委員会を発足させ、相談と同委員会への苦情申立ての問題解決取次ぎ専門機関としてハラスメント相談室を開設しました。

ハラスメント相談室では、専門のハラスメント相談員がハラスメントを受けた悩みや気持ちを受け止め、今後の行動指針と支援を得る方策をアドバイスします。個人のプライバシーに十分配慮しながら相談者の立場に立って相談と苦情申立ての取次ぎに応じます。また、相談後の対応プロセスのすべてに相談者の意思を尊重します。今回の改正では、ハラスメント防止・対策委員会による調停制度を新設したほか、正式の救済措置もあります。相談員が申立て、問題解決処理を取り次ぎますのでご相談下さい。ハラスメント被害や苦情申立ての相談を受けた教職員や関係者の方へのアドバイスも行います。

匿名での相談や訴えに対しては、原則的に苦情処理や調査は行わず、当事者双方匿名で内容と件数のみハラスメント防止・対策委員会に報告して啓発活動に用います。

相談後の流れ（対応・措置の過程）の概要は、ハラスメント対応フロー図を、ハラスメント防止に関する諸規則は、東京農工大学ハラスメント防止及び対策等に関する規程をご覧ください。このガイドラインをすべての大学構成員が読んで、意識改革と今後の行動指針に活用されることを強く望みます。

2. ハラスメントの定義

東京農工大学は、ハラスメントを、「差別意識に基づき、あるいは権力関係を用いて、不適切な言動を行い、これによって相手に精神的・身体的な面を含めて、修学・研究や職務遂行に関連して不利益や損害を与えること」と定義します。

ハラスメントに特徴的なこととしては、その行動が不快で、屈辱的で、敵意に満ち、脅迫的であると、受け手に見えるか感じられること、若しくは理性的な第三者によってそのように見なされることにあります。

ハラスメントの例はおよそ次のようなものです。差別的な言動、執拗ないじめ・嫌がらせ・からかい、性格や容姿に関する不快なコメント、持続的で不合理な批判、罵倒、又は性的な好意や行為と引き換えに報酬（単位認定、推薦、昇進など）の約束をしたり、必要な指導や支援を拒否し、脅迫したりすることなどが挙げられます。

なお、行為者がどんなつもりでそれを行ったかはハラスメントを構成する要件ではありません。

3. ハラスメントの種類とハラスメントになり得る言動の具体例

性別による差別的言動をはじめとして、人種、民族、身分、出生地、出身校又は障害や病気による差別、上下関係や権力関係を背景にした、いじめや各種服従の強要のない大学キャンパスをつくるには、すべての構成員がお互いの人格と相手の文化的背景を尊重する意識を持ち、ハラスメントは相手の人格権を意識的・無意識的に侵害し、時に深刻な心身の健康障害をもたらすものであるとの認識が必要です。たとえば、ある人にとってハラスメントと感じなくても、出身国が異なる人同士の関わりの中で社会・文化・宗教的な差異があるときには、それがハラスメントとして受け取られることもあるのです。

1) セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントは、性差別の一形態とみなされる人権侵害です。学問、労働、社会的状況へ性的なコメントや活動を不適切に持ち込むという特徴があり、しばしば対等の立場にない人々の間で生じます。もしそこに権限のある、又は信頼される立場の濫用があるならば、明確な利益、不利益の提示がなくても、大学は重大なセクシュアル・ハラスメントとみなします。

また、性的指向性について差別的発言を行うこともセクシュアル・ハラスメントとなります。

ある言動がセクシュアル・ハラスメントにあたるかどうかは、あくまでも相手の受けとめ方（「不快」と感じるかどうか）によるのであって、その言動を行う者の感覚で判断されるものではないことに注意してください。

<刑事犯罪>

強姦や性的暴行、ストーカー、痴漢、覗きや盗撮行為は、刑事犯罪あるいは迷惑防止条例違反相当行為です。ハラスメント相談員は、必要な手続きや心身のケアに関する助言、緊急避難措置などの支援を行うことができます。

2) 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントは、職場において、上司や同僚が、教職員の妊娠・出産及び育児・介護等に関する制度等の利用に関する言動により教職員の就業環境を害することや、妊娠・出産等に関する言動により女性教職員の就業環境を害することです。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する否定的な言動は、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの発生の原因や背景になることがありますので、このような言動を行わないよう注意してください。

なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものについては、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントには該当しません。

また、妊娠・出産する教職員、育児・介護等に関する制度等を利用する教職員の側においても、ハラスメントに係る言動を受けないために、制度等の利用ができるという知識を持つとともに、周囲と円滑なコミュニケーションを図りながら自身の体調や制度等の利用状況等に応じて適切に業務を遂行していくという意識を持つ必要があります。

※学生の妊娠・出産についても、同様の認識が必要です。

3) 人種・民族ハラスメント

人種・民族ハラスメントは、人種差別の一形態とみなされ、許容されるものではありません。大学は、人種、民族、国家的な背景を根拠にした屈辱的で攻撃的ないかなる行為や表明も、またこのような行為への参加を扇動することもハラスメントとみなします。

4) アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントは、「大学の構成員が権力関係をもとにして、不適切な言動を行い、これによって相手に精神的・身体的な面を含めて、学修・研究や職務遂行に関連して不利益・損害を与えること」です。（「アカデミック・ハラスメント」防止等対策のための5大学合同研究協議会報告書に準拠）

ただし、同じような言動であっても、その背景及び様々な状況によってアカデミック・ハラスメントであったり、そうでなかったりすることがあります。

アカデミック・ハラスメント問題の解決までには、適正な教育研究指導や職権行使と権力の濫用の間の線引きが難しく、定義もあいまいであり、デリケートな問題を含むため困難な作業が伴います。しかしこの種の相談が全国的に、特に理系学部・大学院において急増しており、被害者救済と教育環境改善のためハラスメントとして一括した対応が求められています。

ハラスメントは、安心して安全な教育を受け、研究し、快適な環境で就労する権利を奪

う人権侵害行為です。したがって、特に指導的立場にある人は、このことをしっかりと認識して学生や部下の信頼を裏切る行為は厳に謹み、良好な教育・研究・就労環境をつくるよう努めてください。

5) パワー・ハラスメント（職場のパワー・ハラスメント）

パワー・ハラスメントは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為です。なお、上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間など職務上の地位に限らず、人間関係や専門知識など様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。（内容によっては、部下から上司など下位の者から上位の者へ行われることもありえます）（厚生労働省「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議WG」報告書に準拠）

6) アルコール・ハラスメント

アルコール・ハラスメントは、一気飲みの強要や、酒席でノンアルコールを用意しなかったり、お酌を強要したり、体質的に飲めない人に飲酒を強要したりすることです。

7) その他のハラスメント

喫煙、メール、電話等によるハラスメントもあります。

4. ハラスメントにあったとき

1) ハラスメントを受けていると感じたなら、もし少しでも可能ならば言葉と態度で自分はそのような行動を「望んでいない」、「受け入れられない」、「不快である」とはっきりと伝えましょう。勇気を出して拒絶し、意思を明確に相手に伝えることが大切です。しかし、「ノー」と言えない場合もあるでしょう。（そこにハラスメントの特徴があります。）周囲の人に話して助けてもらうことも必要です。あなたが悪いと感じたり、それに耐えなければならぬと感じたりしてはなりません。

2) 手紙や書状、電子メールの方が伝えやすいかもしれません。（コピーをとっておいてください。）これだけでハラスメントを止めさせるのに十分な場合もあります。

3) 「ノー」と言ったため指導を拒否されたり、嫌がらせがひどくなったりしたら困ると思うかも知れません。もし相手がそのような態度に出たら、そのことを記録し、ハラスメント相談室を利用してください。大学はそのようなハラスメントを許しません。

あなたを悩ます問題に関するどんな出来事も詳細に記録したり、日記をつけたりすることは大切です。とりわけ相手に話すことができないと感じたり、話したあとにもそのハラスメントが持続したりするときはそうです。

その記録や日記に、いかにその行為があなたの学生生活や学問・研究活動、仕事や社会生活を変えてしまったか、あるいは心身の健康を損なってしまったかの詳細を書いておいてください。

4) これらの対応が自分でうまくできない場合、あるいはハラスメントが止まない場合は、ハラスメント相談員に相談・苦情申立てを行ってください。

5. ハラスメント相談、相談窓口、その後の対応（「対応のフロー図」を参照）

ハラスメント相談員（以下、相談員）は、特別の研修を積んだ専門家である本学の常勤・非常勤のカウンセラーです。

自分ひとりで行きにくい場合は、誰かに付き添ってもらってください。相談者の立場に立ってじっくり話を聞きながら、事態を理解し整理することを手助けし、今後の対処の方針や解決方法を自分自身で意思決定をするための相談に応じます。必要な場合には、カウンセリングや医療の専門家を紹介します。相談者の希望に応じて苦情申立ての取り次ぎを行い、

問題解決への道筋を示します。相談員は、相談者の名誉とプライバシーを守ります。

問題を解決するための方法には、相手への注意や警告のほか、事実関係の調査、調停（当事者間の話し合い）、勧告、制裁などの強制的な措置があります。これらは正式の手続きを経てできるだけ迅速に行いますが、いずれの場合も、あくまで相談者本人の意思を十分に確認してから行います。またどの段階でも、苦情申立てなどの手続きを取り下げることができます。

苦情申立てがなされた時点で（相談の途中であっても）ハラスメントの疑いのある行為が継続し深刻な心身の障害をきたしているなどの緊急性が認められる場合は、ハラスメント防止・対策委員会は、臨時措置として当事者双方の所属部局長等に対し、緊急避難措置を勧告することができます。

ハラスメント相談のみで解決終了する場合があります。すべての相談が加害者（以下、被申立人）の調査、報告、処分につながるわけではありません。あなたの相談、苦情申立て後の対応のすべての過程で、相談者の意思を最大限尊重し、プライバシー保護に万全を期します。相談者の了承なくして個人情報が開示されることはなく、情報は相談者を守る関係者のみに開示され、またすべての調査は秘密が保持されます。

相談員以外の教職員が相談を受けた場合には、相談者の同意の上で具体的事項を相談窓口へ報告するものとしています。また、相談員は相談を受けた教職員又は学生への助言も行います。

大学は、ハラスメントの訴えを重大問題として扱います。したがって、事実に基づかない虚偽の訴えや悪意に基づく根拠のない誹謗中傷はしてはいけません。

相談日時、相談室の場所等の詳細については、学内掲示板や大学ホームページに記載されています。メール、電話、手紙での相談も受け付けております。

○ハラスメント相談窓口

相談日時、相談室の場所は以下のとおりですが、詳細については、本学ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

<http://www.tuat.ac.jp/~jinjika/sekuhara/soudansitsu.htm>

◎相談用メールアドレス(両キャンパス共通)：sa-sodan@cc.tuat.ac.jp

(利用の際は、全角@マークを半角に、前後の空白を詰めて下さい。)

◎府中キャンパス相談室

場 所：農学部本館1階

相談日時：毎週1回、原則として火曜日又は木曜日 午前 9:00~12:00

電話番号：042-367-5536(学内からは内線 5536)

※電話は相談日時のみお受けしております。

◎小金井キャンパス相談室

場 所：工学部中央棟5階

相談日時：毎週1回、原則として水曜日又は金曜日 午前 9:00~12:00

電話番号：042-388-7018(学内からは内線 7018)

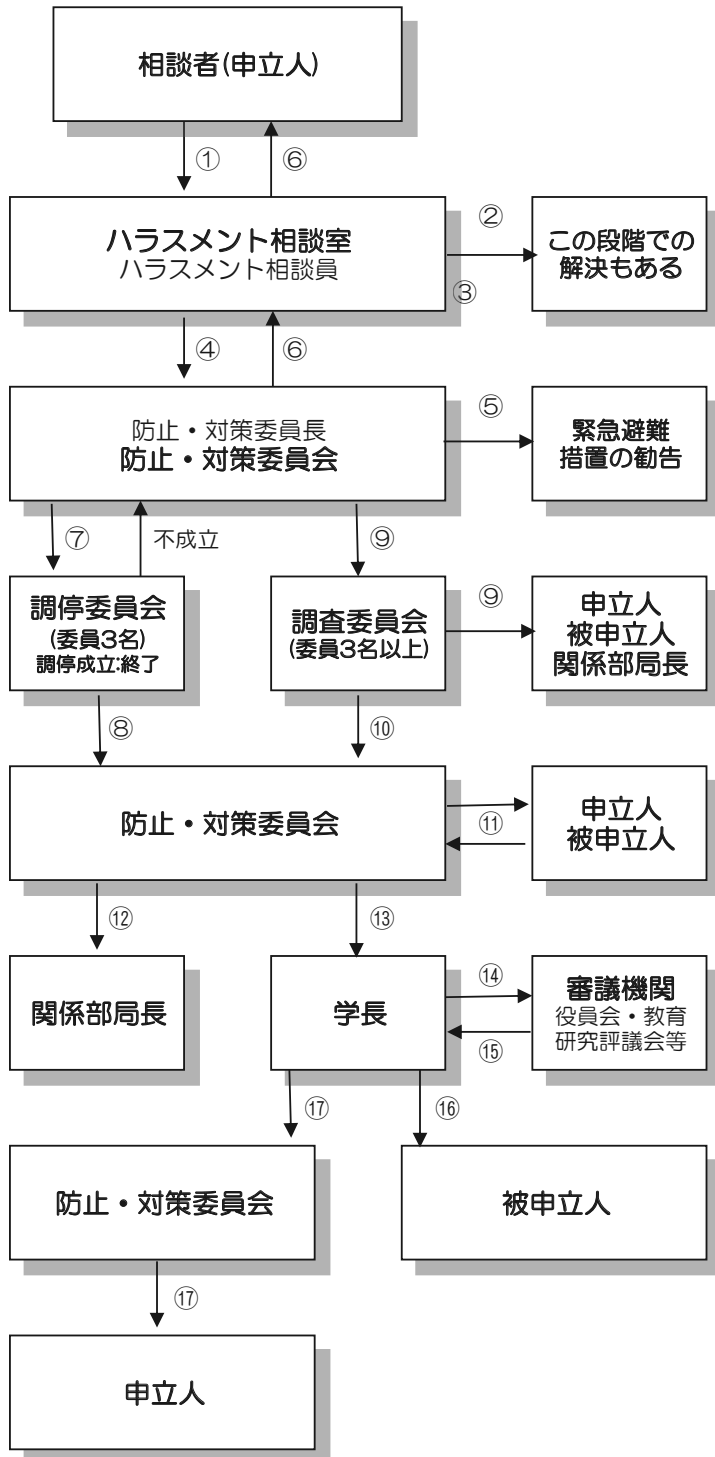
※電話は相談日時のみお受けしております。

メール又は電話にて相談員と面談の約束が行えます。

ハラスメント相談日時以外の時間帯は、他の「学生相談」や「進路・就職相談」が行われておりますので、メールにて連絡先及び連絡可能な時間帯をご連絡下さい。

折り返し、相談員より連絡を致しますが、速やかに対応できない場合がありますので、その際はご容赦下さい。

東京農工大学ハラスメント対応のフロー図 (平成24年4月1日改正)



- ① ハラスメント相談室ではハラスメントの相談・訴えに応じます。
- ② この段階での解決もあります。相談者は、どの段階でも申立てを取り下げることができます。
- ③ 相談員はプライバシーなどの人権を尊重しつつ、事情を聞き取り、申立ての意思を確認します。
- ④ 相談者の申立てを防止・対策委員会へ取り次ぎます。
- ⑤ 救済手段として委員長判断により緊急避難措置を勧告する場合があります。
- ⑥ 不受理と判断した場合は、相談者及び相談員へ文書にて通知し、併せて説明を行います。
- ⑦ 防止・対策委員会は、申立人が調停を求めた場合は、調停委員会を設置し調停を行います。
- ⑧ 成立した調停内容を防止・対策委員会へ報告します。
- ⑨ 防止・対策委員会は必要に応じて調査委員会を設置し、当事者及び関係部局長へ通知します。
- ⑩ 調査結果を防止・対策委員会へ報告します。
- ⑪ 調査結果に基づく結論について、当事者に文書にて通知し、併せて説明を行います。当事者は2週間以内に不服申立てを行うこともできます。
- ⑫ 必要に応じて救済措置を関係部局長へ勧告します。
- ⑬ 個別の事案への対応等を行ったときは学長へ報告します。職員への懲戒処分又は訓告等並びに学生への懲戒が必要であると認めた場合は、その旨も併せて報告します。
- ⑭ 学長は、防止・対策委員会から職員への懲戒処分又は訓告等並びに学生への懲戒が相当との報告を受けた際は、対象となる被申立人の身分に応じた審議機関へ審議を依頼します。
- ⑮ 審議結果を学長へ報告します。
- ⑯ 学長は、審議機関の審議結果に基づき、職員への懲戒処分又は訓告等並びに学生への懲戒を行います。
- ⑰ 学長は防止・対策委員会に職員への懲戒処分又は訓告等並びに学生への懲戒を行ったことを通知し、防止・対策委員会はそのことを申立人へ報告します。

○東京農工大学学生懲戒規程

(平成 28 年 4 月 1 日教規程第 94 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東京農工大学学則(以下「学則」という。)第 31 条第 4 項の規定に基づき、東京農工大学(以下「本学」という。)における学生の懲戒及び教育的措置(以下「懲戒等」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「学生」とは、本学に在籍する学部学生又は大学院学生をいう。
- (2) 「部局」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第 4 条第 2 項に規定する工学府、農学府、生物システム応用科学府若しくは連合農学研究科又は同規則第 5 条第 1 項に規定する農学部若しくは工学部をいう。

(懲戒等の対象となる行為)

第 3 条 懲戒等の対象となる行為は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 犯罪行為
- (2) ハラスメント行為
- (3) 試験等の不正行為
- (4) 研究倫理に反する行為
- (5) 情報倫理に反する行為
- (6) 本学の規則等に違反する行為
- (7) その他本学の名誉・信頼を失墜させる等の学生の本分に反する行為

(懲戒の種類及び内容)

第 4 条 懲戒の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 退学 本学の学生としての身分を喪失させること。
 - (2) 停学 3 月未満の期間を定めて、又は 3 月以上で期間を定めずに、登校を禁ずること。
 - (3) 訓告 注意を与え、将来を戒めること。
- 2 停学又は訓告の処分を受けた学生は、所属する部局長(以下「部局長」という。)を経由し、学長に反省文を提出しなければならない。ただし、第 3 条第 3 号に掲げる行為により停学又は訓告の処分を受けた学生については、併せて今後の学習・研究計画も提出しなければならない。

(事案の報告及び調査等)

第 5 条 第 3 条各号に掲げる行為が発覚したときは、部局長は、速やかに学長に当該事案を報告するとともに、当該部局の関係委員会(以下「部局委員会」という。)に事実関係の調査及び当該行為に対する懲戒等の要否についての審議を付託する。

- 2 部局長は、前項の規定に基づき事実関係の調査を付託したときは、当該学生に対して調査対象となる旨を通知する。
- 3 部局長は、第1項の審議結果を受けて懲戒処分が相当と判断したときは、学長にその旨を報告するとともに、教育・学生生活委員会に懲戒処分の要否についての審議を付託する。

(自宅待機)

第6条 部局長は、教育上の配慮が求められる場合は、当該学生に対して懲戒等又はその要否が決定するまでの間、自宅待機を命ずることができる。

- 2 自宅待機の期間は、停学期間に算入することができる。
- 3 部局長は、自宅待機を命じた学生の授業科目の履修、学位論文審査の申請、大学施設の利用及び課外活動等への参加を制限することができる。

(学生懲戒委員会の設置)

第7条 教育・学生生活委員会委員長は、教育・学生生活委員会の議を経て、懲戒処分が相当と判断したときは、学生懲戒委員会(以下「委員会」という。)の設置を学長へ申し出るものとする。

- 2 学長は、前項の申出に基づき委員会の設置を決定したときは、当該懲戒処分案の審議を付託するものとする。
- 3 学長は、委員会の設置後に当該学生が休学又は退学を願い出た場合は、これを受理しないものとする。

(委員会の組織及び議事)

第8条 委員会は、理事(教育担当)及び各部局の長がそれぞれ推薦し、学長が命じた者で組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、理事(教育担当)をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 5 委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立する。
- 6 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 8 委員会は、当該事案について必要な調査を行い、懲戒処分案を審議して、懲戒処分通知書案及び懲戒処分公示案を学長へ報告する。

(委員会の解散)

第9条 委員会は、第13条に規定する不服申立てを含む当該事案の審議を終了したときに解散する。

(懲戒処分の決定)

第10条 学長は、第8条第8項の規定により委員会から報告を受けたときは、教育研究評議会の議を経て、当該学生の懲戒処分について決定し、部局長に通知する。

(懲戒処分の告知等)

第11条 懲戒処分の告知は、部局長が当該学生に懲戒処分通知書を交付して行うものとする。

2 懲戒処分の発効日は、懲戒処分通知書の交付日とする。

3 学長は、懲戒処分を行ったときは、当該学生の氏名を伏せて懲戒処分の内容及びその事由を学内に公示するものとする。

(懲戒処分に関する記録)

第12条 懲戒処分を行ったときは、当該学生の学籍簿にその処分内容を記載するものとする。

(不服申立て)

第13条 懲戒処分の告知を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他正当な理由がある場合は、懲戒処分通知書を受け取った日の翌日から起算して14日以内に、不服申立書により、学長に対して不服申立てを行うことができる。

2 学長は、前項の規定により不服申立書を受理したときは、当該不服申立てを却下する場合を除き、委員会の議を経て、速やかに再調査の要否を決定しなければならない。

3 前項の規定により、不服申立てを却下する場合又は再調査の必要がないと決定した場合は、学長は、速やかに、当該学生にその旨を通知するものとする。

4 前項の通知は、部局長が学生に不服申立審査結果通知書を交付して行うものとする。

5 第2項の規定により、再調査の必要があると決定した場合の当該事案の調査等の手続については、第8条から第12条までの規定を準用する。

6 不服申立ては、懲戒処分の効力を妨げないものとする。

(停学期間中の措置)

第14条 停学期間中の学生は、授業科目の履修、学位論文審査の申請、大学施設の利用及び課外活動等への参加をすることができない。ただし、大学施設の利用については、学長が特に必要と認めた場合は、許可することができる。

2 部局長は、停学期間中の学生に対して、面談等により更正に向けた指導を適宜行うものとする。

3 前項に規定する面談等は、必要に応じカウンセラー等の専門家の協力を得て行うことができるものとする。

4 停学期間中の休学の申出は、受理しないものとする。

(無期停学の解除)

第15条 第4条第1項第2号に規定する停学のうち、3月以上で期間を定めない停学(以下「無期停学」という。)の解除については、当該学生の反省の程度及び学習意欲等を

勘案して部局委員会が審議し、その結果を部局長及び教育・学生生活委員会に報告する。

- 2 部局長は、前項の報告を受けて学長に無期停学の解除を申し出るものとし、学長は、その可否を決定する。

(試験等の不正行為)

第16条 学生が、第3条第3号に掲げる行為により懲戒処分を受けた場合は、当該行為を行った学期に当該学生が履修した授業科目等の成績をすべて不合格とする。

- 2 前項の規定は、授業科目等の履修期間が当該行為を行った学期以外の学期を含む場合も同様とする。

(教育的措置)

第17条 部局長は、第5条第1項又は第3項の規定により当該学生が懲戒処分に相当しないと判断された場合であっても、学生の本分についての反省を促すため、当該学生に対し、次の各号に掲げる教育的措置を行うことができる。

(1) 嚴重注意 口頭又は文書により、強く反省を求めること。

(2) 注 意 口頭又は文書により、反省を求めること。

- 2 部局長は、前項各号に掲げる措置の対象となる学生に対し、反省文の提出を求めることができる。

- 3 部局長は、第1項各号に掲げる措置を行ったときは、教育・学生生活委員会及び当該部局の教授会等に報告するものとする。

(教育的措置の告知)

第18条 教育的措置の告知は、部局長が学生に対して行うものとする。

(守秘義務)

第19条 学生の懲戒等に関わった役職員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、当該役職員がその職を退いた後も同様とする。

(事務)

第20条 学生の懲戒等に関する事務は、各地区事務部の協力を得て学務部学生総合支援課が行う。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 東京農工大学学生懲戒委員会規程(平成18年18教規程第4号)及び国立大学法人東京農工大学学生に係る懲戒に関する申合せ(平成18年4月26日第18-1回学生生活委員会承認)は、廃止する。

○東京農工大学学寮規程

(平成 16 年 4 月 7 日 16 教規程第 16 号)

改正 平成 18 年 4 月 1 日 18 教規程第 16 号 平成 21 年 11 月 1 日 21 教規程第 30 号
平成 27 年 4 月 1 日規程第 42 号 平成 27 年 7 月 1 日規程第 47 号
平成 27 年 11 月 30 日教規程第 69 号 平成 28 年 7 月 25 日教規程第 28 号

(趣旨)

第 1 条 東京農工大学学則第 41 条第 3 項に規定する学寮については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において、学寮とは次の施設をいう。

- (1) 櫛寮
- (2) 楓寮
- (3) 桜寮
- (4) 檜寮

(目的)

第 3 条 学寮は、東京農工大学(以下「本学」という。)の厚生施設として学生に良好な居住及び勉学の環境を提供するとともに、共同生活を通じて充実した学生生活に資することを目的とする。

(入寮対象者)

第 4 条 学寮に入寮できる者は本学学生とし、櫛寮にあつては男子学生、楓寮及び桜寮にあつては女子学生、檜寮にあつては男子学生及び女子学生とする。

(定員)

第 5 条 学寮の定員は、次の表のとおりとする。

櫛寮	200 人
楓寮	48 人
桜寮	18 人
檜寮	111 人

(管理運営の責任者)

第 6 条 学寮の管理運営責任者は、理事(教育担当)(以下「理事」という。)とする。

(教育・学生生活委員会)

第 7 条 学寮の管理運営に関する重要事項については、教育・学生生活委員会(以下「委員会」という。)で審議する。

(入寮の願出)

第 8 条 学寮に入寮を希望する者は、入寮願に本学が指定する書類を添えて、理事に願出するものとする。

(入寮の選考及び許可)

第9条 入寮の選考及び許可は、別に定める選考基準に基づき、委員会の議を経て理事が行う。

(在寮期間)

第10条 在寮期間は、別に定める期間とする。ただし、修業年限(大学院生にあつては標準修業年限)を超えることはできない。

(入寮手続及び許可の取消し)

第11条 入寮の許可を受けた者は、所定の期限内に入寮手続きをしなければならない。

2 入寮の許可を受けた者で、前項に定める手続きを完了しないときは、許可を取り消すことがある。

3 入寮の許可を受けた者で、第8条に規定する必要書類の内容に虚偽の事実が判明したときは、許可を取り消すことがある。

(寄宿料及び共益費)

第12条 寮生は、国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程(以下「諸料金規程」という。)に定める寄宿料及び共益費を毎月10日までに財務部経理調達課に納入しなければならない。ただし、楓寮の寮生は共益費の納入を要しない。

2 入寮の日又は退寮の日が月の中途であっても、その月の寄宿料及び共益費は1ヶ月分を納入しなければならない。

3 削除

4 納付済の寄宿料及び共益費は、これを返還しない。

(退去時清掃費の負担)

第12条の2 寮生は、前条に定める寄宿料及び共益費のほか、諸料金規程に定める退去時清掃費を納入しなければならない。ただし、楓寮の寮生は納入を要しない。

2 退去時清掃費は、入寮の日の属する月に係る寄宿料を納入するときに財務部経理調達課に納入しなければならない。

3 納付済の退去時清掃費は、これを返還しない。

(光熱水料等の経費の負担)

第13条 寮生が私生活のために使用する光熱水料等の経費は、寮生の負担とする。ただし、樺寮及び桜寮に係る本経費は、各居室で使用した分とする。

2 寮生は、前項に定める経費を毎月所定の日までに財務部経理調達課に納入しなければならない。

(施設の保全等)

第14条 寮生は、居室、共用施設及びその他の施設・設備の保全に留意し、常に正常な状態で使用しなければならない。

2 寮生は、保健衛生、防火及び災害防止等に留意し、快適な環境の保持に努めなければならない。

- 寮生は、故意又は重大な過失により施設・設備を滅失、毀損又は汚損したときは、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(退寮手続)

第15条 寮生が退寮を希望するときは、事前に理事に退寮願を提出し、その承認を受けなければならない。

- 前項の承認を受けようとする者は、事前に居室の施設・設備及び備品などを原状に回復し、理事の指定する者の点検を受けなければならない。
- 前項の規定は、次条各号の規定により退寮を命ぜられた者についても適用する。

(退寮措置)

第16条 理事は、寮生が次の各号の一に該当したときは、速やかに退寮を命ずるものとする。ただし、第4号から第7号までのいずれかの事由により退寮を命じようとする場合には、あらかじめ委員会の議を経るものとする。

- 本学学生を失ったとき。
- 第10条に規定する在寮期間を超えてもなお居住しているとき。
- 3か月以上にわたり寄宿料及び共益費又は光熱水料等の経費の納入を怠ったとき。
- 停学を命ぜられた者で、退寮処置を必要とするとき。
- 長期の休学者及び留学者で、在寮が不相当と認められるとき。
- 疾病等保健衛生上、寮生活に不相当と認められるとき。
- 寮内で風紀・秩序を乱す行為があったとき。

(寮生以外の者の宿泊禁止)

第17条 学寮には、寮生以外の者を宿泊させてはならない。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会の議を経て理事が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成18年4月1日 18教規程第16号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年11月1日 21教規程第30号)

- この規程は、平成21年11月1日から施行する。
- 平成21年10月31日現在入寮の許可を得ている者は、施行日においても入寮許可を受けているものとして取り扱うものとする。
- 平成21年10月31日現在入寮の許可を受けている者の在寮期間は、その者がすでに認められた在寮期間とする。

- 4 平成21年11月1日現在に入寮の許可を得ている者のうち、二人で櫛寮の一居室を使用することを希望する者がいるときは、第5条に規定する定員数にかかわらず、副学長はこれを許可することができる。
- 5 副学長は、この規程の施行日に入寮の許可を受けている者のうち、平成22年4月に本学大学院に進学する者が引き続き在寮を希望する場合は、これを認めることができるものとし、その在寮期間は第10条に定めるところによる。
- 6 この規程の施行日に入寮の許可を受けている者のうち、平成22年3月25日までに退寮する者については、改正後の第12条の2の規定にかかわらず退去時清掃費は徴収しないものとする。

附 則(平成27年4月1日規程第42号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月1日規程第47号)

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成27年11月30日教規程第69号)

この規程は、平成27年11月30日から施行し、平成27年4月1日以降の入寮者から適用する。

附 則(平成28年7月25日教規程第28号)

この規程は、平成28年7月25日から施行する。

○東京農工大学国際交流会館規程

(平成16年4月7日16経教規程第23号)

改正 平成17年6月29日 17経教規程第34号 平成18年4月1日 18経教規程第5号
平成27年7月1日規程第47号 平成28年4月1日規程第6号

(設置)

第1条 東京農工大学(以下「本学」という。)に、東京農工大学国際交流会館(以下「会館」という。)を置く。

2 府中地区に府中国際交流会館を、小金井地区に小金井国際交流会館を設ける。

(目的)

第2条 会館は、本学に在学する外国人留学生(以下「留学生」という。)及び本学において研究に従事する外国人研究者等(以下「研究者」という。)の居住の用に供するとともに、諸外国との教育研究上の交流に寄与することを目的とする。

(職員)

第3条 会館に、館長その他必要な職員を置く。

2 館長は、本学の役員又は職員のうちから学長が指名する。

3 館長は、会館の管理運営に関する業務を掌理する。

(委員会)

第4条 会館の管理運営に関する重要事項は、国際交流委員会(以下「委員会」という。)で審議する。

(会館運営協力者)

第5条 会館に入居を許可された者(以下「入居者」という。)の生活上の諸問題について相談に応ずるとともに助言を行うため会館運営協力者を置くものとする。

2 会館運営協力者は、本学職員の中から館長が委嘱する。

(入居資格)

第6条 会館に入居できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 留学生並びにその配偶者及び子女

(2) 研究者(本学に在留する期間が原則として1か月以上の者)並びにその配偶者及び子女

(3) その他館長が適当と認める者

(入居期間)

第7条 入居期間は、1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、館長がやむを得ない事情があると認めた場合には、1年以内の期間に限り入居期間の延長を許可することができる。

(入居申請)

第8条 会館に入居を希望する者は、入居許可申請書により、所属部局の長を経由して館長に申請し、許可を受けなければならない。

(入居希望者の選考及び許可)

第9条 館長は、前条の申請があったときは、委員会委員による選考委員会の選考を経て入居を許可する。

(入居手続)

第10条 入居を許可された者は、速やかに所定の手続きをとらなければならない。

(寄宿料等)

第11条 入居者は、別に定めるところにより、留学生にあつては寄宿料を、研究者にあつては使用料を、毎月所定の期日までに納付しなければならない。

2 既納の寄宿料又は使用料は、返還しない。

3 入居者は、寄宿料又は使用料のほか、別に定めるところにより、生活に必要な電気、ガス、水道料及びその他の経費(以下「光熱水料等」という。)を毎月所定の期日までに納付しなければならない。

(施設保全)

第12条 入居者は、会館の施設・設備、備品等の保全に留意しなければならない。

(損害賠償)

第13条 入居者が故意又は重大な過失により、施設・設備、備品等を破損、滅失又は汚損したときは、速やかに館長に届け出るとともに、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(入居許可の取消)

第14条 館長は、入居者が次の各号の一に該当するときは、委員会の議を経て入居の許可を取り消すことができる。

(1) 会館の管理運営に重大な支障を与えたとき。

(2) 入居許可申請等に虚偽があったとき。

(3) 寄宿料又は使用料及び光熱水料等を納付しないとき。

(4) 前条の損害賠償の義務を履行しないとき。

2 前項の規定により入居許可を取消された者は、2週間以内に退去しなければならない。

(退去)

第15条 入居者は、入居資格を失ったとき及び入居期間が満了したときは、所定の退去届を館長に提出し速やかに会館から退去しなければならない。ただし、特別な理由があるときは退去の猶予を認めることがある。

(事務)

第16条 会館に関する事務は、学務部国際交流課において行う。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、会館の管理運営に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規程は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年6月29日 17経教規程第34号)

この規程は、平成17年6月29日から施行し、平成17年5月1日から適用する。

附 則(平成18年4月1日 18経教規程第5号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月1日規程第47号)

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規程第6号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

○東京農工大学農学部教育規則

(平成 16 年 4 月 1 日 16 農教規則第 3 号)

改正 平成 18 年 4 月 1 日 18 農規則第 3 号 平成 19 年 4 月 1 日 19 農規則第 1 号
平成 20 年 4 月 1 日 20 農規則第 2 号 平成 21 年 1 月 26 日 21 農規則第 1 号
平成 22 年 4 月 1 日 22 農教規則第 2 号 平成 24 年 4 月 1 日 24 農教規則第 2 号
平成 26 年 4 月 1 日 農規則第 1 号 平成 27 年 4 月 1 日 農規則第 4 号
平成 27 年 7 月 1 日 規程第 48 号 平成 28 年 4 月 1 日 農規則第 2 号
平成 29 年 4 月 1 日 農規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 東京農工大学農学部(以下「学部」という。)における教育課程その他必要な事項については、東京農工大学学則(以下「学則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(教育課程の内容及び履修方法)

第 2 条 各学科ごとの教育課程の内容及び履修方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 全学共通教育科目については、別表(1)(共同獣医学科は除く。)、別表(2)(共同獣医学科は除く。)及び別表(3)(共同獣医学科に限る。)

(2) 専門科目のうち学科専門科目については、別表(4)

(3) 専門科目のうち学部共通専門科目については、別表(5)(共同獣医学科は除く。)

2 前項の授業科目の年次別編成は、別に定める。

3 学則第 98 条第 2 項に定める自由選択単位については、別に定める。

第 2 条の 2 博物館学芸員資格を取得しようとする者のために、博物館に関する授業科目を開設する。

2 博物館に関する授業科目の名称及び単位数並びに履修については、別表(6)のとおりとする。

第 2 条の 3 学科に特定の教育目的に応じて、第 2 条第 1 項に定める授業科目のうちから所定の授業科目を配置したプログラム等(以下「教育プログラム等」という。)を開設することができる。

2 教育プログラム等について必要な事項は、別に定める。

第 3 条 履修しようとする授業科目については、各学期の授業開始後 2 週間以内に履修届書を学部長に提出しなければならない。

2 他の学部の授業科目(講義によるものに限る。)を履修しようとする者は、学部長を経て、当該他の学部長に願い出て、その許可を得なければならない。

3 前条第 1 項第 3 号別表(5)により履修し修得した単位並びに他学科、他学部及び他大学等において履修し修得した単位については、学則第 98 条第 2 項に規定する自由選択単位として卒業に必要な単位数に算入することができる。

4 削除

- 5 本学大学院の農学府(開放科目を設ける専攻に限る。)、工学府及び生物システム応用科学府の授業科目を履修しようとする者(3年次編入学生を除く。以下、次項において同じ。)は、学部長を経て、当該学府長に願い出て、その許可を得なければならない。
- 6 前項に定めるもののほか、大学院の授業科目の履修について必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等)

第4条 学則第99条第4項の規定により、入学前の既修得単位等の認定を受けようとする者は、入学時に学部長に願い出なければならない。

- 2 認定の対象となる授業科目は、学則第88条から第90条までの規定による再入学、転入学及び編入学の場合を除き、全学共通教育科目、学科専門科目及び学部共通専門科目とし、認定単位数は別に定める。

(卒業論文の提出時期、審査の方法等)

第5条 学則第100条に定める卒業論文を履修する者は、各学科の定める日までに、当該卒業論文を指導教員に提出しなければならない。

- 2 削除

- 3 提出された卒業論文については、各学科においてそれぞれ審査を行い、指導教員が成績を評価し、その合格者には所定の単位を与える。

(修業年限を超える者の卒業)

第6条 修業年限を超えて在学する者の卒業認証については、別に定める。

(入学の出願手続)

第7条 学則第18条及び第88条から第90条までの規定により入学、再入学、転入学及び編入学を志願する者の入学願書は、学部長を経て、学長に提出しなければならない。

(転学部)

第8条 学則第93条第2項の規定により、転学部をしようとする者は、1月末日までに志望の学部、学科を記載した転学部願書に次の各号に掲げる書類を添付して学部長を経て学長に提出しなければならない。

- (1) 学部長の発行する転学部出願許可書
- (2) 既修科目の成績証明書
- (3) 人物調査書
- (4) 履歴書
- (5) 健康診断書

(転学科)

第9条 学則第93条第2項の規定により転学科をしようとする者は、1月末日までに志望学科を記載した転学科願書を学部長を経て学長に提出しなければならない。

(転学部、転学科する者の単位、修業年限の取扱い)

第10条 前2条の規定により、転学部又は転学科を願い出た者についてその許可をしようとする時は、教授会の議を経て、その者の既修科目の全部又は一部を認定するとともに、転学部又は転学科の後に履修しなければならない授業科目、単位数及び修業すべき年限を定める。

(他の大学への入学又は転入学)

第11条 学則第24条第2項の規定による許可を受けた者が、他の大学へ入学又は転入学する場合は、入学又は転入学年度の前年度末限りで退学しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、施行後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年4月1日 18農規則第3号)

この規則は、平成18年4月1日から施行し、平成18年4月に1年次に入学した学生から適用する。

附 則(平成19年4月1日 19農規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日 20農規則第2号)

この規則は、平成20年4月1日から施行し、第2条第1項第4号を削る改正規定、別表(2)及び別表(3)地域生態システム学科の表の一部を変更する改正規定は、平成20年4月に1年次に入学した学生から適用する。

附 則(平成21年1月26日 21農規則第1号)

この規則は、平成21年1月26日から施行し、第2条の3を加える改正については平成18年4月1日から、別表(3)に係る改正については平成21年4月に1年次に入学した学生から適用する。

附 則(平成22年4月1日 22農教規則第2号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、施行後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成24年4月1日 24農教規則第2号)

- 1 この規則は平成24年4月1日から施行する。

- 2 平成 24 年 3 月 31 日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については施行後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日農規則第 1 号)

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日農規則第 4 号)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 7 月 1 日規程第 48 号)

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日農規則第 2 号)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 4 月 1 日農規則第 2 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日以降に入学した学生から適用する。

別表(1)(第2条関係)

全学共通教育科目

区分	授業科目	単位数	生物生産学科	応用生物学科	環境資源学科	地域生態システム学科	共同獣医学科	
大学導入科目	農学基礎ゼミ	1.5	◎	◎	◎	◎	◎	
	自校教育	MORE SENSE 入門	0.5	◎	◎	◎	*	
	持続可能な地球のための科学技術	科学史	2					-
		産業史	2					-
		農業史	2					-
		食料・環境問題	2	この区分から6単位以上を修得すること	この区分から6単位以上を修得すること	この区分から6単位以上を修得すること	この区分から6単位以上を修得すること	-
		技術者倫理	2					-
		知的財産権論	2					-
	生命倫理	2					-	
	自然保護文化論	2					-	
共生人文社会科学	現代倫理論	2					-	
	現代宗教論	2					-	
	多文化共生論	2					-	
	ジェンダー論	2					-	
	共生社会政策論	2					-	
	国際平和論	2					-	
	共生人文社会科学A	哲学	2	「共生人文社会科学A」2単位以上、「共生人文社会科学B」4単位以上、「人間と文化」2単位、「社会の構造」2単位を含めて8単位以上を修得すること。	「共生人文社会科学A」2単位以上、「共生人文社会科学B」4単位以上、「人間と文化」2単位、「社会の構造」2単位を含めて8単位以上を修得すること。	「共生人文社会科学A」2単位以上、「共生人文社会科学B」4単位以上、「人間と文化」2単位、「社会の構造」2単位を含めて8単位以上を修得すること。	「共生人文社会科学A」2単位以上、「共生人文社会科学B」4単位以上、「人間と文化」2単位、「社会の構造」2単位を含めて8単位以上を修得すること。	-
		文学・芸術学	2					-
		心理学	2					-
		教育学	2					-
共生人文社会科学B	日本国憲法	2					-	
	経済学	2					-	
	社会学	2					-	
	歴史学	2					-	
リテラシー科目	英語	Integrated English	1	◎	◎	◎	◎	
		Paragraph Writing	1	◎	◎	◎	◎	
		English Discussion	1	◎	◎	◎	◎	
		Essay Writing	1	◎	◎	◎	◎	
		English Presentation	1	◎	◎	◎	◎	
	英語	English Reading	1	◎	◎	◎	◎	
		English Exam Preparation Course	1					
		Academic Reading	1					
		Academic Communication	1					
		必須を含め6単位以上を修得すること。						
リテラシー科目	第2外国語	ドイツ語入門Ⅰ	1					
		ドイツ語入門Ⅱ	1					
		ドイツ語ステップアップ	1					
		ドイツ語中級	1					
		フランス語入門Ⅰ	1					
		フランス語入門Ⅱ	1					
		フランス語ステップアップ	1					
		フランス語中級	1					
		中国語入門Ⅰ	1					
		中国語入門Ⅱ	1					
		中国語ステップアップ	1					
		中国語中級	1					
		スペイン語入門Ⅰ	1					
		スペイン語入門Ⅱ	1					
		スペイン語ステップアップ	1					
韓国語入門Ⅰ	1							
韓国語入門Ⅱ	1							
韓国語ステップアップ	1							
国際コミュニケーション演習	Communication Skills for Scientists	1	自由選択単位として卒業に必要な単位数に算入できる。	自由選択単位として卒業に必要な単位数に算入できる。	自由選択単位として卒業に必要な単位数に算入できる。	自由選択単位として卒業に必要な単位数に算入できる。	-	
スポーツ健康科学科目	スポーツ健康科学理論	2					-	
	体力学実技	1	◎	◎	◎	◎	◎	
	生涯スポーツ実技	1	◎	◎	◎	◎	◎	
日本語科目	日本語Ⅰ	2					-	
	日本語Ⅱ	1					-	
日本事情科目	日本事情Ⅰ	2					-	
	日本事情Ⅱ	2					-	

履修方法については、別表(3)を参照のこと。

◎印の授業科目は必修とす。*印の授業科目は必修ではないが履修することが望ましい。共同獣医学科における履修方法については別表(3)を参照のこと(一部の科目は卒業要件の単位数に参入できない)。

別表(2) (第2条関係)

全学共通教育科目

区分	授業科目	単位数	生物生産学科	応用生物科学科	環境資源科学科	地域生態システム学科	共同獣医学科		
全学共通教育科目	T A T I 科目	数学	線形代数Ⅰ	2	◎	◎	◎	*	
		数学	微分積分Ⅰ	2	◎	◎	◎	*	
		物理学	物理学	2	◎	◎	◎	*	
		化学	化学	2	◎	◎	◎	◎	
		生物学	生物学	2	◎	◎	◎	◎	
	T A T II 科目	数学	線形代数Ⅱ	2				-	
			数学	微分積分Ⅱ	2			2単位以上を修得すること。	-
			数学	数理統計学	2				-
		物理学	力学	2					-
			物理学	電磁気学	2			必修1単位を含めて3単位以上を修得すること。	-
			物理学	物理学実験	1		◎	◎	-
		化学	物理化学A	2					-
			物理化学B	2					-
			化学	有機化学	2			必修1単位を含めて3単位以上を修得すること。	-
			化学	無機化学	2				-
		生物学	化学	化学実験	1	◎	◎	◎	-
			生物学	生態学	2				-
			生物学	遺伝学	2				-
			生物学	微生物学	2			必修1単位を含めて3単位以上を修得すること。	◎
			生物学	生物構造機能学	2				-
		地学	生物学	生物学実験	1	◎	◎	◎	-
			地学	地学	2				-
			地学	地球環境地学	2			2単位以上を修得すること。	-
地学	地学実験	1				-			

◎印の授業科目は必修とする。*印の科目は必修ではないが履修する事が望ましい。共同獣医学科における履修方法については別表(3)を参照のこと(○印の科目は卒業要件の単位数に参入できない。)。

履修方法については、別表(3)を参照のこと。

別表(3)(第2条関係)

全学共通教育科目

区分	科目群	共同獣医学科科目	授業科目	単位数	必修	備考
全学共通教育科目	大学導入	基礎ゼミナール	農学基礎ゼミ	1.5	◎	
	スポーツ健康	スポーツ健康・基盤	体力学実技	1	◎	
		スポーツ健康・発展	生涯スポーツ実技	1	◎	
	外国語	基礎英語	Integrated English	1	◎	
			Paragraph Writing	1	◎	
			English Discussion	1	◎	
			Essay Writing	1	◎	
			English Presentation	1	◎	
			English Reading	1	◎	
	人文社会科学	哲学	哲学	2		この科目群から10単位以上修得すること。
		倫理学	現代倫理論	2		
		憲法	日本国憲法	2		
		経済学	経済学	2		
		社会学	社会学	2		
		心理学	心理学	2		
		歴史学	歴史学	2		
		政治学	共生社会政策論	2		
	理数系基盤	生物学	生物学	2	◎	
		化学	化学	2	◎	
		細胞学	微生物学	2	◎	
		情報学	情報処理学	2	◎	
	配置大学特色科目群	外国語アドバンス	ドイツ語入門Ⅰ	1		同一言語から2単位以上を修得すること。
			ドイツ語入門Ⅱ	1		
			ドイツ語ステップアップ	1		
			フランス語入門Ⅰ	1		
			フランス語入門Ⅱ	1		
			フランス語ステップアップ	1		
			中国語入門Ⅰ	1		
			中国語入門Ⅱ	1		
			中国語ステップアップ	1		
			韓国語入門Ⅰ	1		
		韓国語入門Ⅱ	1			
		韓国語ステップアップ	1			
		持続可能な環境・社会	科学史	2		2単位以上修得すること。
			知的財産権論	2		
			多文化共生論	2		
			自然保護文化論	2		
			産業史	2		
			食料・環境問題	2		
	技術者倫理		2			
	生命倫理		2			
	現代宗教論		2			
国際平和論	2					
理数系アドバンス	MORE SENSE 入門	0.5	*	6単位以上修得すること。		
	生態学	2				
	生物構造機能学	2				
	物理学	2	*			
	線形代数学Ⅰ	2	*			
	微分積分学Ⅰ	2	*			
	数理統計学	2				
	化学実験	1				
	生物学実験	1				
有機化学	2					
遺伝学	2	*				

*印の科目は必修ではないが履修する事が望ましい。

別表(4)(第2条関係)

学科専門科目

生物生産学科

区分	授業科目	単位数	備考	区分	授業科目	単位数	備考	
学科共通科目	生物生産学原論	◎4		動物生産系科目	畜産学総論	2		
	情報処理学	2			農業昆虫学Ⅰ	2		
	生化学	2			家畜形態・生理学	2		
	農業微生物学	2			農業昆虫学Ⅱ	2		
	分析科学	2			家畜飼養学	2		
	農産物製造学	2			家畜繁殖学	2		
	生物統計学	2			家畜育種学	1		
	生物生産学英語入門	2			蚕糸学	2		
	English Listening and Reading for Biological production I	2			昆虫利用学	2		
	English Listening and Reading for Biological production II	2			家畜衛生学	2		
	農業分野専攻実習	2			農業経営経済系科目	農業経済学	2	
	生物生産学実験基礎	◎4				農業経営学	2	
	アグリバイオ実験	2				食料システム経済学	2	
	学外実習(農家)	1				農業市場学	2	
	学外実習(研究所)	1				国際農業開発論	2	
	卒業論文	8				農業数量経済分析	2	
生産技術環境系科目	作物栽培学	2		農業資源経済学		2		
	土壌学	2		サステイナブルツーリズム論		1		
	農業気象学	1		農業経営経済学総合演習		1		
	土壌物質循環・肥料科学	2		農村社会調査実習		2		
	作物保護学	2		新領域科目	バイオマスエネルギー論	2		
	灌漑排水工学	2			遺伝子細胞工学	2		
	農地工学	2			生物生産学特別講義Ⅰ(環境系)	0.5		
	フィールド実験実習Ⅰ	◎1			生物生産学特別講義Ⅱ(植物系)	0.5		
フィールド実験実習Ⅱ	◎1		生物生産学特別講義Ⅲ(動物系)		0.5			
植物生産系科目	植物生理学	2			生物生産学特別講義Ⅳ(経済系)	0.5		
	植物分子遺伝学	2			食料リスクアナリシス	2		
	植物生態生理学	2			地域パートナーシップ論	1		
	作物学	2		動物福祉論	2			
	植物栄養学	2						
	園芸学Ⅰ	2						
	園芸学Ⅱ	2						
	植物育種学	2						
植物生態学	2							

備考 ◎印の授業科目は、必修とする。
この中から必修10単位を含め、60単位以上を修得すること。

応用生物科学科

区分	授業科目	単位数	備考	区分	授業科目	単位数	備考
学科共通科目	情報処理学	2		学科共通科目	細胞工学	2	
	有機化学Ⅰ	2			栄養化学Ⅱ	2	
	生化学Ⅰ	2			植物工学	2	
	分析化学Ⅰ	2			代謝工学	2	
	有機化学Ⅱ	2			蛋白学	2	
	生化学Ⅱ	2			有機合成化学	2	
	分子生物学Ⅰ	2			生体高分子利用学	2	
	植物保護学	2			農薬化学	2	
	発生生物学	2			植物病原微生物学	2	
	昆虫生物学	2			昆虫生理学	2	
	分子細胞生物学	2			食品衛生学	2	
	有機化学Ⅲ	2			国際展開力科目Ⅰ	2	
	生化学Ⅲ	2			国際展開力科目Ⅱ	2	
	植物生理学	2			応用生物科学特別講義Ⅰ	1	
	免疫生物学	2			応用生物科学特別講義Ⅱ	1	
	分析化学Ⅱ	2			科学英語論文演習Ⅰ	1	
	分子生物学Ⅱ	2			科学英語論文演習Ⅱ	1	
	食品化学Ⅰ	2			農場実習	1	
	微生物生化学	2			応用生物科学共通実験Ⅰ	◎1	
	天然物有機化学	2			応用生物科学共通実験Ⅱ	◎1	
	生物相関学	2			応用生物科学専門実験Ⅰ	1	
	天敵微生物学	2			応用生物科学専門実験Ⅱ	1	
	バイオロジカルコントロール	2			応用生物科学専門実験Ⅲ	1	
	植物病理学	2			応用生物科学専門実験Ⅳ	1	
	食品化学Ⅱ	2			応用生物科学専門実験Ⅴ	1	
	栄養化学Ⅰ	2			応用生物科学専門実験Ⅵ	1	
	遺伝子工学	2			応用生物科学実習	1	
	神経生物学	2			卒業論文	8	
	応用微生物学	2					
	生理活性物質化学	2					
	科学英語	2					
	食品製造学	2					
専門自由科目(食品工学)	2						

備考 ◎印の授業科目は、必修とする。
必修2単位を含めて、62単位以上を修得すること。

環境資源科学科

区分	授業科目	単位数	備考	区分	授業科目	単位数	備考
学科基礎科目	情報処理学	2	この中から29単位以上を修得すること。	学科専門科目	住環境学	2	この中から32単位以上を修得すること。
	地球化学	2			資源リサイクル学	2	
	生態系管理学	2			地圏環境学	2	
	環境資源科学実習 A	0.5			大気環境学	2	
	環境分析化学	2			海洋環境学	2	
	環境計測学	2			大気化学	2	
	環境資源熱力学	2			木質資源化学	2	
	森林資源科学	2			陸水環境学	2	
	環境資源科学実習 B	0.5			環境毒性学	2	
	物質生化学	2			資源高分子化学	2	
	資源材料力学	2			植物組織形態制御学	2	
	代謝生化学	2			エコマテリアル学	2	
	機器分析学 I	2			環境土壌学	2	
	水溶液化学	2			環境汚染化学	2	
	資源高分子物理学	2			環境微生物学	2	
	環境資源有機化学	2			生態系生態学	2	
	木質資源物理学	2			生分解学	2	
	樹木生態生理学	2			森林資源利用学	2	
	微生物生理生態学	2	森林資源形成学		2		
	森林実習	1	環境植物学		2		
機器分析学 II	2	紙パルプ科学	2				
環境情報解析学	2	住環境構造学	2				
環境気候学	2	ライフサイクルアセスメント	2				
環境統計解析学演習	1	資源分解・廃棄学	2				
環境資源科学実験 I (物理学応用)	1	森林・林業論	2				
環境資源科学実験 II (化学応用)	1	環境分子生物学	2				
環境資源科学実験 III (生物学応用)	1	環境アセスメント学	2				
環境資源科学実験 IV (地学)	1	環境資源科学特別講義 I	0.5				
		環境資源科学特別講義 II	0.5				
		環境資源科学特別講義 III	0.5				
		環境資源科学特別講義 IV	0.5				
		環境資源科学特別講義 V	0.5				
		環境資源科学特別講義 VI	0.5				
		環境活動指導法	2				
		科学英語論文講読	1				
		卒業論文	8				

地域生態システム学科

区分	授業科目	単位数	備考	区分	授業科目	単位数	備考
学科共通科目	地域生態システム学Ⅰ	◎2		パッケージ科目・推奨科目	健康アメニティ論	2	
	地域生態システム学Ⅱ	◎1			インタープリテーション技術	2	
	地域生態システム学Ⅲ	◎1			景観生態学	2	
	地域生態システム学実習Ⅰ	◎1			動物環境生理学	2	
	地域生態システム学実習Ⅱ	◎1			リモートセンシング論	2	
	地域生態システム学セミナー	◎1			森林施設工学	2	
	地域生態システム学特別演習Ⅰ	◎1			砂防工学	2	
	地域生態システム学特別演習Ⅱ	◎1			森林立地学	2	
	地域生態システム学特別演習Ⅲ	◎2			農地工学	2	
	フィールド安全管理学	◎1			地盤工学	2	
	情報処理学	2			生物生産環境学Ⅰ	1	
	インターンシップ	1			生物生産環境学Ⅱ	1	
	ECO-TOPインターンシップⅠ	2			機械基礎工学	2	
	ECO-TOPインターンシップⅡ	2			熱工学	2	
卒業論文	8		構造解析学		2		
パッケージ科目・推奨科目	生物多様性保全学	2			生態・環境情報工学	2	
	水資源管理論	2			環境教育学	2	
	地域社会システム計画論	2			環境倫理学	2	
	バイオマス利用論	2			共生福祉論	2	
	森林生態学	2			地域環境社会学	2	
	環境哲学	2			国際協力論	2	
	野生動物保全学	2			農業市場学	2	
	森林計画学	2			応用水理学	2	
	人と動物の関係論	2			野生動物保全技術論	2	
	測量学	2			造園学	2	
	植生管理学	2			植生学	2	
	水文学	2			環境生理生態学	2	
	土壌物理学	2			森林施業論	1	
	地域パートナーシップ論	1			森林保護学	2	
	サステイナブルツーリズム論	1			森林政策学	2	
	農業経済学	2			木質資源利用学	2	
	農の共生学	1			農産プロセス工学	2	
	空間情報学	2			灌漑排水工学	2	
	土壌生態管理学	2			水利施設工学	2	
	山地保全学	2			土壌物質動態学	2	
	森林生産システム学	2			動物福祉論	2	
	GISの基礎と演習	2			共生社会思想	2	
	樹木学	2			国際開発論	2	
	応用力学	2			地方自治論	2	
	土質力学	2			ライフサイクルアセスメント	2	
	水理学	2			環境アセスメント学	2	
	農村地域計画学	2			持続的森林管理論	2	
	農業機械学	2			作物栽培学	2	
	エコマテリアル	2		土地利用学	2		
	環境文化史	2					
	比較心理学	1					
	比較行動学	1					
	環境公法	2					
	環境経済学	2					
持続可能な開発のための教育(ESD)	2						
農業経営学	2						
動物生態学	2						
農村社会論	2						

備考 ◎印の授業科目は、必修とする。

必修12単位を含めて64単位以上修得すること。

パッケージ科目・推奨科目、実験・実習科目については、ガイダンスで提示する履修プログラムごとの履修方法を参考にして修得すること。

区分	授業科目	単位数	備考
実験・実習科目	基礎測量学実習	1	
	地域社会システム調査実習	1	
	森林計画学実習	2	
	山地測量学実習	1	
	空間情報学実習	1	
	植生管理学実習	1	
	育林学実習	1	
	山地保全・砂防計画学実習	2	
	樹木学実習	2	
	農業環境工学実験Ⅰ	2	
	農業環境工学実習	2	
	農村地域計画学演習	1	
	野生動物保全学実習	1	
	比較行動学実験・実習	1	
	森林保護・樹木医学実習	1	
	森林土壌学実験・実習	1	
	森林生産システム学実習	2	
	農業環境工学実験Ⅱ	2	
	CAD設計演習	2	

備考 ◎印の授業科目は、必修とする。

必修12単位を含めて64単位以上修得すること。

パッケージ科目・推奨科目、実験・実習科目については、ガイダンスで提示する履修プログラムごとの履修方法を参考にして修得すること。

共同獣医学科

区分	授業科目	単位数			
		東京農工大学	岩手大学	備考	
基礎獣医学科目群	獣医学概論		◎2		
	獣医倫理	◎2			
	獣医事法規		◎1		
	運動器・神経系解剖学	◎2			
	内臓・脈管系解剖学		◎2	遠隔授業	
	解剖学実習		◎3		
	組織学		◎2	遠隔授業	
	組織学実習		◎1		
	発生学	◎1			
	統合生理学	◎2			
	器官制御生理学		◎2	遠隔授業	
	内分泌学		◎2		
	生理学実習		◎1		
	獣医遺伝育種学		◎1		
	動物行動学	◎2			
	実験動物学		◎2	遠隔授業	
	実験動物学実習		◎1		
	基礎放射線学		◎2		
	獣医基礎生化学		◎2	遠隔授業	
	獣医代謝生化学	◎2			
	生化学実習		◎1		
	基盤薬理学	◎2			
	統合薬理学		◎2	遠隔授業	
	薬理学実習		◎1		
	病態獣医学科目群	微生物学総論	◎2		
		病原微生物学		◎2	遠隔授業
		微生物学実習		◎2	
		免疫学	◎2		
		原虫・原虫病学		◎2	遠隔授業
		蠕虫・蠕虫病・衛生動物学		◎2	遠隔授業
		寄生虫学実習		◎1	
		動物感染症学	◎3		
		家禽疾病学		◎2	遠隔授業
		魚病学		◎2	
		動物病理学総論	◎2		
		動物病理学各論A(主要臓器)		◎2	遠隔授業
		動物病理学各論B(他臓器・組織)		◎2	
		病理学実習		◎2	
		応用獣医学科目群	公衆衛生学総論		◎1
	疫学		◎2		
	人獣共通感染症学			◎2	遠隔授業
	環境衛生学			◎2	遠隔授業
公衆衛生学実習			◎1		
毒性学	◎2				
毒性学実習			◎1		
動物衛生学	◎2				
動物衛生学実習			◎1		
野生動物学			◎1		
食品衛生学	◎2				
食品衛生学実習			◎1		
公衆衛生実践実習		◎1			

◎印の授業科目は必修とする。○印の授業科目の中から6単位を修得すること。

実証獣医学科目	小動物臨床獣医学科目群	内科学総論	◎1			
		呼吸器病・循環器病学	◎2			
		消化器病学	◎2			
		外科学総論	◎1			
		麻酔学・手術学	◎1			
		軟部外科学	◎1			
		小動物内科学実習・基礎編	◎1			
		小動物内科学実習・応用編	◎1			
		小動物外科学実習・基礎編	◎1			
		小動物外科学実習・応用編	◎1			
		内分泌病・皮膚病学	◎2			
		代謝病・中毒学	◎1			
		血液免疫病学	◎1			
		神経病・運動器病学		◎2	遠隔授業	
		泌尿器病・生殖器病学		◎2	遠隔授業	
		臨床病理学	◎2			
		臨床薬理学	◎1			
		臨床腫瘍学	◎2			
		臨床栄養学	◎1			
		画像診断学	◎2			
		画像診断実習	◎1			
		眼科学	◎1			
		動物行動治療学	◎1			
		総合参加型臨床実習Ⅰ	◎1			
		総合参加型臨床実習Ⅱ	◎1			
		総合参加型臨床実習Ⅲ	◎1			
		総合参加型臨床実習Ⅳ	◎1			
		大動物臨床獣医学科目群	繁殖機能制御学		◎2	遠隔授業
			臨床繁殖学	◎2		
			繁殖機能制御学実習	◎1		
			臨床繁殖学実習	◎1		
			産業動物臨床学Ⅰ		◎2	遠隔授業
			産業動物臨床学Ⅱ		◎2	遠隔授業
			馬臨床学		◎1	遠隔授業
			大動物臨床実習・基礎編	◎1		
			大動物臨床実習・応用編	◎1		
			総合参加型臨床実習Ⅴ		◎1	
			総合参加型臨床実習Ⅵ		◎1	
			選択科目	インターンシップ	◎1	
海外実習	◎1					
人と動物関係学		◎2				
動物品種論		◎2				
食品安全管理学		◎2				
動物園動物学	◎2					
国際感染症制御学	◎2					
動物病院経営学	◎2					
専修科目	獣医学演習	◎4				
	卒業研究	◎10				

◎印の授業科目は必修とする。○印の授業科目の中から6単位を修得すること。

別表(5) (第2条関係)

学部共通専門科目

区分	授業科目	単位数	備 考
学部共通専門科目	現代農業論	2	この中から2単位以上を修得すること。
	生物資源論	2	
	国際環境農学	2	
	環境生物相関論	2	
	動物と人間の行動	2	
	海外特別演習Ⅰ	0.5	
	海外特別演習Ⅱ	0.5	
	海外特別演習Ⅲ	0.5	
	海外特別演習Ⅳ	0.5	
	海外特別実習Ⅰ	0.5	
	海外特別実習Ⅱ	0.5	
	職業指導(農業)	2	自由選択単位として卒業に必要な単位数に算入できる。 ただし、高等学校教諭1種免許状(農業)を取得する者は、必修とする。
	FS実験実習	1	自由選択単位として卒業に必要な単位数に算入できる。
	農学部特別講義Ⅰ()	0.5	開始前にテーマを定めて不定期で開講する。自由選択単位として卒業に必要な単位数に算入できる。
	農学部特別講義Ⅱ()	1	
農学部特別講義Ⅲ()	2		

本表の授業科目は共同獣医学科の卒業要件の単位数に参入できない。

別表(6) (第2条の2関係)

博物館に関する科目

授業科目	単位数
	必修
生涯学習概論	2
博物館概論	2
博物館経営論	2
博物館資料論	2
博物館資料保存論	2
博物館展示論	2
博物館教育論	2
博物館情報・メディア論	2
博物館実習	3

- (1) 学芸員資格を取得しようとする者は、博物館長を経由して学部長の許可を得て、博物館に関する科目を履修することができる。
- (2) この単位は、卒業に必要な単位としては、認めない。

○東京農工大学農学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する規程

(平成 16 年 4 月 1 日 16 農規程第 18 号)

改正 平成 17 年 4 月 1 日 17 農規程第 2 号 平成 27 年 9 月 9 日 農規程第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規定は、東京農工大学学則(以下「学則」という。)第 102 条の規定に基づき、東京農工大学農学部(以下「本学部」という。)における 1 学期間に履修登録できる単位数の上限に関し、必要な事項を定める。

(対象科目)

第 2 条 履修登録できる単位数の上限は、本学部において開講する授業科目のうち、学則第 98 条第 1 項に定める卒業要件の単位数となる授業科目を対象とする。ただし、卒業要件の単位数となる授業科目であっても、別に定める細則第 2 条の各号に掲げる授業科目は対象としない。

(履修登録単位数の上限)

第 3 条 履修登録できる授業科目の合計単位数の上限は、1 学期間あたり 26 単位とする。ただし、学則第 90 条の規定により入学した学生には履修登録単位数の上限は設けない。

2 前項の規定にかかわらず、次条に定める成績優秀者として認定された学生の上限については、認定対象となった学期の次学期には、1 学期間あたり 30 単位とすることができる。

(成績優秀者)

第 4 条 前条第 2 項の規定を適用できる学生は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。ただし、学則第 88 条及び第 89 条の規定により入学した学生並びに学則第 99 条第 3 項の規定に該当する単位が 20 単位を超える学生には、適用できない。

(1) 学期中に第 2 条に定める対象科目を 20 単位以上修得していること。

(2) 当該学期の GPA が 3.5 以上であること。

2 学部長は、前項の要件を満たした者を成績優秀者と認定し、成績開示用紙により通知する。

第 5 条 この規定に定めるもののほか、履修登録できる単位数の上限及び成績優秀者に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、平成 15 年 4 月に 1 年次に入学した学生から適用する。

附 則(平成 17 年 4 月 1 日 17 農規程第 2 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年 4 月に入学した学生から適用する。

附 則(平成 27 年 9 月 9 日農規程第 14 号)

この規程は、平成 27 年 9 月 9 日から施行し、平成 27 年 7 月 1 日より適用する。

○東京農工大学農学部における授業科目の履修登録単位数の上限及び成績優秀者に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日 16 農細則第 5 号)

改正 平成 18 年 4 月 1 日 平成 22 年 4 月 1 日

平成 24 年 4 月 1 日 平成 27 年 9 月 9 日農細則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 東京農工大学農学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する規程(以下「規程」という。)第 5 条の規定に基づき、農学部における履修登録単位数の上限及び成績優秀者についての取扱いに関しては、本細則による。

(対象授業科目)

第 2 条 履修登録単位数の上限の対象となる授業科目は、卒業要件の単位となる授業科目とする。ただし、次の各号に掲げる授業科目を除く。

- (1) 集中講義科目(時間割表欄外に記載の集中講義科目)
- (2) 通年科目
- (3) 学則第 99 条の規定に基づいて単位を認定された授業科目
- (4) 卒業論文
- (5) 単位互換協定に基づき、他の大学で履修する授業科目
- (6) 検定試験等により単位認定された外国語科目
- (7) 共同獣医学科の実習科目

(履修登録期間等)

第 3 条 履修登録期間等は、次のとおりとする。

履修登録期間、履修登録単位確認期間及び修正登録期間は、下表のとおりとする。

- (1) 履修登録期間終了後に履修登録単位(単位数)を確認する。
- (2) 上限を超えている学生に対しては掲示により通知し、修正登録期間に修正登録させる。
- (3) 上限を超えている学生が所定の期間内に修正登録をしない場合は、当該学期の履修を認めない。

学期	履修登録期間	履修登録単位確認期間	修正登録期間
前学期	授業開始後 2 週間以内	学部で定める期間	学部で定める期間
後学期	授業開始後 2 週間以内	学部で定める期間	学部で定める期間

(GPA の計算方法)

第 4 条 規程第 4 条に規定する成績優秀者の認定に必要な GPA の計算方法は、次のとおりとする。ただし、第 2 条第 2 号及び第 4 号の授業科目については GPA 計算式の分母・分子とも終了学期に GPA へ算入するものとし、第 2 条第 1 号の授業科目については次学期に算入するものとする。

$$\left(\text{授業科目の評価点} \times \text{単位数} \right) \div \text{授業科目の履修登録単位数}$$

なお、評語S、A、B、C、Dをそれぞれ評価点4、3、2、1、0とする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行し、平成15年4月に1年次に入学した学生から適用する。

附 則(平成18年4月1日)

この細則は、平成18年4月1日から施行し、平成18年4月に1年次に入学した学生から適用する。

附 則(平成22年4月1日)

- 1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日現在在学している者の規定の適用については、施行後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成24年4月1日)

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日現在在学している者の規定の適用については、施行後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年9月9日農細則第1号)

この細則は、平成27年9月9日から施行し、平成27年7月1日より適用する。

○東京農工大学工学部教育規則

(平成 16 年 4 月 1 日 16 工教規則第 3 号)

改正 平成 17 年 4 月 1 日	平成 18 年 4 月 1 日
平成 19 年 4 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日
平成 21 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日
平成 23 年 4 月 1 日	平成 24 年 4 月 1 日 24 工教規則第 2 号
平成 25 年 4 月 1 日 25 工規則第 2 号	平成 26 年 4 月 1 日 工規則第 2 号
平成 27 年 4 月 1 日 工規則第 2 号	平成 27 年 7 月 1 日 規程第 48 号
平成 28 年 4 月 1 日 工規則第 2 号	平成 29 年 4 月 1 日 工規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 東京農工大学工学部(以下「学部」という。)における教育課程その他必要な事項については、東京農工大学学則(以下「学則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(授業科目の名称、単位数及び履修方法)

第 2 条 学則第 96 条第 2 項及び第 101 条第 2 項の規定による授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程及び履修の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 全学共通教育科目については、別表(1)及び別表(2)のうちの自然科学系基礎科目
- (2) 専門科目については、別表(2)のうちの専門基礎科目、別表(3)及び別表(4)

2 前項の授業科目の年次別編成は、別に定める。

3 学則第 98 条第 2 項に定める自由選択単位については、別に定める。

第 3 条 博物館学芸員資格を取得しようとする者のために、博物館に関する授業科目を開設する。

2 博物館に関する授業科目の名称及び単位数並びに履修については、別表(5)のとおりとする。

第 4 条 履修しようとする授業科目については、所定の期間内に履修届書を学部長に提出しなければならない。

2 他のコースの授業科目(電気電子工学科を除き、講義によるものに限る。)又は他の学科の授業科目(講義によるものに限る。)を履修しようとする者は、他コース又は他学科の授業科目の履修届書を学部長に提出しなければならない。

3 他の学部の授業科目(講義によるものに限る。)を履修しようとする者は、他学部授業科目履修願書により、学部長を経て、当該他の学部長に願い出て、その許可を得なければならない。

4 前 2 項により履修し、修得した単位については、学則第 98 条第 2 項に規定する自由選択単位として卒業に必要な単位数に算入することができる。

5 教育上有益と認められるときは、本学大学院の授業科目を履修することができる。この場合、当該科目を履修しようとする者は、学部長を経て、当該学府又は研究科の長に願い出て、その許可を得なければならない。

6 前項に定めるもののほか、大学院の授業科目の履修について必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等)

第5条 学則第99条第4項の規定により、入学前の既修得単位等の認定を受けようとする者は、入学時に学部長に願い出なければならない。

2 認定の対象となる授業科目は、学則第88条から第90条までの規定による再入学、転入学及び編入学の場合を除き、全科目とし、認定単位数は別に定める。

(卒業論文の提出時期、審査の方法等)

第6条 学則第100条に定める卒業論文を履修する者は、各学科の定める日までに、当該卒業論文を指導教員に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された卒業論文については、各学科においてそれぞれ審査を行い、指導教員が成績を評価し、その合格者には、所定の単位を与える。

(修業年限を超える者の卒業)

第7条 修業年限を超えて在学する者の卒業認証については、別に定める。

(入学の出願手続)

第8条 学則第20条及び第88条から第90条までの規定により、入学、再入学、転入学及び編入学を志願する者の入学願書は、学部長を経て、学長に提出しなければならない。

(転学科)

第9条 学則第93条第2項の規定により、転学科をしようとする者は、1月末日までに志望学科を記載した転学科願書を、学部長を経て学長に提出しなければならない。

(転学部)

第10条 学則第93条第2項の規定により、転学部をしようとする者は、1月末日までに志望の学部、学科を記載した転学部願書に、次の各号に掲げる書類を添付して、学部長を経て学長に提出しなければならない。

(1) 学部長の発行する転学部出願許可書

(2) 既修科目の成績証明書

(3) 人物調査書

(4) 履歴書

(5) 健康診断書

(転学科、転学部する者の単位、修業年限の取扱い)

第11条 前2条の規定により転学科又は転学部を願い出た者について、その許可をしようとするときは、教授会の議を経て、その者の既修科目の全部又は一部を認定すると

ともに転学科又は転学部後に履修しなければならない授業科目、単位数及び修業すべき年限を定める。

(他の大学への入学又は転入学)

第12条 学則第24条第2項の規定による許可を受けた者が、他の大学へ入学又は転入学する場合は、入学又は転入学年度の前年度末限りで退学しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、施行後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成17年4月1日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年4月1日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成19年4月1日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日現在在学している者の所属コースの名称については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成20年4月1日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日現在在学している者の所属コースの名称については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成21年4月1日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日現在在学している者の所属コースの名称については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成22年4月1日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日現在在学している者の所属コースの名称、授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成23年4月1日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日現在在学している者の所属コースの名称、授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成24年4月1日 24工教規則第2号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成25年4月1日 25工規則第2号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成26年4月1日工規則第2号)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年4月1日工規則第2号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年7月1日規程第48号)

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日工規則第2号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 平成 28 年 3 月 31 日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 4 月 1 日工規則第 2 号)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表(1) (第2条関係)

全学共通教育科目

区分	授業科目	単位数	学 科 名											
			生命工学	応用分子化学	有機材料化学	化学システム工学	機械システム工学	物理システム工学	電気電子工学	情報工学				
大学導入科目	工学基礎実験	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	基礎ゼミ	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
持続可能な地球のための科学・技術	科学技術と社会	2												
	安全工学	2												
	特許法	2												
	ベンチャービジネス論	2												
	知的財産権	2												
	技術者倫理	2												
	科学技術コミュニケーション論	2												
工学部共通特別講義()	2													
共生人文社会科学	現代倫理論	2												
	現代宗教論	2												
	多文化共生論	2												
	ジェンダー論	2												
	共生社会政策論	2												
	国際平和論	2												
	哲学	2												
	文学・芸術学	2												
	心理学	2												
	教育学	2												
共生人文社会科学A	社会学	2												
	日本国憲法	2												
	経済学	2												
	歴史学	2												
共生人文社会科学B	人間と文化社会の構造	2												
	Integrated English	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	Paragraph Writing	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	English Discussion	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	Essay Writing	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	English Presentation	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	English Reading	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	English Exam Preparation Course	1												
	Academic Reading	1	◎											
	Academic Communication	1	◎											
英語	ドイツ語入門Ⅰ	1												
	ドイツ語入門Ⅱ	1												
	ドイツ語ステップアップ	1												
	ドイツ語中級	1												
	フランス語入門Ⅰ	1												
	フランス語入門Ⅱ	1												
	フランス語ステップアップ	1												
	フランス語中級	1												
	中国語入門Ⅰ	1												
	中国語入門Ⅱ	1												
	中国語ステップアップ	1												
	中国語中級	1												
	スペイン語入門Ⅰ	1												
	スペイン語入門Ⅱ	1												
	スペイン語ステップアップ	1												
	第2外国語	韓国語入門Ⅰ	1											
		韓国語入門Ⅱ	1											
韓国語ステップアップ		1												
国際コミュニケーション演習		1												
Communication skills for Scientists		1												
国際コミュニケーション演習		1												
国際コミュニケーション演習		1												
スポーツ健康科学科目	スポーツ健康科学理論	2												
	体力学実技	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	生涯スポーツ実技	1												
日本語科目	日本語Ⅰ	2												
	日本語Ⅱ	1												
日本事情科目	日本事情Ⅰ	2												
	日本事情Ⅱ	2												

備考 (1) ◎の授業科目は、必修とする。

(2) 日本語科目、日本事情科目は外国人留学生等対象とする。

※ 自由選択単位として卒業に必要な単位に算入できる。

()については、別に定めるテーマから選択するものとする。

別表(2) (第2条関係)

自然科学系基礎科目・専門基礎科目

生命工学科

区分		授業科目	単位数	備考	
全学共通教育科目	自然科学系基礎科目	T A T I 科目 数学	線形代数学 I	2	※1
			微分積分学 I および演習	3	
		物理学	物理学基礎	◎2	※2
		化学	化学基礎	◎2	※3
		生物学	生物学基礎	◎2	
	T A T II 科目	数学	線形代数学 II	2	※1
			微分積分学 II および演習	3	
		物理学	数理統計学	2	※2
			量子力学概論	2	
			熱力学	2	
地学	電磁気学	2	※4		
	地学 地学実験	1			
専門基礎科目	数学・情報	微分方程式 I	2	※1	
		関数論	2		
		バイオインフォマティクス基礎	2		
	物理学	光・波動	2	※2	
		基礎生物化学	◎2		
	生物学	基礎分子生物学	◎2	※3	
		基礎生態学	1		
		基礎生物学実験	◎2		
	ライフサイエンス基礎	生命物理化学 I	2	必修科目4単位を含め、24単位以上を修得すること。	
		生命物理化学 II	2		
		生命有機化学 I	2		
		生命有機化学 II	2		
		生命分析化学	2		
		生命無機化学	2		
		機器分析学	2		
生命化学 I		2			
生命化学 II		2			
分子生物学 I		2			
分子生物学 II		2			
細胞生物学 I		2			
細胞生物学 II	2				
ライフサイエンス基礎演習 I	◎2				
ライフサイエンス基礎演習 II	◎2				

備考(1) ◎印の授業科目は、必修とする。

- ※1 数学及び数学・情報から12単位以上を修得すること。
- ※2 物理学から必修科目2単位を含め、6単位以上を修得すること。
- ※3 必修科目10単位を含め、10単位以上を修得すること。
- ※4 自由選択単位として卒業に必要な単位に算入できる。

応用分子化学科

区分		授業科目	単位数	備考	
全学共通教育科目	自然科学系基礎科目	T A T I 科目 数学	線形代数学 I	2	※1
			微分積分学 I および演習	3	
		物理学	物理学基礎演習	◎1	※2
		化学	化学基礎	2	※3
		生物学	化学基礎演習	◎1	
	T A T II 科目	数学	線形代数学 II	2	※1
			微分積分学 II および演習	3	
		物理学	数理統計学	2	※2
			熱統計力学	2	
			電磁気学	2	
地学	力学	2	※4		
	地学 地学実験	1			
専門基礎科目	数学・情報	微分方程式 I	2	※1	
		微分方程式 II	2		
		関数論	2		
	物理学	コンピュータ基礎	2	※2	
		力学 II	2		
		電磁気学 II	2		
	化学	量子化学 I	2	※3	
		無機化学 I	2		
		無機化学 II	2		
		有機化学 I	2		
		有機化学 II	2		
		有機化学 III	2		
		物理化学 I	2		
		物理化学 II	2		
		物理化学 III	2		
無機分析化学		2			
生物化学 I		2			
環境物質化学概論		2			
応用分子化学基礎演習 I	◎1				
応用分子化学基礎演習 II	◎1				

備考(1) ◎印の授業科目は、必修とする。

- ※1 数学及び数学・情報から12単位以上を修得すること。
- ※2 必修科目1単位を含め、物理学から8単位以上を修得すること。
- ※3 必修科目3単位を含め、化学から21単位以上を修得すること。
- ※4 自由選択単位として卒業に必要な単位に算入できる。

有機材料化学科

区分		授業科目	単位数	備考		
全学 共通 教育 科目	自然科学系 基礎科目	T A T I 科目 数学	線形代数学 I	◎2		
			微分積分学 I および演習	◎3		
		物理学	物理学基礎	◎2		
			生物学	生物学		2
		T A T II 科目	数学	線形代数学 II		2
	微分積分学 II および演習			3		
	地学		地学	2	※1	
		地学実験	1			
	専 門 基 礎 科 目	有機材料化学	有機材料化学入門	◎2		
			微分方程式 II	2		
数学・情報			微分方程式 II	2		
プログラミング基礎			2			
物理学		力学概論	◎2	※2		
		振動・波動の物理	◎2			
		材料電磁気学	◎2			
		光学基礎	◎2			
生物学		生物機能化学	◎2			
		物理化学	熱力学 I		◎2	※3
熱力学 II			◎2			
反応速度論			◎2			
量子化学 I			◎2			
量子化学 II			◎2			
物理化学演習 I			◎1			
物理化学演習 II			◎1			
化学結合論			◎2			
有機化学		有機化学 I	◎2	※4		
		有機化学 II	◎2			
		有機化学 III	◎2			
		有機化学 IV	◎2			
		有機化学演習 I	◎1			
		有機化学演習 II	1			
無機化学		無機化学 I	◎2	※5		
		無機化学 II	◎2			
		無機化学 III	◎2			
		分析化学	◎2			
		無機・分析化学演習	◎1			
実験	科学基礎実験	◎1				

- 備考 (1) ◎印の授業科目は、必修とする。
 (2) ○印の授業科目は、選択必修とする。
 (3) 専門科目と合わせて、必修科目46単位および
 選択必修科目28単位を含め、98単位以上を修得すること
 (ただし、生物科学・地学・地学実験を除く)。
 ※1 自由選択単位として卒業に必要な単位に算入できる
 ※2 ○印の科目から4単位以上修得すること
 ※3 ○印の科目から4単位以上修得すること
 ※4 ○印の科目から2単位以上修得すること
 ※5 ○印の科目から4単位以上修得すること

化学システム工学科

区分		授業科目	単位数	備考				
全学 共通 教育 科目	自然科学系 基礎科目	T A T I 科目 数学	線形代数学 I	◎2	※1			
			微分積分学 I および演習	◎3				
		物理学	物理学基礎	2		※2		
			化学	化学基礎			◎2	
		生物学	生物学基礎	2		※1		
			数学	線形代数学 II			◎2	
		T A T II 科目	数学	微分積分学 II および演習		◎3	※2	
				量子力学概論		◎2		
			物理学	熱統計力学		◎2		※2
				電磁気学		2		
	生物学		生物化学	2	※3			
		地学	地学	2				
	地学	地学実験	1					
	専 門 基 礎 科 目	数学	微分方程式 I	◎2	※1			
			微分方程式 II	2				
化学		無機化学基礎	2	※2				
		有機化学基礎	2					
化学 シ ス テ ム 工 学 基 礎		有機化学	2					
		平衡論	◎2					
		分析化学	2					
		機器分析化学	2					
		化学工学序論	◎1					
		化学工学基礎	◎2					
		化学プロセス数学	◎2					
		情報科学基礎	◎2					
		材料科学	2					
		システム工学概論	◎2					
		科学技術者倫理	2					
	科学技術英語	◎2						
	化学工学基礎演習 I	◎1						
化学工学基礎演習 II	◎1							
基礎プロジェクト演習	◎2							

- 備考 (1) ◎印の授業科目は、必修とする。
 (2) ○印の授業科目は、選択必修とする。
 ※1 ○印の科目8単位以上を含め、
 数学から10単位以上を修得すること。
 ※2 必修科目4単位及び○印の科目から14単位以上を含め、
 32単位以上修得すること。
 ※3 自由選択単位として卒業に必要な単位に算入できる。

機械システム工学科

区分		授業科目	単位数	備考		
全学共通教育科目	T A T I 科目	数学	線形代数学 I	◎2	必修科目11単位を含め、13単位以上を修得すること。	
		数学	微分積分学 I および演習	◎3		
		物理学	物理学基礎	2		
		物理学	物理学基礎演習	◎1		
		化学	化学基礎	2		
		生物学	生物学基礎	2		
	T A T II 科目	数学	線形代数学 II	◎2		
		数学	微分積分学 II および演習	◎3		
		数学	数理統計学	2		
		物理学	電磁気学	2		
		物理学	量子力学概論	2		
		地学	地学	2		
	地学	地学実験	1	※1		
	専門基礎科目		機械システムデザイン	2		32単位以上を修得すること。
			静力学	2		
			微分方程式 I	2		
			動力学	2		
			機械材料科学	2		
		熱工学 I	2			
		機械電子工学 I	2			
		微分方程式 II	2			
		材料力学 I	2			
		流体力学 I	2			
		機械力学 I	2			
		機械加工学 I	2			
		物理数学 I および演習	2			
		物理数学 II および演習	2			
		機械材料工学 I	2			
		伝熱学 I	2			
		制御工学 I	2			
		機械設計 I	2			
	工学倫理	2				
	関数論	2				
	科学技術英語	2				

備考(1) ◎印の授業科目は、必修とする。

※1 自由選択単位として卒業に必要な単位の算入できる。

物理システム工学科

区分		授業科目	単位数	備考			
全学共通教育科目	T A T I 科目	数学	線形代数学 I	◎2	※1		
		数学	微分積分学 I および演習	◎3			
		化学	化学基礎	◎2		※2	
		生物学	生物学基礎	◎2			
		T A T II 科目	数学	線形代数学 II		◎2	※1
			数学	微分積分学 II および演習		◎3	
	化学		物理化学	2		※2	
	地学		地学	2		※3	
		地学実験	1				
	専門基礎科目	数学	微分方程式 I	2		※1	
関数論			2				
幾何学			2				
代数学 I			2				
物理システム工学基礎		力学入門	◎2	必修科目8単位を含め、10単位以上を修得すること。			
		電磁気学入門	◎2				
		物理システム工学基礎実験	◎1				
		力学 I	◎2				
		力学演習	◎1				
		物質科学入門	2				
環境科学	2						
	エネルギー科学	2					

備考(1) ◎印の授業科目は、必修とする。

(2) ○印の授業科目は、選択必修とする。

※1 必修科目10単位を含め、数学から14単位以上を修得すること。

※2 化学および生物学から4単位以上を修得すること。

※3 自由選択単位として卒業に必要な単位の算入できる。

電気電子工学科

区分		授業科目	単位数	備考			
全学共通教育科目	自然科学系基礎科目	TA I 科目	数学	線形代数学 I	◎2	必修科目13単位を含め、数学・物理学・化学から19単位修得すること。	
			数学	微分積分学 I および演習	◎3		
			物理学	物理学基礎および演習	◎3		
			化学	化学基礎	2		
			生物学	生物学基礎	2		
			TA II 科目	数学	線形代数学 II		◎2
		数学	微分積分学 II および演習	◎3			
			数理統計学	2			
		物理学	量子力学概論	2			
			熱統計力学	2			
		化学	物理化学	2			
		地学	地学	2			
			地学実験	1	※		
	専門基礎科目			微分方程式 I	◎2		必修科目35単位を修得すること。
				コンピュータ基礎演習	◎1		
				基礎電気回路 I および演習	◎3		
				基礎電気回路 II および演習	◎3		
				ベクトル解析および演習	◎3		
				フーリエ解析および演習	◎3		
			電気電子材料	◎2			
			電磁気学 I および演習	◎3			
			電磁気学 II および演習	◎3			
			電子デバイス I および演習	◎3			
			基礎電子回路および演習	◎3			
			論理回路および演習	◎3			
			プログラミングおよび演習	◎3			

備考 (1) ◎印の授業科目は、必修とする。

※ 自由選択単位として卒業に必要な単位数に算入できる。

情報工学科

区分		授業科目	単位数	備考			
全学共通教育科目	自然科学系基礎科目	TA I 科目	数学	線形代数学 I	◎2	必修科目12単位を含め、数学・物理学・化学から18単位以上修得すること。ただし、○印から1科目以上修得すること。	
			数学	微分積分学 I および演習	◎3		
			物理学	物理学基礎	◎2		
			物理学	物理学基礎演習	◎1		
			化学	化学基礎	2		
			TA II 科目	数学	線形代数学 II		◎2
		数学	微分積分学 II および演習	◎3			
			数理統計学	◎2			
		物理学	電磁気学	◎2			
		地学	地学	2			
			地学実験	1	※2		
	専門基礎科目	数学		微分方程式	2		※1
				関数論	2		
				幾何学	2		
			代数学 I	2			
情報工学			数学基礎	1	※3		
			情報工学概論	◎2			
			プログラミング序論	◎2			
			情報工学基礎演習	◎1			
			プログラミング序論演習	△1			
			先進情報工学演習 I	△1			
専門教養科目		情報化社会と職業	1				
		科学技術表現法	2				
		言語情報文化論	2				

備考 (1) ◎印の授業科目は、必修とする。

(2) ○印及び△印の授業科目は、選択必修とする。

※1 必修科目12単位を含め、数学・物理学・化学から18単位以上修得すること。ただし、○印から1科目以上修得すること。

※2 自由選択単位として卒業に必要な単位数として算入できる。

※3 必修科目5単位、△印の科目から1単位以上を含め、6単位以上を修得すること。

別表(3) (第2条関係)

専門科目(各学科・コース別)

生命工学科

生体機能工学コース・応用生物学コース

区分	授業科目	単位数	備考
専門科目	バイオサイエンス専門科目	生命工学の最先端Ⅰ	◎1
		生命工学の最先端Ⅱ	◎1
		生命科学英語	◎1
		蛋白質科学	○1
		免疫工学	○1
		植物工学	○1
		先端機器分析学	○1
		地球環境工学	○1
		生理学Ⅰ	○1
		生理学Ⅱ	○1
		細胞再生工学	○1
		脳神経科学	○1
		生命科学特別講義()	1
		生命科学特別講義()	1
	バイオテクノロジー専門科目	生命工学の最先端Ⅲ	◎1
		生命工学の最先端Ⅳ	◎1
		生命技術英語	◎1
		メディシナルケミストリー	○1
		バイオプロセスエンジニアリング	○1
		食品・医薬品開発工学	○1
		医療・組織工学	○1
		レギュラトリーサイエンス	○1
		生体電子工学	○1
		マリンバイオテクノロジー	○1
		応用ゲノミクス	○1
		身体運動科学概論	○1
		生命技術特別講義()	1
		生命技術特別講義()	1
実験・演習	生命工学実験Ⅰ	◎4	
	生命工学実験Ⅱ	◎4	
	生命工学実験Ⅲ	◎4	
	生命工学実験Ⅳ	◎4	
	生命工学特別実験	2	
	※生体機能工学演習Ⅰ	◎1	
	※生体機能工学演習Ⅱ	◎1	
	※応用生物学演習Ⅰ	◎1	
	※応用生物学演習Ⅱ	◎1	
	※生体機能工学実験Ⅰ	◎4	
※生体機能工学実験Ⅱ	◎4		
※応用生物学実験Ⅰ	◎4		
※応用生物学実験Ⅱ	◎4		
卒業論文	◎8		

- 備考 (1) ◎印の授業科目は、必修とする。
 (2) ○印の授業科目は、選択必修とする。
 (3) ※の授業科目は、各コースの必修とする。
 (4) 生命科学特別講義及び生命技術特別講義については、開始前に課題名を定め、それぞれ2単位まで開講することがある。

応用分子化学科

区分	授業科目	単位数	備考
専門科目	コンピュータ化学	2	特別講義を除き、必修科目1単位を含め、25単位以上を修得すること。
	高分子化学	2	
	有機反応論	2	
	生体有機化学	2	
	反応速度論	2	
	半導体化学	2	
	応用物理化学	2	
	遷移金属化学	2	
	有機機器分析	2	
	無機機器分析	2	
	物性化学	2	
	量子化学Ⅱ	2	
	論文・文献講読	◎1	
	先端有機工業化学	2	
	エネルギー化学	2	
	生物化学Ⅱ	2	
	化学工学	2	
	応用分子化学特別講義()	2	
	応用分子化学特別講義()	2	
	応用分子化学特別講義()	2	
	応用分子化学特別講義()	2	
	先端応用化学特別講義()	2	
先端応用化学特別講義()	2		
実験・演習	応用分子化学実験Ⅰ	◎3	
	応用分子化学実験Ⅱ	◎3	
	応用分子化学実験Ⅲ	◎3	
	応用分子化学実験Ⅳ	◎3	
	応用分子化学演習	◎1	
先端応用化学演習	◎1		
インターンシップ	2		
卒業論文	◎8		

- 備考 (1) ◎印の授業科目は、必修とする。
 (2) 応用分子化学特別講義及び先端応用化学特別講義については、開始前に課題名を定め、応用分子化学特別講義にあつては合計8単位、先端応用化学特別講義にあつては合計4単位まで開講する。

有機材料化学科

区分	授業科目	単位数	備考	
専 門 科 目	有機材料化学 専門科目1	ベクトル解析	○2	※1
		応用解析	○2	
		構造化学	○2	
		統計力学	○2	
		物性化学	○2	
		電気化学	○2	
		高分子・繊維物理Ⅰ	○2	
		高分子・繊維物理Ⅱ	○2	
		機器分析	○2	
	高分子化学Ⅰ	○2		
	高分子化学Ⅱ	○2		
	有機化学Ⅴ	○2		
	生体材料化学	○2		
	有機工業化学	○2		
	有機材料化学 専門科目3	有機材料化学演習Ⅰ	1	
		有機材料化学演習Ⅱ	1	
		応用材料科学	2	
		有機材料化学特別講義Ⅰ()	2	
		有機材料化学特別講義Ⅰ()	2	
有機材料化学特別講義Ⅱ()		1		
有機材料化学特別講義Ⅱ()		1		
有機材料化学特別講義Ⅱ()		1		
有機材料化学特別講義Ⅱ()		1		
有機材料化学実験Ⅰ		◎4		
有機材料化学実験Ⅱ		◎4		
有機材料化学実験Ⅲ	◎4			
有機材料化学実験Ⅳ	◎4			
卒業論文	◎8			

- 備考 (1) ◎印の授業科目は、必修とする。
 (2) ○印の授業科目は、選択必修とする。
 (3) 自然科学系基礎科目(ただし、生物科学・地学・地学実験を除く)・専門基礎科目と合わせて、必修科目46単位および選択必修科目28単位を含め、98単位以上を修得すること。
 (4) 有機材料化学特別講義については、開始前に課題名を定め、合計4単位まで開講することがある
 ※1 ○印の科目から8単位以上を修得すること
 ※2 ○印の科目から6単位以上を修得すること

化学システム工学科

区分	授業科目	単位数	備考	
専 門 科 目	専 門 科 目	拡散分離工学および演習	○3	必修科目1 単位および ○印の科 目から13単 位以上を含 め22単位 以上を修得 すること。
		粉粒体プロセス工学	○2	
		反応工学および演習	○3	
		プロセスシステム工学	○2	
		プロセスデザイン工学	2	
		移動現象論および演習	○3	
		化学工学熱力学および演習	○3	
		論文・文献講読	◎1	
		環境工学	2	
		反応速度論	2	
		バイオプロセス工学	2	
	先端プロジェクト演習	○2		
	エンジニアリング製図演習	2		
	特別講義	化学システム工学特別講義()	2	
		化学システム工学特別講義()	2	
		化学システム工学特別講義()	2	
		化学システム工学特別講義()	2	
		化学工学特別講義()	2	
		化学工学特別講義()	2	
実験・演習	化学システム工学演習	◎1		
	エンジニアリングプレゼンテーション	◎1		
	モデリング演習	◎1		
	化学システム工学実験Ⅰ	◎3		
	化学システム工学実験Ⅱ	◎3		
	化学システム工学実験Ⅲ	◎3		
	化学システム工学実験Ⅳ	◎3		
インターンシップ	2			
卒業論文	◎8			

- 備考 (1) ◎印の授業科目は、必修とする。
 (2) ○印の授業科目は、選択必修とする。
 (3) 化学システム工学特別講義及び化学工学特別講義については、開始前に課題名を定め、化学システム工学特別講義にあつては合計8単位、化学工学特別講義にあつては合計4単位まで開講する。

機械システム工学科

航空宇宙エネルギーコース

区分	授業科目	単位数	備考
専 門 科 目	熱工学Ⅱ	2	特別講義を 除き、22単 位以上を修 得するこ と。
	材料力学Ⅱ	2	
	機械材料工学Ⅱ	2	
	伝熱学Ⅱ	2	
	弾性力学	2	
	流体力学Ⅱ	2	
	トライボロジー	2	
	エネルギー変換工学	2	
	エネルギーシステム工学	2	
	塑性力学	2	
	航空宇宙流体力学	2	
	構造材料評価法	2	
	有限要素法および演習	3	
	ガスタービン	2	
	自動車環境工学	2	
	宇宙制御工学	2	
	宇宙推進工学	2	
	機械システム特別講義()	2	
	機械システム特別講義()	2	
	機械システム特別講義()	2	
機械システム特別講義()	2		
機械システム特別講義()	2		
機械システム特別講義()	2		
演 習 ・ 実 験	機械製図法	◎1	
	CAD演習	◎1	
	機械システム設計製図	◎1	
	コンピュータプログラミングⅠ	◎1	
	コンピュータプログラミングⅡ	◎1	
	材力・機力演習	◎1	
	熱流体演習	◎1	
	機械システム工学実験Ⅰ	◎2	
	機械システム工学実験Ⅱ	◎2	
	機械システム工学実験Ⅲ	◎2	
インターンシップ	2		
機械システム特別研究Ⅰ	◎1		
機械システム特別研究Ⅱ	2		
卒業論文	◎8		

- 備考 (1) ◎印の授業科目は、必修とする。
 (2) 機械システム特別講義()については、開始前に
 (課題名)を定め、5科目まで開講することがある。

車両制御ロボットコース

区分	授業科目	単位数	備考
専 門 科 目	機械力学Ⅱ	2	特別講義を 除き、22単 位以上を修 得するこ と。
	機械電子工学Ⅱ	2	
	機械設計Ⅱ	2	
	機械加工学Ⅱ	2	
	制御工学Ⅱ	2	
	メカトロニクス	2	
	ロボット工学	2	
	光工学	2	
	MEMS	2	
	車両工学	2	
	計測・信号処理工学	2	
	人体運動学	2	
	振動制御および演習	3	
	宇宙制御工学	2	
	生産システム工学	2	
	自動車環境工学	2	
	機械システム特別講義()	2	
	機械システム特別講義()	2	
	機械システム特別講義()	2	
	機械システム特別講義()	2	
機械システム特別講義()	2		
演 習 ・ 実 験	機械製図法	◎1	
	CAD演習	◎1	
	機械システム設計製図	◎1	
	コンピュータプログラミングⅠ	◎1	
	コンピュータプログラミングⅡ	◎1	
	材力・機力演習	◎1	
	熱流体演習	◎1	
	機械システム工学実験Ⅰ	◎2	
	機械システム工学実験Ⅱ	◎2	
	機械システム工学実験Ⅲ	◎2	
インターンシップ	2		
機械システム特別研究Ⅰ	◎1		
機械システム特別研究Ⅱ	2		
卒業論文	◎8		

- 備考 (1) ◎印の授業科目は、必修とする。
 (2) 機械システム特別講義()については、開始前に
 (課題名)を定め、5科目まで開講することがある。

物理システム工学科

区分	授業科目	単位数	備考
専門科目Ⅰ	物理数学Ⅰ	◎2	必修科目 26単位をす べて修得 すること。
	物理数学演習	◎1	
	物理数学Ⅱ	◎2	
	力学Ⅱ	◎2	
	電磁気学Ⅰ	◎2	
	電磁気学演習	◎1	
	電磁気学Ⅱ	◎2	
	振動・波動	◎2	
	熱物理学入門	◎2	
	熱統計力学	◎2	
	熱統計力学演習	◎1	
	量子力学入門	◎2	
	量子力学Ⅰ	◎2	
	量子力学演習	◎1	
	量子力学Ⅱ	◎2	
専門科目Ⅱ	コンピュータ基礎実験	1	必修科目 13単位を含 め、16単位 以上を修得 すること。
	コンピュータ解析および演習	3	
	物理実験学	2	
	電気回路	◎2	
	電子回路	◎2	
	計測・制御回路	2	
	物理プレゼンテーションⅠ	◎1	
	物理プレゼンテーションⅡ	1	
	物理システム工学実験Ⅰ	◎2	
	物理システム工学実験Ⅱ	◎2	
専門科目Ⅲ	波動物理	2	必修科目8 単位、○印 の科目から 2単位以上 を含め、18 単位以上を 修得するこ と。
	フォトニクス	2	
	量子エレクトロニクス	2	
	化学物理	2	
	連続体物理	2	
	固体物理Ⅰ	2	
	固体物理Ⅱ	◎2	
	量子力学特論	◎2	
	原子分子物理	◎2	
	物理システム工学特別講義Ⅰ	2	
物理システム工学特別講義Ⅱ	2		
卒業論文	◎8		
特別専門	特別ゼミ	△2	下記備考 欄(3)参照
	自由課題実験Ⅰ	●2	
	自由課題実験Ⅱ	●2	
	自由課題実験Ⅲ	●2	
	自由課題実験Ⅳ	●2	

備考(1) ◎印の授業科目は、必修とする。

(2) ○印の授業科目は、選択必修とする。

(3) 特別専門科目は、自由選択単位として卒業に必要な単位に算入できる。早期卒業の場合に限り、●印の科目8単位を卒業論文の単位に、△印の科目を専門科目Ⅲの○印の科目に代えることができる。

電気電子工学科 システムエレクトロニクスコース

区分	授業科目	単位数	備考
専門科目	微分方程式Ⅱ	○2	必修科目 15単位と ○印から6 単位以上 含め、全 体で34単 位以上修 得すること。
	電子物性工学	○2	
	関数論	○2	
	回路網理論	○2	
	デジタル電子回路	○2	
	計測工学	○2	
	制御工学	○2	
	マイクロプロセッサ	○2	
	電気電子機器	○2	
	光工学	○2	
	光エレクトロニクス	○2	
	電子デバイスⅡ	○2	
	パワーエレクトロニクス	○2	
	エネルギーネットワーク工学	○2	
	高電圧工学	○2	
	電力工学	○2	
	高周波伝送工学	○2	
	信号処理	2	
	画像情報工学	2	
	通信工学	2	
	通信システム工学	2	
	電磁波工学	2	
	計算工学基礎	2	
	電気法規および施設管理	2	
	論文・文献講読	◎1	
	電気電子工学特別講義()	2	
	電気電子工学特別講義()	2	
電気電子工学特別講義()	2		
電気電子工学特別講義()	2		
電気電子工学特別講義()	2		
電気電子工学特別講義()	2		
電気電子工学特別講義()	2		
電気電子工学特別講義()	2		
電気電子製図	1		
電子情報工学製図	1		
電気電子工学実験Ⅰ	◎2		
電気電子工学実験ⅡA	◎2		
電気電子工学実験ⅢA	◎2		
卒業論文	◎8		

備考 (1) ◎印の授業科目は、必修とする。

(2) ○印の授業科目は、選択必修とする。

電子情報通信工学コース

区分	授業科目	単位数	備考
専門科目	微分方程式Ⅱ	○2	必修科目 15単位と ○印から6 単位以上 含め、全 体で34単 位以上修 得すること。
	電子物性工学	○2	
	関数論	○2	
	回路網理論	○2	
	デジタル電子回路	○2	
	計測工学	○2	
	制御工学	○2	
	マイクロプロセッサ	○2	
	信号処理	○2	
	画像情報工学	○2	
	電子デバイスⅡ	○2	
	通信工学	○2	
	通信システム工学	○2	
	電磁波工学	○2	
	高周波伝送工学	○2	
	パワーエレクトロニクス	○2	
	計算工学基礎	○2	
	電気電子機器	2	
	光工学	2	
	光エレクトロニクス	2	
	エネルギーネットワーク工学	2	
	高電圧工学	2	
	電力工学	2	
	電気法規および施設管理	2	
	論文・文献講読	◎1	
	電気電子工学特別講義()	2	
	電気電子工学特別講義()	2	
電気電子工学特別講義()	2		
電気電子工学特別講義()	2		
電気電子工学特別講義()	2		
電気電子工学特別講義()	2		
電気電子工学特別講義()	2		
電気電子工学特別講義()	2		
電気電子製図	1		
電子情報工学製図	1		
電気電子工学実験Ⅰ	◎2		
電気電子工学実験ⅡB	◎2		
電気電子工学実験ⅢB	◎2		
卒業論文	◎8		

備考 (1) ◎印の授業科目は、必修とする。

(2) ○印の授業科目は、選択必修とする。

情報工学科

区分	授業科目	単位数	備考		
専 門 科 目	コア科目	プログラミング基礎	◎2		
		電気・電子回路	◎2		
		論理回路	◎2		
		プログラミング基礎演習	◎1		
		ハードウェア実験	◎1		
		アルゴリズム序論	◎2		
		計算機アーキテクチャ基礎	◎2		
		情報数学	◎2		
		情報理論	◎2		
		アルゴリズム序論演習	◎1		
		計算機アーキテクチャ演習	◎1		
		情報理論演習	◎1		
		情報数学演習	◎1		
		情報工学実験1	◎2		
		情報工学実験2	◎2		
		情報工学実験3	◎2		
		論文・文献講読	▲1		
		先進情報工学演習Ⅱ	▲1		
		卒業論文	●8		
		先進情報工学実験Ⅰ	●2		
		先進情報工学実験Ⅱ	●2		
		先進情報工学実験Ⅲ	●2		
		先進情報工学実験Ⅳ	●2		
		アド バ ン ス ト	情報工学特別講義()	2	※1
			情報工学特別講義()	2	
			情報工学特別講義()	2	
情報工学特別講義()	2				
情報工学特別講義()	2				
情報工学特別講義()	2				
インターンシップ	2				
コ ー ス 科 目	計 算 機 シ ス テ ム	集積回路	2		
		オペレーティングシステム	2		
		ソフトウェア工学	2		
		言語処理系	2		
		計算機ネットワーク	2		
		データベース	2		
	数 理 知 能	アルゴリズム論	2		
		関数プログラミング	2		
		オブジェクト指向プログラミング	2		
		人工知能	2		
	情 報 メ デ ィ ア	オペレーションズ・リサーチ	2		
		コンピュータグラフィックス	2		
		ヒューマンインタフェース	2		
		信号処理論	2		
	計測・制御工学	2			
	パターン認識	2			
	画像工学・コンピュータビジョン	2			

- 備考 (1) ◎印の授業科目は、必修とする。
 (2) ▲印及び●印の授業科目は、選択必修とする。
 (3) 情報工学特別講義については、開始前に課題名を
 定めて開講し、合計12単位まで修得できる。
- ※1 必修科目26単位、▲印の科目から1単位以上、
 ●印の科目から8単位以上を含め、
 35単位以上を修得すること。

別表(4) (第2条関係)

工学部共通専門科目

区分	授業科目	単位数	備考		
専門科目	共通科目	工学部特別講義Ⅰ()	2	自由選択単位として卒業に必要な単位に算入できる。	
		工学部特別講義Ⅱ()	1		
		環境科学Ⅰ	2		
		環境科学Ⅱ	2		
		環境科学Ⅲ	2		
	国際科目	Japanese Science and Technology	2		2単位まで、自由選択単位として卒業に必要な単位に算入できる。
		International Cooperation of Science and Technology	2		
		Engineering for Sustainable Society	2		
Environment for Sustainable Society		2			

- 備考 (1) 工学部特別講義Ⅰ・Ⅱについては、開始前に課題名を定め開講する。
- (2) 国際科目は科学技術短期プログラム(STEP)留学生用の科目でもあるため、授業では英語で行われる。

別表(5) (第3条関連)

博物館に関する科目

授業科目	単位数	
	必修	計
生涯学習概論	2	2
博物館概論	2	2
博物館経営論	2	2
博物館資料論	2	2
博物館資料保存論	2	2
博物館展示論	2	2
博物館教育論	2	2
博物館情報・メディア論	2	2
博物館実習	3	3

- 備考 (1) 学芸員資格を取得しようとする者は、博物館長を経由して学部長の許可を得て、博物館に関する科目を履修することができる。
- (2) この単位は、卒業に必要な単位としては、認めない。

○東京農工大学工学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する規程

(平成 16 年 4 月 14 日 16 工規程第 17 号)

改正 平成 17 年 4 月 1 日 平成 27 年 7 月 1 日 工規程第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東京農工大学学則(以下「学則」という。)第 102 条の規定に基づき、東京農工大学工学部(以下「本学部」という。)における 1 学期間に履修登録できる単位数の上限に関し、必要な事項を定める。

(対象科目)

第 2 条 履修登録できる単位数の上限は、本学部において開講する授業科目のうち、学則第 98 条第 1 項に定める卒業要件の単位数となる授業科目を対象とする。ただし、卒業要件の単位数となる授業科目であっても、別に定める細則第 2 条の各号に掲げる授業科目は対象としない。

(履修登録単位数の上限)

第 3 条 履修登録できる授業科目の合計単位数の上限は、1 学期間あたり別に定める単位数とする。

ただし、学則第 90 条の規程により入学した学生のうち、社会人特別選抜制度により入学した学生には履修登録単位数の上限は設けない。

2 前項の規定にかかわらず、次条に定める成績優秀者として認定された学生の上限については、認定対象となった学期の次学期には、別に定める単位数とすることができる。

(成績優秀者)

第 4 条 前条第 2 項の規定を適用できる学生は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。ただし、学則第 88 条、第 89 条及び本規程前条第 1 項但し書きにより入学した学生並びに学則第 99 条第 3 項の規定に該当する単位が 20 単位を超える学生には、適用できない。

(1) 学期中に第 2 条に定める対象科目を別に定める単位数以上修得していること。

(2) 当該学期の GPA が別に定める数値以上であること。

2 学部長は、前項の条件を満たした者を成績優秀者と認定し、書面等により通知する。

第 5 条 この規程に定めるもののほか、履修登録できる単位数の上限及び成績優秀者に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、平成 15 年 4 月に 1 年次に入学した学生から適用する。

附 則(平成 17 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年 4 月に入学した学生から適用する。

附 則(平成 27 年 7 月 1 日工規程第 10 号)

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

○東京農工大学工学部における授業科目の履修登録単位数の上限及び成績優秀者に関する細則

(平成 16 年 4 月 14 日 16 工細則第 2 号)

改正 平成 17 年 4 月 1 日 平成 18 年 4 月 1 日
 平成 22 年 4 月 1 日 平成 24 年 4 月 1 日
 平成 27 年 7 月 1 日工細則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 東京農工大学工学部における授業科目の履修登録単位数の上限に関する規程(以下「規程」という。)に定めるもののほか、工学部における履修登録単位数の上限及び成績優秀者についての取扱いに関しては、本細則による。

(対象授業科目)

第 2 条 履修登録単位数の上限の対象となる授業科目は、卒業要件の単位となる授業科目とする。

ただし、次の各号に掲げる授業科目を除く。

- (1) 集中講義科目(時間割表欄外に記載の集中講義科目)
- (2) 通年科目
- (3) 学則第 99 条の規定に基づいて単位を認定された授業科目
- (4) 卒業論文
- (5) 単位互換協定に基づき、他の大学で履修する授業科目
- (6) 外国語検定等による認定科目

(履修登録単位数の上限)

第 3 条 授業科目を履修する(授業を受ける)ためには、所定の期間に履修登録をしなければならないものとし、前項に定める履修登録単位数の上限の対象となる授業科目については、その単位

数の上限を別表のとおりとする。

(履修登録の確認等)

第 4 条 履修登録の確認は、次のとおり行うものとする。

- (1) 履修登録期間終了後に履修登録単位(単位数)を確認する。
- (2) 上限を超えている学生に対しては掲示により通知し、所定の期間に修正登録をする。
- (3) 上限を超えている学生が修正登録をしない場合は、当該学期の履修を認めない。
- (4) 履修登録期間、履修登録単位確認期間及び修正登録期間は、原則として次のとおりとする。

学期	履修登録期間	履修登録単位確認期間	修正登録期間
前学期	授業開始後 2 週間以内	学部で定める期間	学部で定める期間

後学期	授業開始後2週間以内	学部で定める期間	学部で定める期間
-----	------------	----------	----------

(成績優秀者の要件)

第5条 成績優秀者の要件となる修得単位数及びGPAの数値は、別表のとおりとする。

(GPAの計算方法)

第6条 成績優秀者の認定に必要なGPAの計算方法は、第2条の授業科目について、次によるものとする。ただし、第2条第1号の授業科目(集中講義)についてはGPA計算式の分母分子ともGPAへ算入するものとし、第2条第2号(通年科目)及び第4号(卒業論文)については、終了学期に算入するものとする。

((授業科目の評価点×単位数)の総和 ※) / 授業科目の履修登録単位数

※(授業科目の評価点×単位数)の総和をGPTという

なお、評語S、A、B、C、Dをそれぞれ評価点4、3、2、1、0とする。

(成績優秀者の単位数の上限)

第7条 成績優秀者に認定された学生については、第3条の規定にかかわらず、第2条に規定する授業科目の履修登録単位数の上限(合計単位数)を別表のとおりとすることができる。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行し、平成16年4月に1年次に入学した学生から適用する。

附 則(平成17年4月1日)

この細則は、平成17年4月1日から施行し、平成17年4月に1年次に入学した学生から適用する。

附 則(平成18年4月1日)

この細則は、平成18年4月1日から施行し、平成18年4月に1年次に入学した学生から適用する。

附 則(平成22年4月1日)

- 1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日現在在学している者の第2条の適用については、施行後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成24年4月1日)

この細則は、平成24年4月1日から施行し、平成23年4月に1年次に入学した学生から適用する。

附 則(平成 27 年 7 月 1 日工細則第 1 号)
この細則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

別表

学科名	第 3 条の履修登録 単位数の上限	第 7 条の成績優秀者 の単位数の上限	第 5 条の成績優 秀者の要件 (修得単位数)	第 5 条の成績優 秀者の要件 (GPA 数値)
生命工学科	26	32	16	3.0
応用分子化 学科	26	32	18	3.0
有機材料化 学科	26	32	20	3.0
化学システ ム工学科	26	32	20	3.0
機械システ ム工学科	26	32	20	3.0
物理システ ム工学科	26	32	20	3.0
電気電子工 学科	26	32	24	3.0
情報工学科	26	34	20	3.0

電気主任技術者の資格を取得しようとする者に必要な授業科目の履修に関する要項

平成22年1月27日工学部教育委員会承認

- 1 電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令および同認定基準に基づく電気主任技術者の資格を取得しようとする者（以下「取得希望者」という）が履修すべき授業科目及び単位数を下表のとおり定める。
- 2 取得希望者は、同表の科目区分ごとに指定された授業科目の中から、それぞれ必要単位数以上を修得し、合わせて49単位以上を修得しなければならない。

科目区分	必要単位数	電気主任技術者の資格を取得するのに必要な授業科目及び単位数
1. 電気工学又は電子工学等の基礎に関するもの	12単位以上	◎ 電磁気学Ⅰおよび演習(3) ◎ 基礎電気回路Ⅰおよび演習(3) ◎ 電磁気学Ⅱおよび演習(3) ◎ 基礎電気回路Ⅱおよび演習(3) ◎ 計測工学(2)
	19単位以上	○ 基礎電子回路および演習(3) ○ 論理回路および演習(3) ○ デジタル電子回路(2) ○ 電子物性工学(2) ○ 電子デバイスⅠおよび演習(3) ○ 電子デバイスⅡ(2)
2. 発電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの	8単位	◎ 電力工学(2) ◎ 電気電子材料(2) ◎ エネルギーネットワーク工学(2) ◎ 電気法規および施設管理(2)
	10単位以上	○ 高電圧工学(2)
3. 電気及び電子機器、自動制御、電気エネルギー利用並びに情報伝送及び処理に関するもの	6単位	◎ 電気電子機器(2) ◎ 制御工学(2) ◎ パワーエレクトロニクス(2)
	12単位以上	○ 通信工学(2) ○ プログラミングおよび演習(3) ○ 画像情報工学(2) ○ 計算工学基礎(2) ○ 信号処理(2) ○ マイクロプロセッサ(2) ○ 電磁波工学(2) ○ 通信システム工学(2) ○ コンピュータ基礎演習(1)
4. 電気工学若しくは電子工学実験又は電気工学若しくは電子工学実習に関するもの	4単位以上	◎ 電気電子工学実験Ⅰ(2) ◎ 電気電子工学実験ⅢA(2) ◎ 電気電子工学実験ⅡA(2) ◎ 電気電子工学実験ⅡB(2)
	6単位以上	○ 電気電子工学実験ⅢB(2)
5. 電気及び電子機器設計又は電気及び電子機器製図に関するもの	2単位以上	○ 電気電子製図(1) ○ 電子情報工学製図(1)
計	49単位以上	()内の数字は単位数を表す。

(備考) ◎の科目は、認定基準において必ず開設しなければならないとされている授業科目を、○の科目は、その他の授業科目を示す。

(注 1) 必要単位数を修得する際には○科目も含めて修得すること。

(注 2) この要項により所定の単位を修得し卒業（大学院においては修了）した者は、所定の内容・年数の「実務の経験」を経て電気主任技術者の免状を取得することができる。

○東京農工大学大学院工学府教育規則

(平成 16 年 4 月 1 日 16 工教規則第 2 号)

改正 平成 17 年 4 月 1 日	平成 18 年 4 月 1 日
平成 19 年 4 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日
平成 20 年 10 月 1 日	平成 21 年 4 月 1 日
平成 22 年 4 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日
平成 24 年 4 月 1 日 24 工教規則第 1 号	平成 25 年 4 月 1 日 25 工規則第 1 号
平成 26 年 4 月 1 日工規則第 1 号	平成 27 年 4 月 1 日工規則第 1 号
平成 27 年 7 月 1 日規程第 48 号	平成 28 年 4 月 1 日工規則第 1 号
平成 29 年 4 月 1 日工規則第 3 号	

(趣旨)

第 1 条 東京農工大学学則(以下「学則」という。)第 51 条第 4 項、第 65 条第 2 項、第 66 条第 4 項、第 68 条第 2 項、第 71 条第 7 項、第 71 条の 2 第 2 項及び第 72 条第 3 項の規定に基づき、東京農工大学大学院工学府(以下「学府」という。)の教員組織、授業科目及び単位数、教育課程及び履修方法、学位論文の提出時期、審査方法等については、この規則の定めるところによる。

(教員組織)

第 2 条 学府に、研究指導及び授業担当教員(以下「指導教員」という。)並びに研究指導の補助及び授業担当教員(以下「指導補助教員」という。)を置く。

2 前項に規定する指導教員及び指導補助教員の資格審査については、別に定める。

(授業科目等)

第 3 条 前期 2 年の課程(以下「博士前期課程」という。)の専攻ごとの授業科目及び単位数は、別表第 1 のとおりとする。

2 博士前期課程の学生は、必修科目 6 単位及び選択科目 24 単位以上をあわせて 30 単位以上を修得しなければならない。ただし、生命工学専攻にあつては、必修科目 10 単位、選択必修科目 6 単位以上及び選択科目をあわせて 30 単位以上修得しなければならない。機械システム工学専攻にあつては、必修科目 17 単位、選択必修科目 6 単位以上及び選択科目をあわせて 30 単位以上修得しなければならない。物理システム工学専攻にあつては、必修科目 6 単位、選択必修科目 10 単位以上及び選択科目をあわせて 30 単位以上修得しなければならない。情報工学専攻にあつては、必修科目 6 単位、選択必修科目 10 単位以上及び選択科目 14 単位以上をあわせて 30 単位以上を修得しなければならない。

3 授業科目の履修方法については、別に定める。

第 3 条の 2 専門職学位課程の授業科目及び単位数は、別表第 1-2 のとおりとする。

2 専門職学位課程の学生は、必修科目 12 単位及び選択科目 24 単位以上をあわせて 36 単位以上修得しなければならない。

3 授業科目の履修方法については、別に定める。

第4条 後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)の専攻ごとの授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。

- 2 博士後期課程の学生は、必修科目8単位及び選択科目4単位以上をあわせて12単位以上を修得しなければならない。
- 3 学則第74条第1項及び第2項の規定により修業年限を短縮され在学する者の教育方法等については、別に定める。
- 4 授業科目の履修方法については、別に定める。

(履修科目の申請)

第5条 学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を所定の期間内に当該授業科目の授業を担当する教員(以下「授業担当教員」という。)を経て工学府長(以下「学府長」という。)の承認を受けなければならない。

- 2 学生は、指導教員が教育上有益と認めるときは、本学の農学府、生物システム応用科学府、連合農学研究科又は学部の授業科目を履修することができる。この場合、授業担当教員を経て当該授業科目を開講する学府又は学部の長の承認を受けた上、所属する学府長の承認を受けなければならない。

(他の専攻等の単位の修得)

第6条 博士前期課程及び博士後期課程の学生が、学則第76条及び第76条の2(それぞれ第3項を除く。)の規定により他の大学院において修得した単位がある場合には、当該課程を通して10単位を限度として、第3条第2項又は第4条第2項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。

- 2 博士前期課程及び博士後期課程の学生が、他の専攻において修得した単位及び前条第2項の規定により本学の農学府、生物システム応用科学府又は連合農学研究科において修得した単位がある場合には、当該課程を通して10単位を限度として、第3条第2項又は第4条第2項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。
- 3 前項の規定により、選択科目の単位数に算入することができる単位は、博士後期課程の学生にあっては、博士後期課程の他の専攻、生物システム応用科学府博士後期課程及び一貫制博士課程(3年次から5年次までに限る。)並びに連合農学研究科の博士課程において修得した単位とする。

第6条の2 専門職学位課程の学生が、学則第76条第3項及び第76条の2第3項の規定により他の大学院において修得した単位がある場合には、第8条の2の規定により認定を受けた単位と合わせて、第3条の2第2項に規定する単位数の2分の1を超えない範囲で、選択科目の単位数に算入することができる。

- 2 専門職学位課程の学生が、他の専攻において修得した単位及び第5条第2項の規定により本学の農学府、生物システム応用科学府又は連合農学研究科において修得した単位がある場合には、第8条の2の規定により認定を受けた単位と合わせて、第3条の2

第2項に規定する単位数の2分の1を超えない範囲で、選択科目の単位数に算入することができる。

第7条 博士前期課程及び専門職学位課程の学生は、別表第2の博士後期課程の授業科目を履修し、単位を修得することができる。

2 前項の規定により修得した単位については、第3条第2項又は第3条の2第2項に規定する選択必修科目若しくは選択科目の単位数に算入することができる。

第8条 博士後期課程の学生が博士前期課程又は専門職学位課程において当該課程の修了に必要とする単位(博士前期課程にあつては30単位、専門職学位課程にあつては36単位)を超えて前条第1項の規定により博士後期課程の単位を修得している場合には、当該単位について第4条第2項に規定する単位数に算入することができる。

(入学前既修得単位の認定)

第8条の2 学則第79条第1項の規定により、入学前の既修得単位の認定を受けようとする者は、入学時に学府長に願い出なければならない。

(履修科目の登録の上限)

第8条の3 専門職学位課程にあつては、登録できる授業科目の上限は、1年間あたり30単位とする。

(単位修得の認定)

第9条 単位修得の認定は、授業担当教員が行う。

第10条 履修した授業科目の成績は、S、A、B、C、Dの評語であらわし、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

(研究題目の届出)

第11条 博士前期課程及び専門職学位課程の技術開発実践型プログラム(以下「博士前期課程等」という)並びに博士後期課程の学生は、指導教員の指導により、研究題目を定めなければならない。

2 前項に基づき研究題目を定めたときは、研究題目及び研究計画を別紙様式1により、所定の期間内に指導教員(博士後期課程にあつては主指導教員)を経て、学府長に届け出るものとする。

3 研究題目を変更するときは、前2項の規定を準用する。

(学位論文の提出)

第12条 博士前期課程等の学生は、論文審査に関する申請書に、学位論文、学位論文要旨等を添え、指導教員を経て学府長に提出しなければならない。ただし、提出時期については、別に定める。

2 博士後期課程の学生及び東京農工大学学位規程(以下「学位規程」という。)第6条ただし書に規定する者は、論文審査に関する申請書に学位論文、学位論文要旨等を添え、主指導教員を経て学府長に提出しなければならない。

- 3 学位規程第5条及び第6条本文の規定により博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に、学位論文、学位論文要旨等を添え、学府長を経て学長に申請しなければならない。
- 4 前3項により提出する学位論文の作成、書類の様式等及び前2項における提出時期等については、別に定める。

(博士論文研究基礎力審査)

第12条の2 前条第1項の規定にかかわらず、博士前期課程の学生であって学則第71条の2に規定する博士課程教育リーディングプログラムを履修する者は、学府が博士課程の目的を達成するために必要と認める場合、学則第73条第3項各号に規定する試験及び審査を受けることにより修士の学位論文の提出及び最終試験の受験に代えることができる。

- 2 前項に該当する学生は、Application for the Qualifying ExaminationにPaper Examination等を添え、指導教員を経て学府長に提出しなければならない。
- 3 前項により提出する書類の様式等及び提出時期等については、別に定める。
- 4 学府長は、学生から第2項の書類の提出を受けた場合、その写しを博士課程教育リーディングプログラム責任者へ提出するものとする。

(学位論文等の審査方法等)

第13条 学位論文及び博士論文研究基礎力審査の審査方法等については、学位規程に定めるもののほか、その実施に関し必要な細目は別に定める。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、教育の実施について必要な事項は、工学府教授会の議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、施行後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成17年4月1日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、施行後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年4月1日)

- 1 この規則は平成18年4月1日から施行する。

- 2 平成18年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成19年4月1日)

- 1 この規則は平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成20年4月1日)

- 1 この規則は平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成20年10月1日)

この規則は、平成20年10月1日から施行し、平成18年4月に1年次に入学した学生から適用する。

附 則(平成21年4月1日)

- 1 この規則は平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成22年4月1日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成23年4月1日)

- 1 この規則は平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、施行後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成24年4月1日 24工教規則第1号)

- 1 この規則は平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、施行後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、別表第1-2の改正規定については、平成23年度の入学者から適用する。

附 則(平成25年4月1日 25工規則第1号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成26年4月1日工規則第1号)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、第12条の2の改正規定については、平成25年度の入学者から適用する。

附 則(平成27年4月1日工規則第1号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年7月1日規程第48号)

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日工規則第1号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成29年4月1日工規則第3号)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第3条関係)
〔博士前期課程〕

生命工学専攻

専修名	授業科目	単位数
生体機能工学	◇ 生物機能工学特論	2
	◇ 生物情報工学特論	2
	◇ 生体物性学特論	2
	◇ 細胞分子工学特論	2
	◇ 生体反応工学特論	2
	◇ 植物機能工学特論	2
	◇ 蛋白質化学特論	2
	◇ 生体機能工学特別講義	2
応用生物工学	◇ 生物化学特論	2
	◇ 生物物理化学特論	2
	◇ 生物有機化学特論	2
	◇ 海洋生物工学特論	2
	◇ 応用生物工学特別講義	2
バイオソサエティ工学	◇ ゲノム情報解析工学特論	2
	◇ ゲノム情報利用工学特論	2
学際講義科目	生命工学倫理特別講義	2
	生命工学ビジネス特別講義	2
	◇注1 生命工学英語特論I	2
	生命工学英語特論II	2
	身体運動科学特論	2
専攻研修科目	生体機能工学プレゼンテーション特論I	2
	生体機能工学プレゼンテーション特論II	2
	応用生物工学プレゼンテーション特論I	2
	応用生物工学プレゼンテーション特論II	2
	◎ 生命工学先端研究	6
	生命工学セミナーI	2
	生命工学セミナーII	2
	生命工学セミナーIII	2
	生命工学セミナーIV	2
	◎ 生命工学特別研究	4
	生命工学教育研究特論I	4
	生命工学教育研究特論II	4
共通科目	科学特論 I	2
	科学特論 II	2
	科学特論 III	2
	科学特論 IV	2
	技術マネジメント特論 I	2
	技術革新論	2
	短期インターンシップ	1
	インターンシップ I	2
	◇ 学内インターンシップ I	2
	※ 生命工学フロンティア特論I	2
	※ 生命工学フロンティア特論II	2
	※ 生命工学フロンティア特論III	2

◎印の科目は必修科目

◇印の科目は選択必修科目

◎印、◇印以外の科目は選択科目

※印の科目は連携分野

注1:2科目のうち1科目は選択必修に算入される。

応用化学専攻

専修名	授業科目	単位数	
物質応用化学	有機反応化学特論	2	
	無機反応化学特論	2	
	応用有機合成特論	2	
	応用無機合成特論	2	
	電子化学特論	2	
	応用触媒化学特論	2	
	物質応用化学講座特別講義 I	2	
	物質応用化学講座特別講義 II	2	
	有機材料化学	有機材料設計特論 I	2
		有機材料合成特論 I	2
有機材料構造特論 I		2	
有機材料物性特論 I		2	
有機材料解析特論 I		2	
有機材料開発特論 I		2	
有機材料化学講座特別講義 I		2	
有機材料化学講座特別講義 II		2	
システム化学工学		分子化学工学特論 I	2
		分離工学特論 I	2
	分子情報工学特論 I	2	
	化学プロセス工学特論 I	2	
	化学エネルギー工学特論 I	2	
	環境化学工学特論 I	2	
	システム化学工学講座特別講義 I	2	
	システム化学工学講座特別講義 II	2	
	物質生物計測	物質生物計測特論 I	2
		物質生物計測特論 II	2
物質生物計測講座特別講義 I		2	
物質生物計測講座特別講義 II		2	
共通科目	科学特論 I	2	
	科学特論 II	2	
	科学特論 III	2	
	科学特論 IV	2	
	技術マネジメント特論 I	2	
	技術革新論	2	
	短期インターンシップ	1	
	インターンシップ I	2	
	学内インターンシップ I	2	
	◎ 応用化学セミナー I	4	
	応用化学セミナー II	4	
	◎ 応用化学特別実験	2	
	応用化学特別研究	4	
	※ フロンティア応用化学特論 I	2	
※ フロンティア応用化学特論 II	2		
※ フロンティア応用化学特論 III	2		

◎印の科目は必修科目

◎印以外の科目は選択科目

※印の科目は連携分野

機械システム工学専攻

専修名	授 業 科 目	単位数
システム基礎解析・設計生産システム	◎ 物理学特別演習	1
	◎ 数学特別演習	1
	◇ 流体力学特論 I	2
	◇ 熱流体システム設計特論	2
	◇ 材料力学特論	2
	◇ 弾塑性解析特論	2
	◇ 制御システム特論	2
	◇ 精密計測工学特論	2
	気体力学特論	2
	機械要素解析特論	2
	機械材料学特論	2
	多体系動力学特論	2
	シミュレーション工学特論	2
	機械電子工学特論	2
	システム基礎解析講座特別講義 I	2
	システム基礎解析講座特別講義 II	2
	設計生産システム講座特別講義 I	2
	設計生産システム講座特別講義 II	2
	機械知能システム工学講座特別講義 I	2
	学際科目	◎ 実践機械システム工学 I
実践機械システム工学 II		1
実践機械システム工学 III		1
実践機械システム工学 IV		1
共通科目	科学特論 I	2
	科学特論 II	2
	科学特論 III	2
	科学特論 IV	2
	技術マネジメント特論 I	2
	技術革新論	2
	短期インターンシップ	1
	インターンシップ I	2
	学内インターンシップ I	2
	機械システム工学特論	2
	◎ 機械システム工学セミナー I	4
	◎ 機械システム工学セミナー II	4
	◎ 機械システム工学特別実験	2
	◎ 機械システム工学特別研究	4
	※ フロンティア機械システム特論 I	2
	※ フロンティア機械システム特論 II	2
	※ フロンティア機械システム特論 III	2
	機械システム工学実習	2

◎印の科目は必修科目

◇印の科目は選択必修科目(6単位以上修得すること)

◎印、◇印以外の科目は選択科目

※印の科目は連携分野

物理システム工学専攻

専修名	授 業 科 目	単位数
量子系工学・複雑系工学	□ 固体材料物性工学	2
	□ 原子分子分光学	2
	□ 量子光学	2
	□ 超伝導工学	2
	□ ソフトマター物理工学	2
	◇ 応用力学	2
	◇ 応用電磁気学	2
	◇ 応用熱統計力学	2
	◇ 応用量子力学	2
	◇ 応用物理数学	2
共通科目	科学特論 I	2
	科学特論 II	2
	科学特論 III	2
	科学特論 IV	2
	技術マネジメント特論 I	2
	技術革新論	2
	短期インターンシップ	1
	インターンシップ I	2
	学内インターンシップ I	2
	物理システム特別講義 I	2
	物理システム特別講義 II	2
	物理システム特別講義 III	2
	物理システム特別講義 IV	2
	◎ 物理システム工学セミナー I	4
	物理システム工学セミナー II	4
	◎ 物理システム工学特別実験	2
	物理システム工学特別研究	4
	※ フロンティア電気電子工学特論 I	2
	※ フロンティア電気電子工学特論 II	2
	※ フロンティア電気電子工学特論 III	2
	※ 情報通信工学特論 I	2
	※ 情報通信工学特論 II	2
	※ バイomedicalエレクトロニクス特論 I	2
	※ バイomedicalエレクトロニクス特論 II	2
	※ 都市空間情報学特論 I	2
	※ 都市空間情報学特論 II	2

◎印の科目は必修科目

◇印、□印の科目は選択必修科目(◇印の科目は6単位以上及び□印の科目は4単位以上修得すること)

◎印、◇印、□印以外の科目は選択科目

※印の科目は連携分野

電気電子工学専攻

専修名	授業科目	単位数
電気電子システム工学 電子メディア工学	光電子機能デバイス工学特論	2
	量子機能デバイス工学特論 I	2
	半導体薄膜工学特論	2
	信号処理特論	2
	パワーエレクトロニクス特論	2
	集積回路設計特論	2
	通信工学特論 I	2
	光エレクトロニクス特論	2
	情報入出力システム工学特論	2
	電磁波応用工学特論 I	2
	磁性工学特論	2
	環境エネルギー工学	環境エネルギー工学特論 I
*半導体ナノテクノロジー	半導体ナノ構造作製技術特論	2
	半導体ナノテクノロジー講座特別講義 I	2
共通科目	科学特論 I	2
	科学特論 II	2
	科学特論 III	2
	科学特論 IV	2
	技術マネジメント特論 I	2
	技術革新論	2
	短期インターンシップ	1
	インターンシップ I	2
	学内インターンシップ I	2
	◎ 電気電子工学セミナー I	4
	電気電子工学セミナー II	4
	◎ 電気電子工学特別実験	2
	電気電子工学特別研究	4
	電気電子工学実習	2
	※ フロントイア電気電子工学特論 I	2
	※ フロントイア電気電子工学特論 II	2
	※ フロントイア電気電子工学特論 III	2
	※ 情報通信工学特論 I	2
	※ 情報通信工学特論 II	2
	※ バイオメディカルエレクトロニクス特論 I	2
	※ バイオメディカルエレクトロニクス特論 II	2
	※ 都市空間情報学特論 I	2
	※ 都市空間情報学特論 II	2
	電気電子工学専攻特別講義 I	2
	電気電子工学専攻特別講義 II	2
	電気電子工学専攻特別講義 III	2

◎印の科目は必修科目

◎印以外の科目は選択科目

※印の科目は連携分野

*印は寄附講座として平成13年4月1日から平成30年3月31日まで開設

情報工学専攻

専修名	授業科目	単位数
情報工学	◇ ソフトウェアアーキテクチャ特論	2
	◇ 並列処理・ネットワーク特論	2
	◇ ビジュアルコンピューティング特論	2
	◇ 応用数学特論	2
	◇ 知能機械デザイン学特論	2
	◇ システム評価設計工学特論	2
	◇ 3次元ビジュアルインタフェース特論	2
	◇ ネットワークデザイン特論	2
	◇ 人工知能特論	2
	◇ 映像情報学特論	2
	◇ ユビキタスコンピューティング特論	2
	◇ 情報セキュリティ特論	2
◎ 情報工学特別実験	2	
共通科目	科学特論 I	2
	科学特論 II	2
	科学特論 III	2
	科学特論 IV	2
	技術マネジメント特論 I	2
	技術革新論	2
	短期インターンシップ	1
	インターンシップ I	2
	学内インターンシップ I	2
	◎ 情報工学セミナー I	4
	情報工学セミナー II	4
	情報工学特別研究	4
	※ フロントイア電気電子工学特論 I	2
	※ フロントイア電気電子工学特論 II	2
	※ フロントイア電気電子工学特論 III	2
	※ 情報通信工学特論 I	2
	※ 情報通信工学特論 II	2
	※ バイオメディカルエレクトロニクス特論 I	2
	※ バイオメディカルエレクトロニクス特論 II	2
	※ 都市空間情報学特論 I	2
	※ 都市空間情報学特論 II	2
	情報工学実習	2
	情報工学輪講 I	1
	情報工学輪講 II	1
	情報工学輪講 III	1
	情報工学輪講 IV	1
	情報工学特別講義 I	2
	情報工学特別講義 II	2

◎印の科目は必修科目

◇印の科目は選択必修科目

◎印、◇印以外の科目は選択科目

※印の科目は連携分野

別表第1-2 (第3条の2関係)
〔専門職学位課程〕
産業技術専攻

科目区分等	授業科目の名称	単位数			修了要件	
		必修	選択	自由		
共通科目	基盤科目	技術経営概論		2	2科目4単位以上	
		技術リスク概論		2		
		会計学概論		2		
		原価計算入門		2		
		企業倫理		2		
		技術企業経営概論		2		
		マーケティング概論		2		
		工業技術標準概論		2		
		産業技術安全学		2		
		技術者倫理(専門職)		2		
		リサーチ・アドミニストレーション概論		2		
		マネジメント科目	知的財産マネジメント			2
	技術企業経営戦略論			2		
	知的財産概論			2		
	戦略的ビジネスプラン			2		
	工業標準化戦略論			2		
	生命産業知財戦略論			2		
	環境・材料産業知財戦略論			2		
	先端機械産業知財戦略論			2		
	情報処理産業知財戦略論			2		
	研究プロジェクトマネジメント			2		
	イノベーション科目	機械産業技術論		2	3科目6単位以上※2	
		先端機械技術開発論		2		
		先端情報システム構築論		2		
		高度情報・通信技術開発論		2		
		生命分子産業技術論		2		
		生命システム産業論		2		
		先端材料開発論		2		
		環境技術プロジェクトマネジメント		2		
		研究・開発調査分析		2		
		グラントプロポーザル概論		2		
		産業応用特論		2		
	プロジェクト研究※1	技術開発実践型プログラム	産業技術実践研究I	4		4単位以上
ケーススタディ			4			
産業技術実践研究II			4			
プロジェクト研究※1		プレゼンテーション実習I		2		
		プレゼンテーション実習II		2		
		プレゼンテーション実習III		2		
		プレゼンテーション実習IV		2		
		学内インターンシップI		2		
		インターンシップ		4		
		研究・開発ブランニングI	4			
研究・開発ブランニングII		4				
プログラム養成		ケーススタディ	4			
		グラントプロポーザル実習		4		
	フィールドスタディ		4			

備考

1) プロジェクト研究については、履修するプログラムについて、必修科目12単位、選択科目4単位以上、計16単位以上を修得すること。

2) イノベーション科目については、2単位まで工学府の他の専攻又は他の学府で履修した科目の単位を算入することができる。

別表第2(第4条関係) [博士後期課程]

[博士後期課程]

生命工学専攻

専修名	授業科目	単位数
生体機能工学	生体分子機能特論	2
	バイオインフォマティクス特論	2
	生体分子構造特論	2
	植物工学特論	2
	生命反応特論	2
	生体情報伝達特論	2
	生命分子設計特論	2
	先端生体機能工学特別講義	2
応用生物学	分子生物学特論	2
	バイオマテリアル特論	2
	生命分子反応特論	2
	地球生態科学特論	2
バイオソサエティ工学	先端ゲノム情報解析工学特論	2
	先端ゲノム情報利用工学特論	2
学際講義科目	生命工学社会学特別講義	2
	生命工学産業特別講義	2
	バイオビジネス特論	2
	先端生命工学英語特論I	2
	先端生命工学英語特論II	2
	生命工学英語ライティングI	1
	生命工学英語ライティングII	1
	応用身体運動科学特論	2
	生体機能工学先端研究プレゼンテーション特論I	2
	生体機能工学先端研究プレゼンテーション特論II	2
専攻研修科目	◎ 応用生物学先端研究プレゼンテーション特論I	2
	◎ 応用生物学先端研究プレゼンテーション特論II	2
	◎ 生命工学特別セミナー特論I	2
	◎ 生命工学特別セミナー特論II	2
	◎ 生命工学特別セミナー特論III	2
	◎ 生命工学先端計画研究	6
	◎ 生体機能工学実地研修研究特論	4
	◎ 応用生物学実地研修研究特論	4
	◎ 科学特論V	2
	◎ 科学特論VI	2
共通科目	◎ 科学特論VI	2
	◎ 科学特論VII	2
	◎ 科学特論VIII	2
	◎ 技術マネージメント特論II	2
	◎ 工学府特別講義()	2
	◎ 工学府特別講義()	2
	◎ 工学府特別講義()	2
	◎ 工学府特別講義()	2
	◎ 工学府特別講義(国際コミュニケーションI)	1
	◎ 工学府特別講義(国際コミュニケーションII)	1
	◎ 工学府特別講義(国際コミュニケーションIII)	1
	◎ 工学府特別講義(国際コミュニケーションIII)	1
	◎ 工学府特別講義(国際コミュニケーションIII)	1
	◎ 工学府特別講義(国際コミュニケーションIII)	1
	◎ インターンシップII	2
	◎ 学内インターンシップII	2
	◎ ★ 科学日本語特論	1
	◎ ★ 科学英語特論I	1
	◎ ★ 科学英語特論II	1
	◎ ★ 科学英語特論III	1
◎ ★ グラントプロポーザル特論(イノベーション)	1	
◎ ★ 海外研修教育(イノベーション)	1	
◎ ※ 生命工学フロンティア特論IV	2	
◎ ※ 生命工学フロンティア特論V	2	
◎ ※ 生命工学フロンティア特論VI	2	

◎印の科目は必修科目

◎印以外の科目は選択科目

※印の科目は連携分野

★印の科目は科学立国人材育成プログラム用授業科目として開設

応用化学専攻

専修名	授業科目	単位数
精密分子化学	物理有機化学特論	2
	薄膜合成化学特論	2
	精密合成化学特論	2
	セミック化学特論	2
	電子移動反応特論	2
	有機金属化学特論	2
	精密分子化学講座特別講義I	2
	精密分子化学講座特別講義II	2
	精密分子化学講座特別講義III	2
	精密分子化学講座特別講義IV	2
有機材料化学	有機材料設計特論II	2
	有機材料合成特論II	2
	有機材料構造特論II	2
	有機材料物性特論II	2
	有機材料解析特論II	2
	有機材料開発特論II	2
	有機材料化学講座特別講義III	2
	有機材料化学講座特別講義IV	2
	有機材料化学講座特別講義V	2
	有機材料化学講座特別講義VI	2
システム化学工学	分子化学工学特論II	2
	分離工学特論II	2
	分子情報工学特論II	2
	化学プロセス工学特論II	2
	化学エネルギー工学特論II	2
	環境化学工学特論II	2
	化学プロジェクト&プログラムマネジメント	2
	システム化学工学講座特別講義III	2
	システム化学工学講座特別講義IV	2
	システム化学工学講座特別講義V	2
物質測生物	物質生物計測特論III	2
	物質生物計測講座特別講義III	2
	物質生物計測講座特別講義IV	2
	物質生物計測講座特別講義V	2
	物質生物計測講座特別講義VI	2
共通科目	◎ 科学特論V	2
	◎ 科学特論VI	2
	◎ 科学特論VII	2
	◎ 科学特論VIII	2
	◎ 技術マネージメント特論II	2
	◎ 工学府特別講義()	2
	◎ 工学府特別講義()	2
	◎ 工学府特別講義()	2
	◎ 工学府特別講義()	2
	◎ 工学府特別講義(国際コミュニケーションI)	1
	◎ 工学府特別講義(国際コミュニケーションII)	1
	◎ 工学府特別講義(国際コミュニケーションIII)	1
	◎ 工学府特別講義(国際コミュニケーションIII)	1
	◎ 工学府特別講義(国際コミュニケーションIII)	1
	◎ インターンシップII	2
	◎ 学内インターンシップII	2
	◎ ★ 科学日本語特論	1
	◎ ★ 科学英語特論I	1
	◎ ★ 科学英語特論II	1
	◎ ★ 科学英語特論III	1
◎ ★ グラントプロポーザル特論(イノベーション)	1	
◎ ★ 海外研修教育(イノベーション)	1	
◎ 応用化学特別講義I	2	
◎ 応用化学特別講義II	2	
◎ 応用化学セミナーIII	2	
◎ 応用化学セミナーIV	2	
◎ 応用化学セミナーV	2	
◎ 特別計画研究	6	
◎ 特別教育研修	2	
◎ ※ フロンティア応用化学特論IV	2	
◎ ※ フロンティア応用化学特論V	2	
◎ ※ フロンティア応用化学特論VI	2	

◎の科目は必修科目

◎印以外の科目は選択科目

※印の科目は連携分野

★印の科目は科学立国人材育成プログラム用授業科目として開設

機械システム工学専攻

専修名	授業科目	単位数
機械物理学	流体力学特論Ⅱ	2
	エネルギー・物質伝達特論	2
	高強度材料解析特論	2
	非弾性解析学特論	2
	固体の変形解析特論	2
	トライボロジー解析特論	2
	機械物理学講座特別講義Ⅰ	2
	機械物理学講座特別講義Ⅱ	2
	機械物理学講座特別講義Ⅲ	2
	機械システム制御設計特論	2
システム設計工学	熱伝達システム特論	2
	ピークダイナミクス特論	2
	マイクロマシン特論	2
	メカトロニクス特論	2
	生産加工特論	2
	知能ロボット工学特論	2
	マイクロ加工特論	2
	超精密技術特論	2
	精密加工特論	2
	BioMEMS特論	2
	システム設計工学講座特別講義Ⅰ	2
	システム設計工学講座特別講義Ⅱ	2
	システム設計工学講座特別講義Ⅲ	2
機械知能システム工学	宇宙推進工学特論	2
	機械知能システム工学講座特別講義Ⅱ	2
共通科目	科学特論Ⅴ	2
	科学特論Ⅵ	2
	科学特論Ⅶ	2
	科学特論Ⅷ	2
	技術マネジメント特論Ⅱ	2
	工学府特別講義()	2
	工学府特別講義()	2
	工学府特別講義()	2
	工学府特別講義(国際コミュニケーションⅠ)	1
	工学府特別講義(国際コミュニケーションⅡ)	1
	工学府特別講義(国際コミュニケーションⅢ)	1
	研究マネジメント特論(イノベーション)	2
	インターンシップⅡ	2
	学内インターンシップⅡ	2
	機械システム工学特別講義Ⅰ	2
	機械システム工学特別講義Ⅱ	2
	◎ 機械システム工学特別セミナーⅠ	2
	機械システム工学特別セミナーⅡ	2
	機械システム工学特別セミナーⅢ	2
	◎ 特別計画研究	6
特別教育研修	2	
※ フロンティア機械システム特論Ⅳ	2	
※ フロンティア機械システム特論Ⅴ	2	
※ フロンティア機械システム特論Ⅵ	2	
機械システム工学特別実習	2	

◎印の科目は必修科目
 ◎印以外の科目は選択科目
 ※印の科目は連携分野

電子情報工学専攻

専修名	授業科目	単位数	
物理応用工学	□ 固体デバイス工学特論	2	
	□ 量子光電子工学特論	2	
	□ 半導体物性工学特論	2	
	□ 磁気物性工学特論	2	
	□ 電子線応用工学特論	2	
	物理応用工学講座特別講義Ⅰ	2	
	物理応用工学講座特別講義Ⅱ	2	
	物理応用工学講座特別講義Ⅲ	2	
	電子応用工学	半導体機能集積工学特論	2
		ナノデバイス工学特論	2
量子機能デバイス工学特論Ⅱ		2	
電子機能素子工学特論		2	
動画像処理特論		2	
高次元画像解析特論		2	
新エネルギー工学特論		2	
計測制御工学特論		2	
通信工学特論Ⅱ		2	
システムフォトリソリト		2	
電磁波応用工学特論Ⅱ		2	
電子応用工学講座特別講義Ⅰ		2	
電子応用工学講座特別講義Ⅱ		2	
電子応用工学講座特別講義Ⅲ	2		
知能・情報工学	知覚システム特論	2	
	◇ アルゴリズム解析特論	2	
	知的ロボット工学特論	2	
	◇ マルチメディアネットワーク特論	2	
	◇ 仮想環境創造工学特論	2	
	◇ ヒューマンインタフェース特論	2	
	◇ サイバネティクスシステム特論	2	
	知能情報工学講座特別講義Ⅰ	2	
	知能情報工学講座特別講義Ⅱ	2	
	並列処理特論	2	
	計算機システム特論	2	
	デバンダブルコンピューティング特論	2	
	環境エネルギー工学特論Ⅱ	2	
環境エネルギー工学	環境エネルギー工学講座特別講義Ⅱ	2	
	半導体ナノテクノロジー	2	
半導体ナノテクノロジー	半導体ナノテクノロジー講座特別講義Ⅱ	2	
	科学特論Ⅴ	2	
共通科目	科学特論Ⅵ	2	
	科学特論Ⅶ	2	
	科学特論Ⅷ	2	
	科学特論Ⅷ	2	
	技術マネジメント特論Ⅱ	2	
	工学府特別講義()	2	
	工学府特別講義()	2	
	工学府特別講義()	2	
	工学府特別講義(国際コミュニケーションⅠ)	1	
	工学府特別講義(国際コミュニケーションⅡ)	1	
	工学府特別講義(国際コミュニケーションⅢ)	1	
	研究マネジメント特論(イノベーション)	2	
	インターンシップⅡ	2	
	学内インターンシップⅡ	2	
	★ 科学日本語特論	1	
	★ 科学英語特論Ⅰ	1	
	★ 科学英語特論Ⅱ	1	
	★ 科学英語特論Ⅲ	1	
	★ グラントプロポーザル特論(イノベーション)	1	
	★ 海外研修教育(イノベーション)	1	
電子情報工学特別講義Ⅰ	2		
電子情報工学特別講義Ⅱ	2		
◎ 電子情報工学特別セミナーⅠ	2		
電子情報工学特別セミナーⅡ	2		
電子情報工学特別セミナーⅢ	2		
◎ 特別計画研究	6		
特別教育研修	2		
※ 電気電子工学フロンティア講義Ⅳ	2		
※ 電気電子工学フロンティア講義Ⅴ	2		
※ 電気電子工学フロンティア講義Ⅵ	2		
※ 都市空間情報学特論Ⅲ	2		
※ 都市空間情報学特論Ⅳ	2		
電子情報工学特別実習	2		

◎印の科目は必修科目 ◎印以外の科目は選択科目
 ※印の科目は連携分野

◇印の科目は選択必修科目(ただし、博士前期課程情報工学専攻の学生のみ)

□印の科目は選択必修科目(ただし、博士前期課程物理システム工学専攻の学生のみ)

*印は寄附講座として平成13年4月1日から平成30年3月31日まで開設

★印の科目は科学立国人材育成プログラム用授業科目として開設

別紙様式 1

平成 年 月 日

東京農工大学工学府長 殿

平成 年度入学（進学）

博士前期・後期・専門職学位課程 _____ 専攻

学籍番号

氏 名 _____ 印

研 究 題 目 届

研究題目			
研究計画	----- ----- ----- ----- ----- ----- -----		
指導教員名	(主) 印	(副) 印	(副) 印
備考			

○東京農工大学大学院農学府教育規則

(平成 16 年 4 月 1 日 16 農教規則第 2 号)

改正 平成 18 年 4 月 1 日 18 農教規則第 2 号 平成 20 年 4 月 1 日 20 農教規則第 1 号
平成 22 年 4 月 1 日 22 農教規則第 1 号 平成 23 年 4 月 1 日 23 農教規則第 1 号
平成 24 年 4 月 1 日 24 農教育規則第 1 号 平成 24 年 4 月 16 日 24 農教規則第 3 号
平成 26 年 4 月 1 日 農規則第 2 号 平成 27 年 4 月 1 日 農規則第 3 号
平成 27 年 7 月 1 日 規程第 48 号 平成 28 年 4 月 1 日 農規則第 1 号
平成 29 年 4 月 1 日 農規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 東京農工大学学則(以下「学則」という。)第 51 条第 4 項、第 65 条第 2 項、第 66 条第 4 項及び第 72 条第 3 項の規定に基づき、東京農工大学大学院農学府(以下「学府」という。)の教員組織、授業科目及び単位数、教育課程及び履修方法、学位論文の提出時期、審査方法等については、この規則の定めるところによる。

(教員組織)

第 2 条 学府に、研究指導及び授業を担当する教員(以下「指導教員」という。)並びに授業を担当する教員(以下「授業担当教員」という。)を置く。

- 2 前項に規定する指導教員は、主指導教員として学生の研究指導に当たる資格を有する教員(以下「主指導教員資格者」という。)及び主指導教員を補佐して学生の研究指導に当たる資格を有する教員(以下「指導教員資格者」という。)に区分するものとする。
- 3 前 2 項に規定する主指導教員資格者、指導教員資格者及び授業担当教員の資格審査については、別に定める。

(授業科目等)

第 3 条 専攻ごとの教育研究分野、授業科目及び単位数等は、別表のとおりとする。

- 2 学生は、専攻ごとに定められた必修科目、選択必修科目及び選択科目の単位を合わせて 30 単位以上修得しなければならない。ただし、国際環境農学専攻の学生については、32 単位以上修得しなければならない。
- 3 授業科目の履修方法については、別に定める。

(教育プログラム等の開設)

第 3 条の 2 専攻に特定の教育目的に応じて、前条第 1 項に定める授業科目のうちから所定の授業科目を配置した教育プログラム等を開設することができる。

- 2 教育プログラム等について必要な事項は、別に定める。

(履修科目の申請)

第 4 条 学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を所定の期間内に、当該授業科目の授業を担当する教員を経て農学府長(以下「学府長」という。)の承認を受けなければならない。

- 2 学生は、指導教員が教育上有益と認めるときは、本学の連合農学研究科、工学府、生物システム応用科学府、又は学部の授業科目(以下、この規則において学部の授業科目を「強化科目」という。)を履修することができる。この場合、授業担当教員を経て当該授業科目を開講する学府又は学部の長の承認を受けた上、所属する学府長の承認を受けなければならない。

(他の研究科等の単位の修得)

第5条 学則第76条及び第76条の2(それぞれ第3項を除く。)の規定により他の大学院において修得した単位がある場合は、10単位を限度として、第3条第2項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。

- 2 他の専攻において修得した単位並びに前条第2項の規定により本学の工学府又は生物システム応用科学府において修得した単位がある場合は10単位を限度として、強化科目の修得した単位がある場合は4単位を限度として、第3条第2項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。
- 3 学則第79条第1項の規定により、入学前の既修得単位の認定を受けようとする者は、入学時に学府長に願い出なければならない。

(単位修得の認定)

第6条 単位修得の認定は、授業担当教員が行う。

第7条 履修した授業科目の成績は、S、A、B、C、Dの評語であらわし、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

(研究題目の届出)

第7条の2 学生は、指導教員の指導により、研究題目を定めなければならない。

- 2 前項に基づき研究題目を定めたときは、研究題目及び研究計画を別紙様式1により、所定の期間内に指導教員を経て学府長に届け出るものとする。
- 3 研究題目を変更するときは、前2項の規定を準用する。

(学位論文の提出)

第8条 学生は、2月上旬までに論文審査に関する申請書に、学位論文、学位論文要旨等を添え、指導教員を経て学府長に提出しなければならない。ただし、修業年限を超えて在学する者又はその年限を短縮され在学する者、並びに10月入学者の学位論文の提出時期については別に定める。

(学位論文の審査方法等)

第9条 学位論文の審査方法等については、学位規程に定めるもののほか、その実施に関し必要細目は別に定める。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、教育の実施について必要な事項は、学府教授会の議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年 3 月 31 日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、施行後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 4 月 1 日 18 農教規則第 2 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 18 年 4 月に 1 年次に入学した学生から適用する。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日 20 農教規則第 1 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、第 3 条の 2 を加える改正規定は平成 18 年 4 月 1 日から適用し、別表中自然環境保全学専攻の表の一部を変更する改正規定は平成 20 年 4 月に 1 年次に入学した学生から適用する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日 22 農教規則第 1 号)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、施行後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日 23 農教規則第 1 号)

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、施行後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日 24 農教育規則第 1 号)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日現在在学している者の授業科目名の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、施行後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 4 月 16 日 24 農教規則第 3 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 16 日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日農規則第 2 号)

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日農規則第 3 号)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 7 月 1 日規程第 48 号)

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日農規則第 1 号)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日現在在学している者の授業科目の名称および単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 4 月 1 日農規則第 1 号)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

生物生産科学専攻

教育研究分野	科目区分	授業科目		単位数	
専攻共通科目		◇	生物生産科学特論	1	
			生物生産科学フロンティア講義 I	0.5	
			生物生産科学フロンティア講義 II	0.5	
			生物生産科学フロンティア講義 III	0.5	
			生物生産科学フロンティア講義 IV	0.5	
			生物生産科学フロンティア講義 V	0.5	
			生物生産科学フロンティア講義 VI	0.5	
			生物生産科学フロンティア講義 VII	0.5	
			生物生産科学フロンティア講義 VIII	0.5	
			生物生産科学フロンティア講義 IX	0.5	
			生物生産科学フロンティア講義 X	0.5	
			生物生産科学フロンティア講義 XI	0.5	
			生物生産科学フロンティア講義 XII	0.5	
			生物生産科学特別講義	1	
			生物生産科学ビジネス戦略特論 I	0.5	
			生物生産科学ビジネス戦略特論 II	0.5	
			◇	生物生産科学英語プレゼンテーション演習 I	2
			◇	生物生産科学英語プレゼンテーション演習 II	2
				生物生産科学インターンシップ I	1
				生物生産科学インターンシップ II	1
生産環境科学	専門分野科目	○	作物生産学特論	2	
		○	土壌環境学特論	2	
		○	土壌生化学・物質循環特論	2	
		○	植物栄養・肥料科学特論	2	
		○	土壌微生物利用・バイオ肥料科学特論	2	
		○	家畜生産技術学特論	2	
		○	昆虫管理学特論	2	
	論文研究等	◎	生産環境科学特別演習 I	2	
		◎	生産環境科学特別演習 II	2	
		◎	生産環境科学特別実験 I	4	
植物生産科学	専門分野科目	○	作物学特論	2	
		○	植物生態生理学特論	2	
		○	園芸作物学特論	2	
		○	植物繁殖学特論	2	
		○	植物分子生理学特論	2	
		○	植物遺伝育種学特論	2	
	論文研究等	◎	植物生産科学特別演習 I	2	
		◎	植物生産科学特別演習 II	2	
		◎	植物生産科学特別実験 I	4	
		◎	植物生産科学特別実験 II	4	
動物生産科学	専門分野科目	○	畜産学特論	2	
		○	動物組織機構学特論	2	
		○	蚕糸科学特論	2	
		○	昆虫遺伝・発生学特論	2	
		○	昆虫生理化学特論	2	
	論文研究等	◎	動物生産科学特別演習 I	2	
		◎	動物生産科学特別演習 II	2	
		◎	動物生産科学特別実験 I	4	
		◎	動物生産科学特別実験 II	4	

備考

必修科目	選択必修科目	選択科目	修了単位
17単位	3単位以上	10単位以上	30単位以上

- (1) 所属する教育研究分野◎印の必修科目を12単位修得すること。
- (2) 専攻共通科目◇印の必修科目を5単位修得すること。
- (3) 専攻共通科目無印の選択必修科目から1単位以上修得すること。
- (4) 所属する教育研究分野の○印の選択必修科目から2単位以上修得すること。
- (5) 所属以外の教育研究分野の○印の科目は、選択科目とする。
- (6) 指導教員と相談した上で、強化科目は4単位を上限として、農学府の他専攻、工学府、生物システム応用科学府、他の大学院科目については、併せて4単位を限度として選択科目の単位数に算入することができる。
- (7) 農学府共通科目は選択科目とする。

共生持続社会学専攻

教育研究分野	科目区分	授業科目	単位数	
専攻共通科目	◇	共生持続社会学	1	
	◇	共生持続社会学特別講義Ⅰ	1	
	◇	共生持続社会学特別講義Ⅱ	1	
	◇	共生持続社会学特別講義Ⅲ	1	
	◇	共生持続社会学特別講義Ⅳ	1	
	◇	共生持続社会学特別講義Ⅴ	1	
	◇	比較共生社会論	2	
	◇	インターンシップ実習	1	
		共生環境科学特論Ⅰ	2	
		共生環境科学特論Ⅱ	2	
		共生環境科学特論Ⅲ	2	
		共生環境科学特論Ⅳ	2	
		共生環境科学特論Ⅴ	2	
		食糧環境科学特論Ⅰ	2	
		食糧環境科学特論Ⅱ	2	
		食糧環境科学特論Ⅲ	2	
	共生人間学／環境社会関係学／食糧環境経済学	専門分野科目	○	環境共生思想
○			風土共生倫理学	2
○			環境生業文化史論	2
○			ヒトと動物の共生心理学	2
○			農村社会学特論	2
○			アニマル・ウェルフェア特論	2
○			環境法特論	2
○			国際関係学特論	2
○			食育・食農教育論	2
○			環境経済学特論	2
○			共生農業特論	2
○			地域農業システム特論	2
○			農業資源経済学特論	2
○			食料関連産業特論	2
○			食農マーケティング論	2
論文研究等		◎	共生持続社会学特別研究Ⅰ	2
		◎	共生持続社会学特別研究Ⅱ	2
		◎	共生持続社会学特別研究Ⅲ	2
		◎	共生持続社会学特別研究Ⅳ	2
		◎	共生持続社会学特別演習Ⅰ	2
	◎	共生持続社会学特別演習Ⅱ	2	

備考

必修科目	選択必修科目	選択科目	修了単位
12単位	11単位以上	7単位以上	30単位以上

- (1) ◎印の必修科目を12単位修得すること。
- (2) 専攻共通科目◇印の選択必修科目から3単位以上修得すること。
- (3) 専門分野科目○印の選択必修科目から8単位以上修得すること。
- (4) 11単位を超えた選択必修科目は選択科目に算入される。
- (5) 共通科目の無印は選択科目とする。その他、指導教員と相談した上で、強化科目は4単位を上限として、農学府の他専攻、工学府、生物システム応用科学府、他の大学院科目については、併せて7単位を限度として選択科目の単位数に算入することがで
- (6) 農学府共通科目は選択科目とする。

応用生命化学専攻

教育研究分野	科目区分	授業科目	単位数	
専攻共通科目	◇	応用生命科学特論Ⅰ	1	
	◇	応用生命科学特論Ⅱ	1	
	◇	応用生命科学特論Ⅲ	1	
生体分子化学	専門分野科目	○	生体分子化学特論Ⅰ	2
		○	生体分子化学特論Ⅱ	2
		☆	生体分子化学特論Ⅲ	1
		☆	生体分子化学特論Ⅳ	1
	論文研究等	◎	生体分子化学特別演習Ⅰ	2
		◎	生体分子化学特別演習Ⅱ	2
		◎	生体分子化学特別研究Ⅰ	4
		◎	生体分子化学特別研究Ⅱ	4
生理生化学	専門分野科目	○	生理生化学特論Ⅰ	2
		○	生理生化学特論Ⅱ	2
		☆	生理生化学特論Ⅲ	1
		☆	生理生化学特論Ⅳ	1
	論文研究等	◎	生理生化学特別演習Ⅰ	2
		◎	生理生化学特別演習Ⅱ	2
		◎	生理生化学特別研究Ⅰ	4
		◎	生理生化学特別研究Ⅱ	4
分子生物学	専門分野科目	○	分子生物学特論Ⅰ	2
		○	分子生物学特論Ⅱ	2
		☆	分子生物学特論Ⅲ	1
		☆	分子生物学特論Ⅳ	1
	論文研究等	◎	分子生物学特別演習Ⅰ	2
		◎	分子生物学特別演習Ⅱ	2
		◎	分子生物学特別研究Ⅰ	4
		◎	分子生物学特別研究Ⅱ	4
環境老年学（連携分野）	専門分野科目	○	環境老年学特論Ⅰ	2
		○	環境老年学特論Ⅱ	2
		☆	環境老年学特論Ⅲ	1
		☆	環境老年学特論Ⅳ	1
	論文研究等	◎	環境老年学特別演習Ⅰ	2
		◎	環境老年学特別演習Ⅱ	2
		◎	環境老年学特別研究Ⅰ	4
		◎	環境老年学特別研究Ⅱ	4

備考

必修科目	選択必修科目	選択科目	修了単位
19単位	4単位以上	7単位以上	30単位以上

- (1) 所属する教育研究分野の◎印及び○印の必修科目を16単位修得すること。
- (2) ◇印の必修科目を3単位修得すること。
- (3) 選択必修科目として、所属以外の教育研究分野○印の科目から4単位以上修得すること。なお、4単位を超えた選択必修科目は選択科目に算入される。
- (4) ☆印の科目は選択科目とする。
- (5) 農学府の他専攻科目は、4単位を限度として選択科目の単位数に算入することが出来る。強化科目、工学府又は生物システム応用科学府、他の大学院科目は修了要件に算入しない。
- (6) 農学府共通科目は選択科目とする。

生物制御科学専攻

教育研究分野	科目区分	授業科目	単位数
生物機能制御学・生物適応制御学	専攻共通科目	◇ 生物制御科学特論Ⅰ	1
		◇ 生物制御科学特論Ⅱ	1
		◇ 生物制御科学特論Ⅲ	1
		◇ 生物制御科学特論Ⅳ	1
		◇ 生物制御科学特論Ⅴ	1
		◇ 生物制御科学特論Ⅵ	1
		◇ 英語プレゼンテーション演習	1
	専門分野科目	○ 植物病理学特論	2
		○ 植物病原学特論	2
		○ 生物制御化学特論	2
		○ 生理活性天然物化学特論	2
		○ 細胞分子生物学特論	2
		○ 植物生理学特論	2
		○ 発生生物学特論	2
		○ 応用昆虫学特論	2
		○ 昆虫生理化学特論	2
		○ 天敵微生物学特論	2
		○ 生物的制御学特論	2
		○ 創薬化学特論	2
	論文研究等	◎ 生物制御科学特別実験Ⅰ	2
		◎ 生物制御科学特別実験Ⅱ	2
		◎ 生物制御科学特別実験Ⅲ	2
		◎ 生物制御科学特別実験Ⅳ	2
		◎ 生物制御科学論文演習Ⅰ	1
		◎ 生物制御科学論文演習Ⅱ	1
		◎ 生物制御科学論文演習Ⅲ	1
		◎ 生物制御科学論文演習Ⅳ	1

備考	必修科目	選択必修科目	選択科目	修了単位
	12単位	14単位以上	4単位以上	30単位以上

- (1) ◎印の必修科目を12単位修得すること。
- (2) ◇印の選択必修科目から4単位以上修得すること。
- (3) ○印の選択必修科目から10単位以上修得すること。
- (4) 14単位を超えた選択必修科目は選択科目に算入される。
- (5) 指導教員と相談した上で強化科目、農学府の他専攻、工学府、生物システム応用科学府、他の大学院科目について、併せて4単位を限度として選択科目の単位数に算入することができる。
- (6) 農学府共通科目は選択科目とする。

環境資源物質科学専攻

教育研究分野	科目区分	授業科目	単位数	
専攻共通科目	◇	環境資源物質科学特別講義Ⅰ	2	
	◇	環境資源物質科学特別講義Ⅱ	2	
	◇	環境資源物質科学特別講義Ⅲ	2	
	◇	環境資源物質科学特論	2	
	◇	環境資源物質科学コミュニケーション特論	2	
環境資源材料科学	専門分野科目	○	環境資源計測学特論	2
		○	生物物理化学特論	2
		○	分子ダイナミクス学特論	2
		○	植物材料物性学特論	2
		○	住環境材料加工学特論	2
	論文研究等	◎	環境資源材料科学特別実験Ⅰ	4
		◎	環境資源材料科学特別実験Ⅱ	4
		◎	環境資源材料科学研究報告演習Ⅰ	2
		◎	環境資源材料科学研究報告演習Ⅱ	2
資源機能制御学	専門分野科目	○	資源複合機能学特論	2
		○	植物繊維化学特論	2
		○	バイオマス構造機能学特論	2
		○	生分解制御学特論	2
		○	植物資源形成学特論	2
	論文研究等	◎	資源機能制御学特別実験Ⅰ	4
		◎	資源機能制御学特別実験Ⅱ	4
		◎	資源機能制御学研究報告演習Ⅰ	2
		◎	資源機能制御学研究報告演習Ⅱ	2

備考

必修科目	選択必修科目	選択科目	修了単位
12単位	6単位以上	12単位以上	30単位以上

- (1) 所属する教育研究分野の◎印の必修科目を12単位修得すること。
- (2) ◇印の選択必修科目から4単位以上修得すること。
- (3) 所属する教育研究分野の○印の選択必修科目から2単位以上修得すること。
- (4) 6単位を超えた選択必修科目は選択科目に算入される。
- (5) 所属する教育研究分野以外の教育研究分野の○印科目又は、農学府の他専攻科目の中から選択科目として、2単位以上を修得すること。
- (6) 指導教員と相談した上で、強化科目は4単位を上限として、農学府の他専攻、工学府、生物システム応用科学府、他の大学院科目については、併せて4単位を限度として選択科目の単位数に算入することができる。
- (7) 農学府共通科目は選択科目とする。

物質循環環境科学専攻

教育研究分野	科目区分	授業科目	単位数	
専攻共通科目	◇	環境生物学特論	2	
	◇	環境化学特論	2	
	◇	国際研究プレゼンテーションⅠ	1	
	◇	国際研究プレゼンテーションⅡ	1	
環境生物学	専門分野科目	○	大気環境学特論	2
		○	環境微生物学特論	2
		○	環境植物学特論	2
		○	環境汚染生物学特論	2
		○	海洋環境生物学特論	2
		○	環境生物学特別講義Ⅰ	0.5
		○	環境生物学特別講義Ⅱ	0.5
		○	環境生物学特別講義Ⅲ	0.5
	○	環境生物学特別講義Ⅳ	0.5	
	論文研究等	◎	環境生物学特別実験Ⅰ	4
		◎	環境生物学特別実験Ⅱ	4
		◎	環境生物学研究報告演習Ⅰ	1
		◎	環境生物学研究報告演習Ⅱ	1
		◎	環境生物学英語論文講読演習Ⅰ	1
◎		環境生物学英語論文講読演習Ⅱ	1	
環境化学	専門分野科目	○	生物圏物質循環学特論	2
		○	有機地球化学特論	2
		○	社会・生物地球化学特論	2
		○	地球環境化学特論	2
		○	環境毒性学特論	2
		○	環境化学特別講義Ⅰ	0.5
		○	環境化学特別講義Ⅱ	0.5
		○	環境化学特別講義Ⅲ	0.5
	○	環境化学特別講義Ⅳ	0.5	
	論文研究等	◎	環境化学特別実験Ⅰ	4
		◎	環境化学特別実験Ⅱ	4
		◎	環境化学研究報告演習Ⅰ	1
		◎	環境化学研究報告演習Ⅱ	1
		◎	環境化学英語論文講読演習Ⅰ	1
◎		環境化学英語論文講読演習Ⅱ	1	

備考

必修科目	選択必修科目	選択科目	修了単位
12単位	11単位以上	7単位以上	30単位以上

- (1) 所属する教育研究分野の◎印の必修科目を12単位修得すること。
- (2) ◇印の選択必修科目から5単位以上修得すること。
- (3) 所属する教育研究分野の○印の選択必修科目から6単位以上修得すること。
- (4) 11単位を超えた選択必修科目は選択科目に算入される。
- (5) 所属する教育研究分野以外の教育研究分野の○印科目又は、農学府の他専攻科目の中から選択科目として、3単位以上を修得すること。
- (6) 指導教員と相談した上で、強化科目は4単位を上限として、農学府他専攻、工学府、生物システム応用科学府、他の大学院科目については、併せて4単位を限度として選択科目の単位数に算入することができる。
- (7) 農学府共通科目は選択科目とする。

自然環境保全学専攻

教育研究分野	科目区分	授業科目	単位数	
				専攻共通科目
◎	自然環境保全学Ⅱ	1		
☆	自然環境保全学特別講義Ⅰ	0.5		
☆	自然環境保全学特別講義Ⅱ	0.5		
☆	自然環境保全学特別講義Ⅲ	0.5		
	インターンシップ	1		
	基礎統計学	2		
生態系保全学・森林環境保全学	専門分野科目	○	植生管理学特論Ⅰ	1
		○	植生管理学特論Ⅱ	1
		○	生物多様性保全学特論Ⅰ	1
		○	生物多様性保全学特論Ⅱ	1
		○	野生動物保全生態学特論Ⅰ	1
		○	野生動物保全生態学特論Ⅱ	1
		○	野生動物保全政策学特論Ⅰ	1
		○	野生動物保全政策学特論Ⅱ	1
		○	野生動物救護学Ⅰ	1
		○	野生動物救護学Ⅱ	1
		○	健康アメニティ科学特論Ⅰ	1
		○	健康アメニティ科学特論Ⅱ	1
		○	人間生理生態学特論Ⅰ	1
		○	人間生理生態学特論Ⅱ	1
		○	森林計画学特論Ⅰ	1
		○	森林計画学特論Ⅱ	1
		○	森林生態学特論Ⅰ	1
		○	森林生態学特論Ⅱ	1
		○	山地保全学特論Ⅰ	1
		○	山地保全学特論Ⅱ	1
		○	森林水文学特論Ⅰ	1
		○	森林水文学特論Ⅱ	1
		○	森林施設工学特論Ⅰ	1
		○	森林施設工学特論Ⅱ	1
		○	景観生態学特論Ⅰ	1
		○	景観生態学特論Ⅱ	1
		○	森林土壌学特論Ⅰ	1
		○	森林土壌学特論Ⅱ	1
		○	森林利用システム学特論Ⅰ	1
		○	森林利用システム学特論Ⅱ	1
	○	森林-人間系科学論Ⅰ	1	
	○	森林-人間系科学論Ⅱ	1	
	○	森林保護学特論Ⅰ	1	
	○	森林保護学特論Ⅱ	1	
○	保全遺伝生態学特論	2		
論文研究等	◎	自然環境科学特別研究	4	
	◎	自然環境保全学特別研究	4	
	◎	自然環境科学特別演習	1	
	◎	自然環境保全学特別演習	1	
	◎	自然環境科学外語論文講読演習	1	
	◎	自然環境保全学外語論文講読演習	1	

備考

必修科目	選択必修科目	選択科目	修了単位
15単位	11単位以上	4単位以上	30単位以上

- ◎印の必修科目を15単位修得すること。
- ☆印の選択必修科目から1単位以上修得すること。
- 印の選択必修科目から10単位以上修得すること。
- 11単位を超えた選択必修科目は選択科目に算入される。
- 無印の科目は選択科目とする。
- 指導教員と相談した上で、強化科目は4単位を上限として、農学府の他専攻、工学府、生物システム応用科学府、他の大学院科目については、併せて4単位を限度として選択科目の単位数に算入することができ
- 農学府共通科目は選択科目とする。

農業環境工学専攻

教育研究分野	科目区分	授業科目	単位数
専攻共通科目	基礎科目	◇ 空間情報解析学特論	1
		◇ 計測工学特論	1
		◇ 実験計画法特論	1
		◇ 情報処理学特論	1
		◇ 数値解析学特論	1
		◇ ダイナミクス特論	1
		◇ 地球統計学特論	1
		◇ 熱環境工学特論	1
		◇ 農業・農村政策学特論	1
		◇ 水環境保全学特論	1
	応用科目	◇ 農業環境工学特別講義Ⅰ	1
		◇ 農業環境工学特別講義Ⅱ	1
		◇ 農業環境工学特別講義Ⅲ	1
		農業環境工学特論Ⅰ	1
		農業環境工学特論Ⅱ	1
		農業環境工学特論Ⅲ	1
		農業環境工学特論Ⅳ	2
		農業環境工学特論Ⅴ	2
		農業環境工学特論Ⅵ	2
		農業環境工学特論Ⅶ	1
地域環境工学・生物生産工学	専門分野科目	○ カオス農学特論	1
		○ 自然エネルギー利用学特論	1
		○ 地盤工学特論	1
		○ システム工学特論	1
		○ 生産制御工学特論	1
		○ 精密農業特論	1
		○ 地域環境解析学特論	1
		○ 地水環境工学特論	1
		○ 農村地域計画学特論	1
		○ 水利用学特論	1
	論文研究等	◎ 農業環境工学特別演習Ⅰ	2
		◎ 農業環境工学特別演習Ⅱ	2
		◎ 農業環境工学特別演習Ⅲ	2
		◎ 農業環境工学特別演習Ⅳ	2
		◎ 農業環境工学特別研究Ⅰ	2
		◎ 農業環境工学特別研究Ⅱ	2

備考

必修科目	選択必修科目	選択科目	修了単位
12単位	14単位以上	4単位以上	30単位以上

- (1) ◎印の必修科目12単位を修得すること。
- (2) ◇印の選択必修科目から8単位以上修得すること。
- (3) ○印の選択必修科目から6単位以上修得すること。
- (4) 14単位を超えた選択必修科目は選択科目に算入される。
- (5) 共通科目の無印は選択科目とする。その他、農学府の他専攻科目については、4単位を限度として選択科目の単位数に算入することができ
- (6) 農学府共通科目は選択科目とする。

国際環境農学専攻

教育研究分野等	科目区分	授業科目		単位数	
			(英文名)		
専攻共通科目	専攻共通科目	◇	地域社会開発総論	General Aspect for Regional Development	2
		◇	国際農業技術論	International Comparative Agricultural Technology	2
		◇	地球環境論	Global Environment	2
		◇	異文化コミュニケーション学	Intercultural Communication	2
		◇	国際環境農学特論Ⅰ	Advanced Lecture on International Environmental and Agricultural Science I	2
		◇	国際環境農学特論Ⅱ	Advanced Lecture on International Environmental and Agricultural Science II	2
国際環境修復保全学	専門分野科目	○	地域環境計画学	Regional Environmental Conservation Planning	2
		○	環境修復保全学	Environmental Rehabilitation and Conservation	2
		○	水利環境保全学	Environmental Water Use & Conservation	2
		○	水環境評価学	Aquatic Environmental Assessment	2
		◎	国際環境農学コミュニケーション演習	Communication Exercise for International Environmental and Agricultural Research	1
	論文研究等	◎	国際環境修復保全学特別研究	Research in International Environmental Rehabilitation and Conservation	6
		◎	国際環境修復保全学演習	Exercise for International Environmental Rehabilitation and Conservation	4
		◎	国際環境農学課題別演習	Subjective Exercise for International Environmental and Agricultural Research	1
		◎	国際環境農学国内外実習	Practical Exercise for International Environmental and Agricultural Research	2
		☆	国際環境修復保全学特別演習	Advanced Exercise for International Environmental Rehabilitation and Conservation	2
国際生物生産資源学	専門分野科目	○	地域生物機能利用学	Utilization of Regional Biological Functions	2
		○	地域持続生物生産技術学	Regional Sustainable Bio-Production Technology	2
		○	生物資源循環利用学	Sustainable Utilization of Biological Resources	2
		○	生物新機能開発学	Improvement of Biological Functions	2
		◎	国際環境農学コミュニケーション演習	Communication Exercise for International Environmental and Agricultural Research	1
	論文研究等	◎	国際生物生産資源学特別研究	Research in International Biological Production and Resource Science	6
		◎	国際生物生産資源学演習	Exercise for International Biological Production and Resource Science	4
		◎	国際環境農学課題別演習	Subjective Exercise for International Environmental and Agricultural Research	1
		◎	国際環境農学国内外実習	Practical Exercise for International Environmental and Agricultural Research	2
		☆	国際生物生産資源学特別演習	Advanced Exercise for International Biological Production and Resource Science	2
国際地域開発学	専門分野科目	○	途上地域人口社会学	Population Sociology	2
		○	環境農業協力論	International Cooperation on Sustainable Agriculture	2
		○	国際地域開発政策学	International Rural Development Policy	2
		○	国際開発協力論	International Development and Cooperation	2
		◎	国際環境農学コミュニケーション演習	Communication Exercise for International Environmental and Agricultural Research	1
	論文研究等	◎	国際地域開発学特別研究	Research in International Development on Rural Areas	6
		◎	国際地域開発学演習	Exercise for International Development on Rural Areas	4
		◎	国際環境農学課題別演習	Subjective Exercise for International Environmental and Agricultural Research	1
		◎	国際環境農学国内外実習	Practical Exercise for International Environmental and Agricultural Research	2
		☆	国際地域開発学特別演習	Advanced Exercise for International Development on Rural Areas	2
D o u b l e D e g r e e C o u r s e	Special Field Studies	○	Regional Environmental Conservation Planning	Regional Environmental Conservation Planning	2
		○	Environmental Rehabilitation and Conservation	Environmental Rehabilitation and Conservation	2
		○	Environmental Water Use & Conservation	Environmental Water Use & Conservation	2
		○	Aquatic Environmental Assessment	Aquatic Environmental Assessment	2
		○	Utilization of Regional Biological Functions	Utilization of Regional Biological Functions	2
		○	Regional Sustainable Bio-Production Technology	Regional Sustainable Bio-Production Technology	2
		○	Sustainable Utilization of Biological Resources	Sustainable Utilization of Biological Resources	2
		○	Improvement of Biological Functions	Improvement of Biological Functions	2
		○	Population Sociology	Population Sociology	2
		○	International Cooperation on Sustainable Agriculture	International Cooperation on Sustainable Agriculture	2
		○	International Rural Development Policy	International Rural Development Policy	2
		○	International Development and Cooperation	International Development and Cooperation	2
		○	Special Lecture for Agricultural DDPⅠ()	Special Lecture for Agricultural DDPⅠ()	2
		○	Special Lecture for Agricultural DDPⅡ()	Special Lecture for Agricultural DDPⅡ()	2
		○	Special Lecture for Agricultural DDPⅢ()	Special Lecture for Agricultural DDPⅢ()	2
	Research Subjects for Thesis	◎	Communication Exercise for International Environmental and Agricultural Research	Communication Exercise for International Environmental and Agricultural Research	1
		◎	Research in International Environmental and Agricultural Science	Research in International Environmental and Agricultural Science	6
		◎	Exercise for International Environmental and Agricultural Science	Exercise for International Environmental and Agricultural Science	4
		◎	Subjective Exercise for International Environmental and Agricultural Research	Subjective Exercise for International Environmental and Agricultural Research	1
		◎	Practical Exercise for International Environmental and Agricultural Research	Practical Exercise for International Environmental and Agricultural Research	2
Subcourse Lectures	☆	Subcourse Research in International Environmental and Agricultural Science	Subcourse Research in International Environmental and Agricultural Science	2	
	☆	Subcourse Exercise for International Environmental and Agricultural Science	Subcourse Exercise for International Environmental and Agricultural Science	2	
日本語科目		日本語コミュニケーションⅠ	Japanese CommunicationⅠ	6	
		日本語コミュニケーションⅡ	Japanese CommunicationⅡ	4	

必修科目	選択必修科目	選択科目	修了単位
18単位	12単位以上	2単位以上	32単位以上

- 所属する教育研究分野以外に、農学府の他専攻の教育研究分野の中から1分野を副専攻として選択しなければならない。
- 所属する教育研究分野等の◎印の必修科目を14単位修得すること。
- 所属する教育研究分野の☆印の必修科目を4単位修得すること。
- ◇印の選択必修科目から6単位以上修得すること。
- 所属する教育研究分野の○印の選択必修科目から6単位以上修得すること。
- 所属する教育研究分野以外の教育研究分野の○印科目又は、農学府の他専攻科目の中から選択科目として、2単位以上を修得すること。
- 農学府共通科目は選択科目とする。
- 無印：日本語科目は、留学生対象科目であり、修了要件に算入しない。

農学府共通科目

科目区分	授業科目	単位数
農学府共通科目	農学府特別講義Ⅰ（ ）	0.5
	農学府特別講義Ⅱ（ ）	1
	農学府特別講義Ⅲ（ ）	2
	海外特別演習Ⅰ	0.5
	海外特別演習Ⅱ	0.5
	海外特別実習Ⅰ	0.5
	海外特別実習Ⅱ	0.5
	Arts of Intercultural Communication	2

備考

- (1) 専攻により、修了要件に算入することができる。

別紙様式 1

平成 年 月 日

東京農工大学大学院
農学府長 殿

平成 年度入学

修士課程 専攻

学籍番号

氏 名

研 究 題 目 届

研 究 題 目		
研 究 計 画		
指 導 教 員 名	(主指導教員) 印	(副指導教員) 印
備 考		

○東京農工大学大学院生物システム応用科学府教育規則

(平成 16 年 4 月 1 日 16 生教規則第 2 号)

改正 平成 21 年 4 月 1 日 平成 22 年 4 月 1 日
平成 23 年 4 月 1 日 平成 25 年 4 月 1 日 25 生規則第 1 号
平成 26 年 4 月 1 日生規則第 1 号 平成 27 年 4 月 1 日生規則第 2 号
平成 27 年 5 月 15 日生規則第 3 号 平成 27 年 7 月 1 日規程第 48 号
平成 28 年 4 月 1 日生規則第 1 号 平成 28 年 4 月 28 日生規則第 2 号
平成 29 年 4 月 1 日生規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 東京農工大学学則(以下「学則」という。)第 51 条第 4 項、第 65 条第 2 項、第 66 条第 4 項、第 69 条第 2 項、第 71 条第 7 項及び第 72 条第 3 項の規程に基づき、東京農工大学大学院生物システム応用科学府(以下「学府」という。)の指導教員、授業科目及び単位数、教育課程及び履修方法、学位論文の提出時期、審査方法等については、この規則の定めるところによる。

(指導教員等)

第 2 条 学府に、研究指導及び授業担当の教員(以下「指導教員」という。)並びに研究指導の補助及び授業担当の教員(以下「指導補助教員」という。)を置く。

- 2 食料エネルギーシステム科学専攻にあつては、教育上有益と認めるときは、東京農工大学大学院生物システム応用科学府運営規則第 5 条に規定する協力教員(以下「協力教員」という。)又は東京農工大学における学生の派遣、留学及び受入れに関する規程第 18 条に規定する他の大学院等の教員等(以下「他の大学院等の教員等」という。)をもって、前項に規定する指導教員又は指導補助教員に充てることのできるものとする。
- 3 第 1 項に規定する指導教員及び指導補助教員(協力教員及び他の大学院等の教員等を除く。)の資格審査については、別に定める。

(授業科目等)

第 3 条 前期 2 年の課程(以下「博士前期課程」という。)の授業科目及び単位数は、別表第 1 のとおりとする。

- 2 博士前期課程の学生は、必修科目 15 単位及び選択科目 15 単位以上あわせて 30 単位以上を修得しなければならない。
- 3 授業科目の履修方法については、別に定める。

第 4 条 後期 3 年の課程(以下「博士後期課程」という。)並びに前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程(以下「一貫制博士課程」という。)の授業科目及び単位数は、別表第 2 のとおりとする。

- 2 博士後期課程生物機能システム科学専攻の学生は、必修科目 8 単位及び選択科目 4 単位以上あわせて 12 単位以上を修得しなければならない。

- 3 一貫制博士課程食料エネルギーシステム科学専攻の学生は、必修科目 20 単位及び選択科目 34 単位以上あわせて 54 単位以上を修得しなければならない。
- 4 一貫制博士課程において、学則第 75 条第 2 項に規定する修士の学位の授与を受けようとする者（以下「一貫制博士課程修士相当修了予定者」という。）は、必修科目 16 単位及び選択科目 16 単位以上あわせて 32 単位以上を修得しなければならない。
- 5 博士後期課程共同先進健康科学専攻の学生は、必修科目 12 単位及び選択科目 8 単位以上あわせて 20 単位以上を修得しなければならない。
- 6 授業科目の履修方法については、別に定める。

（履修科目の申告）

第 5 条 学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を所定の期間内に、当該授業科目の授業を担当する教員（以下「授業担当教員」という。）を経て生物システム応用科学府長（以下「学府長」という。）の承認を受けなければならない。

- 2 学生は、指導教員が教育上有益と認めるときは、本学の工学府、農学府、連合農学研究科又は学部の授業科目を履修することができる。この場合、授業担当教員を経て当該授業科目を開講する学府又は学部の長の承認を受けた上、所属する学府長の承認を受けなければならない。

（他の学府等の単位の修得）

第 6 条 学則第 76 条及び第 76 条の 2（それぞれ第 3 項を除く。）の規定により他の大学院において修得した単位がある場合は、博士前期課程及び博士後期課程並びに一貫制博士課程を通して 10 単位を限度として、第 3 条第 2 項又は第 4 条第 2 項から同条第 4 項までに規定する選択科目の単位数に算入することができる。

- 2 前条第 2 項の規定により本学の工学府、農学府又は連合農学研究科において修得した単位がある場合は、博士前期課程及び博士後期課程並びに一貫制博士課程を通して 10 単位を限度として、第 3 条第 2 項又は第 4 条第 2 項から同条第 4 項までに規定する選択科目の単位数に算入することができる。

- 3 学則第 79 条第 1 項の規定により、入学前の既修得単位の認定を受けようとする者は、入学時に学府長に願い出なければならない。

（単位修得の認定）

第 7 条 単位修得の認定は、授業担当教員が行う。

第 8 条 履修した授業科目の成績は、S、A、B、C、D の評語であらわし、S、A、B、C を合格とし、D を不合格とする。

第 8 条の 2 一貫制博士課程食料エネルギーシステム科学専攻に第 3 年次編入学を許可された者の単位認定の方法等については、別に定める。

（研究題目の届出）

第 9 条 学生は、指導教員の指導により、研究題目を定めなければならない。

2 前項に基づき研究題目を定めたときは、研究題目及び研究計画を別紙様式1により、所定の期間内に指導教員(博士後期課程及び一貫制博士課程にあつては主指導教員)を経て、学府長に届け出るものとする。

3 研究題目を変更するときは、前2項の規定を準用する。

(学位論文の提出)

第10条 博士前期課程の学生は、別に定める期日までに論文審査に関する申請書に、学位論文、学位論文要旨等を添え、指導教員を経て学府長に提出しなければならない。ただし、修業年限を超えて在学する者又はその年限を短縮され在学する者の学位論文の提出時期については、別に定める。

2 博士後期課程及び一貫制博士課程の学生並びに東京農工大学学位規程(以下「学位規程」という。)第6条ただし書に規定する者は、論文審査に関する申請書に学位論文、学位論文要旨等を添え、主指導教員を経て学府長に提出しなければならない。

3 学位規程第5条及び第6条本文の規定により博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に学位論文、学位論文要旨等を添え、学府長を経て学長に申請しなければならない。

4 前3項により提出する学位論文の作成、書類の様式等及び前2項における提出時期等については、別に定める。

5 食料エネルギーシステム科学専攻における学位論文の提出については別に定める。

(博士論文研究基礎力審査)

第11条 前条第1項の規定にかかわらず、博士前期課程の学生であつて学則第71条の2に規定する博士課程教育リーディングプログラムを履修する者は、学府が博士課程の目的を達成するために必要と認める場合、学則第73条第3項各号に規定する試験及び審査(以下「博士論文研究基礎力審査」という。)を受けることにより修士の学位論文の提出及び最終試験の受験に代えることができる。

2 前項に該当する学生は、Application for the Qualifying ExaminationにPaper Examination等を添え、指導教員を経て学府長に提出しなければならない。

3 前項により提出する書類の様式等及び提出時期等については、別に定める。

4 学府長は、学生から第2項の書類の提出を受けた場合、その写しを博士課程教育リーディングプログラム責任者へ提出するものとする。

5 食料エネルギーシステム科学専攻における博士論文研究基礎力審査については、別に定める。

(学位論文等の審査方法)

第12条 学位論文及び博士論文研究基礎力審査の審査方法等については、学位規程に定めるもののほか、その実施に関し必要な細目は、別に定める。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、教育の実施について必要な事項は、学府教授会の議を経て別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、施行後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成22年4月1日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、施行後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成25年4月1日 25生規則第1号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定については、平成18年4月1日から適用する。
- 2 平成25年3月31日現在在学している者の教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成26年4月1日生規則第1号)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、第11条の改正規定については、平成25年度の入学者から適用する。

附 則(平成27年4月1日生規則第2号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 5 月 15 日生規則第 3 号)

この規則は、平成 27 年 5 月 15 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 7 月 1 日規程第 48 号)

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日生規則第 1 号)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 4 月 28 日生規則第 2 号)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 28 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 4 月 1 日生規則第 1 号)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第 1(第 3 条関係)

[博士前期課程]

生物機能システム科学専攻

科目区分	授業科目	単位数
学際交流科目	生物システム応用科学研究概論	◎2
融合基礎科目	基礎技術演習 I	◎1
	基礎技術演習 II	◎1
分野交流科目	実践発表 I	◎1
	実践発表 II	1
起業科目	アントレプレナー特論 I	▲1
	アントレプレナー特論 II	▲1
	アントレプレナー特論 III	▲1
専門交流科目	アドバンスト I	◎1
	アドバンスト II	◎1
	アドバンスト III	1

	アドバンストⅣ	1
	アドバンストⅤ	1
	アドバンストⅥ	1
	アドバンストⅦ	1
	アドバンストⅧ	1
論文研究等	生物機能システム科学セミナー	◎4
	生物機能システム科学特別実験	◎2
	生物機能システム科学特別研究	◎4
専門基礎科目	物質機能設計特論Ⅰ	1
	物質機能設計特論Ⅲ	1
	物質機能応用特論Ⅰ	1
	物質機能応用特論Ⅲ	1
	物質機能分析特論Ⅰ	1
	物質機能分析特論Ⅲ	1
	生体医用フォトニクス特論Ⅰ	1
	生体医用フォトニクス特論Ⅲ	1
	生体モデル知覚システム特論Ⅰ	1
	生体モデル知覚システム特論Ⅲ	1
	環境機械システム特論Ⅰ	1
	環境機械システム特論Ⅲ	1
	生体・環境応用システム特論Ⅰ	1
	生体・環境応用システム特論Ⅲ	1
	資源生物創製科学特論Ⅰ	1
資源生物創製科学特論Ⅲ	1	
専門応用科目	物質機能設計特論Ⅱ	1
	物質機能設計特論Ⅳ	1
	物質機能応用特論Ⅱ	1
	物質機能応用特論Ⅳ	1
	物質機能分析特論Ⅱ	1
	物質機能分析特論Ⅳ	1
	生体医用フォトニクス特論Ⅱ	1
	生体医用フォトニクス特論Ⅳ	1
	生体モデル知覚システム特論Ⅱ	1
	生体モデル知覚システム特論Ⅳ	1
	環境機械システム特論Ⅱ	1
	環境機械システム特論Ⅳ	1
	生体・環境応用システム特論Ⅱ	1

	生体・環境応用システム特論 IV	1
	資源生物創製科学特論 II	1
	資源生物創製科学特論 IV	1

備考

- 1 ◎印の授業科目は、必修とする。
- 2 起業科目については、▲印の授業科目から2単位以上を修得すること。
- 3 専門交流科目については、△印の授業科目から2単位以上を修得すること。また、△印の授業科目以外のアドバンスト科目については、年度によって開講しない場合がある。
- 4 専門基礎科目から2単位以上を修得すること。
- 5 専門応用科目から2単位以上修得すること。

別表第2(第4条関係)

[博士後期課程及び一貫制博士課程]

生物機能システム科学専攻

科目区分	授業科目	単位数
分野交流科目	実践英語発表 I	1
	実践英語発表 II	1
論文研究等	生物機能システム科学特別セミナー	◎2
	生物機能システム科学特別研究	◎6
専門融合科目	物質機能材料開発特論 I	1
	エネルギー材料システム特論 I	1
	機能物質設計特論 I	1
	物質環境設計特論 I	1
	超分子機能解析特論 I	1
	分子環境土壌学特論 I	1
	生命機械システム特論 I	1
	エネルギーマネジメント特論 I	1
	生体画像計測特論 I	1
	環境調和型エネルギー技術特論 I	1
	生体計測フォトンクス特論 I	1
	生体応用フォトンクス特論 I	1
	視覚情報伝達特論 I	1
	視覚信号処理特論 I	1
	生物環境調節学特論 I	1
資源生産制御特論 I	1	

専門応用科目	物質機能材料開発特論 II	1
	エネルギー材料システム特論 II	1
	機能物質設計特論 II	1
	物質環境設計特論 II	1
	超分子機能解析特論 II	1
	分子環境土壌学特論 II	1
	生命機械システム特論 II	1
	エネルギーマネジメント特論 II	1
	生体画像計測特論 II	1
	環境調和型エネルギー技術特論 II	1
	生体計測フォトニクス特論 II	1
	生体応用フォトニクス特論 II	1
	視覚情報伝達特論 II	1
	視覚信号処理特論 II	1
	生物環境調節学特論 II	1
資源生産制御特論 II	1	

備考

1 ◎印の授業科目は、必修とする。

食料エネルギーシステム科学専攻

科目区分	授業科目	単位数
基礎専門科目	物質エネルギーシステム特論 I	1
	物質エネルギーシステム特論 II	1
	物質エネルギー設計特論 I	1
	物質エネルギー設計特論 II	1
	エネルギーシステム解析特論 I	1
	エネルギーシステム解析特論 II	1
	生物情報計測システム特論 I	1
	生物情報計測システム特論 II	1
	生態系型環境システム特論 I	1
	生態系型環境システム特論 II	1
	生物応答制御科学特論 I	1
	生物応答制御科学特論 II	1
	食料安全科学特論 I	1
	食料安全科学特論 II	1
	環境モニタリングシステム特論 I	1
	環境モニタリングシステム特論 II	1

		食料エネルギーシステム農学基礎 I	1
		食料エネルギーシステム農学基礎 II	1
		食料エネルギーシステム農学基礎 III	1
		食料エネルギーシステム農学基礎 IV	1
		食料エネルギーシステム工学基礎 I	1
		食料エネルギーシステム工学基礎 II	1
		食料エネルギーシステム工学基礎 III	1
		食料エネルギーシステム工学基礎 IV	1
基盤科目	上智大学大学院地球環境研究科開放科目	環境経済学 I	2
		環境経済学 II	2
		環境経営学	2
		環境政策と参加	2
		環境政策論	2
		CSR 経営論	2
		産業廃棄物処理	2
		環境社会学	2
		環境倫理	2
		環境教育	2
		地球環境工学論	2
		環境史	2
		カーボンマネジメント論	2
		国際環境法 I	2
		環境マーケティング論	2
		環境ビジネス論	2
		環境金融論	2
		環境計画・リスクマネジメント論	2
		International Comparative Studies for Environmental Policies	2
		Japanese Experiences in Environmental Management	2
		International Environmental Treaties	2
		Environmental Law	2
		Environmental Assessment	2
		Integrative Environmental Policy	2
		Ocean and Environment	2
		Marine Environmental Policy	2
Business Strategies for Sustainability	2		

	Environmental Resource Management Policy	2
	環境法 II	2
	森林環境政策	2
	環境・エネルギー技術論	2
	サステナビリティと金融	2
	循環型社会政策論	2
	地球温暖化対策論	2
	エネルギーと環境	2
	環境と消費	2
	環境研究のフロンティア	2
	移動現象と環境	2
	化学物質と環境	2
	国際環境法 II	2
	環境ジャーナリズム論	2
	Global Environmental Policy	2
	Environment and Sustainable Lifestyles	2
	Introduction to Environmental Accounting	2
	Environmental Science and Technology	2
	Environmental Economics	2
	Environment and Development in Developing Countries	2
	Environmental Planning	2
	Global Forest Conservation Policy	2
	Environmental History	2
	Strategic Environmental Management	2
	Sustainable Communities/Projects and Policies	2
	日本の環境法	2
	環境マーケティング	2
	持続可能社会政策論	2
	環境政策形成論	2
	環境と経済制度	2
	生物と環境	2
	Green Marketing	2
	Japanese Environmental Law	2
	CSR 経営	2
	環境リスクマネジメント	2

		国際環境法	2
		環境工学	2
		途上国の環境と開発	2
		Environment and Supply Chain Management	2
		Recycling Systems in Asia	2
		Global Environment Outlook	2
		Energy and Environmental Technology	2
		循環型社会形成・廃棄物対策論	2
		環境行政論	2
		環境研究のための統計学	2
		ジェンダーと環境	2
		Environmental Administration	2
		Ecology and the Environment	2
		Chemical Substances and the Environment	2
		Climate Change Policy	2
基盤科目		国際文化比較論及び日本語表現特論 I	1
		国際文化比較論及び日本語表現特論 II	1
		国際文化比較論及び日本語表現特論 III	1
		国際文化比較論及び日本語表現特論 IV	1
		日本語と日本の文化概論 I	1
		日本語と日本の文化概論 II	1
		芸術表現	1
		異文化交流特論 I	1
		異文化交流特論 II	1
		科学英語リーディング特論 I	1
		科学英語リーディング特論 II	1
		英文ライティング・研究倫理	2
		物質界面プロセス特論 I	1
		物質界面プロセス特論 II	1
		物質エネルギー材料設計特論 I	1
		物質エネルギー材料設計特論 II	1
		環境エネルギーシステム特論 I	1
		環境エネルギーシステム特論 II	1
		生物相互作用システム特論 I	1
		生物相互作用システム特論 II	1
		土壌生態系機能解析特論 I	1
		土壌生態系機能解析特論 II	1

	生物資源循環制御特論 I	1
	生物資源循環制御特論 II	1
	バイオセンシング特論 I	1
	バイオセンシング特論 II	1
	環境分子動態学特論 I	1
	環境分子動態学特論 II	1
キャリア開発プログラム	キャリア開発プログラム I	◎2
	キャリア開発プログラム II	◎2
	キャリア展開プログラム I	1
	キャリア展開プログラム II	1
	キャリア展開プログラム III	1
社会交流科目	実践型インターンシップ (企業連携)	○2
	企業共同研究	2
	国際インターンシップ特論事前学習	1
	国際インターンシップ実習 I	○1
	国際インターンシップ実習 II	1
	国際インターンシップ特論事後学習	1
	政策提言 I	1
	政策提言 II	1
研究指導	研究指導 A	◎2
	研究指導 B	◎2
	研究指導 C	◎2
セミナー・成果発表	研究成果発表 I	◎1
	研究成果発表 II	◎1
	研究成果発表 III	◎1
	研究成果発表 IV	◎1
	実践的英語研究成果発表 I	◎2
	実践的英語研究成果発表 II	◎2
専門科目	グリーンクリーン食料生産特論 I	2
	グリーンクリーン食料生産特論 II	2
	グリーンクリーン食料生産特論 III	2
	グリーンクリーン食料生産特論 IV	2
	海外研究留学 I	1
	海外研究留学 II	1
	海外研究留学 III	1
	海外研究留学 IV	1
イノベーション科目	イノベーション推進特別講義 I	1

	イノベーション推進特別講義 II	1
	イノベーション推進特別講義 III	1
	イノベーション推進特別講義 IV	1
	イノベーション推進特別講義 V	1
国際科目	実践的英語プレゼンテーション I	◎1
	実践的英語プレゼンテーション II	◎1
	実践的英語プレゼンテーション III	1
	国際交流ワークショップ	2
	国際ディベート演習	1
	国際コミュニケーション演習 I	1
	国際コミュニケーション演習 II	1
	国際コミュニケーション演習 III	1
	国際コミュニケーション演習 IV	1

備考

- ◎印の授業科目は必修科目、○印の授業科目は選択必修科目とする。
- 基礎専門科目から6単位以上（このうち、異なる分野（農学系の学生は工学系、工学系の学生は農学系）の科目から2単位以上）、基盤科目から6単位以上、社会交流科目から4単位以上（選択必修科目のいずれかを必ず履修）、専門科目から4単位以上、イノベーション科目から4単位以上、国際科目から4単位以上を修得すること。
- 第4条第4項に掲げる一貫制博士課程修士相当修了予定者の必修単位は、キャリア開発プログラム I 及び II、研究指導 A、B、C、研究成果発表 I～IV、実践的英語プレゼンテーション I 及び II の 16 単位とする。

共同先進健康科学専攻

	授業科目	単位数(東京農工大学開講)	単位数(早稲田大学開講)	単位数(共通)
専攻基軸科目	食・生活環境総合管理学		○2	
	感染症総合管理学		○2	
	サイエンスコミュニケーションと研究倫理		2	
	イノベーションリーダーシップ		2	
実践英語教育科目	Professional Communication		1	
	Advanced Technical Reading and Writing		1	
	Advanced Technical Presentation		1	

		Workplace English		1	
専門 科目	生命 科学	獣医学概論	○2		
		実験動物学特論	○2		
		疾患モデル学特論	○2		
		分子病態制御学特論	○2		
		分子再生医学特論	○2		
		知覚運動制御特論	○2		
		先進がん治療特論	2		
		分子腫瘍学特論		2	
		脳・こころの健康医療科学特論		○2	
	ゲノム情報科学		○2		
	環境 科学	環境バイオ分析化学特論	○2		
		環境微生物学特論	2		
		環境ゲノム情報解析特論	2		
		植物環境工学特論	2		
		環境生物資源特論		○2	
		環境生理学特論		○2	
食科 学	生活習慣病予防学特論	○2			
	生体分子反応特論	2			
	実践生物統計学	○2			
	時間栄養・薬理学特論		○2		
演習科目	先進健康科学計画研究			◎4	
	先進健康科学セミナーI			◎4	
	先進健康科学セミナーII			◎4	
	先進健康科学セミナーIII			4	
	実践プレゼンテーション特論 I			4	
	実践プレゼンテーション特論 II			4	
	実地研修研究特論			4	

備考

- ◎印の授業科目は必修科目、○印の授業科目は選択必修科目とする。
- 専攻基軸科目の選択必修科目から 2 単位以上、実践英語教育科目から 2 単位以上、専門科目の選択必修科目から 4 単位以上(生命科学科目の選択必修科目から 2 単位以上、環境科学科目と食科学科目の選択必修科目から 2 単位以上)、演習科目の必修科目から 12 単位を修得し、合計で 20 単位以上修得すること。

○東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則

(平成 16 年 4 月 1 日 16 連教規則第 2 号)

改正 平成 17 年 4 月 1 日	平成 19 年 4 月 1 日
平成 22 年 4 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日 23 連教規則第 1 号
平成 23 年 5 月 1 日 23 連教規則第 2 号	平成 24 年 4 月 1 日 24 連教規則第 1 号
平成 25 年 10 月 28 日連規則第 1 号	平成 26 年 4 月 1 日連規則第 1 号
平成 26 年 10 月 1 日連規則第 2 号	平成 27 年 4 月 1 日連規則第 1 号
平成 27 年 7 月 1 日規程第 48 号	

(趣旨)

第 1 条 東京農工大学学則(以下「学則」という。)第 51 条第 4 項、第 71 条第 7 項及び第 72 条第 3 項の規定に基づき、東京農工大学大学院連合農学研究科(以下「研究科」という。)の教員組織、教育課程及び履修方法並びに学位論文の提出時期及び審査方法等、及びその他必要な事項については、この規則の定めるところによる。

(教員組織)

第 2 条 研究科の教員組織は、研究指導を担当する教員(以下「指導教員」という。)及び、指導を補助する教員(以下「指導補助教員」という。)をもって編成する。

2 前項に規定する指導教員は、主指導教員として学生の論文指導並びに研究指導に当たる資格を有する教員(以下「主指導教員資格者」という。)及び主指導教員を補佐して学生の研究指導に当たる資格を有する教員(以下「指導教員資格者」という。)に区分するものとする。

3 連合農学研究科長(以下「研究科長」という。)は、第 1 項に規定する教員(以下「研究科教員」という。)からなる組織及びその研究指導等の現状を、連合農学研究科教員台帳(別紙様式 1 又は別紙様式 3)により、明らかにしておくものとする。

4 研究科長は研究科教授会の議を経て、学生 1 人について主指導教員資格者から主指導教員 1 名を、主指導教員資格者又は指導教員資格者から副指導教員 2 名を指名するものとし、必要と認める場合は指導補助教員を配置するものとする。

5 研究科教員のうち研究科の専任の教授は、研究科長補佐として入学希望者(外国人留学生となることを希望する者を含む。)に対する志願及び履修の指導並びに学生が配置された大学間における教育・研究上の問題に関する調整等を行うものとする。

6 指導教員は授業担当教員を兼ねるものとする。

7 研究科教員は、第 5 項に規定する研究科長補佐を除き、各構成大学を本務とし、研究科に兼職又は兼務させる。

(授業科目等)

第 3 条 研究科の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 研究科の学生は、必修科目 9.5 単位及び選択科目 2.5 単位以上をあわせて 12 単位以上を修得しなければならない。

3 研究科の留学生特別プログラムにより入学した学生のうち、本学環境リーダー育成センター(以下「センター」という。)が運営する現場立脚型環境リーダー養成コースを履修する者は、前項に定めるもののほか、センターが定めるコース修了に必要な単位を修得しなければならない。

4 授業科目の履修方法については、別に定める。

(履修科目の申告)

第4条 学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を所定の期間内に、主指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

2 学生は、主指導教員が教育研究上有益と認めるときは、本学の工学府、農学府、生物システム応用科学府又は学部の授業科目を履修することができる。この場合、当該授業科目を開講する部局長の承認を受けた上、研究科長の承認を受けなければならない。(他の大学院等の単位の修得)

第5条 学則第76条及び第76条の2(それぞれ第3項を除く。)の規定により他の大学院の博士課程において修得した単位がある場合は、2単位を限度として、第3条第2項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。

2 前条第2項の規定により本学の工学府の博士後期課程又は生物システム応用科学府の博士後期課程若しくは一貫制博士課程(3年次から5年次までに限る。)において修得した単位がある場合は、2単位を限度として、第3条第2項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。

3 学則第79条第1項の規定により、入学前の既修得単位の認定を受けようとする者は、入学時に研究科長に願い出なければならない。

(単位修得の認定)

第6条 単位修得の認定は、授業担当教員が行う。

第7条 履修した授業科目の成績は、S、A、B、C、Dの評語であらわし、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

(研究題目の届出)

第8条 学生は、主指導教員の指示に従い研究題目を定めたときは、速やかに研究題目届(別紙様式2)により研究題目及び研究計画を主指導教員に届け出なければならない。研究題目を変更するときも同様とする。

2 前項の届出を受けた主指導教員は、研究科長に届け出るものとする。

(学位論文の提出等)

第9条 学生及び東京農工大学学位規程(以下「学位規程」という。)第6条ただし書に規定する者は、所定の期日までに、論文審査に関する申請書に、学位論文、学位論文要旨等を添え、主指導教員を経て研究科長に提出するものとする。

2 学位規程第5条及び第6条本文の規定により学位の授与を申請しようとする者は、随時、論文審査に関する申請書に、学位論文、学位論文要旨等を添え、学位論文に関係

ある専攻分野の主指導教員資格者に提出し、研究科長を経て学長に申請するものとする。

(審査の付託)

第10条 研究科長は、前条第1項の規定による申請を受理したとき又は学位規程第8条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、研究科教授会(研究科教授会からあらかじめ権限を委譲された場合の機関を含む。以下第11条第1項において同じ。)にその審査を付託するものとする。

(審査委員及び最終試験等)

第11条 研究科教授会は、前条の規定による審査を付託されたときは、学位規程第11条第2項の規定により審査委員を選出し、その審査に当たらせるものとする。

- 2 審査委員は、所定の期間内に学位論文の審査、最終試験又は学力の確認を行い、その結果を研究科教授会に報告しなければならない。
- 3 最終試験は学位論文を中心として関連ある科目又は専門分野等について、学力の確認は学位論文に関連ある専門分野及び外国語について、口頭又は筆記により行うものとする。
- 4 この規程に定めるもののほか、学位論文の提出、論文の審査、最終試験又は学力の確認の実施等に関し必要な事項は、別に定める。

(課程修了又は学位授与の議決)

第12条 研究科教授会は、前条第2項の報告に基づき、課程修了の認定又は学位授与の可否を議決するものとする。

- 2 前項の可決は、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

(学位論文の保存)

第13条 学位授与の基礎となった論文(以下「博士論文」という。)の正本は、本学図書館に保存するものとする。

- 2 前項に規定する博士論文の正本は電子データによるものとし、併せて副本1部を印刷製本し研究科において保存するものとする。

第14条 この規程に定めるもののほか、研究科の教育研究指導に関し必要な事項は、研究科教授会の議を経て別に定める。

- 2 研究科に関する事務は、東京農工大学府中地区事務部連合農学研究科事務室で処理する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日)

- 1 この規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 3 月 31 日現在在学している者の共通ゼミナール(一般、特別)及び時間については、施行後の規定にかかわらず従前の例による。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日 23 連教規則第 1 号)

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 5 月 1 日 23 連教規則第 2 号)

この規則は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日 24 連教規則第 1 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 10 月 28 日連規則第 1 号)

この規則は、平成 25 年 10 月 28 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日連規則第 1 号)

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 10 月 1 日連規則第 2 号)

- 1 この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 9 月 30 日現在在学している者の授業科目の名称及び単位数並びに必修又は選択の別、教育課程については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日連規則第 1 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条第 2 項の改正規定は、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 7 月 1 日規程第 48 号)

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

別表(第3条関係)

教育課程表

研究科共通科目

区分	授業科目	単位数
研究科共通科目	◎総合農学概論 I(日本語)	1
	◎総合農学概論 II(英語)	1
	コミュニケーション演習(英語)	1
	海外フィールド実習	1
	海外短期集中コース	1
	イノベーション推進特別講義 I	1
	イノベーション推進特別講義 II	1
	イノベーション推進特別講義 III	1
	イノベーション推進特別講義IV	1
	イノベーション推進特別講義V	1
外国人留学生特別プログラム科目	△外国人留学生特別セミナーI	0.5
	△外国人留学生特別セミナーII	0.5
	△外国人留学生特別セミナーIII	0.5
	△外国人留学生特別セミナーIV	0.5
	△外国人留学生特別セミナーV	0.5
	△グリーンクリーン食料生産特論 I	0.5
	△グリーンクリーン食料生産特論 II	0.5

備考

- ◎印の科目は、選択必修科目とし、この中から1単位以上修得すること。
- 無印の科目は、選択科目
- △印の科目は、外国人留学生特別プログラム学生の選択必修科目とし、この中から2単位以上修得すること。このうち、グリーンクリーン食料生産特論 I 及び II については、1科目0.5単位のみ第3条第2項に規定する単位数に算入することができる。

生物生産科学専攻

大講座名	科目区分	授業科目	単位数
植物生産科学	研究交流科目	○植物生産科学合同セミナー	0.5
	専門分野科目	植物機能形態学特論	0.5

		植物生産生理学特論	0.5
		植物遺伝育種学特論	0.5
		植物生産環境学特論	0.5
	論文研究等	○植物生産科学特別演習	2
		○植物生産科学特別研究	6
動物生産科学	研究交流科目	○動物生産科学合同セミナー	0.5
	専門分野科目	動物機能形態学特論	0.5
		動物栄養飼料学特論	0.5
		動物育種繁殖学特論	0.5
		動物衛生管理学特論	0.5
	論文研究等	○動物生産科学特別演習	2
○動物生産科学特別研究		6	
生物制御科学	研究交流科目	○生物制御科学合同セミナー	0.5
	専門分野科目	応用昆虫学特論	0.5
		植物病理学特論	0.5
		昆虫生理生化学特論	0.5
		植物制御科学特論	0.5
		生物制御化学特論	0.5
	論文研究等	○生物制御科学特別演習	2
○生物制御科学特別研究		6	

備考

- 1 ○印の科目は、必修科目
- 2 無印の科目は、選択科目

応用生命科学専攻

大講座名	科目区分	授業科目	単位数
応用生物化学	研究交流科目	○応用生物化学合同セミナー	0.5
	専門分野科目	分子生理学特論	0.5
		先端生命科学特論	0.5
		細胞工学特論	0.5
		微生物利用学特論	0.5
	論文研究等	○応用生物化学特別演習	2
○応用生物化学特別研究		6	
生物機能化学	研究交流科目	○生物機能化学合同セミナー	0.5
	専門分野科目	生体物質科学特論	0.5
		食品機能科学特論	0.5

		生物活性物質化学特論	0.5
		生体分子解析学特論	0.5
	論文研究等	○生物機能化学特別演習	2
		○生物機能化学特別研究	6

備考

- 1 ○印の科目は、必修科目
- 2 無印の科目は、選択科目

環境資源共生科学専攻

大講座名	科目区分	授業科目	単位数
森林資源物質科学	研究交流科目	○森林資源物質科学合同セミナー	0.5
	専門分野科目	森林生産保全学特論	0.5
		森林バイオマス学特論	0.5
		資源物質科学特論	0.5
		資源保全学特論	0.5
	論文研究等	○森林資源物質科学特別演習	2
○森林資源物質科学特別研究		6	
環境保全学	研究交流科目	○環境保全学合同セミナー	0.5
	専門分野科目	環境生態系保全学特論	0.5
		環境動物保全学特論	0.5
		環境植物保全学特論	0.5
		環境微生物保全学特論	0.5
	論文研究等	○環境保全学特別演習	2
○環境保全学特別研究		6	

備考

- 1 ○印の科目は、必修科目
- 2 無印の科目は、選択科目

農業環境工学専攻

大講座名	科目区分	授業科目	単位数
農業環境工学	研究交流科目	○農業環境工学合同セミナー	0.5
	専門分野科目	生産基盤環境工学特論	0.5
		地域環境科学特論	0.5
		生産環境システム学特論	0.5
		生物環境制御学特論	0.5

	論文研究等	○農業環境工学特別演習	2
		○農業環境工学特別研究	6

備考

- 1 ○印の科目は、必修科目
- 2 無印の科目は、選択科目

農林共生社会科学専攻

大講座名	科目区分	授業科目	単位数
農林共生社会科学	研究交流科目	○農林共生社会科学合同セミナー	0.5
	専門分野科目	共生社会システム学特論	0.5
		農業経営経済学特論	0.5
		フードシステム学特論	0.5
		資源経済学特論	0.5
	論文研究等	○農林共生社会科学特別演習	2
		○農林共生社会科学特別研究	6

備考

- 1 ○印の科目は、必修科目
- 2 無印の科目は、選択科目

連 合 農 学 研 究 科 教 員 台 帳

台帳番号第 号

修士課程	氏 名		生 年 月 日		所 属 大 学 等		定 年 予 定	
			昭和 平成	年 月 日	茨 城 宇 都 宮 大 学 東 京 農 工	専 攻	大 講 座	年 月 日
連合農学研究科	区分	始 期 等		専 攻	大 講 座	主・副等の別	承 認 機 関 等	
	異 動	年 月 日 ~						
		年 月 日 ~						
		年 月 日 ~						
年 月 日 ~								
研究分野等	分 野			教 育 研 究 分 野			始 期	
							年 月 ~	
							年 月 ~	
							年 月 ~	
学生指導担当歴	担 当 期 間		主・副の別	学生氏名	研 究 題 目	他 の 指 導 教 員 名		
	年 月 日 ~ 年 月 日					氏 名		氏 名
	年 月 日 ~ 年 月 日							
	年 月 日 ~ 年 月 日							
	年 月 日 ~ 年 月 日							

(注) 区分異動欄の「主・副等の別」にはD・・D合及び科長・専攻主任・代議委員の別を記入する。

別紙様式2

平成 年 月 日

東京農工大学大学院
連合農学研究科長 殿

____年度入学
____専攻 _____大講座
____氏名

研 究 題 目 届

研究 題目			
研究 計画	-----		

指導 教員 確 認	(主) 大学 ①	(副) 大学	(副) 大学

連 合 農 学 研 究 科 教 員 台 帳

台帳番号第 号

修士課程	氏 名		生 年 月 日		所 属 大 学 等		定 年 予 定	
			昭和 平成	年 月 日	茨 城 宇 都 宮 大 学 東 京 農 工	専 攻	大 講 座	年 月 日
連合農学研究科	区分	始 期 等		専 攻	大 講 座		承 認 機 関 等	
	異 動	年 月 日 ~						
		年 月 日 ~						
		年 月 日 ~						
年 月 日 ~								
研究分野等	分 野			教 育 研 究 分 野			承 認 機 関 等	
							年 月 ~	
							年 月 ~	
							年 月 ~	
学生指導補助担当歴	担 当 期 間		指 導 の 補 助	学 生 氏 名	研 究 題 目		主 指 導 教 員 名	
	年 月 日 ~ 年 月 日							
	年 月 日 ~ 年 月 日							
	年 月 日 ~ 年 月 日							

東京農工大学学生生活心得

(学生証の所持)

第1条 学生は、学生証を常に所持するとともに、本学関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 学生証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 学生証を所持しない者については、教室、図書館等の本学施設の使用を禁止することがある。

(学生証の取扱い)

第2条 学生証を紛失したときは、直ちに学生証紛失届・再交付願を提出し、再交付を受けなければならない。

2 卒業、退学等により学生の身分を失ったときは、学生証を返付しなければならない。

(学生カード)

第3条 新たに本学学生となる者は、所定の学生カードに住所及び家族状況等本人の身上に関する事項を記入し、本人の写真を貼付して、入学手続き時に学長に提出しなければならない。

2 前項の学生カードの記載事項に変更があったときは、当該学生は、直ちにその旨を届け出なければならない。

(健康診断)

第4条 学生は、大学が行う健康診断を受診しなければならない。

2 学生は、健康診断の結果、大学が必要と認めた健康上の指示に従わなければならない。

(団体の設立)

第5条 学生が、学内において団体を設立しようとするときは、所定の学生団体設立願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の団体の設立にあたっては、原則として、本学の教職員のうちから顧問教員を定めなければならない。

(学外団体への加入)

第6条 学生が学内において設立した団体が学外の団体に加入しようとするときは、あらかじめ所定の学外団体加入願に第5の2に規定する顧問教員の署名を受け、当該学外団体の規約を添え、学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(集会の許可)

第7条 学生又は学生の団体が学内において集会を開催しようとするときは、あらかじめ責任者を定め、所定の学生集会願を開催の5日前(休日は、期間に算入しない。)までに学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の学生集会願を提出しようとするときは、あらかじめ当該集会を開催しようとする場所の使用について、当該場所の管理者の承認を得なければならない。

(集会の制限)

第8条 学生又は学生の団体は、学内において特定の政党又は宗教団体に係る活動を目的とする集会を開催することができない。

(留意事項)

第9条 学生又は学生の団体が、学内において集会を開催するときは、教職員の指示に従うとともに、大学の教育研究に支障を生じさせ、若しくは大学の施設、設備及び環境を損なうことがないようにしなければならない。

(集会の報告)

第10条 集会の責任者は、集会の終了後、直ちにその状況等を学長に報告しなければならない。

(集会の禁止又は解散)

第11条 集会の責任者又は参加者が、国立大学法人東京農工大学学則又は学内諸規則に違反した行為を行い、若しくは大学の指示に従わないときは、学長は、その集会の開催の禁止又は集会の解散を命ずることがある。

(掲示の許可)

第12条 学生又は学生の団体が、学内において文書、ポスター、立看板等(以下「文書等」という。)を掲示しようとするときは、所定の文書等掲示・配布願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 学長は、前項の規定により掲示を許可した文書等に掲示承認印を押印する。

(掲示の制限)

第13条 学生又は学生の団体は、学内において特定の政党又は宗教団体に係る活動を目的とし、若しくは他人の名誉を傷つけることを目的とする文書等を掲示することができない。

(印刷物の配布)

第14条 学生又は学生の団体が、学内において文書、図書その他の物品を配付しようとするときは、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

(募金、販売等)

第15条 学生又は学生の団体が、学内において募金、販売等の金銭上の収受を伴う行為をしようとするときは、あらかじめ責任者を定め、学長の許可を受けなければならない。

(施設の利用)

第16条 学生又は学生の団体が、施設を利用しようとするときは、当該施設の利用に係る規則の定めるところに従わなければならない。

(行為の禁止)

第17条 学生及び学生の団体の行為が、学内の秩序を乱すおそれがあると認めるときは、これを禁止する。

VI

参 考

1. 平成29年度 年間カレンダー

区分	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
前 学 期	4						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
							前学期 閉学 記念日																								
5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
6																															
7																															
8																															
9																															

注)

1. 年度の途中で日程を変更することがある。
2. 「生物システム応用科学府」（「共同先進健康科学専攻」を除く）では、四学期制を採用する。ただし、原則的に学府及び学部に通ずる学年暦を準用する。
3. 「工学府産業技術専攻」では、学府及び学部に通ずる学年暦を原則的に準用するが、夜間及び土曜日の開講を考慮し、多少変更することがある。
4. 「共同獣医学科」では、学府及び学部に通ずる学年暦を原則的に準用するが、岩手大学との授業実施の必要性を考慮し、多少変更することがある。

2. 東京農工大学歌

東京農工大学歌

野上 彰 作詞
長谷川良夫 作曲

Tempo di Marcia (はぎれよく)

れ き し を こ え て 一 れ き し を き ず
 き せ い き を ふ み て せ い き を に の
 う さ だ め う け し わ れ ら わ れ ら 一
 あ ま が け り ゆ く あ お た か よ し ん り の ひ か り に
 は ば た き て ん ぎ じ ゅ つ の ほ の 一 お に み を つ つ め 農
 工 農 工 農 工 だ い 学 (ga-k) 農
 工 農 工 農 工 だ い 学 (ga-k) 学 (ga-k)

- 1 歴史を超えて 歴史を築き
 世紀を踏みて 世紀をにのう
 運命うけし われらわれら
 天翔けりゆく 青鷹よ
 真理の光に 羽ばたきて
 技術の炎に 身をつつめ
 農工 農工 農工大学
 農工 農工 農工大学
- 2 希望の雲に 希望の虹を
 生命の幹に 生命の花を
 かかげひらく われらわれら
 望めば遠き むさし野の
 涯なき空を 仰ぎては
 理想のともしび 押し立てよ
 農工 農工 農工大学
 農工 農工 農工大学
- 3 世界に広く 心の窓を
 文化の森に 叡智の道を
 開き造る われらわれら
 かがやく未来の あげぼのに
 伝統の旗を 振りかざし
 足音高く 進み行け
 農工 農工 農工大学
 農工 農工 農工大学

3. 所在地一覧

名 称		住 所	電話番号
本部		東京都府中市晴見町3-8-1	〒183-8538 042-367-5504
工学研究院・工学府・工学部		東京都小金井市中町2-24-16	042-388-7003
附属ものづくり創造工学センター			042-388-7102
農学研究院・農学府・農学部		東京都府中市幸町3-5-8	042-367-5655
附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター			042-367-5811
同 フィールドミュージアム本町		東京都府中市本町3-7-7	〒183-0027 042-361-3316
同 フィールドミュージアム津久井		神奈川県相模原市緑区長竹志田口3657-1	〒252-0154 042-784-0311
同 フィールドミュージアム多摩丘陵		東京都八王子市堀之内1528	〒192-0355 042-676-9933
同 フィールドミュージアム草木		群馬県みどり市東町草木1582	〒376-0302 0277-97-2110
同 フィールドミュージアム大谷山		群馬県みどり市東町神戸277	〒376-0304 0277-97-2110
同 フィールドミュージアム唐沢山		栃木県佐野市栃本町1	〒327-0312 0283-62-0042
同 フィールドミュージアム秩父		埼玉県秩父市大滝瀬平1840-2	〒369-1901 0494-55-0269
附属動物医療センター		東京都府中市幸町3-5-8	〒183-8509 042-367-5785
附属硬蛋白質利用研究施設		東京都府中市幸町3-5-8	〒183-8509 042-367-5791
附属フロンティア農学教育研究センター		東京都府中市幸町3-5-8	〒183-8509 042-367-5655
附属国際家畜感染症防疫教育研究センター		東京都府中市幸町3-5-8	〒183-8509
附属栄町研究圃場		東京都府中市栄町2-13	〒183-0051
生物システム応用科学府		東京都小金井市中町2-24-16	〒184-8588 042-388-7220
連合農学研究科		東京都府中市幸町3-5-8	〒183-8509 042-367-5669
図書館	府中図書館	東京都府中市幸町3-5-8	〒183-8509 042-367-5570
	小金井図書館	東京都小金井市中町2-24-16	〒184-8588 042-388-7167
大学教育センター		東京都府中市晴見町3-8-1	〒183-8538 042-367-5545
同 小金井地区分室		東京都小金井市中町2-24-16	〒184-8588 042-388-7778
先端産学連携研究推進センター		東京都小金井市中町2-24-16	〒184-8588 042-388-7175
国際センター		東京都府中市幸町3-5-8	〒183-8509 042-388-7618
保健管理センター		東京都府中市晴見町3-8-1	〒183-8538 042-367-5548
同 小金井地区分室		東京都小金井市中町2-24-16	〒184-8588 042-388-7171
総合情報メディアセンター		東京都小金井市中町2-24-16	〒184-8588 042-388-7194
同 府中分室		東京都府中市幸町3-5-8	〒183-8509 042-367-5794
学術研究支援総合センター	遺伝子実験施設	東京都府中市幸町3-5-8	〒183-8509 042-367-5563
	機器分析施設	東京都小金井市中町2-24-16	〒184-8588 042-388-7188
科学博物館 本館	本館	東京都小金井市中町2-24-16	〒184-8588 042-388-7163
	分館 近代農学資料展示室	東京都府中市幸町3-5-8	〒183-8509 042-367-5811
	分館 近代農機具展示室	東京都府中市幸町3-5-8	〒183-8509 042-367-5811
環境安全管理センター		東京都府中市晴見町3-8-1	〒183-8538 042-367-5933
放射線研究室 農学部事務所	農学部事務所	東京都府中市幸町3-5-8	〒183-8509 042-367-5655
	工学部事務所	東京都小金井市中町2-24-16	〒184-8588 042-388-7455
女性未来育成機構	府中機構オフィス	東京都府中市幸町3-5-8	〒183-8509 042-367-5945
	小金井機構オフィス	東京都小金井市中町2-24-16	〒184-8588 042-388-7362
環境リーダー育成センター	府中分室	東京都府中市幸町3-5-8	〒183-8509 042-367-5580
	同 小金井分室	東京都小金井市中町2-24-16	〒184-8588 042-388-7659
イノベーション推進機構		東京都府中市晴見町3-8-1	〒183-8538 042-367-5944
テニュアトラック推進機構		東京都府中市晴見町3-8-1	〒183-8538 042-367-5944
グローバルイノベーション研究機構		東京都府中市晴見町3-8-1	〒183-8538 042-367-5944
教員審査機構		東京都府中市晴見町3-8-1	〒183-8538 042-367-5176
学位審査機構		東京都府中市晴見町3-8-1	〒183-8538 042-367-5537
国際交流会館	府中国際交流会館	東京都府中市幸町2-41	〒183-0054 042-367-5550
	小金井国際交流会館	東京都小金井市中町2-24-16	〒184-0012 042-388-7241
学生寮	樺寮(学生寮・男子)	東京都小金井市中町2-24-16	〒184-8569 042-388-7213
	楓寮(学生寮・女子)	東京都府中市幸町2-41	〒183-0054 042-367-5552
	桜寮(学生寮・女子)	東京都小金井市中町2-24-16	〒184-8569 042-388-7213
	檜寮(学生寮・男子・女子)	東京都府中市幸町2-48-1	〒183-0054 042-334-0222
館山荘(アカデミーハウス館山・合宿研修施設)		千葉県館山市正木1256-131	〒294-0051 0470-55-3707
武蔵野荘		東京都府中市晴見町3-8-1	〒183-8538 042-367-5555



^{けやき}
檨の葉に大学の文字を配した本学の徽章
(昭和31年10月制定)

檨は、大空に力強く伸び、本学や我々の未来を示唆している。防風の役目をして役に立つ。檨を吹き抜ける風に乗って大空に羽ばたくなどの意味があるといわれている。